

生活保護関係全国係長会議資料

平成26年3月3日（月）～4日（火）

社会・援護局 保護課

目 次

(説明資料)

- 生活保護法の一部を改正する法律について 3
- その他 18
- 参考資料 23

(文書編資料)

- 1 生活保護法の改正について 29
- 2 切れ目のない就労・自立支援策とインセンティブ強化について 33
- 3 健康・生活面に着目した支援について 38
- 4 不正・不適正受給対策の強化等について 40
- 5 生活保護制度の適正な実施について 45
- 6 医療扶助の適正な実施について 50
- 7 指定医療機関制度の見直し等について 54
- 8 介護扶助の適正な実施について 59
- 9 地方自治体の体制整備等について 62
- 10 平成26年度生活保護基準について 63
- 11 生活保護関係予算について 67
- 12 生活保護関係調査について 73
- 13 生活保護基準の改定に伴う審査請求等について 77
- 14 保護の処分等に関する訴訟の取扱いについて 78

(参考資料)

1	保護の動向について	80
2	医療扶助及び介護扶助の状況	95
3	就労・自立支援の状況	111
4	最低生活費の算定	128
5	不服申立て・訴訟について	141
6	平成26年度生活保護関係会議及び生活保護関係研修会 の実施予定について	146

說 明 資 料

生活保護法の一部を改正する法律について

必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための所要の措置を講ずる。

主な改正内容

1. 就労による自立の促進

- 安定した職業に就くことにより保護からの脱却を促すための給付金を創設する。

2. 健康・生活面等に着眼した支援

- 受給者それぞれの状況に応じた自立に向けての基礎となる、自ら、健康の保持及び増進に努め、また、支出その他生計の状況を適切に把握することを受給者の責務として位置づける。(※)

3. 不正・不適正受給対策の強化等

- 福祉事務所の調査権限を拡大する（就労活動等に関する事項を調査可能とするとともに、官公署の回答義務を創設する。）。
- 罰則の引上げ及び不正受給に係る返還金の上乘せをする。
- 不正受給に係る返還金について、本人の事前申出を前提に保護費と相殺する。
- 福祉事務所が必要と認められた場合には、その必要な限度で、扶養義務者に対して報告するよう求めることとする。

4. 医療扶助の適正化

- 指定医療機関制度について、指定（取消）に係る要件を明確化するとともに、指定の更新制を導入する。
- 医師が後発医薬品の使用を認めている場合には、受給者に対し後発医薬品の使用を促すこととする。(※)
- 国（地方厚生局）による医療機関への直接の指導を可能とする。

施行期日

平成26年7月1日（一部(※)平成26年1月1日）

(注)第183回国会政府提案からの修正点 ・ 同国会（衆議院厚生労働委員会）における議員修正（保護申請に係る取扱い
は現行と変わらない旨を明確化）の反映
・ 施行期日の変更（3か月後ろ倒し）

就労自立給付金について（平成26年7月から実施）

- ◎ 生活保護から脱却すると、税・社会保険料等の負担が生じるため、こうした点を踏まえた上で、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止することが重要である。
- ◎ このため、保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時に支給する制度（就労自立給付金）を創設する。

支給要件

※未確定の内容が含まれており、今後変更の可能性

- 支給方法：保護受給中の収入認定額の範囲内で仮想的に積み立て、保護脱却時に一括支給（※）
- 対象：安定した職業に就いたことにより保護を必要としなくなったと認められたもの
- 支給額：上限額 単身世帯 10万円、多人数世帯 15万円

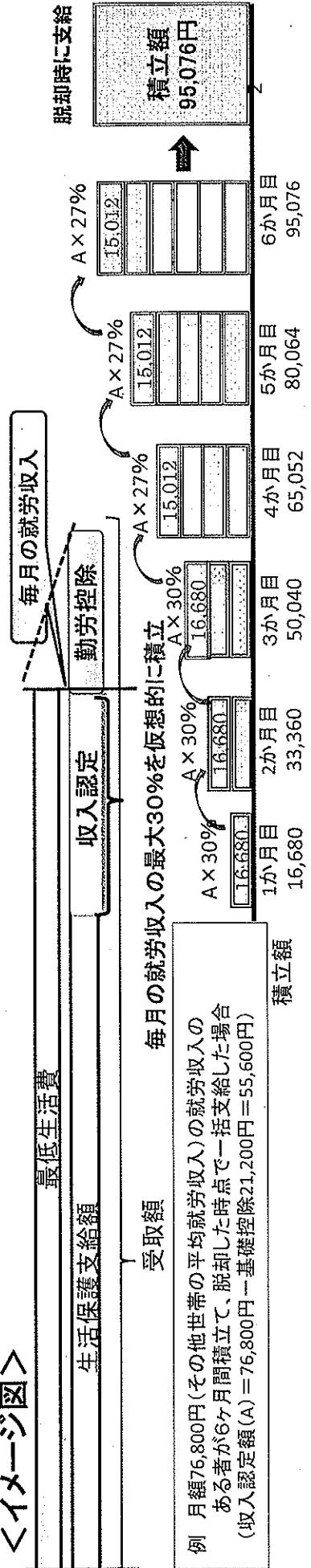
保護脱却後に税・社会保険料等の負担が生じることを念頭に、当該負担増相当額の3箇月程度の補填を想定

- 支給時期：保護脱却時に一括支給
- 再受給までの期間：原則3年間

※（詳細）・支給額は、保護脱却前最大6か月分の収入認定額の一定額（最大30%）（積立額がない場合は支給しない）
 ・毎月積立可能な額は、一般の貯蓄率を考慮して収入認定額の最大30%以内とし、早期脱却を促す観点から就労期間の経過とともに逡減させる。

（積立額：収入認定開始月から 1~3月目収入認定額の30% 4~6月目27% 7~9月目18%、10月目以降12%）

イメージ図



給付金の算定方法について (案)

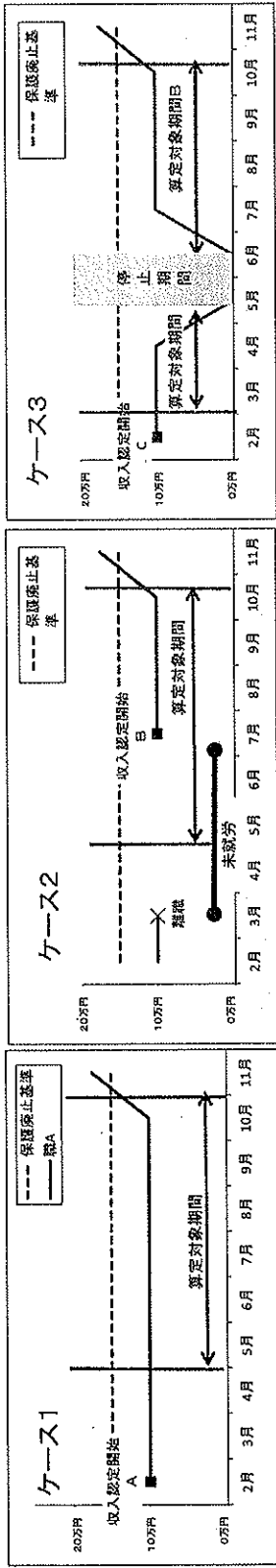
給付金の支給額は、算定対象期間(※1)における各月の就労収入額(※2)に対し、その各月に応じた算定率(※3)を乗じて算定した額と上限額とのいずれか低い方を支給額とする。

- ※1 算定対象期間 保護を必要としなくなったと認められた日から起算して前6か月間の保護支給期間とする。
- ※2 就労収入額 支給対象世帯の世帯員について、就労に伴う収入として収入充当した額とする
- ※3 算定率の考え方
 - ・算定率の起算点は、保護の廃止に至った就労の収入認定開始月とし、1か月目から3か月目までは30%、4か月目から6か月目までは27%、7か月目から9か月目までは18%、10か月目以降は12%とする。
 - ただし、導入当初について、平成25年12月以前から就労収入の認定を開始している場合は、平成26年1月を起算点とする。

(算定例) 複数世帯で、就労収入認定額が毎月10万円である世帯と仮定して算定。

【増収した場合】

○算定対象期間以前より就労していた場合 ○算定期間内に就労開始した場合 ○保護停止期間がある場合 (法第26条による停止)



ケース1：平成26年11月1日保護廃止 (収入認定開始A：算定率の起算点2月)

当該月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	備考
算定期間	算定対象外	算定対象外	算定対象外	算定対象外	算定対象外	算定対象外	算定対象外	算定対象外	算定対象外	
収入認定額	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	支給額は13.5万円
算定率	30% (起算点)	30%	27%	27%	27%	18%	18%	18%	18%	
積立額	—	—	—	2.7万円	2.7万円	2.7万円	1.8万円	1.8万円	1.8万円	

ケース2：平成26年11月1日保護廃止 (収入認定開始B：算定率の起算点)

当該月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	備考
算定期間	算定対象外	算定対象外	算定対象外	算定対象外	算定対象外	算定対象外	算定対象外	算定対象外	算定対象外	
収入認定額	10万円	10万円	無収入	無収入	無収入	10万円	10万円	10万円	10万円	支給額は11.7万円
算定率	30% (起算点)	30%	—	—	—	30% (起算点)	30%	30%	27%	
積立額	—	—	—	—	—	3.0万円	3.0万円	3.0万円	2.7万円	

※算定率は、算定対象期間における就労の収入認定開始月を起算点とする。算定対象期間以前に継続している就労については、算定率に考慮しない。

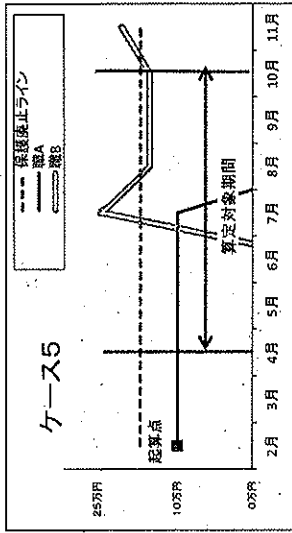
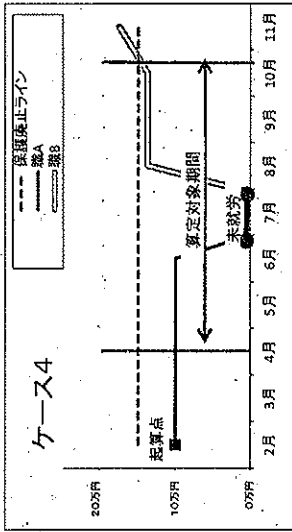
ケース3：平成26年11月1日保護廃止 (前26条に基づき停止期間あり (平成26年5~6月) (収入認定開始Cから通算率起算))

当該月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	備考
算定期間	算定対象外	算定対象外	算定対象外	算定対象外	算定対象外	算定対象外	算定対象外	算定対象外	算定対象外	
収入認定額	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	停止期間を算定対象期間に含めない。支給額は15万円 (上限額)
算定率	30% (起算点)	30%	30%	30%	30%	27%	27%	27%	27%	
積立額	—	—	3.0万円	3.0万円	3.0万円	2.7万円	2.7万円	2.7万円	2.7万円	

※法第27条及び法第28条第5項に基づき指導指示違反等により保護を停止している場合は、停止期間についても算定対象期間に含む。
 (例：5月・6月の保護停止が法第27条に基づき場合は、算定対象期間は5月~10月であり、算定率は、5月~7月(27%)、8~10月(18%)であることから、支給額は13.5万円)

【転職した場合】

- 算定対象期間内に転職した場合
- ※転職前の職Aの収入認定開始月を算定率の起算点として算定



ケース4：平成26年11月1日保護廃止、転職（転職後給与15万円、A社の最終給与6月、B社の初回給与8月）

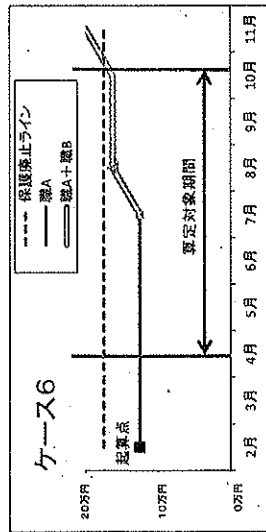
当該月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	備考
算定対象外	算定対象外	算定対象外	算定対象外	算定対象外	算定対象外	無収入	15万円	15万円	15万円	15万円	支給額は13.5万円
収入認定額	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	27%	18%	18%	18%		
通減率	30% (起算点)	30%	30%	27%	27%	27%	18%	18%	18%		
積立額	—	—	—	2.7万円	2.7万円	—	2.7万円	2.7万円	2.7万円		

ケース5：平成26年11月1日保護廃止、転職（転職後給与15万円、A社の最終給与7月、B社の初回給与7月）

当該月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	備考
算定対象外	算定対象外	算定対象外	算定対象外	算定対象外	算定対象外	25万円	15万円	15万円	15万円	15万円	7月は (10万円+15万円) X 27% = 6.75万円 支給額は15万円 (上限額)
収入認定額	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	27%	18%	18%	18%		
通減率	30% (起算点)	30%	30%	27%	27%	27%	18%	18%	18%		
積立額	—	—	—	2.7万円	2.7万円	6.75万円	2.7万円	2.7万円	2.7万円		

【就労に伴う収入源が変動した場合】

- 算定対象期間内に、就労に伴う収入源が1から2以上に変動した場合
- ※職Aに加え、新たに職Bにおける就労収入を得ることとなった場合については、2以上の収入を得ることとなった月以降は就労収入が収入認定額を合算した上で、職Aの収入認定開始月を算定率の起算点として算定



ケース6：平成26年11月1日保護廃止、転職（継続就労の職A:10万円、追加就労の職B:5万円）

当該月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	備考
算定対象外	算定対象外	算定対象外	算定対象外	算定対象外	算定対象外	15万円	15万円	15万円	15万円	15万円	6月以降、(10万円+5万円) X 通減率 支給額は15万円 (上限額)
収入認定額	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	27%	18%	18%	18%		
通減率	30% (起算点)	30%	30%	27%	27%	27%	18%	18%	18%		
積立額	—	—	—	2.7万円	2.7万円	4.05万円	2.7万円	2.7万円	2.7万円		

② 健康・生活面等に着目した支援

◎ 受給者の自立に向けて、自ら、健康の保持及び増進に努め、また、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを受給者の責務として位置づける。

【施行期日：平成26年1月1日】

(参考) 運用における取組

受給者が、自ら、健康の保持・増進や収入・支出等の状況の適切な把握に努めることにあわせて、受給者の取組がより効果的なものとなるよう、次のような健康・生活面等に着目した支援を行う。

① 受給者の健康管理を支援する取組を実施

○ 平成25年度から、福祉事務所における、健康診査結果に基づく保健指導や、受給者の健康や受診に関する相談等に対し助言指導等必要な対応を行う専門の職員の配置など健康面に関して専門的に対応できる体制を強化

○ 福祉事務所の調査権限を強化して健康診査結果等を入手可能にし、それに基づいて、健康面の支援をより効果的に行えるようにする

(注)生活保護は、糖尿病、肝炎といった重症化すると完治が難しい疾病の患者の割合が国民健康保険等に比べて高い。

② 本人の適切な家計管理を支援するための取組を実施

○ 福祉事務所が本人の自立支援の観点から必要と判断した者については、受給者の状況に応じてレシート又は領収書の保存や家計簿の作成を求めめることも可能

③-1 不正・不適正受給対策の強化等(調査権限の拡大や罰則の引上げ等)

◎ 生活保護の不正事案に対しては、適正な保護の実施や、制度への国民の信頼を確保するために、厳正な対処が必要であり、福祉事務所の調査権限の拡大や罰則の引上げ等を実施する。

【施行期日：平成26年7月1日】

主な改正内容

(1) 福祉事務所の調査権限の拡大

- 「資産及び収入」に限定されている調査事項について、就労や求職活動の状況、健康状態、扶養の状況等を追加。また、調査対象者に過去に保護を受給していた者を追加 (※)保護受給期間中の事項に限る
- 福祉事務所が行う官公署等への情報提供の求めに対して回答を義務付ける

(※) 回答義務の対象の例

自動車所有状況(運輸局の自動車登録情報)など資産の状況に関するものや、市町村民税、児童手当、失業等給付、国民年金など収入の状況に関するもの

(2) 罰則の引上げ及び不正受給に係る返還金の上乘せ

- 不正受給の罰則について「3年以下の懲役又は30万円以下の罰金」から「3年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に引上げ
- 不正受給に係る徴収金について100分の40を乗じた金額を上乘せすることを可能とする

(3) 不正受給に係る返還金の保護費との相殺

- 確実な徴収を図る観点から、地方自治体が生活保護受給者に対して不正受給に係る徴収債権を有している場合、本人からの申し出を受け、保護の実施機関が最低限度の生活の維持に支障がないと認められたときは、保護費と調整することを可能とする

(4) 扶養義務者に対する報告の求め

- 福祉事務所が必要と認めた場合には、その必要な限度で、扶養義務者に対して報告するよう求めることとする。

※ 要保護者がDV被害を受けている場合など、真に保護が必要となる者がおそれがある場合は除く。

福祉事務所の調査権限の拡大

第29条第1項 (改正)

- 関係先調査（いわゆる29条調査）の調査対象事項は、以下のとおり拡大。
 ※ 下線部分は、現行からの変更点。

現行		改正後
要保護者についての調査	・資産及び収入	・資産及び収入(①生業若しくは就労又は求職活動の状況、②扶養義務者の扶養の状況、③他の法律による扶助を含む。) ・健康状態 ・他自治体における保護の有無 ・その他政令で定める事項(支出に関する状況を定めることを予定)
扶養義務者についての調査	・資産及び収入	・資産及び収入 ※ 法律上は「その他政令で定める事項」とあるが、現時点では定める予定なし。

(注) 法改正により、被保護者であった者についての調査、被保護者であった者の扶養義務者についての調査もできることとなる。ただし、これらの調査に関しては、資産及び収入の状況その他政令で定める事項は、その保護を受けていた期間における部分に限る。

第29条第2項 (新設)

- 関係先調査が行われた場合、官公署等が保有する情報は、回答義務の対象となる。

種類		情報(調査先)
資産に関する情報		自動保有(地方運輸局) 等
収入に関する情報		公的年金(年金事務所)、恩給(総務省)、児童手当(市町村)、児童扶養手当(福祉事務所)、 労災補償(厚生労働省)、失業手当(ハローワーク)、育児休業給付・介護休業給付(ハローワーク)、職業訓練受講給付金(ハローワーク)、市町村民税(市町村) 等
その他の情報		健康診査の結果(市町村)、戸籍(市町村)、求職活動状況(ハローワーク)、職業訓練の受講状況(都道府県) 等

(注) 官公署等が保有する全ての情報が回答義務の対象となるのではなく、改正法別表第一に掲げるものに限られることに留意が必要。

扶養義務者に関する規定について

基本的な考え方

- ◇ 明らかに生活保護受給者を十分扶養することができると思われる扶養義務者については、その責任を果たしていただきたい。
- ◇ 一方で、行政が家庭の問題に立ち入ることは慎重を期すべきことは当然であり、本当に保護が必要な人が保護を受ける妨げとならないよう、慎重に対応していく必要がある。

扶養義務者への扶養照会※現行でも実施

親子や兄弟姉妹等、一般的に扶養可能性が高い者に対して重点的に行うことが多く、3親等内の親族すべてに一律行っているわけではない。

※要保護者に事情をよく確認し、20年音信不通であるなど、明らかに扶養の履行が期待できない場合や、DVから逃げたなど、扶養を求めることが明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者には照会していない。

※扶養照会より対象が狭まることとなる

扶養義務者への通知

※第24条8項に新設

福祉事務所が家事審判手続を活用してまで費用徴収を行う蓋然性が高いと判断されるような場合等に限定して行うこととする旨、省令で明記する。※扶養照会をしないケースは当然対象とならない。

扶養義務者への報告徴収

※第28条2項に新設

◇ 生活保護法における扶養義務の範囲は、民法上の規定における扶養義務の範囲に等しい。

- ① 夫婦間及び親の未成熟の子に対する関係
 - ② 直系血族及び兄弟姉妹
 - ③ 3親等内の親族(おじ、おば、甥、姪など)のうち特別な事情がある(※)者
- (※)過去にこの要保護者又はその世帯に属する人から扶養を受けるなど

＜参考＞生活保護法改正法（抄）

○扶養義務者への通知に関する規定（新設）

（申請による保護の開始及び変更）

第二十四条（略）

2～7（略）

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもつて厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

○扶養義務者に報告を求める規定（新設）

（報告、調査及び検診）

第二十八条（略）

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のため必要であると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

○扶養義務者に対して、費用徴収を行う規定（現行と変わらず）

（費用の徴収）

第七十七条 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

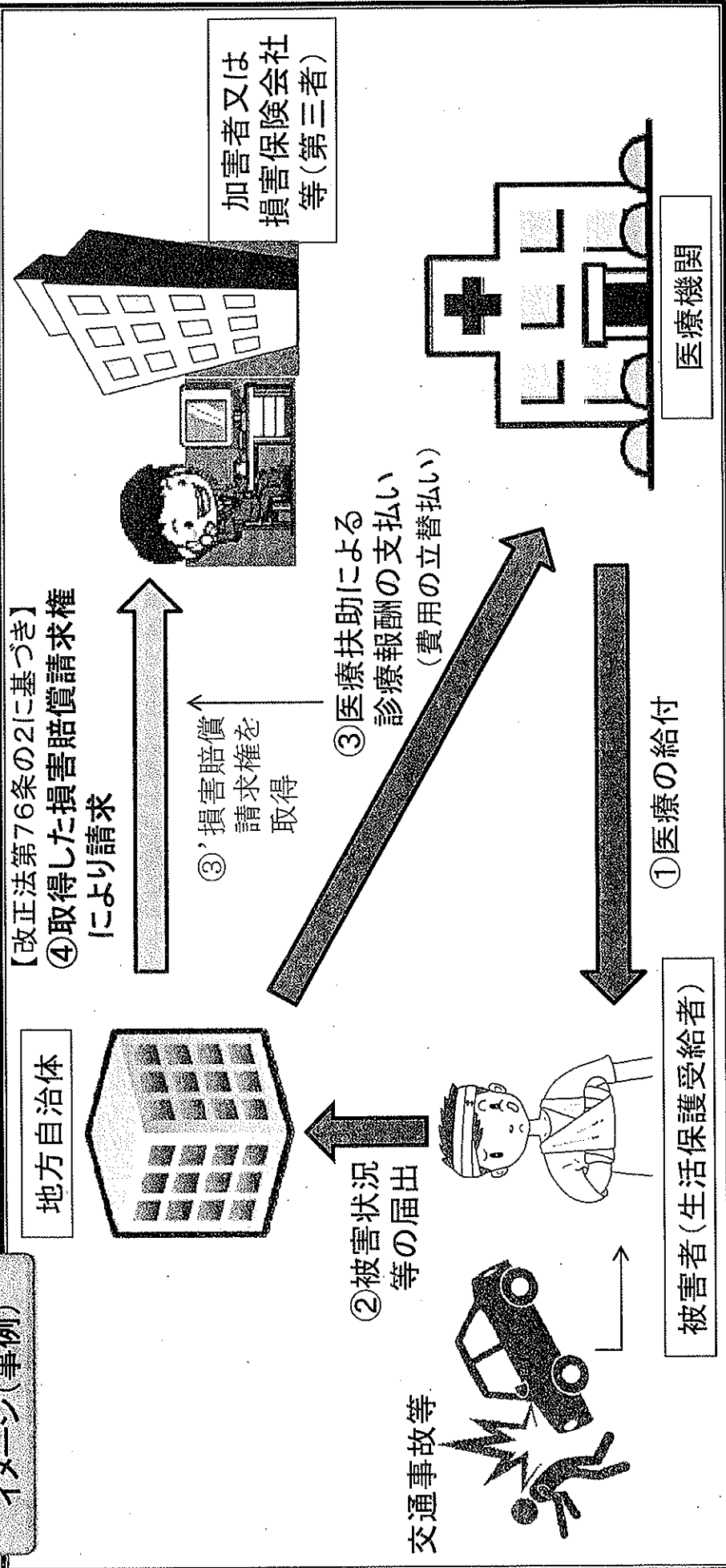
2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。

③-2 不正・不適正受給対策の強化等(第三者行為求償権の創設)

- ◎ 保護の捕捉性の原則に照らせば、交通事故等を原因として生活保護受給者が損害賠償請求権を取得した場合、損害保険会社等に対して損害賠償を請求し、受領した賠償金を医療費を含む最低生活費に充当すべきだが、いったん医療扶助が行われれば、生活保護受給者が、損害保険会社等への損害賠償を請求しない事案が存在。
- ◎ このため、今般の法改正では、医療扶助等の事由が第三者行為によって生じた場合は、地方自治体は、支弁した医療扶助等の限度で、受給者が当該第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する規定を創設。

【施行期日：平成26年7月1日】

イメージ(事例)



④-1 医療扶助の適正化(指定医療機関制度の見直し等)

- ◎ 多くの医療機関では適正な診療が行われている一方、一部で生じている医療機関の不正事案については、厳正な対処が必要であることから、指定医療機関制度の見直しを行うとともに、指導体制を強化する。
【施行期日：平成26年7月1日】

<改正①> 指定医療機関制度の見直し

- **指定医療機関の指定要件及び指定取消要件を明確化。**(法第49条の2、第51条)
 - ・指定要件：保険医療機関であること、取消処分前に指定辞退がなされた場合に5年を経過していること、申請者が禁錮刑以上の刑の執行(猶予)中でないこと等
 - ・取消要件：保険医療機関でなくなったとき、診療報酬の請求に関し不正があったとき等
- **指定医療機関の指定の有効期間(現在は無期限)について、6年間の有効期間(更新制)を導入。**(法第49条の3)
 - ・更新制の対象は病院、診療所、薬局 ※指定介護機関、指定助産機関及び指定施術機関は対象外
 - ・負担軽減の観点から、一部の診療所等について更新の申請を不要とする。
- **指定医療機関又は保険医療機関のいずれかの指定が取り消された際に、両制度間で関連性を持たせて対応。**
 - ・保険医療機関の指定取消 → 指定医療機関の指定取消が可能。(法第51条)
 - ・指定医療機関の指定取消 → 都道府県知事は、保険医療機関の指定取消要件に該当すると疑うに足りる事実があるときは、厚生労働大臣(地方厚生局長)に通知しなければならない。(法第83条の2)
- **過去の不正にも対処できるよう、健康保険の取扱いを参考に、現在対象となっていない指定医療機関の管理者であった者についても報告徴収や検査等の対象とする。**(法第54条)

※ 施行に伴う経過措置

- ・旧法により指定を受けている病院、診療所、薬局、介護機関、助産師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、医師または歯科医師は、施行日において改正法の指定があつたものとみなす。(附則第5条第1項、4項、第6条、第7条) ※はり師及びきゅう師については新規指定が必要。
- ・みなし指定を受けた病院、診療所、薬局は、施行日から1年以内(厚生労働省令で定める期間内)に法第49条の申請をしなければ、指定の効力を失う。(附則第5条第2項)

<改正②> 指定医療機関への指導体制の強化

- **国(地方厚生局)による指導等も実施できるようにする。**(法第54条、第84条の4)
- **各地方厚生局に指定医療機関に対する指導等を行う専門の職員を配置する。**(運用)

指定医療機関制度の見直しに係る経過措置等（今後のスケジュール）

	施行の準備	H26.7.1 (施行日)	H26.7～H27.6	H27.7～
対象機関	H26.4～H26.6	H26.7.1 (施行日)	H26.7～H27.6	H27.7～
指定医療機関 (病院、診療所、 薬局)	【都道府県等本庁】 ○管内の指定医療機関に対し、 指定制度の見直し内容について周知徹底 ・指定申請書類の配布	改正法による指定(みなし指定)	【都道府県等本庁】 ○指定申請受付、指定通知 ○管内の指定医療機関の施行日後1年以内 の指定申請状況及び更新状況を管理する。 【指定医療機関】 ○施行日後1年以内に指定申請を行う。 (指定日はH26.7.1) ○原則として6年毎に指定の更新手続	最初の指定の更新 ※健保の更新日 6年後 指定の更新 ※以後6年毎に更新
指定助産機関 (助産師)、 指定施術機関 (あん摩、 マッサージ指圧 師、柔道整復師)	【都道府県等本庁】 ○管内の指定助産機関、施術機関に対し、 指定制度の見直し内容について周知徹底	改正法による指定(新規指定)	【都道府県等本庁】 ○新規申請に対し、指定申請受付、指定通知	更新制なし
はり師・ きゅう師	【都道府県等本庁】 ○指定申請受付、指定通知 ○登録簿に記載されている管内のはり師・ きゅう師の指定申請状況を管理する。 ※特に、施行日前後で施術が中断されな いよう注意 【はり師・きゅう師】 ○施行日後に法による施術を行えるよう、 新規指定申請を行う。 ※施行日前においても申請は可能 (指定日は施行日以降)	改正法による指定(新規指定)	【都道府県等本庁】 ○新規申請に対し、指定申請受付、指定通知 【はり師・きゅう師】 ○法による施術を行えるよう、新規指定申請を行う。	更新制なし

指定医療機関等情報管理ツールの配布について

- 改正法では、指定医療機関の指定要件に欠格事由（取消後5年間は指定を受けることができない）や指定の更新制（6年毎に指定の更新を受けなければ指定の効力が失効）等が新たに導入される。（※1）
- 都道府県等本庁における指定事務が適切に行われるよう、指定医療機関の指定情報を管理するためのツールを配布する。（※2）

※1 都道府県等本庁では、申請のあった医療機関の開設者や管理者が欠格事由に該当するかの確認や指定の更新時期が近付いた医療機関の確認等、これまでに以上に指定医療機関の情報を適切に管理することが求められている。

※2 都道府県等における情報管理ツールの使用は任意。

情報管理ツールの内容

- ・ Accessファイルで作成され、自治体でカスタマイズが可能。
- ・ 過去5年間に指定取消を受けた医療機関や、その開設者・管理者の情報（氏名）検索機能。
- ・ 指定の更新時期が近い指定医療機関の抽出及び一覧表作成機能。
- ・ 入力画面により医療機関の情報を効率的に入力することが可能。

入力画面より迅速・正確な入力が可能



更新時期が近づいた医療機関等を抽出



④-2 医療扶助の適正化(後発医薬品の使用促進)

◎ 医療全体で後発医薬品の使用促進に取り組む中、医療保険に比べ医療扶助において使用割合が低いといった状況を踏まえ、後発医薬品の使用の促進について法律上明確化する。

【施行期日：平成26年1月1日】

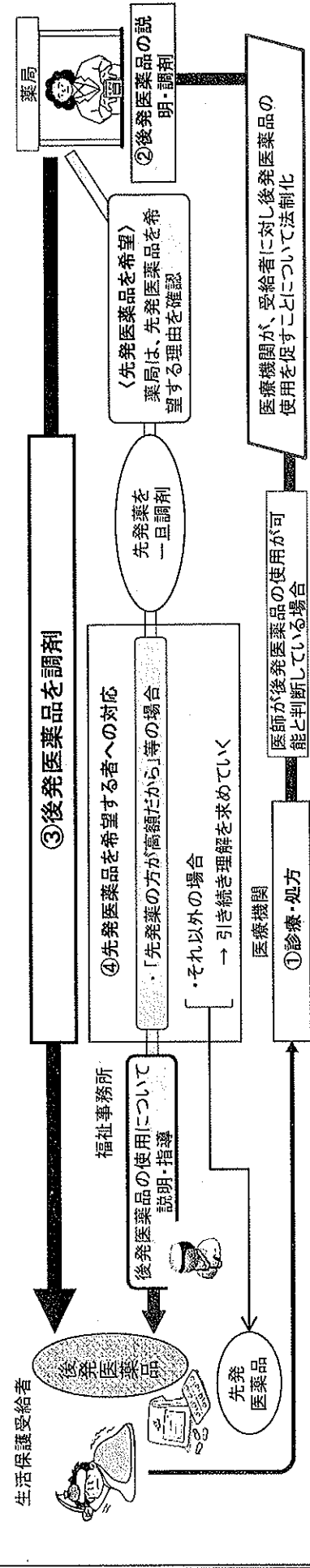
➤ 医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができるものと認められたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことにより医療の給付を行うよう努めるものとする。(法第34条3項)

※ 医療保険に比べて生活保護の使用割合が低い。

	生活保護(金額シェア)	医療保険(金額シェア)
平成22年	7.0%	7.9%
平成23年	7.5%	8.5%
平成24年	8.4%	9.8%

(参考) 後発医薬品使用促進の取組(運用) H25~

- 薬局は、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した処方せん(一般名処方を含む)を持参した受給者に対して、後発医薬品について説明した上で、原則として後発医薬品を調剤する。
- 先発医薬品を希望する受給者に対しては、先発医薬品を一旦調剤した上で、必要に応じて、福祉事務所が引き続き後発医薬品の使用を促していく。



生活保護法の一部を改正する法律（第24条関係抜粋）

参考

改正案	現行
<p>(申請による保護の開始及び変更) 第二十四条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。</p> <p>一 要保護者の氏名及び住所又は居所 二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係 三 保護を受けようとする理由 四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。） 五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項</p> <p>2 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りではない。</p> <p>3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。</p>	<p>(申請による保護の開始及び変更) 第二十四条 (新設)</p> <p>保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。</p>

- 申請の法定化は、第29条(関係先調査)の改正に合わせ、申請時の確認事項についても法理上明確に位置づける必要があるという法制的な観点から規定したもの。
- この法改正によって、申請事項や申請様式をはじめ、事情がある方について認められている口頭申請についても、現行の運用を変えものではない。
- 言うまでもなく、保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことにより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこと。

考え方

生活保護レセプト管理システムの機能強化について

平成24年10月より電子レセプトシステムの抽出機能の強化を実施。

生活保護等版レセプト管理システム
(平成23年度より各自治体で本格運用)

主な点検機能

縦覧点検

受給者ごとに複数月分のレセプトをまとめて、頻回受診等を点検

重複点検

重複して請求されているレセプトを点検

主な統計・分析機能

医療費分析

管内の医療費で上位を占める傷病の割合等を分析

傷病別分析

指定した傷病のレセプト件数、医療費、受診率等を集計

医療機関別分析

医療機関ごとに医療費を集計し、診療状況や医療費などを分析

新たな機能の追加

○ **具体的な指導対象となり得る者を容易に抽出(一覧表を自動作成)できる**
ようにする。

平成24年10月改修済み

◆ **過剰な多剤投与や重複処方を受けている者**

- ・《任意の医薬品(向精神薬はグループ化も可)》について、《一定量(錠、日数、点)》以上の処方を受けている者
- ・《任意の医薬品(向精神薬はグループ化も可)》について、《任意の医療機関数》以上から処方を受けている者

◆ **頻回に受診を行っている者**

- ・同一傷病で、同一月内に《任意の日数》以上受診している状態が、《任意の月数》以上継続している者

◆ **長期外来を行っている者**

- ・同一傷病で、《任意の期間》以上継続して外来受診している者

◆ **長期入院を行っている者**

- ・《任意の期間》以上継続して入院している者

◆ **重複受診を行っている者**

- ・同一傷病で、《任意の期間》内に《任意の医療機関数》以上で受診している者

○ **請求が他に比べて特徴のある医療機関を容易に抽出できるようにする。**

◆ **レセプト1件当たりの請求金額が高い医療機関**

- ・管内の医療機関について1件当たりの請求が高い順に並べた一覧

平成25年3月改修

◆ **特定の診療行為や検査が多く行われている医療機関**

- ・管内の医療機関について《任意の診療行為・検査》の請求が多い順に並べた一覧

○ **自治体からの意見を踏まえ、利便性の向上を図る。**

◆ **レセプトを抽出する際に、自治体が任意に設定条件を追加できるようにする** 等

※抽出されたことをもって不適正ということにはならない点に留意が必要

生活保護受給者に対する適正受診の徹底について

- ・ 同一月に複数の医療機関から向精神薬を処方されている者に対する受診指導について、精神科間の重複処方のみの点検から、全診療科間の重複処方に拡大。【調査対象件数】約2,600人(H22)→約14,000人(H24)
- ・ 診療日数が過度に多い者や長期間入院している者の全員のを対象に、嘱託医協議や主治医訪問により個々の状況を把握した上で、適正受診の徹底や退院に向けた支援を実施。

○ 頻回受診者に対する適正受診指導

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受診状況把握対象者数(同一疾病で月15日以上、通院が3か月以上継続している者数)	17,368人	18,847人	18,969人
適正受診指導対象者数	3,816人	4,273人	4,146人
改善者数(適正な受診日数に改善された者数)	1,271人	1,834人	1,949人
改善者数割合	33.31%	42.92%	47.01%

○ 長期入院患者に対する退院促進

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
検討対象者数(入院180日を超えた者数)	62,495人	62,003人	63,381人
入院の必要がない者数	5,830人	5,981人	5,699人
改善者数(退院や他施設へ入所した者数)	2,684人	2,946人	2,736人
改善者数割合	46.04%	49.26%	48.01%

○ レセプト点検の実施

すべての医療扶助レセプトについて、都道府県及び福祉事務所において、資格点検、内容点検を実施。点検の結果、過誤が認められるレセプトについては遅滞なく過誤調整を行う。なお、平成23年度から電子レセプトにより点検を実施。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
支払金額	1,558,845百万円	1,674,220百万円	1,724,384百万円
過誤調整額	14,219百万円	15,428百万円	16,492百万円
過誤調整率	0.91%	0.92%	0.96%

↑ 電子レセプトシステムを積極的に活用し、効率的・効果的な取組の実施

切れ目のない就労・自立支援とインセンティブの強化について

保護開始直後から脱却後まで、稼働可能な者については、切れ目なく、また、どの段階でも、就労等を通じて積極的に社会に参加し、自立することができるよう支援を実施

① 保護開始段階での取組

○本人の納得を得た集中的支援(25年5月から実施)

働く能力がある等保護受給開始後、一定期間内に就労自立が見込まれる者を対象に、原則6か月以内の一定期間を活動期間とする、受給者主体の自立に向けた計画的な取組についての確認を行い、本人の納得を得て集中的な就労支援を実施

○就労活動促進費の創設(25年8月から実施)

自ら積極的に就労活動に取り組んでいる者に対して、活動内容や頻度等を踏まえて就労活動促進費の支給

・支給金額:月5千円(支給対象期間:原則6か月以内、延長3か月、再延長3か月 最長1年)

・支給要件:被保護者が、福祉事務所と事前確認した活動期間内に保護脱却できるよう、ハローワークにおける求職活動等を月6回以上行っているなど計画的な就労活動に積極的に取り組んでいること

② 保護開始後3～6月段階での取組

○低額であっても一旦就労(25年5月から実施)

それまでの求職活動を通じて直ちに保護脱却可能な就労が困難と見込まれる者については、生活のリズムの安定や就労実績を積み重ねることとでその後の就労に繋がりをやすくする観点から、「低額であっても一旦就労」を基本的考え方とする。

○職種・就労場所を広げて就職活動

希望を尊重した求職活動の結果、就職の目的が立たない場合は、「職種・就労場所を広げて就職活動」を基本とする。

③ 就労開始段階の取組

○勤労控除制度の見直し(25年8月から実施) 就労の意欲が高まるよう、基礎控除のうち、全額控除額の引き上げ及び控除率の定率化最低控除額8千円→1万5千円、一律10%、就労人数が最も多い収入区分 20,000円 控除額15,600円 5,190円増、総数の平均就労収入額 67,000円 控除額20,400円 2,420円増)

④ 保護脱却段階での取組

○就労自立給付金の創設(26年7月から実施)

保護脱却後に税、社会保険料等の負担が生じることを踏まえて、生活保護脱却のインセンティブを強化

・支給金額:上限額 単身世帯10万円、多人数世帯15万円

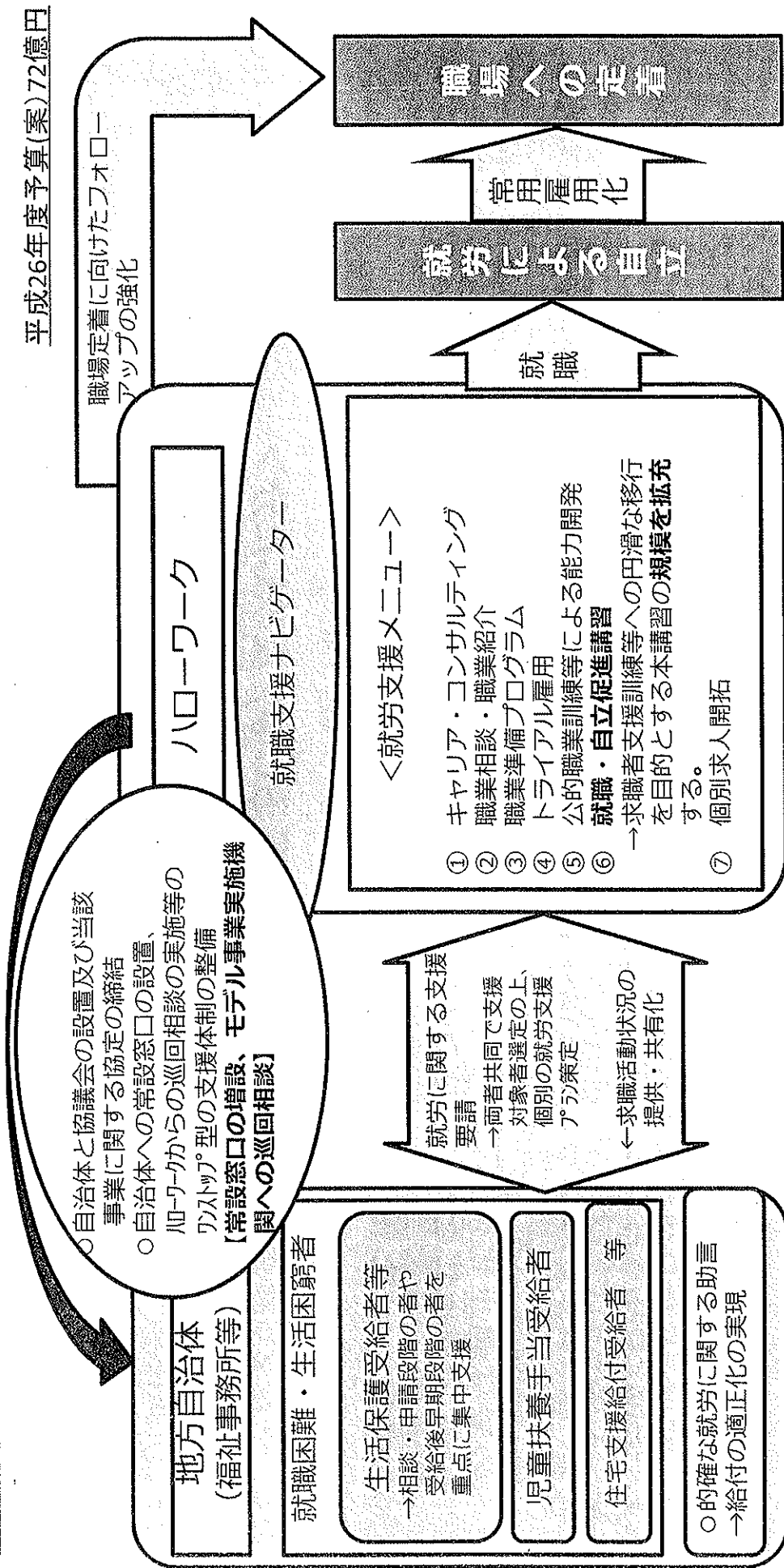
保護脱却前最大6箇月間に勤労収入の一部を積み立てた額(積立可能額は就労期間の長期化とともに逓減)
・支給要件:安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなった者

⑤ 保護脱却後の取組

○新たな相談支援事業の運営機関にその後の支援を繋ぐことで、連続的支援を検討

生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

労働局・ハローワークと地方自治体との協定等に基づき連携を基盤に、生活保護受給者等の就労促進を図る「福祉から就労」支援事業を発展的に解消の上、平成25年度に新たに生活保護受給者等就労自立促進事業を創設。
 さらに、平成26年度は、福祉事務所へ設置するハローワークの常設窓口を増設するとともに、「生活困窮者の自立の支援に関する法律」の円滑な施行（平成27年度～）に向けて、**生活困窮者自立促進支援モデル事業実施機関への巡回相談を実施し、両機関が一体となつた就労支援を推進することにより、支援対象者の就労による自立を促進する。**



平成26年度生活扶助基準額の改定の考え方

<1. 平成25年8月から段階的に実施している生活扶助基準の見直し分>

- 平成25年8月から、生活保護基準部会における検証結果を踏まえ年齢・世帯人員・地域差の歪みを調整するとともに、物価の動向を勘案するという考え方に基つき必要な適正化を3年程度かけて段階的に実施しており、引き続き2年目分の適正化を実施。【影響は世帯構成によって様々】

(※)1年目:H25.8、2年目:H26.4、3年目:H27.4から実施予定

<2. 平成26年度の国民の消費動向の見通し等を反映した分>

- 平成26年度に見通される国民の消費動向(民間最終消費支出の伸び)等を総合的に勘案。【+2.9%】

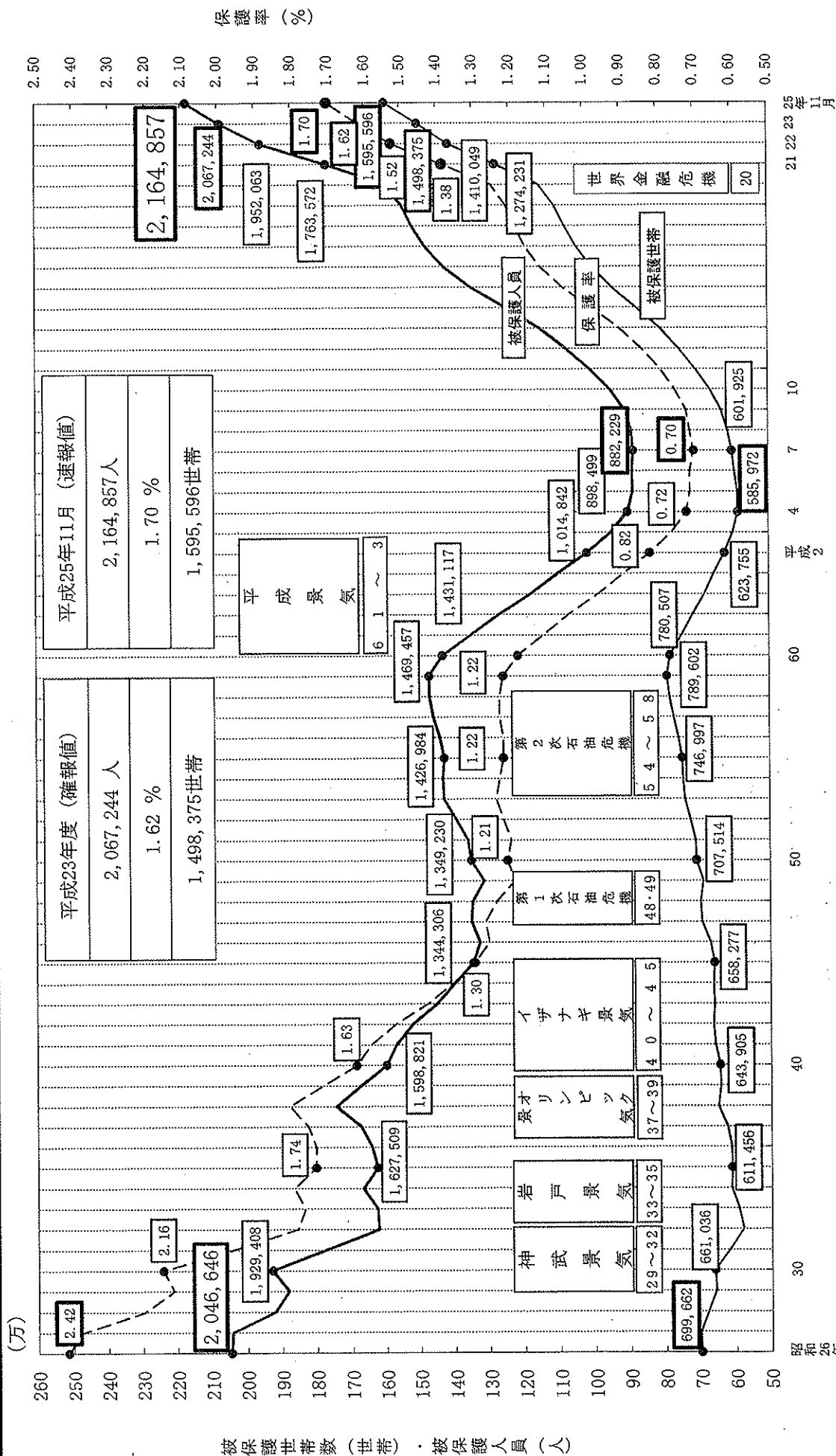
<参考>

- 平成26年度の民間最終消費支出の見通しの伸びには、消費税率の引き上げによる影響も盛り込まれているところ。

料 資 考 參

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

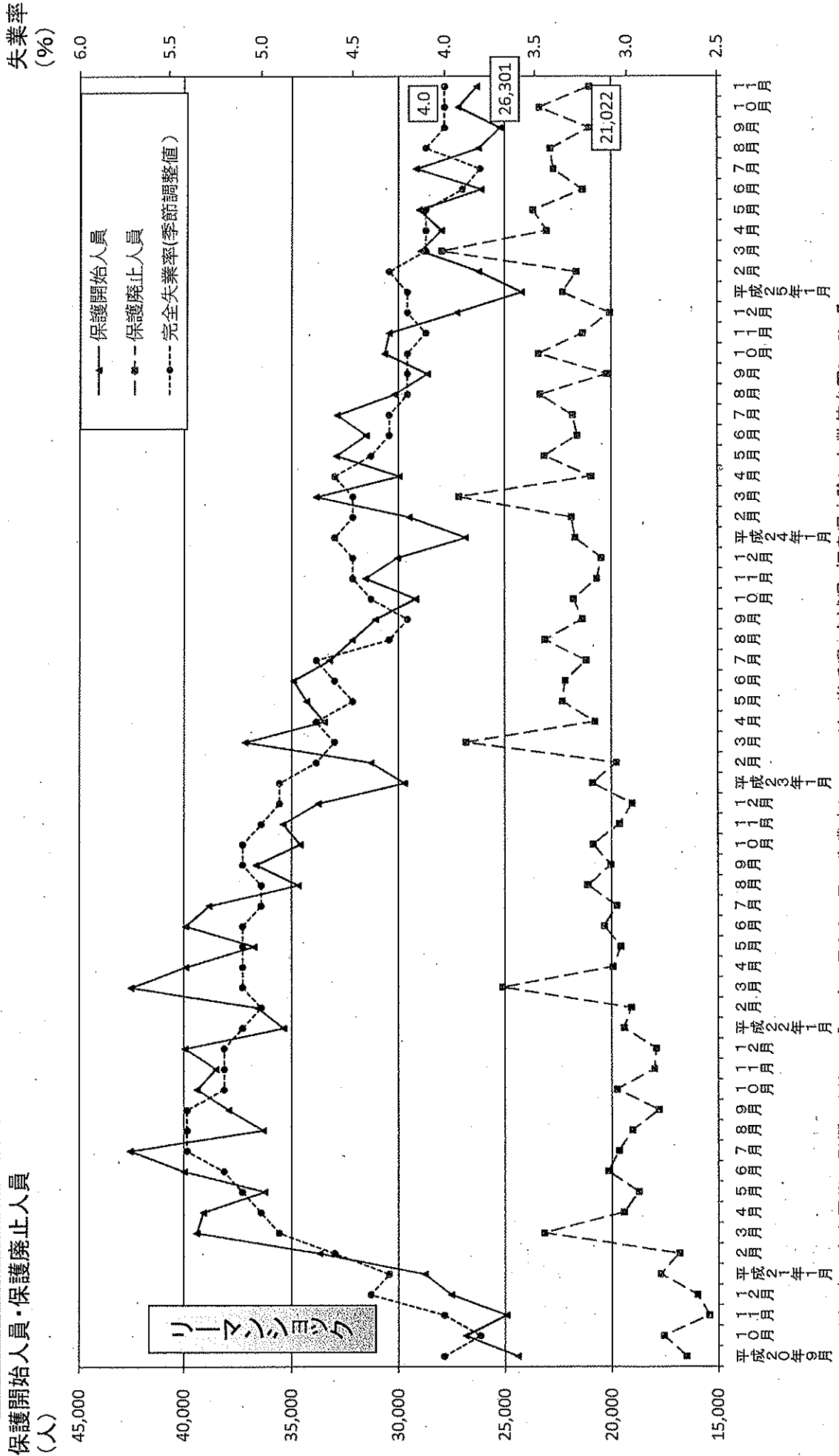
生活保護受給者数は216万人であり、平成23年に過去最高を更新して以降増加傾向が続いている。



資料：被保護者調査より保護率にて作成（平成24年3月以前の数値は福祉行政報告例）

保護開始・廃止人員と失業率の推移

完全失業率と保護開始人員には正の相関関係がある。



(注) 東日本大震災の影響により、平成23年3月から8月の失業率については、岩手県・宮城県・福島県を除いた数値を用いている。
(資料) 福祉行政報告例、被保護者調査(平成24年4月以降)※平成24年4月以降は速報値、労働力調査(総務省)

世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

10年度前と比較すると、特に稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」の割合が大きく増加。

◆平成15年度

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数	939,733	435,804	82,216	336,772	84,941
構成割合 (%)	100	46.4	8.7	35.8	9.0

資料：平成15年度福祉行政報告例

◆平成25年11月 (概数)

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数	1,587,129	720,616	112,302	466,192	288,019
構成割合 (%)	100	45.3	7.1	29.4	18.2

3倍強増

資料：被保護者調査 (平成25年11月概数)

世帯類型の定義

高齢者世帯：男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

母子世帯：死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満

(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯

障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上的障害のため働けない者である世帯

傷病者世帯：世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯

その他の世帯：上記以外の世帯

(参考)

その他の世帯のうち、年齢階級別にみた世帯員の構成割合

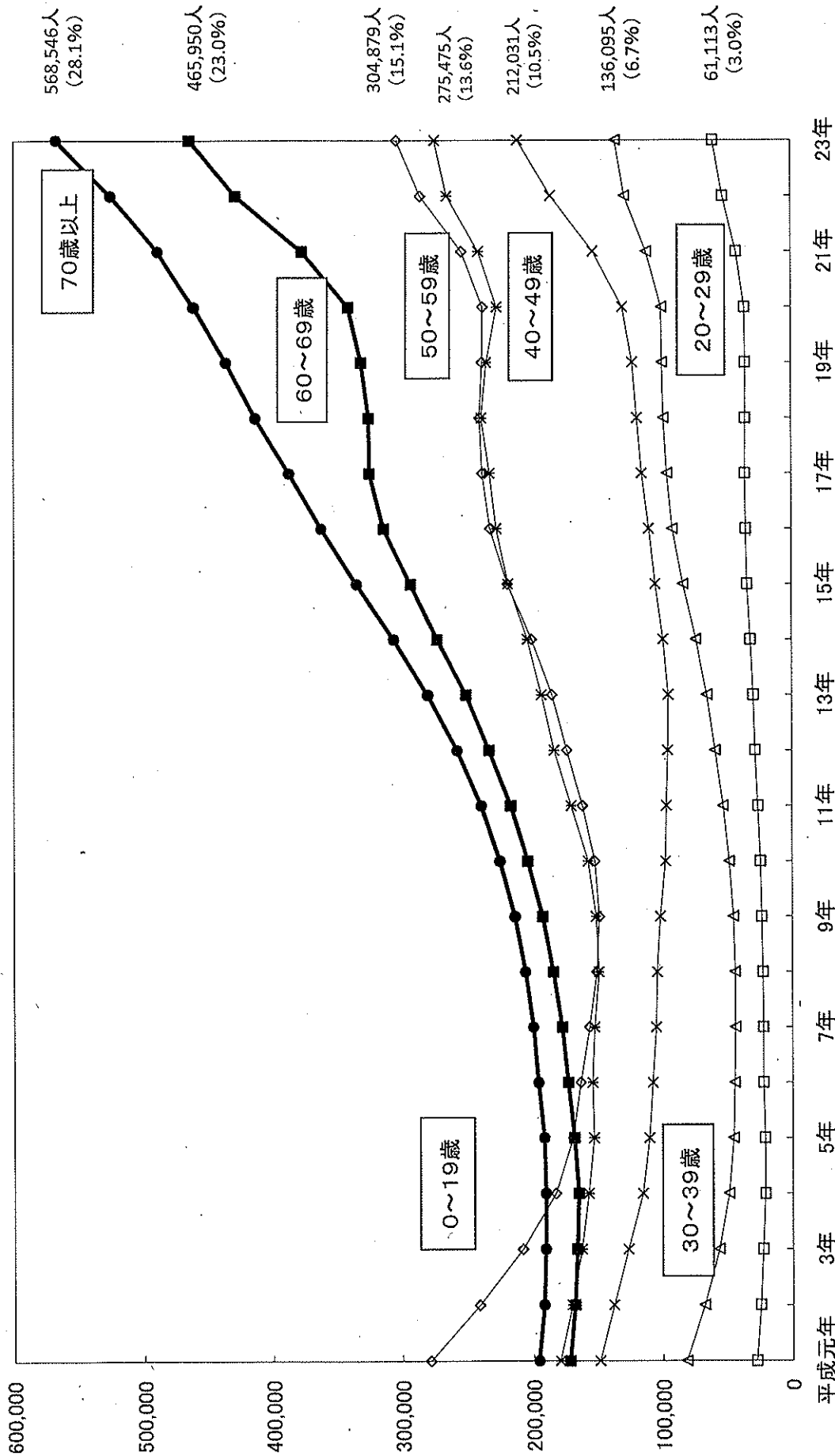
・20～29歳：5.3%

・50歳以上：53.5%

(平成23年)

年齢階層別被保護人員の年次推移

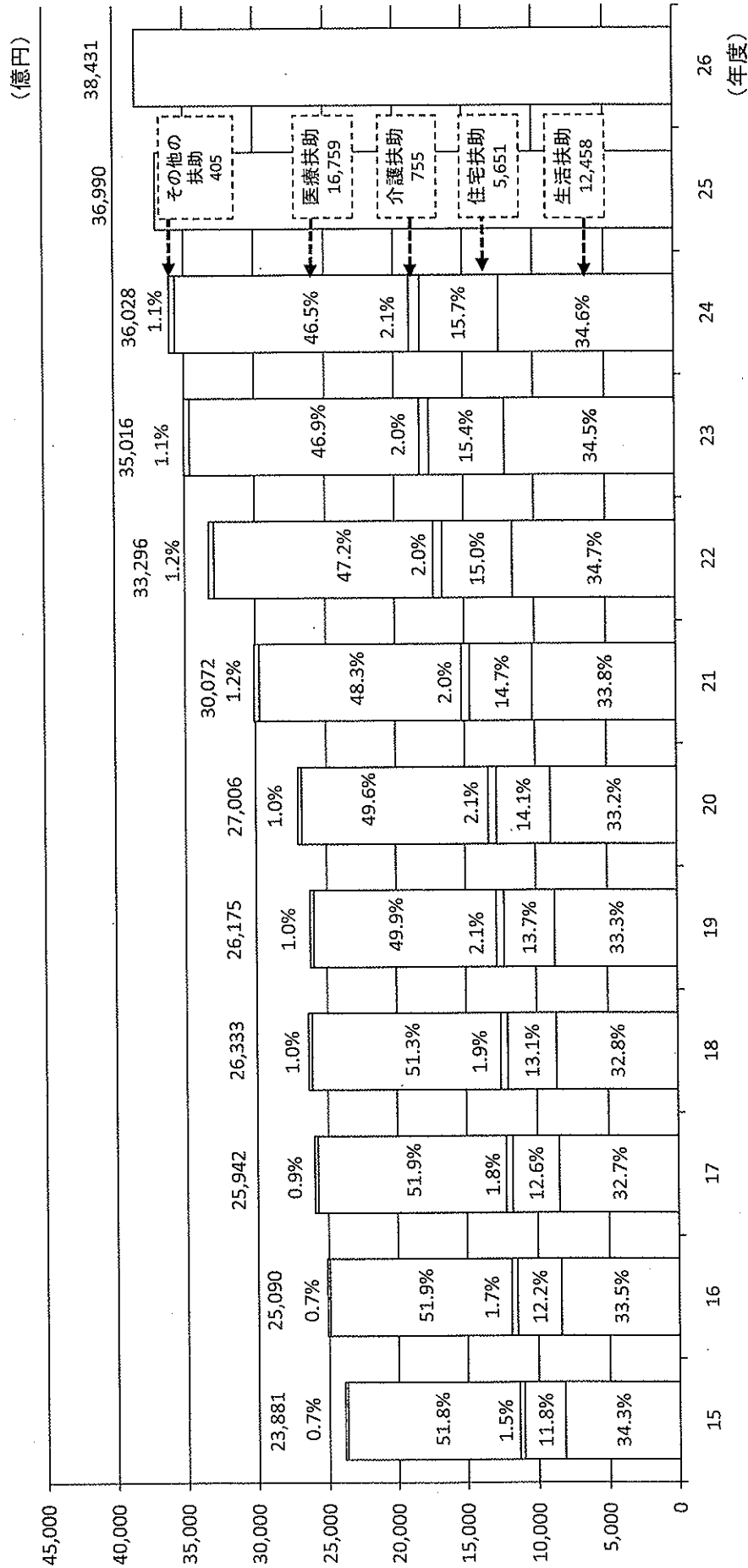
○ 年齢別の被保護人員としては、60歳以上の高齢者の伸びが大きい。
 ○ 被保護人員のうち、全体の約51%は60歳以上の者。



資料:被保護者全国一斉調査(基礎調査)

生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

- 生活保護費負担金(事業費ベース)は3.8兆円(平成26年度予算案)。
- 実績額の約半分は医療扶助。



資料：生活保護費負担金事業実績報告

- ※1 施設事務費を除く
- ※2 平成24年度までは実績額、25年度は補正後予算額、26年度は予算案
- ※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

文 章 編 資 料

1 生活保護法の改正について

(1) 生活保護法の改正の概要について

生活保護制度については、昭和 25 年の改正により現在の制度となって以来 60 年以上の間、抜本的な見直しが行われておらず、

- ・ 生活保護受給世帯が過去最高を更新し、その後も増加傾向にあること、
- ・ 高齢者世帯とともに失業等による生活困窮世帯（その他の世帯）の割合も増加していること
- ・ 医療扶助が生活保護費の約半分を占めていること
- ・ 一部の限られた事案であるが、不正受給事件が依然として起きていること

など、様々な課題が指摘されていたところである。

こうした課題に対応するため、今回の生活保護法の改正については、「社会保障審議会生活困窮者の支援の在り方に関する特別部会報告書」（平成 25 年 1 月 25 日）等を踏まえ、支援を必要とする人に確実に保護を行うという生活保護制度の基本的な考え方は維持しつつ、就労・自立支援の強化、不正受給への厳正な対処、医療扶助の適正化などに資する内容を中心に行うものとしている。

生活保護法の一部を改正する法律については、平成 25 年 5 月に第 183 回国会（常会）へ提出したが、審議未了・廃案となり、その後、所要の修正を加えた上で、同年 10 月に第 185 回国会（臨時会）へ再度提出し、12 月 6 日に成立したところである。

改正法の施行に当たり必要となる準備作業や運用面の詳細などについては、政省令や通知等の案を今般の生活保護関係全国係長会議でお示ししているのでご了知願いたい。

なお、政省令については、現在、パブリックコメント手続を行っており、4 月上旬の公布を目指している。関係通知等についても、政省令の公布後、速やかに発出していきたい。

(2) 保護開始申請と扶養義務の取扱いについて

今般の法改正の内容のうち以下のア及びイに掲げる事項については、特に留意いただきたいと考えているのでよろしく願います。

ア 保護の申請手続の法定化について

今般の生活保護法（以下「法」という。）第 24 条の改正において、保護の開始を

申請する者は、必要な書類を提出しなければならない旨の規定（第1項）を法律上設けることにしているが、こうした規定を設けることにしたのは、法第29条による関係先調査を法律に基づいて実施するのであれば、申請に際してもあらかじめ保護の決定に必要となる事項を法律上明確にする必要があるとの考えにより法制上の整合性を図るためである。

なお、速やかかつ正確な保護の決定のためには、できる限り早期に要否の判定に必要となる資料を提出していただくことが望ましいが、書面等の提出は申請から保護決定までの間でも構わないというこれまでの取扱いには法改正後においても変更はない。

現在でも省令上申請は書面を提出して行うこととされており、申請していただく事項や申請の様式も含め、現行の運用の取扱いをこの規定により変更するものではない。また、資産や収入の状況についても従来から提出を求めているところであり、今回の改正で新たな資料の提出を求める事項はない。

現在、事務連絡に基づき事情がある方に認められている口頭申請についても、その運用を変えることはなく、従来同様に認めることにし、その旨を厚生労働省令で規定する予定としている。

なお、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続についての助言を行うことや、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けないということのないよう、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むべきであることについては、法改正後も何ら変わるものではないので、ご了知いただきたい。

さらに、従前より「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成12年10月25日付社援第2393号厚生省社会・援護局長通知）において、法第23条第1項に基づく生活保護法施行事務監査実施要綱を定め、都道府県及び指定都市が監査を実施する際には、福祉事務所が要保護者に対して①保護申請の意思を確認しているか、②申請の意思が表明された者に対しては、事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか等を確認し、不適切な事例があった場合には是正改善指導を行うこととしているところである。

今後とも上記趣旨を踏まえ、面接相談時における適切な対応の事務処理について、

引き続き福祉事務所に対し必要な指導を行うとともに、法改正後においても適切な窓口対応が行われるよう徹底していただきたい。

イ 扶養義務者への通知及び報告徴収について

生活保護制度では、扶養義務者からの扶養は、受給する要件（前提）とはされていない。この考え方は、扶養義務者が扶養しないことを理由に、生活保護の支給を行わないとした場合には、本人以外の事情によって、本人の生活が立ちゆかなくなることも十分に考えられることによるものである。

一方で、本人と扶養義務者の関係において考慮が必要な特段の事情がない場合であって、扶養が明らかに可能と思われるにもかかわらず、扶養を拒否しているといったケースは、国民の生活保護制度に対する信頼を損なうことになりかねず、適当ではないと考えている。

今般の法改正において保護開始に当たっての扶養義務者への通知の規定（改正法第24条第8項）を創設した趣旨は、保護開始後に、扶養義務者に対する報告徴収（改正法第28条第2項）があり得ることや、家庭裁判所の審判等を経た費用徴収があり得ることなどから、あくまで法制上の整理として、その対象となり得る扶養義務者に対して、事前に親族が保護を受けることを知っておくことが適当との法制的な観点から規定したものであり、扶養は保護の要件ではなく、保護に優先するという考え方を定めるものではない。

扶養の照会は現在でも行っているが、この通知及び報告徴収の対象となり得るのは、福祉事務所が家庭裁判所の審判等を経た費用徴収を行うこととなる蓋然性が高いと判断するなど、明らかに扶養が可能と思われるにもかかわらず扶養を履行していないと認められる場合に限ることとし、その旨厚生労働省令で明記する予定である。さらに、通知等で参考とすべき考え方を示す予定であるが、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該生活保護受給者にかかる扶養手当を受け、さらに税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど十分な資力があることが明らかであること等を福祉事務所が総合的に勘案し、適当と判断される場合が該当すると考えているので、ご了知いただきたい。

他方、先般、福祉事務所が使用している現行の扶養照会書等の中に、生活保護において扶養義務の履行が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある

表現がされている事案が判明した。本事案は、生活保護の業務実施のためにシステム業者が開発したシステムにおいて、当該文言が標準様式として搭載されており、かつ当該様式に不適切な文言が使用されているにもかかわらず、十分に確認することなく使用していたことが原因であったところである。

本事案については、「生活保護法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために使用する扶養照会書等について」（平成25年11月8日付事務連絡）を全国の自治体に送付し、扶養照会書等について確認し、必要な対応を行っていただくよう依頼したところである。このことについては、「生活保護法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために使用する扶養照会書等の対応状況について」（平成25年11月14日付事務連絡）により全国調査を実施するとともに、調査時点で改善していない自治体についても調査後の状況を確認し、すでに全ての自治体で、改善した扶養照会書を別に作成するなど、適切な対応が取られていることを確認したところである。

今般の事案を踏まえて、システムの契約における参考とするとともに、福祉事務所が使用している各種様式等についても、地方自治体が責任を持って不適切な表現をしないよう徹底されたい。

2 切れ目のない就労・自立支援策とインセンティブ強化について

(1) 就労自立給付金の創設について

就労自立給付金については、生活保護を脱却すると、これまで負担のなかった税や社会保険料等の負担が生じるため、脱却直後の生活に不安を感じ、保護脱却をためらう受給者もいることから、脱却後に生じる税等の負担増を緩和し、保護脱却のインセンティブとするとともに、安定的に就労して生活を維持し、再度生活保護に至ることなく着実に自立していただくことを目的に創設したところである。

支給に当たっては、安定した就労の機会を得たこと等により保護脱却に至った際に、保護脱却前最大6か月分の就労収入認定額に対し、その各月に応じた算定率を乗じて支給額を算定するものであるが、対象者や算定方法の考え方等については、別途通知にてお示しする予定である。

平成26年7月1日の施行日より就労自立給付金を支給できるよう、「就労自立給付金の支給に係る事務処理について」（平成25年12月11日付け事務連絡）を参照し、システム改修が必要である場合には、あらかじめシステム改修業者等との調整を十分行うなど事前の準備をお願いしたい。

また、就労自立給付金の支給については、支給機関を都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長としているところであるが、保護と同様に、その管理に属する行政庁（福祉事務所長）に対する委任を行うことができる旨を規定している。都道府県におかれては、委任について規則等で定めている管内実施機関に対して規則の改正等、必要となる手続について、遅滞なきよう周知をお願いする。

(2) 被保護者就労支援事業の創設について

生活困窮者自立支援法の施行に際しては、生活保護受給者も含めた生活困窮者に対して支援策を構築していく必要があるが、法制的な整理として、

- ・ 生活保護受給者を除く生活困窮者については、生活困窮者自立支援法で対応し、
- ・ 生活保護受給者については、生活保護法で対応する

ことを基本としている。

被保護者就労支援事業は、生活保護受給者に対する就労支援の重要性に鑑み、就労支援に関する被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うことを法律上明確に位置づけ、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業に相当する支援

が行えるよう制度化したものである。

なお、事業内容については、生活困窮者自立支援促進支援モデル事業の検証や現在行われているケースワーカーや就労支援員による就労支援の状況を踏まえ、今後詳細について検討することとしている。

また、当該事業については、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業に相当する支援を行うことを想定していることから、国の費用負担の在り方についても同様の3/4負担としているところである。

(3) 早期の集中的な就労・自立支援について

働くことのできる方が、厳しい雇用状況等から働くことができずに保護を受給する場合が増加していることから、これらの方に対しては、その能力を活用していただき、就労できるように積極的に支援し、就労によって保護から脱却していただくことが重要となっている。そのため、平成25年度より運用を見直し、保護からの早期脱却を目指し、保護開始直後から脱却に至るまで集中的かつ切れ目のない支援を行うことにより、被保護者の就労による自立を促進することとしてきたところである。

具体的には、

- ・ 就労自立が見込まれる方については、原則6か月以内に就職することを目指し、本人の納得を得た集中的な支援を実施することを明確化
- ・ 本人の希望を尊重した支援を行っても就労の目途が立たない場合には、本人の意思を尊重しつつ、職種や就労場所等を広げた支援
- ・ それまでの求職活動を通じて、直ちに保護脱却が可能な就労が困難と見込まれる者については、本人の意思を尊重しつつ、短時間・低額でも一旦就労に向けて支援する方針の明確化
- ・ 自ら積極的に就職活動に取り組んでいる場合に、月額5,000円を支給する就労活動促進費の創設
- ・ 勤労控除の全額控除となる額の引上げや控除率の見直し

などを行ったところであり、引き続き、早期の就労による自立に向けて、積極的に支援を進めていただきたい。

なお、就労による自立を促進するに当たっては、就労後に職場に定着していただくことが重要となる。こうした支援を行う際に、本人の状況をかえりみずに、本人の納

得を得ず就労を求めることは、就労先に定着し、自立できるよう促すという就労支援の本来の目的からすると適当ではないことから、本人の意思を尊重した就労支援を行っていただくことを願います。

(4) 生活保護受給者等就労自立促進事業について

生活保護受給者等就労自立促進事業は、「一体的実施」を活用した地方自治体へのハローワークの常設窓口の設置や定期的な巡回相談の実施等のワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備するとともに、早期支援の徹底及び求職活動状況の自治体との共有など、就労支援を抜本的に強化し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者のみならず、生活保護の相談・申請段階の者等も含め、支援対象者の就労による自立を促進するものである。

ハローワークでは、地方自治体からの支援要請を受け、就労意欲が一定程度ある者について、確実に就労に結び付くよう、カウンセリングから能力や適性の再確認、履歴書・職務経歴書の作成、面接の指導、職業紹介、就職後のフォローアップまで、予約制・担当者制による一貫した就労支援が実施されている。

平成 26 年度は、「一体的実施」の活用により福祉事務所へ設置するハローワークの常設窓口を増設する等、両機関が一体となった就労支援をさらに強化することとしているので、引き続きハローワークへの支援候補者の積極的な送り出しをお願いしたい。

特に、既に常設窓口を設置している自治体におかれては、運営協議会等で設定した目標が達成されるなど、連携効果が十分発揮されるよう、窓口を有効活用していただくとともに、平成 26 年度に常設窓口設置する自治体におかれては、早期に連携効果が発揮されるよう、できるだけ前倒しして早期に窓口を開設するべく、引き続き都道府県労働局と調整しつつ、準備を進めていただきたい。

(5) 自立支援プログラムの策定について

自立支援プログラムは、①管内の被保護世帯全体の状況を把握し、②被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容や実施手順等を定め、③これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施することによって、被保護世帯が抱える様々な問題に対処し、これを解決するため

の、「多様な対応」、保護の長期化を防ぐ「早期の対応」、効率的で一貫した組織的取組を推進する「システム的な対応」を可能とするものである。

各自治体におかれては、これまで以上に就労支援に取り組んでいただくとともに、子どもの健全育成に関する支援や、居住の安定確保支援等についても積極的に取り組んでいただくようお願いする。

(6) 高等学校等在学者に対する自立支援

高等学校等に就学中の者の就労収入については、基礎控除、未成年者控除のほか、高等学校等就学費の支給対象とならない経費等について、就学のために必要な最小限度の額について収入認定除外の取扱いとしているところである。

高等学校等に就学中の者の就労については、学業に支障のない範囲にとどめるよう留意する必要があるが、一方で、就労の意義の理解や社会性の向上など子どもの自立意欲の喚起につながることを期待できるものである。

このことから、今般、高等学校等に就学中の者のアルバイト等の収入について、次のいずれにも該当する場合には、当該被保護者の高等学校等卒業後の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを福祉事務所が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額を収入認定除外の取扱いが可能となるよう、実施要領等の改正を行うこととする。

- 高等学校等卒業後の具体的な就労や早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明らかであり、また、生活態度等から学業に支障がないなど、特に自立助長に効果的であると認められること。
- 使途が次のいずれかに該当し、かつ、当該経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっていること。
 - ・ 就労に資する技能を修得する経費や自動車運転免許費用（技能修得費の給付対象となる場合を除く。）
 - ・ 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費（事前に必要な入学料等に限る。）
 - ・ 就労や就学に伴って、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用
 - ・ 国若しくは地方公共団体により行われる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われる貸付資金の償還金

- 当該被保護者から提出のあった具体的な自立更生計画を、福祉事務所が事前に承認していること。

なお、経費の内容や金額によって、一定期間同様の認定を行う必要がある場合には、本取扱いにより生じた金銭について別に管理にするなどにより明らかにしておく必要があるとともに、定期的に報告を求め、当該経費が他の目的に使用されていないことを確認することとし、使用後は、認められた目的のために使用されたことを証する書類等により、使途を確認することとする。

3 健康・生活面に着目した支援について

(1) 生活保護法第 60 条の改正について

改正前の法第 60 条においても、能力に応じて勤労に励むこと等を生活保護受給者自身の生活上の義務として定めていたが、生活保護制度の目的である就労による自立、社会的自立など、受給者のあらゆる自立助長を図る上で、何より健康状態を良好に保つことが必要であり、また、受給者が日常生活を自ら営んでいく際には、適切な金銭管理を行うことが必要であることから、受給者はこうした点についても自ら主体的に取り組むことが重要である。

このため、改正法第 60 条では、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを受給者の生活上の義務として具体的に規定することとし、本年 1 月 1 日より施行しているものである。

(2) 生活保護受給者の健康管理を支援する取組について

生活保護（医療扶助）を受給している患者は、糖尿病や肝炎など重症化すると完治が難しい疾患に罹患している割合が国民健康保険等の患者に比べて高いといった特徴があるが、こうした疾患は、日常生活における健康管理を適切に行うことで改善や重症化の予防が可能なものもあり、受給者の健康面に着目した支援を行うことは重要である。また、結果として医療扶助の適正化にも資することになると考えている。

このため、改正法第 29 条において、受給者の健康状態に関する事項を調査範囲とすることで福祉事務所が受給者の健康診査結果等を入手できるようにし、また、平成 25 年度から地方交付税において福祉事務所が健康面に関して専門的に対応できる体制を強化できるように措置しているところである。これにより、福祉事務所は、法第 60 条の改正も相俟って、受給者の健康面に関する支援の強化を図ることが可能であると考えている。

地方自治体におかれては、福祉事務所における健康面に関する支援体制を整備し、健康管理指導など受給者の健康管理の支援に向けた取組を行うようお願いする。

(3) 生活保護受給者の家計管理を支援する取組について

家計管理支援については、改正法第 60 条により、家計管理に問題が認められる受給者に対して、早期に金銭管理や家計の問題点について助言等を行うなど、家計管理

への支援が容易になるものと考えている。

福祉事務所においては、例えば、必要と認められた受給者に対して、個々の状況に応じ、レシート又は領収書の保存や家計簿の作成を求める等の家計管理を支援する取組を行っていただくようお願いする。

(4) 改正法第 60 条の留意点について

改正法第 60 条の規定により福祉事務所は必要に応じて、受給者に対し効果的に支援が行えるようになるものと考えているが、健康管理や金銭管理は、あくまで受給者が主体的に取り組んでいくことが重要であるため、本規定に定める生活上の義務を果たさないことだけをもって、保護の停廃止を行うことは想定していないことに十分ご留意いただくようお願いする。

4 不正・不適正受給対策の強化等について

公費によって全額その財源が賄われている生活保護の不正受給は、制度に対する国民の信頼を揺るがす極めて重大な問題であるため、厳正に対処することが必要である。

このことから、下記のとおり法改正をし、必要な見直しを行うこととしているが、保護の要件や、真に支援が必要な方には確実に保護を行うという生活保護制度の基本的考え方を変えるものではないことに留意願いたい。

(1) 地方自治体の調査権限の強化

法第4条第1項において、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

このため、法においては、地方自治体が保護の決定又は実施のために生活に困窮する者の資産や能力などを確認するための調査権限を定めているところであるが、不正受給対策をより実効あらしめるため、今般の法改正により、次のとおり地方自治体の調査権限の強化を図ることとしている。

ア 要保護者の生活実態の把握や不正受給が疑われる場合の事実確認等において、要保護者から説明を求めることがあるが、現状では明確な根拠規定がないことから、法第28条を改正し、福祉事務所が保護の決定及び実施等に必要があると認めるときは、要保護者等に対し、報告を求めることができる旨規定する。

イ 法第29条の調査権限の内容については、現在、要保護者の「資産及び収入の状況」に限定されているが、要保護者に対する自立に向けた更なる就労指導、要保護者の生活実態の把握や保護費支給の適正化を確保するため、健康状態や求職活動の状況等を追加する。

ウ 法第29条の調査対象者について、例えば、現在は保護を受給していないものの、過去の保護受給期間中に不正に保護を受給していたことが、後日、明らかになった者について、保護受給中の状況を確認することが必要となった場合であっても、法第29条にはその権限が明確にはされていなかった。

このため、調査対象者について、現行の「要保護者及びその扶養義務者」に加えて、「過去に保護を受給していた者及びその扶養義務者」も対象とすることを追加

する。

エ 法第 29 条に基づく調査を行った場合に、回答が得られないことにより、保護の決定又は実施に支障があるとの指摘もあることから、法別表第一に掲げる情報のうち要保護者及び被保護者であった者について厚生労働省令で定めるものについては、官公署等に調査に対する回答義務を設けることとしている。

(2) 不正受給に係る徴収金と保護費との調整

不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第 78 条の規定に基づき、その費用を、その者から徴収することができる。

都道府県又は市町村の長が、費用の徴収を行うに当たり、徴収の対象者が被保護者である場合には、法第 58 条の規定に基づき、保護費の差押が禁止となっていることから、保護費の全額を支給したうえで、徴収すべき金額を分割して調定するなどにより、保護費から返還を求めることとなる。

しかし、都道府県又は市町村の長が、費用徴収を行う時点で、すでに不正受給により得た金銭を費消しているケースが多く、費用徴収の実効性が低いとの課題があったところである。

このため、今般の法改正により、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が、被保護者に対して、徴収債権を有している場合には、その徴収金について、本人が申し出た場合において、生活の維持に支障がないことを前提に、福祉事務所が保護費との調整を可能にすることとしている。

(3) 徴収金に対する税の滞納処分の例による処分について

不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第 78 条の規定に基づき、その費用を、その者から徴収できるとされている。

しかし、当該者自らが徴収金の返還を行わなかった場合においても、地方公共団体の歳入は、法律で特に定めのない限り、強制徴収の方法を講ずることができないため、都道府県知事又は市町村の長は、一般債権と同様の保全手続に従って徴収を行うこととなり、事務負担が大きいとの指摘もある。

このため、今般の法改正により、都道府県又は市町村の長は、不正受給に係る徴収金についても、国税の滞納処分の例により処分を行うことを可能とすることとしている。

(4) 不正受給の罰則の引き上げ及び徴収金の加算

不正受給は、制度に対する国民の信頼を揺るがす重大な問題であり、厳正な対応が必要である。

生活保護制度における不正受給は、平成 24 年度で約 4 万 2 千件、金額にして約 191 億円であり、近年増加傾向にある。これは、近年、生活保護受給者が増加している中で、地方自治体で、課税調査による稼働収入の把握、年金調査による年金収入の把握等の強化・徹底が図られたことによるものと考えている。

一方、法第 85 条において、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等に対する罰則として、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金と規定しているが、他法令の罰則を踏まえると、罰則による抑止力が十分ではないとの指摘がある。

また、不正受給が発覚した場合であっても、その不正に得た保護費に相当する額を返還するに過ぎず、法第 85 条等に定める罰則に関する告訴・告発等の措置をとらない限り、不正受給に対するペナルティが実質的に存在しないとの指摘もある。

このため、今般の法改正により、不正受給に対する罰金の上限額を 100 万円以下に引上げとともに、都道府県又は市町村の長は、不正受給に係る徴収金額に加え、不正受給を行った金額に 100 分の 40 を乗じた額以下の金額を上乗せし徴収できることとしている。

(5) 第三者求償権の創設について

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされているため、交通事故等を原因として、受給者が医療機関を受診する場合、本来であれば、損害保険会社等により医療費の支払いがなされるべきである。

しかし、受給者にとっては、その治療に要する費用が損害保険会社等から支払いがなされるのか、医療扶助によって支給がなされるかは、実質的に差異がないため、損害保険会社等に請求を行わず、結果として医療扶助が適用されるケースがある。

また、福祉事務所は、医療扶助が適用された後に、受給者に対して保険金等が支払われた場合には、法第63条に基づく費用返還請求を行う必要があるが、示談までに時間を要することや、一時金（仮渡金、内払金等）の支払いがあるなど、保険金等の振込時期や金額の把握が困難であることなどから、受給者が保険金等の受領を未申告のまま、費消してしまうといったケースもある。

このため、今般の法改正により、都道府県知事又は市町村の長は、保護を行うべき事由が第三者の行為によって生じた場合において、保護費を支弁したときは、その保護費の限度において、受給者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するなど第三者求償権を創設することとしている。

なお、求償事務の処理に当たっては、民事の法律関係の知識が必要となる場合もあることから、この専門的知見による技術的な支援を行わせるための弁護士、司法書士、行政書士等の雇上げや業務委託に要する費用等を平成26年度のセーフティネット対策事業費等補助金の対象にすることを予定しているので、ご了解願いたい。

また、地方自治体の生活保護主管課においては、求償事務をはじめて取り扱うことになるため、担当者は、事前の研修等により関係する知識を習熟しておく必要がある。については、来年4月～5月を目途に「生活保護関係第三者行為求償担当者会議（仮称）」を開催することを予定しているので、ご了解願いたい。

(6) 不正事案の告訴等について

近年、不正受給件数等は増加傾向にある一方、不正事案に係る告発件数については年数十件程度と低調な状況にある。

このため、生活保護制度に関する国と地方の協議中間とりまとめ（平成23年12月12日）においても、「国は、不正事案の告発の目安となる基準の策定について検討する必要がある」とされたところである。

これを受け、不正事案に対して告訴等を検討する際の判断基準（目安）について、既に地方自治体が独自に定めている具体的判断基準を参考にとりまとめ、4月1日を目途に通知を発出することとしているので、予めご了解いただくとともに、通知が発出された際には現場の県警と情報共有いただくなど、関係機関と連携し、不正事案に効果的に対応できるような体制を構築いただくようお願いしたい。

なお、当該基準はあくまで目安として示すものであり、実際に告訴等を行うか否か

は、当該基準によって一律機械的ではなく、個別事案に応じて、その構成要件該当性や悪質性等を踏まえて判断されるべきであることに留意されたい。

5 生活保護制度の適正な実施について

(1) 訪問活動時における居住環境の確認について

多人数の居住実態がありながらオフィス等の用途に供している建築物と称して、建築基準法の防火関係規定違反等の疑いのある状況で使用されている物件が、複数の特定行政庁で確認されているところである。

福祉事務所においては、被保護者に対する訪問活動等によって、生活実態の把握及び居住環境の確認に努めていただくとともに、建築部局等の関係部局と連携を密にし、実態の把握を進めていただくようお願いする。こうした取組の中で、生活保護受給者が違反建築物を利用している場合など住環境が著しく劣悪な状態であり、転居が適当であるケースがあれば、適切な居住場所への転居を促すなど必要な支援を的確に行っていただきたい。

(2) 無料低額宿泊施設等について

無料低額宿泊施設及び社会福祉各法に法的位置付けのない施設（以下「無料低額宿泊施設等」という。）については、一部の施設において不適切な事案が見受けられたことを踏まえ、平成21年10月に発出した通知等により、

- ① 訪問調査の徹底や劣悪な住環境にある場合などの転居支援
- ② 消防署が行う防火安全対策への協力
- ③ 未届施設に関する関係部局との連携
- ④ 生活保護費の本人への直接交付の徹底
- ⑤ 無料低額宿泊施設の収支状況の公開の徹底

について管内福祉事務所に周知するとともに、生活保護行政の適正な運用及び生活保護受給者に対する適切な支援の確保が図られるようお願いしているところである。

しかしながら、無料低額宿泊施設等をめぐる問題、特にいわゆる「貧困ビジネス」については、依然として後を絶たず、適正な運営が強く求められることから、上記に掲げる事項について、改めて管内福祉事務所に周知徹底をお願いする。

また、周知徹底を図るに当たっては、とりわけ、日頃より、生活保護の担当部局と施設の担当部局は、必要な情報を随時交換するなど連携の強化に努め、例えば有料老人ホームに類似した施設であることが確認された場合は、施設の担当部局へ情報提供をすることについて、配慮されたい。

なお、何らかの支援が必要な高齢者がこうした施設を利用している場合もあるが、現在、養護老人ホームにおいて、定員の空きがあるといった状況もあるため、生活保護の担当部局と高齢者福祉担当部局との連携を図り、転居支援を行う場合等において、養護老人ホームへの入居などについても検討するよう、併せて周知をお願いする。

(3) 会計検査院からの指摘について

今般、会計検査院より、平成 25 年 10 月 31 日付けで通知された是正の処置要求により、「単身世帯の被保護者の死亡により保護を廃止する場合や葬祭扶助を行う場合に係る取扱い」について、以下のとおり取扱いが適正に行われていない事案が見受けられ、改善が求められたところである。

ア 検査結果の概要

- 死亡月の翌月以降の分の保護費について、返還の処理を行っていないかったり、返還の免除を決定したりしている事案があった。
- 葬祭費用が葬祭扶助の基準額を超える葬祭に対して葬祭扶助を行っている事案があった。
- 死亡した被保護者の遺留金品を適切に把握せず、遺留金品を葬祭扶助費に充当できるか検討しないまま葬祭扶助を行っている事案があった。

イ 厚生労働省に対する処置要求内容

- 厚生労働省は、事業主体に対して、過払いとなった死亡月の翌月以降の分の保護費については法第 80 条の規定を適用することはできず、返還の処理を行う必要があることを明確に示し、適切に処理するよう徹底を図ること
- 厚生労働省は、事業主体に対して、葬祭費用が葬祭扶助の基準額を超える葬祭に対して葬祭扶助を行うことはできないことを明確に示すこと
- 厚生労働省は、事業主体に対して、法第 18 条第 2 項の規定により葬祭扶助を行う場合には、生活保護制度の趣旨を踏まえて、死亡した被保護者の遺留金品について適切に把握して、葬祭扶助費に充当することを検討する必要があること明確に示すこと

ウ 処置要求を踏まえた対応

単身世帯の被保護者の死亡により保護を廃止する場合であって、すでに死亡月の翌月以降の分の保護費を支給していた際には、上記処置要求を踏まえ、以下の事項

に十分留意のうえ、返還等の必要な措置を講じるよう管内福祉事務所に徹底されたい。

○ 法第 26 条により被保護者が保護を必要としなくなったときは、保護の停止又は廃止を決定することとしている。このことから、被保護者の死亡月の翌月以降に支給した保護費が、過払いであることは明らかであり、過払い分の返還について必要な措置を講じること。

○ 法第 80 条により前渡した保護金品の返還免除が適用できるのは、被保護者が消費費又は喪失し、かつ福祉事務所がやむを得ない事由があると認められる場合としている。このことから、被保護者の死亡月の翌月以降に支給した保護費に返還の免除を適用する余地はないものであること。

また、葬祭扶助費について、その他の扶助費と同様に、支給に当たっては、保護の補足性の原理、基準及び程度の原則を踏まえて対応する必要がある。そのため、葬祭扶助費の支給に当たっては、上記処置要求も踏まえ、以下の事項に十分留意のうえ、適正な支給を行うよう管内福祉事務所に徹底されたい。

○ 葬祭扶助費の支給は、葬祭に要する費用が、告示別表第 8 葬祭扶助基準並びに局長通知第 7 の 9 の (1) から (4) までの範囲内である場合であって、死亡した被保護者の遺留金品を充当してもなお不足する費用について、支給する必要があること

○ 葬祭扶助を行う場合は、法第 76 条により死亡した被保護者に遺留金品がある場合には葬祭に要する費用に充てる必要があることから、警察や医療機関、介護機関に入院又は入所中であつた者であれば当該医療機関等に対して、遺留金品の有無等について問い合わせるなど、関係機関と必要な連携を図る等により、可能な範囲で遺留金品の状況の確認に努めること

今般の会計検査院の指摘を踏まえ、追って単身世帯の被保護者の死亡により保護を廃止する場合などの適正な取扱いについて通知する予定であるので、あらかじめご了承ください。

(4) 金融機関等本店に対する一括照会について

金融機関本店等に対する一括照会（以下「本店等一括照会」という。）については、生活保護受給者及び不正受給者の増加という状況に鑑み、生活保護法第 29 条に基づ

く調査に限り、都市銀行、地方銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟銀行、信用組合及び信用金庫等（以下「銀行等」という。）の協力を得て、効果的な手法である銀行等が指定する本店・本部・センター等（以下「本店等」という。）への一括照会を平成24年12月から実施しているところである。

従前各福祉事務所が複数の支店に別々に照会をしていたものが、本店等一括照会を行うことによって、各福祉事務所の事務負担の軽減につながるとともに、本店等一括照会の実施によって以前の方法では判明しなかったと考えられる口座が相当数発見されているなど、資産調査の効率的、効果的な実施に資しているものと考えている。

本店等一括照会の実施に当たっては、「金融機関本店等に対する一括照会の実施について（平成24年9月14日社援保発0914第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」及び「金融機関本店等に対する一括照会の実施について（平成24年9月14日事務連絡）」（以下「関係通知」という。）で定めるところにより実施することとし、また関係通知が徹底されていない事例及び指摘を踏まえて、「金融機関本店等に対する一括照会の留意事項について」（平成25年9月30日事務連絡）を发出しているところである。

しかしながら、関係団体より関係通知で定める実施方法等が徹底されていない事例が散見されるとの指摘が引き続きされている。

このことは、迅速で正確な調査に支障を生じさせるほか、行政機関に対する信用を失わせかねないことから、本店等一括照会の実施について一層適正な処理にあたられるよう管内福祉事務所に周知し、当該業務の実務担当者に徹底するようお願いする。

（5）住宅扶助費の代理納付の活用について

生活保護の住宅扶助費については、用途を限定された扶助費が家賃支払いに的確に充てられる必要があることから、保護の実施機関による代理納付を可能としているところである。代理納付という手法自体は、生活保護受給者、家主ともに事務負担の軽減につながるなどのメリットがあることから、家賃滞納をしていない者であっても代理納付をすることは可能としているところであるが、特に家賃等を滞納している者については、住宅扶助が家賃等の用途以外に消費され、結果として住居を失う可能性もあることから、積極的に活用されたい。

なお、共益費についても代理納付を可能とすることを検討しており、調整でき次第、関係通知等発出することとしているので留意されたい。

(6) 生活必需品等購入のための貸付金の取扱いについて

生活保護では、家具什器の購入は、経常的な生活費のやり繰りで賄うことを原則としており、このことから一時扶助（家具什器費）についても、保護開始時に持ち合わせがない場合など限定して支給することとしている。

また、貸付金の利用についても返還金の償還によって最低生活を下回る生活を強いることになることから、原則として認めていないところである。

しかしながら、予期しない家具什器の破損等によって手持金で対応することができず、健康管理や日常生活に著しい支障を来す場合も考えられることから、緊急に当該物品を購入する必要がある等真にやむを得ない事情がある場合に限り、貸付金の利用を認めることを検討している。あわせて貸付金の償還方法として代理納付等を活用することについても検討している。いずれも、調整でき次第、関係通知等発出することとしているので留意されたい。

6 医療扶助の適正な実施について

(1) 生活保護等版レセプト管理システムを活用した取組の推進等について

ア 生活保護等版レセプト管理システムを活用した取組の推進

生活保護等版レセプト管理システム（以下「電子レセプトシステム」という。）は、受給者や医療機関別にレセプトの抽出が容易に行えるなど効率的・効果的なレセプト点検等が可能であるため、各地方自治体において創意工夫し活用することにより、医療扶助の適正化に向けた取組に与するものである。

平成 24 年 10 月には、電子レセプトシステムの改修を行い、薬の過剰な多剤投与を受けている者や重複受診を行っている者など適正化の対象となり得る者を容易に抽出できるよう機能強化を行っている。これにより、不適切な受診行動が疑われる事例の把握が効率化され、受給者に対する指導等へ重点を置くことができるなど、受給者の適正受診に向けた取組を効果的に実施できるものと考えている。

実際に、地方自治体からは、システム改修により速やかな適正受診指導及び早期の改善に結びついているといった適正受診指導への効果が上がっているとの報告をいただいているところである。また、電子レセプトシステムを、後発医薬品へ切り替えた場合の差額通知書の作成や、先発医薬品の使用量に注目して後発医薬品に関する理解が十分でないと考えられる方に対して重点的に説明を行うなど後発医薬品の使用促進への取組に活用している事例もあると承知している。

また、平成 25 年 3 月には、請求に突出した特徴が見られる医療機関を容易に抽出できるよう機能強化を行ったところであり、電子レセプトシステムにより抽出されたことをもって不適正ということにはならない点に留意が必要であるが、これにより不適切な請求等が疑われる医療機関を絞り込み、重点的に点検・指導等を実施していくことが可能になるものと考えている。

電子レセプトシステムは、これを積極的に活用することによって、様々な医療扶助の適正化に向けた効率的かつ効果的な取組に繋がるものであるため、国においても、マニュアルの改訂等を通じて支援していくこととするので、地方自治体におかれても、積極的に電子レセプトシステムを活用し、医療扶助の適正化に向けた実効性のある取組を実施されたい。

イ 電子レセプトシステムの活用状況等の把握

近年、医療扶助の適正実施に向けた取組を強化していくことが求められている状

況にあって、更なる適正化を推進していくことが重要であるが、同時に現在行っている適正化の取組の効果についても検証していくことが必要であると考えている。

このため、今後、各地方自治体にも協力を得ながら、電子レセプトシステムの活用状況も含めた医療扶助の適正実施に向けた取組の状況や効果を検証する予定であるのでご了承ください。

ウ 電子レセプトシステムの基本マスタ等の更新

電子レセプトシステムの保守管理については、各地方自治体において、保守管理業者と契約を締結する等により、システム機器の管理や基本マスタの更新等を行っていただいているところであるが、昨年、システムの開発業者及び社会保険診療報酬支払基金より、各自治体において行う必要がある基本マスタやバージョンアッププログラムの更新が不十分なために、画像生成に不具合が生じている自治体が一部あるとの報告があった。「『生活保護等版レセプト管理システム』運用の手引き」

(2015. 9. 2第6版)の2-①「基本マスタの更新」にあるように、基本マスタやプログラムの更新は、当該システムの使用のために必須であるため、適宜、システムへの取り込みを実施するようご留意いただきたい。

特に、平成26年度は診療報酬改定が行われるので、遺漏なきよう対応いただくようお願いする。

(2) 後発医薬品の更なる使用促進について

後発医薬品の普及は、患者の負担軽減及び医療財政の改善に資することから、国全体でその使用促進に取り組んでいるところであり、生活保護制度の医療扶助においても、より一層の後発医薬品の使用促進を図ることが重要である。

ア 医師が後発医薬品の使用を認めている場合に、薬局で原則として後発医薬品を調剤する取組（運用）

生活保護における後発医薬品の使用促進については、「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」（平成25年5月16日社援保発0516第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、指定医療機関である薬局において一般名処方による処方せん又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない処方せんを持参した受給者に対して、原則として後発医薬品を調剤する取組を行っていただいているところである。

各地方自治体におかれては、生活保護における後発医薬品の使用促進について受給者及び医療関係者への周知徹底を丁寧に行うとともに理解・協力を得ながら、着実に取組を推進されるようお願いする。

イ 医師が後発医薬品の使用を認めている場合に、医療機関等が受給者に対して後発医薬品の使用を促していくことの法制化（改正法第 34 条第 3 項）

平成 26 年 1 月 1 日に施行された改正法第 34 条第 3 項は、上記アの取組を実効あらしめるものとすることも含め、後発医薬品の使用促進に当たっては、患者との信頼関係を基に個々の状況に応じて専門的な知見に基づいて医師や薬剤師が丁寧な説明を行い受給者の理解を促していくことが重要であることから、医師等が後発医薬品の使用を認めている場合には、医療機関も含めた関係機関が受給者に対して後発医薬品の使用を促すことを規定したものである。

また、既に周知したとおり、改正法第 34 条第 3 項の施行に併せて、指定医療機関医療担当規程及び生活保護法施行規則の改正を行い、1 月 1 日より施行していることにご留意いただきたい。

(3) 医療扶助における適正受診の徹底等について

医療扶助を受給している者のうち自立に向けた支援や適正受診に係る助言指導が必要な者については、これまでも「医療扶助における長期入院患者の実態把握について」（昭和 45 年 4 月 1 日付社保発第 72 号）などにより、具体的な対象者を把握し、主治医訪問等により患者の実態を踏まえた上で必要な対応を行っていただいているところであるが、一部の福祉事務所において十分な取組がされていない状況もみられるところである。前述（1）アのとおり、電子レセプトシステムを活用することにより、受診日数が過度に多い等不適切な受診行動が疑われる者や、長期にわたり入院している者等の把握は容易にできることとしたところであり、受給者に対する適正受診の徹底や退院促進に向けた支援等について確実に実施するようお願いする。

また、向精神薬の重複処方に係る適正化や自立支援医療（人工透析療法）の優先適用に向けた地方自治体の取組状況については、平成 26 年度も引き続き地方厚生局による確認を実施する予定であるのでご了知願いたい。

(4) 柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な給付について

柔道整復の施術の給付に係る医師の同意の取扱いについては、これまでも「生活保護法による医療扶助における施術の給付について」（平成13年12月13日付社援保発第58号）等により周知徹底してきたところであるが、一部の福祉事務所において、施術を希望する者に対して、一律に、医療機関へ受診した上でなければ施術を受けられない旨指導を行っている実態が見受けられるため、下記の取扱いについて、管内の福祉事務所及び地区担当員に対して、あらためて周知徹底を図るとともに、適切な取扱いがなされるよう指導をお願いする。

(医療扶助運営要領第3-7)

- ・柔道整復師が打撲又は捻挫の患部に手当をする場合は医師の同意は不要
- ・柔道整復師が脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要

(生活保護問答集第2編問56)

問 柔道整復については、打撲又は捻挫の患部に手当する場合や脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は、医師の同意は不要とされているが、医師の同意が必要であるかどうかを確認する観点から、被保護者に事前に指定医療機関を受診するよう求めもよいか。

答 指定施術機関での施術を希望する被保護者に対して、合理的な理由なく、事前に指定医療機関を受診するよう求めることは適当ではない。

福祉事務所は、被保護者から施術の給付申請があった場合には、医連第3-7に基づき、施術の給付可否意見書に必要事項を記載の上、指定施術機関において給付可否意見書の所要事項の記入を受けるように指導し、必要に応じて、医師の同意を求めべきである。

また、平成22年度に会計検査院より、保険給付における柔道整復の療養費が十分な点検及び審査が行われていない事態があり、改善を図るべきとの指摘を受け、生活保護においても「柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な給付について」（平成23年3月31日付社援保発0331第7号）により、一層適正な処理を行うよう通知しているところであるので、上記の事項と併せて当通知についてもあらためて周知徹底を図るようお願いする。

7 指定医療機関制度の見直し等について

(1) 指定医療機関制度の見直し等について

多くの医療機関では適正な医療が行われている中で、生活保護制度に対する信頼を確保するためには、一部の不適切な医療機関については厳正に対処していく必要がある。

このため、健康保険の取扱い等を参考に、指定医療機関等の指定及び指定取消の要件を明確化するなど改正法において、指定医療機関制度、指定助産機関制度及び指定施術機関制度の見直しを行っている。

既に、改正法及び改正を予定している生活保護法施行令、生活保護法施行規則及び医療扶助運営要領等を踏まえての指定医療機関等の指定事務に関する留意事項等について、平成26年2月18日付保護課医療係長事務連絡において示しているところであるが、各地方自治体においては、当事務連絡を参考にしながら予め必要な準備を進めていただくようお願いする。

なお、上記事務連絡については、別途、同内容の課長通知を発出することとしているので、ご了解願いたい。

ア 指定医療機関の指定事務に係る主な留意事項

都道府県等本庁は、管内の指定医療機関に対して、事前に改正法の内容について周知するとともに指定申請書類の送付等を行い、円滑な施行が図られるよう協力を求められたい。

<指定医療機関への主な周知内容>

○ 指定医療機関制度等の見直し内容

- ・ 指定要件及び指定取消要件が規定されたこと。
- ・ 指定の有効期間が規定されたこと。
- ・ 指定取消があった場合に、健康保険法と関連性を持たせて対応できるよう、健康保険で指定取消があった場合には生活保護の指定取消ができるよう規定し、生活保護で指定取消をした場合であって保険医療機関の指定取消要件に該当する疑いがあるときは、厚生労働大臣に通知することを規定したこと。
- ・ 過去の不正事案にも対応できるよう指定医療機関の管理者であった者についても、立入検査等を行えることを規定したこと。
- ・ 指定医療機関が偽りその他不正な手段により支払いを受けた場合に、返還させるべき額のほか、100分の40を乗じた額以下の金額を徴収できることを規定したこと。 等

○ 改正法施行に係る経過措置の内容

- ・ 現行法の指定を受けている指定医療機関は、施行日において改正法の指定があったものとみなされること。
- ・ 施行日から1年以内で厚生労働省令で定める期間内に改正法による指定の申請をしなければ、その指定の効力を失うものとしていること。
- ・ 改正法の指定を受けたものとみなされた指定医療機関の最初の指定の更新については、6年後までではなく、厚生労働省令で定める期間までに行うものとしていること。 等

<指定医療機関への指定申請書類の送付等>

○ 申請書類の送付、申請状況の管理

- ・ 管内の指定医療機関に対し、施行日から1年以内に改正法の指定申請が円滑に行われるよう必要な申請書又は誓約書等の様式を送付すること。
- ・ 管内の指定医療機関からの当該申請の受理状況を管理し、必要に応じて、当該申請がなされていない指定医療機関に対して申請手続の進捗状況の確認等を行うこと。 等

○ 指定の審査等

- ・ 申請書又は誓約書等の記載内容について審査し、指定を行うことが適当と判断される場合には、改正法の施行の日付（平成26年7月1日）で指定を行ったことを通知すること。
- ・ 併せて、厚生労働省令で定める期間（当該指定医療機関の健康保険法による指定の効力が失われる日）までに、更新の申請を行う必要があることを通知すること。 等

イ 指定助産機関・指定施術機関の指定事務に係る主な留意事項

都道府県等本庁は、管内の指定助産機関及び指定施術機関に対して、事前に、改正法の内容について周知するとともに、特に、はり師及びきゅう師については、施行日前より継続して行われている施術（はり・きゅう）が施行日以降に中断されることがないように、指定申請書類の送付及び指定申請状況の管理を遺漏なく行い、指定が円滑に行われるよう十分注意されたい。

<指定助産機関及び指定施術機関への主な周知内容>

○ 指定助産機関及び指定施術機関制度等の見直し内容

- ・ 改正法による施術機関については、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師に加え、はり師及びきゅう師についても、指定を受けるものとする。
- ・ 指定要件及び指定取消要件が規定されたこと。
- ・ 過去の不正事案にも対応できるよう指定助産機関の又は指定施術機関であった者についても、立入検査等を行えることを規定したこと。
- ・ 指定助産機関の又は指定施術機関が偽りその他不正な手段により支払いを受けた場合に、

返還させるべき額のほか、100分の40を乗じた額以下の金額を徴収できることを規定したこと。 等

○ 改正法施行に係る経過措置の内容

- ・現行法の指定を受けている助産師、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師は、施行日において改正法の指定があったものとみなされること。 等

<はり師及びきゅう師への指定申請書類の送付等>

○ 申請書類の送付、申請状況の管理

- ・「はり・きゅう師登録簿」に登録されている管内のはり師及びきゅう師に対し、はり師及びきゅう師に係る指定が円滑に行われるよう、必要な申請書又は誓約書等を送付すること。
- ・管内のはり師及びきゅう師に係る指定の状況について、常時、管理すること。
- ・特に、当該施術を担当するはり師又はきゅう師が施行日において改正法の規定による指定を受けていない場合には、施行日前より継続して行われている施術（はり・きゅう）を行うことはできないので、当該施術が中断されることのないよう十分注意すること。
- ・このため、施行日前より継続して行われている施術を担当するはり師又はきゅう師に対しては、施行日より前に申請することを促し、必要に応じて、申請手続の進捗状況の確認等を行うこと。 等

ウ 指定医療機関の指定情報管理ツールについて

改正法では、指定医療機関の指定要件に欠格事由（指定申請を行う医療機関の開設者又は管理者が、指定の取消しがあつてから5年を経過していない場合には、指定を受けることができない等）や、指定の更新制（指定医療機関は6年毎に指定の更新を受けなければ指定の効力が失効する）等が新たに創設されている。

このため、都道府県等本庁においては、申請のあつた医療機関について過去の情報（開設者や管理者）を確認し、また、指定の更新日が近付いた指定医療機関に対して、必要に応じて更新時期が近付いたことの通知等を行うことにより、指定の更新が遺漏なく実施されるよう配慮する必要がある、これまで以上に指定医療機関の情報を適切に管理することが求められている。

このため、厚生労働省において、指定医療機関の指定情報を管理するためのツール（情報管理ツール）を平成26年3月末頃を目途に各都道府県等本庁へ配布し、地方自治体における指定事務が適切に行われるよう支援することとしているので、予めご了承ください。

<情報管理ツールのイメージ>

- ・指定医療機関の情報を一覧形式にして管理する。
- ・指定医療機関の情報を入力画面により迅速・簡便に登録（入力）できる。
- ・指定医療機関等の名簿を容易に作成できる。
- ・申請があった医療機関について、過去に同じ開設者名や管理者名等がないか簡単に検索できる。
- ・指定の有効期間の満了日が近づいた医療機関の一覧表を容易に作成できる。
- ・地方自治体において適宜改良できるよう、プログラム等によるシステムではなく、アクセスファイルによる簡易なツールにする。 等

(2) 指定医療機関への指導體制の強化等について

ア 指定医療機関への指導體制の強化について

指定医療機関に対する指導等の実施に当たっては、都道府県等が指定した医療機関等については、一義的には指定権者である都道府県等が行うべきものである。

今後もその考え方は変わるものではないが、一部の不適切な指定医療機関に効率的・効果的に対処できるようにするため、改正法では、都道府県等が指定した医療機関への立入検査等について、受給者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が判断した場合には、都道府県等と密接な連携の下で、国による指導等も実施できるようにしている。

具体的な連携方法や指導検査体制等については、現在、地方自治体によって指導検査体制や指導方法等が相当程度異なる状況にあるため、現時点において一律定型化し示すことは困難と考えている。このため、個別指導について、厚生労働省において適宜地方自治体から相談を受けつつ、当面の間は、連携して指導等を行う地方自治体を限定して対応し、具体的な事例を積み重ねていくこととしているので、ご了承ください。

イ 医療扶助運営要領の改正について

改正法では、一部の不適切な指定医療機関に対して厳正な対処を行うため下記の見直しも行っている。

今後、下記の法改正の内容等を踏まえた医療扶助運営要領（第6指導検査）を改正する予定であるので、ご了承ください。

(ア) 法による指定医療機関又は健康保険法による保険医療機関のいずれかの指定が取り消された際に、両制度間で関連性を持たせて対応できるものとする。

- ・ 都道府県知事は、法による指定医療機関の指定を取り消した場合であって、

保険医療機関の指定取消要件に該当すると疑うに足りる事実があるときは、厚生労働大臣に通知しなければならないものとする。

- 健康保険法による保険医療機関の指定が取り消された場合は、生活保護法の指定医療機関の指定を取り消すことができるものとする。

(イ) 過去の不正事案への対応

現行法では対象となっていない指定医療機関の開設者であった者等についても、立入検査等ができるものとする。

(ウ) 不正利得に対する徴収金

不正な手段により医療の給付に要する費用の支弁を受けた指定医療機関があるときは、都道府県知事又は市町村長は、当該指定医療機関から、その返還させるべき額のほか、100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるものとする。

8 介護扶助の適正な実施について

(1) 改正法の施行に伴う指定介護機関の指定事務に係る留意事項等について

改正法の施行に伴う指定介護機関の指定事務に係る留意事項等については、今後、通知等で示す予定であるが、下記については予めご了承ください。

ア 介護保険法の指定又は開設許可があつたときの指定介護機関の指定の取扱い

改正法において、指定介護機関の指定制度については、指定医療機関の指定と同様、指定要件の明確化等の見直しがされている。

指定介護機関の指定に当たっては、改正法第54条の2第1項の規定による生活保護法に基づく単独指定のほか、同条第2項の規定により、改正法の施行後に新たに介護保険法の指定又は開設許可があつた介護機関については、当該介護機関から別段の申出がない限り、生活保護法の指定があつたものとみなすものとしている。

このため、都道府県等本庁の生活保護担当部局は、都道府県又は市町村の介護保険担当部局において介護保険の指定又は開設許可を行った介護機関の情報を適宜把握する必要があるので、ご留意いただきたい。

<改正法>

(介護機関の指定等)

- 第五十四条の二 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者又は特定介護予防福祉用具販売事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を指定する。
- 2 介護機関について、別表第二の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。
- 3 前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の上欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の下欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。
- 4 第四十九条の二（第二項第一号を除く。）の規定は、第一項の指定について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）について準用する。この場合において、第五十条及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第五十一条第一項中「指

定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と、同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

イ 既存の指定介護機関に係る施行日以降の指定の取扱い

生活保護法の一部を改正する法律附則第6条において、現行法の規定による指定を受けている指定介護機関は、施行日において改正法の規定による指定を受けたものとみなされるものとしている。

ただし、当該指定介護機関は、改正法第54条の2第2項の規定による指定（みなし指定）を受けたものではないため、当該指定介護機関が介護保険法の規定による指定の取消し等があった場合であっても、生活保護法による指定の取消し等を行わなければ指定の効力は失われないものであるので、ご留意いただきたい。

<生活保護法の一部を改正する法律（附則）>

（指定介護機関に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に旧法第五十四条の二第一項（旧道州制特区法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の指定を受けている介護機関は、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第一項（新道州制特区法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の指定を受けたものとみなす。

2 前項の規定により平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされた平成二十六年改正後生活保護法別表第二の上欄に掲げる介護機関であって、旧法第五十四条の二第二項の規定の適用を受けたものについては、平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第二項の規定の適用を受けたものとみなして、同条第三項の規定を適用する。

(2) 介護報酬改定及び区分支給限度基準額の見直し（平成26年4月施行分）に伴う介護扶助における対応について

平成26年4月より、消費税引上げに伴い介護報酬改定及び区分支給限度基準額の見直しを行うこととしている。今般の区分支給限度基準額の見直しに伴う、介護扶助運営要領第5の2（9）に定める「被保護者異動連絡票」の作成及び国民健康保険団体連合会への送付に関する取扱いについては、平成26年2月14日付保護課介護係長事務連絡により示しているところであるので、管内福祉事務所等において遺漏なく対

応されるよう特段の配慮をお願いする。

<平成 26 年 2 月 14 日付保護課介護係長事務連絡（一部抜粋）>

（平成 26 年 4 月の対応手順）

- ① 平成 26 年 3 月の認定更新などにより生活保護受給者の異動がある場合、通常運用どおり、福祉事務所が、「被保護者異動連絡票」（3 月異動分）を国保連へ提出してください。
- ② 国保連では、平成 26 年 4 月 1 日時点で要介護認定又は要支援認定が有効な全生活保護受給者について、新しい区分支給限度基準額を設定した「被保護者異動連絡票」（異動年月日平成 26 年 4 月 1 日）を、国保連システムにより作成します。
※ 福祉事務所において、新しい区分支給限度基準額を設定した「被保護者異動連絡票」を送付する必要はありません。
- ③ 国保連は、平成 26 年 4 月 1 4 日を目処に、②の処理結果を別添 2 の帳票様式により各福祉事務所に送付します。
- ④ 福祉事務所は、③で送付された処理結果について、氏名（カナ）及び新しい区分支給限度基準額に誤りがないかを確認し、その結果を別添 3 の様式に記載し、平成 26 年 4 月 24 日までに国保連に送付してください。
※ 運営要領の第 5 の 2（9）に定める被保護者異動連絡票の送付については、本確認結果の送付もって代えることとします。

(3) 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」における生活保護法の改正

平成 26 年 2 月 12 日に国会へ提出された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」においては、介護保険法を改正し、全国一律のサービス内容、基準、単価等の介護予防給付（訪問看護、通所介護）について、市町村が地域の事情に応じた取組ができるよう地域支援事業へ移行することとしている。

これに伴い、同法案において生活保護法についても、これらのサービスがこれまでと同様に介護扶助の対象となるよう、所要の改正を行うこととしているので、予めご了承ください。また、当該法改正に伴う運用の見直し内容等については、今後、詳細が決まり次第、周知していく予定である。

9 地方自治体の体制整備等について

生活保護のケースワーカーの人件費については、従前より地方交付税により措置しているところである。

地方交付税の算定基礎となる職員数全体は減員となる中で、近年の被保護世帯の増加や生活保護制度の見直し等を考慮し、平成 21 年度以降、毎年増員されているところである。

平成 26 年度においては、

- ・ ケースワーカーが市町村で 1 人
- ・ 査察指導員が都道府県で 1 人

の増員が予定されている。

については、地方自治体の福祉担当部局においても、必要なケースワーカーや査察指導員の配置に加え、24 年度から取組を進めている生活保護受給者の健康・生活に関する相談・支援に必要な専門職員の配置の検討など、地域の実情に合わせて、福祉事務所の体制強化に必要な増配置がなされるよう関係部局との調整を図られたい。

(参考)

○ 地方交付税算定上の標準団体におけるケースワーカー数等（平成 26 年度）

- ・ ケースワーカー
 - 都道府県 22 人（対前年度±0人）
 - 市 16 人（対前年度+1人）
- ・ 査察指導員
 - 都道府県 4 人（対前年度+1人）
 - 市 2 人（対前年度±0人）

※ 標準団体規模（都道府県：人口 20 万人、市町村：人口 10 万人）

10 平成 26 年度生活保護基準について

(1) 平成 26 年度の生活扶助基準について

生活扶助基準については、毎年度、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して改定を検討するとともに、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に 5 年に 1 度検証を行うこととしている。

平成 26 年度の生活扶助基準の改定については、まず、平成 25 年 8 月から、同年 1 月にとりまとめられた社会保障審議会生活保護基準部会における検証結果を踏まえ年齢・世帯人員・地域差といった歪みを調整するとともに、物価の動向を勘案するという考え方にに基づき、必要な適正化を 3 年程度かけて段階的に実施しており、平成 26 年度においても、引き続き 2 年目分の適正化を実施していく。

また、平成 26 年 4 月に予定している生活扶助基準の改定においては、この適正化とは別に、国民の消費動向として平成 26 年度の民間最終消費支出の見通しの伸び等も総合的に勘案することとし、その分として全ての世帯について、+2.9%の改定率を盛り込むこととしている（最終的な改定率は、年齢、世帯人員、地域に応じたゆがみの調整の影響のために世帯構成等に応じて異なる）。なお、平成 26 年 4 月には消費税率が引上げとなるが、平成 26 年度の民間最終消費支出の見通しの伸びには、消費税率の引上げによる影響も盛り込まれているものである。

なお、昨年、平成 25 年 8 月改定に対応した生活保護基準額計算ツールを配布したが、平成 26 年度改定に対応した計算ツールを近日中に配布する予定であるので、窓口対応や検証等に活用されたい。

今回の主な改正点としては、第 1 類及び第 2 類それぞれの基準額①及び基準額②の額を引き上げるとともに、平成 26 年度の基準生活費（第 1 類及び第 2 類（冬季加算を除く）の合算額）は、基準額①及び逓減率①を用いて算定した基準生活費の 3 分の 1 と、基準額②及び逓減率②を用いて算定した基準生活費②の 3 分の 2 を合計した額とすることとした。この際、基準生活費②が基準生活費①の 90%より少ない場合には、基準生活費②を基準生活費①×90%に置き換えて算定する点は従前と同様である。

各種加算等についても、同様に適正化の物価動向分の段階的実施に加え+2.9%を勘案することとしている（他制度に並んで同額となるように改定しているもの等は除

く)。

(2) その他の基準について

一時扶助（入学準備金等）、教育扶助、住宅扶助（住宅維持費）、出産扶助、生業扶助（技能修得費等）、葬祭扶助、新規就労控除、未成年者控除については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

(参考) 平成26年度予算(案)における基準額(月額)の具体的事例

1. 3人世帯【33歳、29歳、4歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	165,840	159,050	151,800	146,570	140,140	134,060
住宅扶助 (注1)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	235,640	218,050	204,800	192,570	180,240	168,160
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注2)	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：日立市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の25年度における上限額の例である。

注2 就労収入が10万円の場合の例。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

2. 高齢者単身世帯【68歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	81,760	78,200	74,070	71,680	68,290	65,120
住宅扶助 (注)	53,700	45,000	41,000	35,400	31,000	26,200
合計	135,460	123,200	115,070	107,080	99,290	91,320
医療扶助、介護扶助等	上記額に加えて、医療、介護等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：日立市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の25年度における上限額の例である。

3. 母子2人世帯【30歳、4歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	147,980	142,990	135,590	132,210	125,840	121,370
住宅扶助 (注1)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	217,780	201,990	188,590	178,210	165,940	155,470
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注2)	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600
医療扶助等	上記額に加えて、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：日立市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の25年度における上限額の例である。

注2 就労収入が10万円の場合の例。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

(3) 生活扶助基準の見直しに伴う他制度への影響について

生活扶助基準の見直しについては、これに伴い、他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府ではできる限り影響が及ばないようにするため、全閣僚で対応方針を確認していたところである。

この対応方針を踏まえ、本年度予算成立後の平成25年5月16日付けで厚生労働事務次官通知を發出して、今回の生活扶助基準の見直しに伴う、他制度への影響については、国の取組みを説明の上、その趣旨を理解した上で各地方自治体において判断いただくよう依頼を行ったところである。

平成25年9月、政府において、平成26年度予算の概算要求が取りまとめられた時点において、「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」（平成25年9月3日付け厚生労働事務次官通知）を發出し、改めて先の厚生労働事務次官通知と同趣旨の依頼を行ったところであるので、各自治体におかれても、この政府の対応方針の趣旨をご理解いただいた上で、適切にご判断・ご対応頂くよう、引き続きよろしくお願ひしたい。

11 生活保護関係予算について

(1) 生活保護費等負担金について

ア 平成 26 年度予算案について

保護費負担金については、各扶助の給付実績を基に直近の被保護人員の伸び率等で必要額を算出した上で、平成 26 年 4 月からの生活扶助基準の見直しや診療報酬改定等を踏まえ、対前年度約 600 億円増 (2.1%増) の 2 兆 8,823 億円を計上している。

	平成 26 年度 予 算 案	平成 25 年度予算	
		当初予算額	補正予算
保護費負担金	2 兆 8,823 億円	2 兆 8,224 億円	2 兆 7,742 億円

イ 社会保障 4 経費化に伴う生活保護費等負担金の目の分割について

「(目)生活保護費等負担金」の執行については、現在、保護費、保護施設事務費及び支援給付費を一体的に行っている。

しかしながら、保護費及び支援給付費のうち、医療扶助費（医療支援給付費）と介護扶助費（介護支援給付費）については、社会保障 4 経費に該当するため、平成 26 年度予算から

- ・ 医療扶助費等負担金（医療扶助費及び医療支援給付費）
- ・ 介護扶助費等負担金（介護扶助費及び介護支援給付費）
- ・ 生活扶助費等負担金（上記以外の扶助費、支援給付費及び施設事務費）

の三項目へと目を分割することとされたところである。

目が分割されることに伴い、平成 26 年度からの交付申請及び実績報告等については、目ごとに行っていただく必要がある。

また、生活保護法第 63 条や第 78 条等による「返還金徴収金その他の収入」についても、平成 26 年度予算から目ごとに債権管理をしていただく必要があるため、都道府県におかれては、管内市区町村に対する周知をお願いします。

なお、本取扱の変更に伴う交付要綱の改正や平成 26 年度の交付決定等については、予算成立後速やかに施行、執行できるよう準備を進めているので、ご了解願いたい。

ウ 生活保護改正法施行に伴う交付要綱等の見直しについて

平成 26 年 7 月からの生活保護改正法の施行に伴い、目の分割とは別に生活保護費

等負担金の交付要綱等の改正を予定している。現在、不正受給に係る返還金への加算金や返還金の保護費との相殺、国税徴収の例による返還金の徴収等の交付要綱等における取扱いについて検討を進めているところであり、検討結果がまとまり次第情報提供することとしているので、ご了解願いたい。

エ 平成 26 年度の適正な執行について

各自治体への生活保護費等負担金は、予算の効率的な執行の観点から、直近実績に基づき算出された各自治体からの所要見込額に基づき交付しているところである。

平成 26 年度においても四半期ごとに所要見込額を把握することとしているため、各自治体においては、常に管内の保護動向等を注視し、適切に所要額を算出して、期限までに関係書類を提出していただくようご協力願いたい。

オ 生活保護費国庫負担金に係る適正な精算について

生活保護費国庫負担金に係る適正な精算については、「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」（平成 22 年 10 月 6 日社会・援護局保護課長通知）において、返還金等の調定額の計上、調定後の債権管理等について適正に実施するよう周知しているところである。

返還金等について、収納済額のみを調定額として計上することは国庫負担金を過大に精算交付することになるので、各自治体においては、本通知の趣旨を踏まえ、適正な国庫負担金の精算について、改めて徹底されたい。

カ 現業員等による不正防止対策の徹底について

現業員等による生活保護費の詐取等不正防止対策については、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」（平成 21 年 3 月 9 日厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）により、保護費の支給等について適正な事務処理が行われるよう周知しているところである。

しかしながら、現業員等による不正事案が引き続き発生していることを踏まえ、各自治体において、課長通知の内容について改めて周知していただくとともに、保護費の支給等に関する事務において、特定の者に権限が集中することなく、内部牽制の仕組みが機能しているかどうかについて各福祉事務所における事務処理体制の再点検を行うなど、不正等の防止に対して適切な対応を図られたい。

(2) セーフティネット支援対策等事業費補助金について

ア 平成 25 年度予算の執行等について

平成 25 年度のセーフティネット支援対策等事業費補助金(以下「補助金」という。)の執行に当たっては、各自治体からこれまで以上の積極的な協議を受けたことにより、大幅な不足が生じることとなった。

この不足分への対応については、緊急的な対策として、都道府県に造成されている「緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)」(以下「基金」という。)を活用させていただくことにより円滑な事業実施が可能となったところであり、各都道府県におかれては、基金を活用することについて、御理解及び多大な御協力をいただいたことに、改めて感謝申し上げます。

イ 平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算案について

昨年 12 月、「好循環実現のための経済対策」(平成 25 年 12 月 5 日閣議決定)において、「女性・若者・高齢者・障害者向け施策」等を柱とした新たな経済対策が策定され、これを受け平成 25 年度補正予算が編成された。

この補正予算では、基金について 520 億円の積み増しを行うとともに、平成 26 年度末まで 1 年間の終期の延長を盛り込んだところである。

具体的には、住宅支援給付等の従来から基金において実施されてきた事業の継続と併せ、平成 26 年度概算要求において優先課題推進枠として要求していた生活困窮者自立支援制度実施のための事業等の一部について、地域の早期の体制整備を図る観点から、前倒しして基金により実施することとしたものである。

これにより、平成 26 年度においては、以下の事業を新たに基金事業として実施することとしている。

- ① 生活困窮者自立促進支援モデル事業
- ② 生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業
- ③ 自立支援プログラム策定実施推進事業(子ども等の健全育成支援事業含む)
- ④ 就労自立給付金創設等に伴うシステム改修経費

基金についてはこれまでも地域に根ざした効果的・効率的な事業が実施されているものと了知しているが、基金の終期に向け、今後とも限りある財源の最大限の有効活用をお願いする。

また、経済対策の趣旨である経済の成長力の底上げにつながるよう、迅速かつ着実な実行に取り組む必要があることから、国からの交付決定後の速やかな基金造成手続きや事業者との契約締結等についてご協力願いたい。なお、交付金の未執行分の取扱いについては別途連絡する。

一方、補助金については、平成25年度補正予算への基金の積み増しや補助金から基金への事業の移行（生活困窮者自立促進支援モデル事業、自立支援プログラム策定実施推進事業等）を勘案し、平成26年度予算案においては、150億円を計上したところである。

ウ 平成26年度の国庫補助協議等について

(ア) 平成26年度の執行方針

現在、精査中であるが、各自治体から報告いただいた所要見込額をそのまま取りまとめたところ、150億円の予算案を大幅に上回っており、適切に精査し予算を執行する必要がある。

このため、物品購入に係る経費や直接の事業費以外の経費は対象外とするなど事業を実施する上で真に必要な人件費等の経費を国庫補助の対象とする協議方針をお示ししたうえで、事前協議を行うことを予定している。

本事業は、限られた予算の範囲内で交付する（※）予算補助事業であることから、今後の事前協議等に当たっては、各自治体における地域の実情を踏まえつつ、各事業の必要性や効果等を踏まえ、事業の見直しや優先順位を付ける等、十分な精査や再検討を行い真に必要とされる経費のみを適正に見込んでいただけるようご協力をお願いします。

また、厳しい財政状況の中、本事業が、限られた予算の範囲内で効果的・効率的な執行が行えるよう、各自治体における執行状況等の調査を適宜行うこととしているので、あわせて協力をお願いします。

(イ) 基金との一体的な事業の実施

補助金の厳しい執行見込みを踏まえ、各都道府県における基金の執行を常に見極めつつ、本年度同様、各都道府県のご理解をいただいた上で、基金を活用した一体的な実施も視野に入れている。このため、各都道府県においては、基金を活用して行われる事業が、効果的・効率的になるよう基金の適切な管理・運用をお願いしますとともに、各都道府県における基金の執行状況の調査を適宜行うこととしているの

で、あわせて協力をお願いする。

(※) セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱（平成 19 年 7 月 24 日厚生労働事務次官通知）

セーフティネット支援対策等事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省、労働省令第 6 号）規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

エ 本補助金の今後の方向性

平成 27 年度に向けては、国家の喫緊の課題である財政健全化に向けての予算の抜本的な見直しが進む等、財政的に極めて厳しい状況下のもと、

- ・ 平成 27 年 4 月より「生活困窮者自立支援法」の施行に伴う必要な国庫負担金や補助金等の財源の確保や、
 - ・ 基金が平成 26 年度末で終了（予定）するため、基金で実施している事業を改めて補助金事業として整理する必要があること
- 等の課題がある。

このため、現在、補助金で実施している事業についても、その必要性や効果、国、市町村、都道府県、指定都市の役割等を再検討し、抜本的な整理統合を行うなど新たな補助金体系への見直しを図る必要があると考えている。

あわせて、交付に当たっては、各自治体の地域の実情に応じて、自治体自らが必要な事業を選択して実施することが出来るような、自治体により大きな裁量がある新たな交付方式への見直しを図ることも一つの手法として、検討を進めて行く考えである。

このような状況を国及び各自治体で共通認識としながら、今後の施策が円滑に実施されるよう、国として最大限努力してまいりますので、各都道府県においても、その旨ご理解の上、ご協力願いたい。

(3) 保護施設の運営について

ア 保護施設における精神障害者等の地域移行支援及び地域定着支援について

保護施設においては、これまでも保護施設通所事業や居宅生活訓練事業の実施、

精神保健福祉士を加配した場合の加算措置などにより、入所者等の地域移行に向けた支援や地域生活の定着に向けた支援を積極的に行ってきたところである。

平成 25 年度から、救護施設において、居宅生活訓練事業の利用要件の緩和（現行 3 名以上の利用定員を 2 名以上に緩和等）を行ったところである。

各地方自治体におかれては、今後とも、保護施設に対して同事業の積極的な活用を指導願いたい。

イ 生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について

給与特例法の影響により、平成 25 年 7 月から、公立の保護施設における支弁基準について、別途示した基準額により算定しているところであるが、この取扱は平成 25 年度末までの措置であり、平成 26 年度からは従来どおりの取扱とすることを予定しており、必要とされる所要額を平成 26 年度予算案に計上している。

詳細については、平成 26 年度予算が成立次第連絡することとしているのでご留意されたい。

(4) 保護施設の整備について

保護施設の施設整備については、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の残額がある自治体については、平成 26 年度末まで 1 年間の延長を認めたところである。他方で、基金の延長を行っていない自治体については、引き続き社会福祉施設等施設整備費補助金で対応する予定である。

平成 26 年度予算成立後、交付要綱等の送付が行われる予定なのでご留意されたい。

12 生活保護関係調査について

(1) 平成26年度生活保護関係調査の実施について

平成26年度の生活保護関係調査については、次の一覧表のとおりである。

被保護者調査の年次調査（基礎調査・個別調査）については、生活保護業務データシステムに7月末日現在のデータを登録することで提出とさせていただきます。

被保護者調査の月次調査についても、生活保護業務データシステムへのデータ登録により提出いただくこととなるので、遅滞なくお願いしたい。

医療扶助実態調査については、平成23年調査より電子データでの提出となっており、平成26年度に関しても同様とさせていただきます。

社会保障生計調査については、例年どおり調査票（家計簿）での提出となっており、平成25年度に調査をお願いした自治体においては、平成26年度に関しても引き続き御協力をお願いする。

(2) 提出締切の厳守について

各調査は、各都道府県・指定都市・中核市の関係者の御理解・御尽力により実施されているが、提出期限が遅れると、結果として全体の集計に支障を来すこととなることから、集計作業を遅滞なく行うためにも、引き続き提出締切の厳守をお願いしたい。

平成26年度生活保護関係調査一覧

調査の名称	調査の対象		対象選定の 方法	調査の 周期及び 時期	調査票等の 提出期限
	地域的範囲	属性的範囲			
被保護者調査 【年次調査】 基礎調査・個別調査 【月次調査】	全 国	被保護世帯 約160万世帯	全 数	年次調査 毎 年 7月31日現在 月次調査 毎 月	年次調査 毎年9月10日 月次調査 翌月20日
医療扶助実態調査	全 国	医療扶助受給者	6月基金審査分 診療報酬明細 書及び調剤報 酬明細書	毎 年 7 月	毎年8月中旬
社会保障生計調査	9ブロック 14都道府県 4指定都市 9中核市 (注)	被保護世帯 約1,110世帯	抽 出	年 度 4月から翌年 3月まで	翌月末日

(注) 調査対象自治体は、北海道及び東京都を除き、原則として2年毎に調査地域を交代することとしている。
 ※ これ以外に、生活保護費経理状況報告、生活保護費国庫負担金にかかる事業実績報告等経理関係データ及び各種特別調査が生活保護行政に広く活用されている。

(3) 生活保護受給世帯の居住実態等の把握について

現在、社会保障審議会生活保護基準部会において、住宅扶助の基準額に対しての議論を行っているところであるが、住宅扶助の議論を行うに当たっては、生活保護受給世帯の住宅や居住環境等の実態について把握する必要があることから、平成26年度中になんらかの形で生活保護受給世帯の居住実態に関する調査を実施したいと考えている。

調査内容及びスケジュール等の詳細については現在検討しているところであるが、各自治体及び管内福祉事務所に極力負担のない形で実施したいと考えているので、その際にご協力をお願いしたい。

(参考) 生活保護の動向

ア 近年の保護動向

被保護人員・保護率については、平成7年度を底に上昇している。被保護人員の対前年同月比をみると、減少傾向にあり、直近の平成25年11月には、対前年同月比100.8%となっている。

○平成7年度 被保護人員 約88万2千人 被保護世帯 約60万2千世帯 保護率 0.70%	→	○平成25年11月現在(速報値) 被保護人員 約216万5千人 被保護世帯 約159万6千世帯 保護率 1.70%
--	---	--

雇用関係指標及び被保護人員の推移

	完全失業者数	完全失業率	有効求人倍率	被保護人員	被保護人員対前年同月比
	千人	%	倍	人	%
平成24年度平均	*2,850	*4.3	*0.80	2,135,743	103.3
平成25年 1月	2,790	4.2	0.85	2,153,642	103.0
2月	2,840	4.3	0.85	2,155,218	102.8
3月	2,670	4.1	0.86	2,161,053	102.5
4月	2,710	4.1	0.89	2,151,843	102.4
5月	2,700	4.1	0.90	2,153,816	102.0
6月	2,540	3.9	0.92	2,153,122	101.8
7月	2,510	3.8	0.94	2,158,946	101.6
8月	2,720	4.1	0.95	2,159,877	101.4
9月	2,630	4.0	0.95	2,159,808	101.2
10月	2,660	4.0	0.98	2,164,338	101.0
11月	2,610	4.0	1.00	2,164,857	100.8

資料：被保護者調査〔平成24年4月以降は速報値（平成24年度平均も速報値より作成）〕

労働力調査（総務省）、職業安定業務統計、

※完全失業者数、完全失業率及び有効求人倍率の月別推移は季節調整値である。

※*は平成24年平均

イ 近年の保護動向の特徴

(ア) 世帯類型別世帯数の状況

構成割合で見ると、半数近く(45.4%)が高齢者世帯であるが、稼働能力がある者を含むその他の世帯の伸び率が顕著になっている。

世帯類型別被保護世帯数

	平成7年度		平成25年11月(速報値)		伸び率(25.11/7) (%)
	世帯数	構成割合(%)	世帯数	構成割合(%)	
総数	600,980	100.0	1,587,129	100.0	164.1
高齢者世帯	254,292	42.3	720,616	45.4	183.4
母子世帯	52,373	8.7	112,302	7.1	114.4
傷病者・障害者世帯	252,688	42.0	466,192	29.4	84.5
その他の世帯	41,627	6.9	288,019	18.1	591.9

資料：被保護者調査〔平成25年11月分は速報値（平成7年度は福祉行政報告例）〕

※世帯数は保護停止中のものを含まない。※平成17年度より、世帯類型の定義を一部変更。

(イ)世帯人員別世帯数の状況

被保護世帯に占める単身世帯の割合が増加しており、現在被保護単身世帯の割合は76.7%となっている。特に高齢者世帯においては約9割となっている。

また、その他の世帯に占める単身世帯の割合は、平成7年度には約3割であったが、平成25年11月には約7割となっている。

世帯類型別被保護世帯数

		総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者・障害者世帯	その他の世帯
世帯数	平成7年度	600,980	254,292	52,373	252,688	41,627
	うち単身世帯	431,629 (71.8%)	224,104 (88.1%)	-	193,235 (76.5%)	14,290 (34.3%)
世帯数	平成25年11月	1,587,129	720,616	112,302	466,192	288,019
	うち単身世帯	1,218,059 (76.7%)	648,372 (90.0%)	-	379,969 (81.5%)	189,718 (65.9%)

資料：被保護者調査〔平成25年11月分は速報値（平成7年度は福祉行政報告例）〕

※平成17年度より、世帯類型の定義を一部変更。

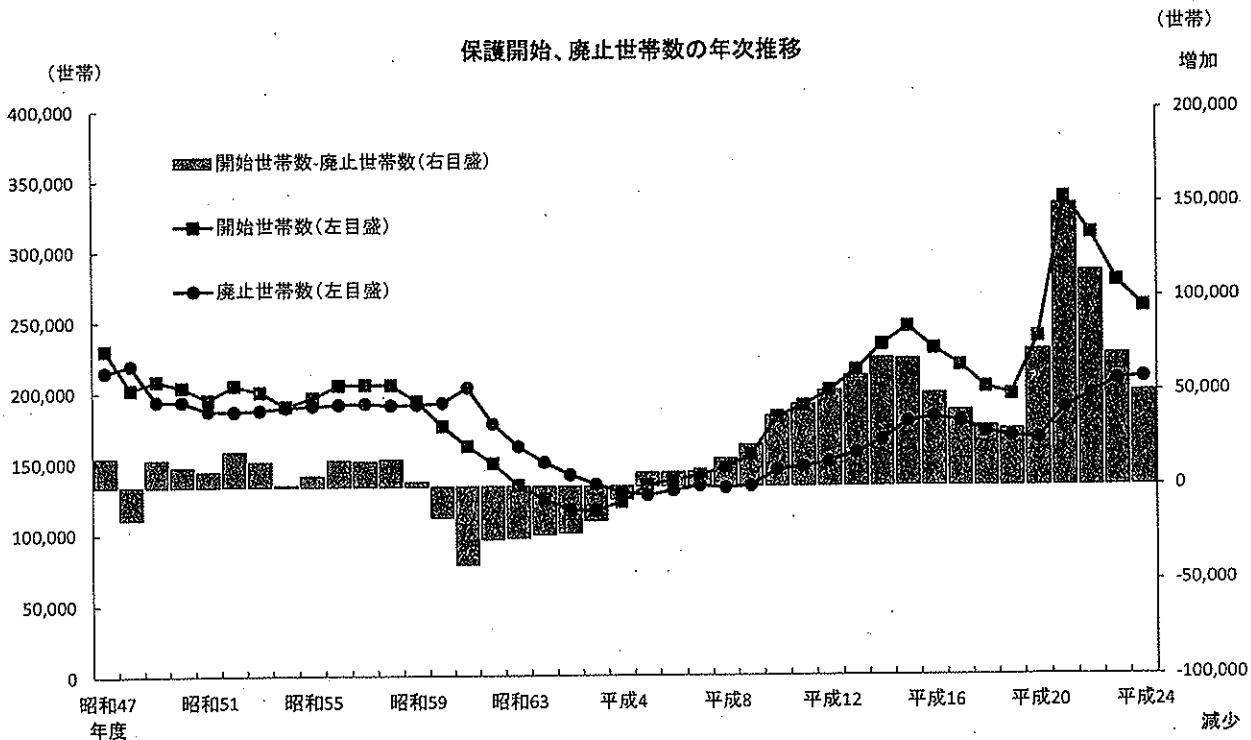
※世帯数は保護停止中のものを含まない。

※括弧内は単身者世帯割合。

(ウ)生活保護の開始及び廃止状況

保護の開始世帯数については、平成20年度、平成21年度と大幅に増加していたが、平成22年度から減少に転じた。廃止世帯数については、平成20年度以降、増加傾向となっている。(開始世帯数－廃止世帯数)については、平成20年度より大幅に増加していたが、平成22年度より減少に転じている。

保護開始、廃止世帯数の年次推移



資料：福祉行政報告例(平成24年度は「被保護者調査(速報値)」より作成)

13 生活保護基準の改定に伴う審査請求等について

(1) 生活保護基準の改定に伴う審査請求について

平成 25 年 8 月 1 日より施行された「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号）の改定に伴う保護変更決定処分の取消しを求める審査請求が全国で多数提起されており、その提起件数について、各自治体より毎月ご報告をいただいているところである。

生活扶助基準の見直しについては、平成 25 年度から 3 年程度かけて段階的に実施することとしており、平成 26 年度においても、この基準改定に関する審査請求が多数提起されることが予想されることから、各自治体におかれては、平成 25 年度に引き続き、適切に審査請求に係る事務を行っていただくとともに、提起件数の毎月の報告についてもご協力をお願いしたい。

(2) 就労自立給付金に関する審査請求について

平成 25 年 7 月 1 日から、就労自立給付金の支給が開始されるところであるが、就労自立給付金の支給に関する処分については、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づく不服申立ての対象となる。

就労自立給付金の支給に関する処分の審査請求先及び審査請求の裁決をすべき期間（50 日以内）は、保護の決定及び実施に関する処分に関する審査請求と同様の取扱いとなるので、よろしくお願いしたい。

14 保護の処分等に関する訴訟の取扱いについて

(1) 訴訟提起等の報告について

地方自治法に定める第一号法定受託事務について、地方公共団体の行政庁を当事者とする訴訟が提起された場合は、「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」（昭和22年法律第194号。以下「権限法」という。）第6条の2の規定により、当該地方公共団体は、直ちにその旨を法務大臣（法務局・地方法務局）に報告しなければならないとされているところである。

そして、生活保護法第84条の4の別表に掲げる第一号法定受託事務に関する訴訟が提起された場合についても、「生活保護法に基づく保護の決定、実施に係る事務に関する訴訟の取扱いについて」（平成7年3月29日付け厚生省社会・援護局保護課長通知）により、権限法の規定に基づき、所管の法務局長又は地方法務局長へ報告し、訴訟の進め方について相談するとともに、当課への報告をお願いしているところである。

しかしながら、訴訟の提起及び訴訟経過の報告がないまま、判決に至るようなケースが散見されるところである。

生活保護法に規定する第一号法定受託事務に関する訴訟については、仮に地方自治体にとって不利な判決となった場合、生活保護法や保護の実施要領等の解釈及び運用に影響を及ぼすことがあり得るところであり、そのような場合、厚生労働省としても、当該地方自治体や法務省、法務局（地方法務局）と連携しつつ、迅速に対応していくことが必要となることから、各地方自治体におかれては、生活保護法の処分等に関する訴訟の提起及び訴訟経過については、直ちに法務局（地方法務局）に報告するとともに、当課にも報告するよう、改めて管内福祉事務所に対して周知徹底願いたい。

また、この取扱いについては、行政事件訴訟法による取消訴訟だけでなく、生活保護法に規定する第一号法定受託事務に関する損害賠償請求訴訟も対象に含むものであるので、ご留意願いたい。

なお、法定受託事務に関する訴訟の報告制度については、法務省ホームページにもその内容が記載されているので、適宜参照されたい。

(http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/kanbou_shomu_shomu09-1.html)

(参考) 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律
第6条の2 地方公共団体の行政庁を当事者とする第一号法定受託事務に関する訴訟が提起されたときは、当該地方公共団体は、法務大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。

(2) 法務大臣に対する訴訟の実施請求について

権限法第7条第1項の規定に基づき、地方自治体が被告となっている訴訟であって、国の利害に関係するものについては、法務大臣に対し、法務局又は地方法務局の職員に訴訟活動を行わせることを請求することができるものとされているところである。

今後、地方自治体を被告として、今般の基準改定に関する訴訟が提起された場合においては、厚生労働大臣が定める生活保護基準の適法性が主な争点となるものと想定されることから、権限法第7条第1項の規定に基づき、各法務局又は地方法務局に対して、訴訟の実施請求を行っていただくとともに、必要に応じて、当課へご相談いただくようお願いしたい。

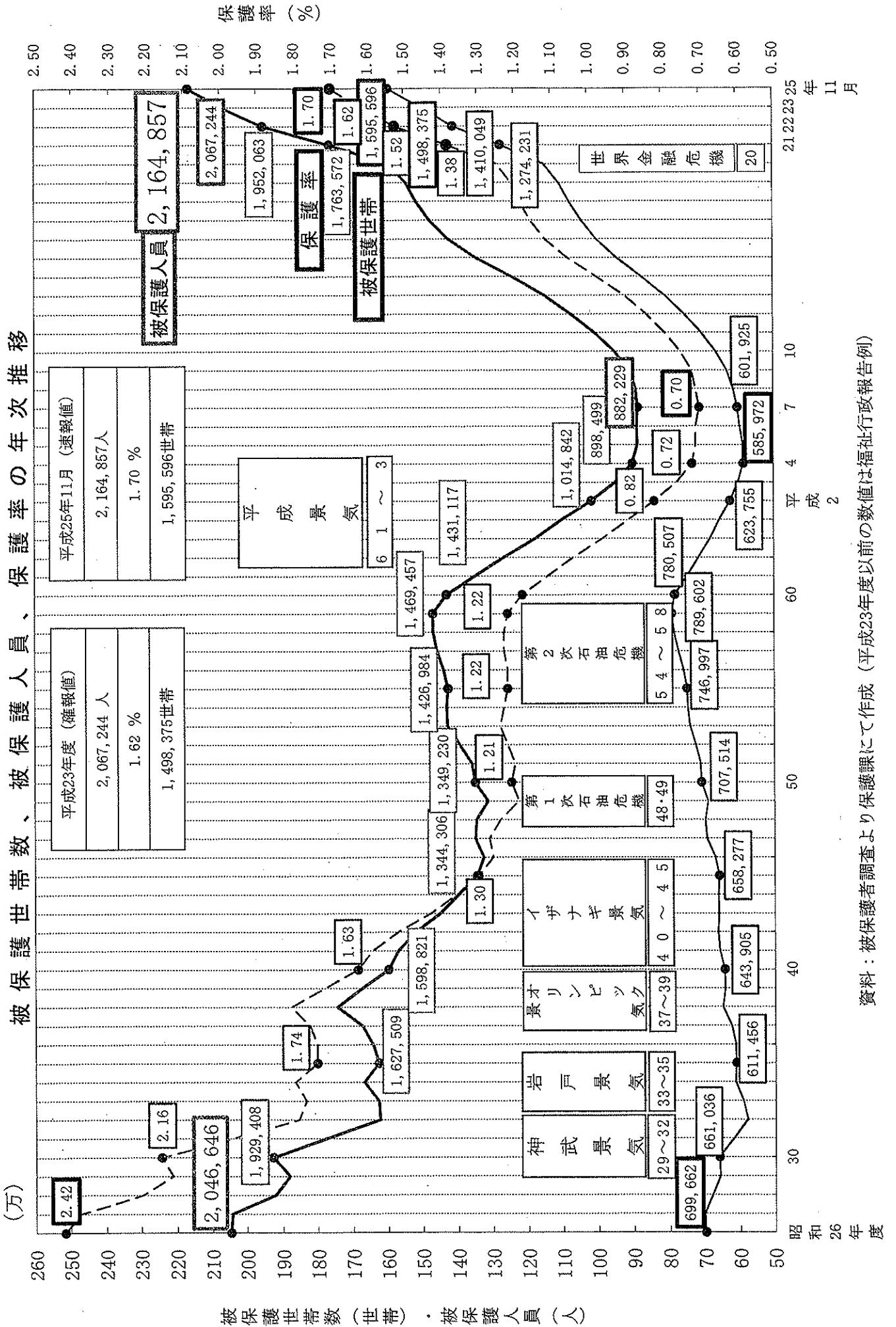
(参考) 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律

第7条 地方公共団体、独立行政法人その他政令で定める公法人は、その事務に関する訴訟について、法務大臣にその所部の職員でその指定するものに当該訴訟を行わせることを求めることができる。

参 考 资 料

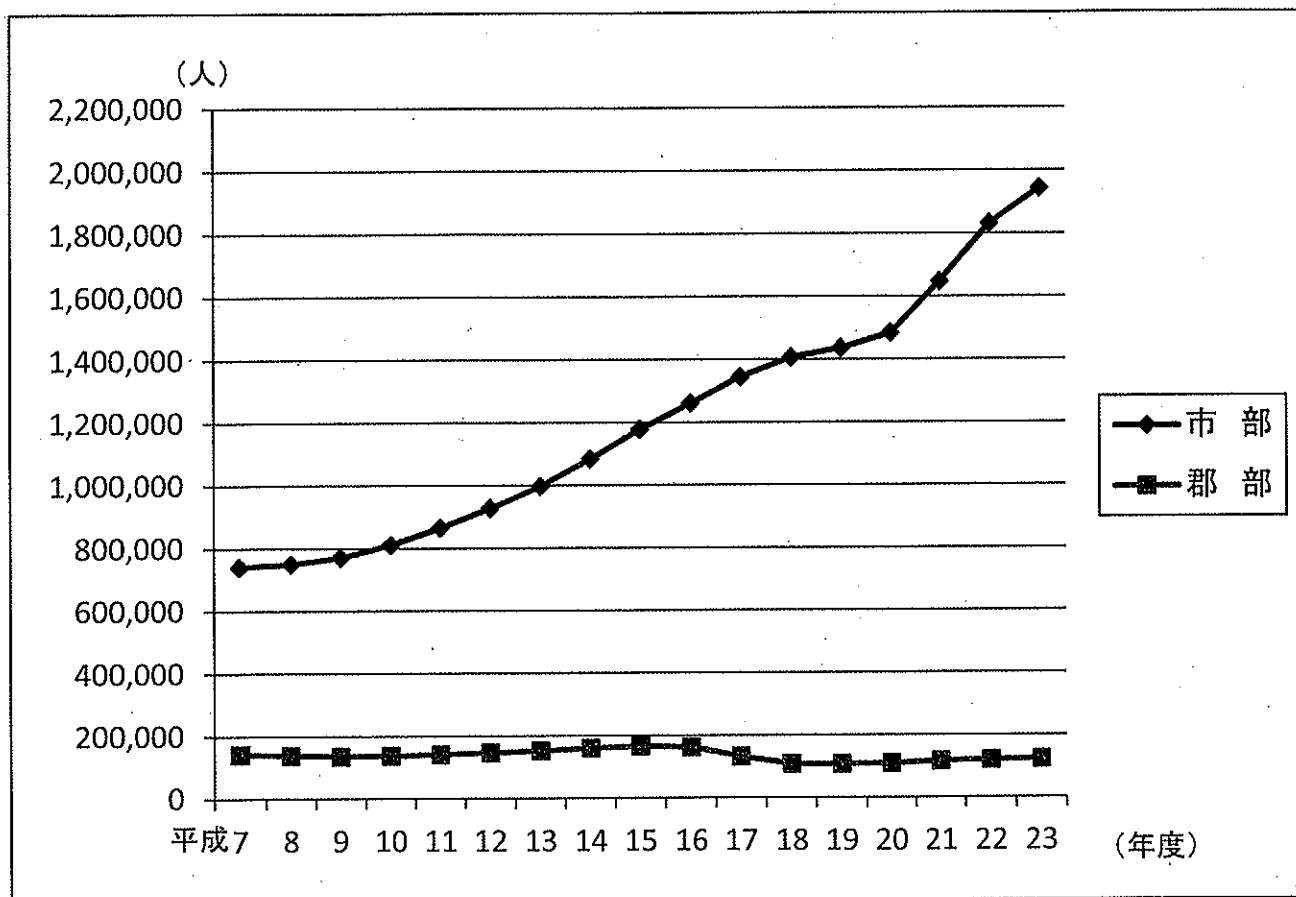


被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



資料：被保護者調査より保護課にて作成（平成23年度以前の数値は福祉行政報告例）

市部・郡部別被保護人員の年次推移



	総数	市部	郡部
	人	人	人
平成7年度	882,229	740,365	141,864
8	887,450	749,724	137,726
9	905,589	770,050	135,539
10	946,994	809,882	137,111
11	1,004,472	864,079	140,394
12	1,072,241	926,434	145,806
13	1,148,088	996,085	152,003
14	1,242,723	1,083,142	159,581
15	1,344,327	1,178,016	166,311
16	1,423,388	1,261,038	162,351
17	1,475,838	1,344,391	131,447
18	1,513,892	1,405,999	107,893
19	1,543,321	1,435,824	107,497
20	1,592,620	1,483,332	109,288
21	1,763,572	1,647,827	115,745
22	1,952,063	1,831,371	120,692
23	2,067,244	1,943,604	123,641

資料：福祉行政報告例

都道府県・指定都市・中核市別保護率

		平成23年度		
		%		
全 国		1.6		
大 阪 市		5.7	船 橋 市	1.3
大 函 館 市		4.5	新 潟 市	1.3
東 大 阪 市		4.1	宮 崎 県	1.3
旭 川 市		3.9	京 都 府	1.2
尼 崎 市		3.7	川 越 市	1.2
高 知 市		3.7	横 須 賀 市	1.2
札 幌 市		3.6	須 賀 良 島 市	1.2
京 都 市		3.1	鳥 取 県	1.2
神 戸 市		3.1	神 奈 川 県	1.2
長 崎 市		3.0	埼 玉 県	1.1
堺 市		3.0	大 津 市	1.1
青 森 市		2.9	静 岡 市	1.1
福 岡 市		2.7	山 口 県	1.1
福 岡 県		2.5	山 口 県	1.1
鹿 児 島 市		2.5	前 橋 市	1.0
北 海 道		2.4	千 葉 県	1.0
北 九 州 市		2.4	愛 媛 県	1.0
松 山 市		2.3	和 歌 山 県	1.0
広 島 市		2.3	和 歌 山 市	1.0
和 歌 山 市		2.3	三 重 県	1.0
沖 縄 県		2.2	岩 手 県	1.0
川 崎 市		2.2	浜 松 市	0.9
奈 良 市		2.1	佐 賀 県	0.9
大 阪 府		2.1	柏 市	0.9
東 京 都		2.1	兵 庫 県	0.9
名 古 屋 市		2.0	香 川 県	0.8
熊 本 市		2.0	宮 城 県	0.8
青 森 県		2.0	茨 城 県	0.8
高 知 県		2.0	茨 城 県	0.8
宮 崎 市		1.9	熊 本 県	0.8
徳 島 県		1.9	金 沢 市	0.8
久 留 米 市		1.9	福 島 県	0.8
横 浜 市		1.8	栃 木 県	0.8
岡 山 市		1.8	高 崎 市	0.8
大 分 市		1.8	高 岡 市	0.7
千 葉 市		1.8	長 野 市	0.7
盛 岡 市		1.7	豊 橋 市	0.7
福 山 市		1.7	山 梨 県	0.7
長 崎 県		1.7	滋 賀 県	0.6
秋 田 市		1.7	山 形 県	0.6
大 分 県		1.6	豊 田 市	0.6
相 模 原 市		1.6	岡 崎 市	0.6
下 関 市		1.6	静 岡 県	0.6
仙 台 市		1.6	愛 知 県	0.6
高 松 市		1.6	新 潟 県	0.5
宇 都 宮 市		1.6	群 馬 県	0.5
西 宮 市		1.6	長 野 県	0.5
鹿 児 島 県		1.5	石 川 県	0.4
高 槻 市		1.5	福 井 県	0.4
姫 路 市		1.5	富 山 市	0.4
岐 阜 市		1.5	岐 阜 県	0.3
倉 敷 市		1.5	富 山 県	0.3
さいたま市		1.5		
いわき市		1.4		
秋 田 県		1.4		

資料：福祉行政報告例

注) 都道府県データは、指定都市及び中核市分を除く。

※保護率の大きい順。

平成7年度から平成23年度にかけての都道府県・指定都市別保護率の伸び

※伸び(23'-7')の大きい順。

	平成7年度		平成23年度		伸び(23'-7')	
		%		%		%
全 国		0.7		1.6		0.9
大阪府		1.8		5.7		3.9
札幌市		1.7		3.6		1.9
広島市		0.7		2.3		1.6
神戸市		1.5		3.1		1.6
大阪府		0.9		2.3		1.5
名古屋市		0.7		2.0		1.4
千葉市		0.5		1.8		1.3
川崎市		0.9		2.2		1.3
東京都		0.8		2.1		1.3
北海道		1.5		2.7		1.3
福岡市		1.5		2.7		1.2
高知県		1.5		2.7		1.2
横浜市		0.7		1.8		1.1
青森市		1.1		2.2		1.1
仙台市		0.5		1.6		1.1
東京都		2.1		3.1		1.0
長崎県		1.1		2.1		1.0
沖縄県		1.3		2.2		0.9
神奈川県		0.4		1.2		0.9
埼玉県		0.3		1.2		0.9
北九州市		1.5		2.4		0.9
兵庫県		0.5		1.4		0.8
鹿児島県		1.0		1.9		0.8
徳島県		1.1		1.9		0.8
千葉県		0.3		1.1		0.8
大分県		0.9		1.7		0.8
秋田県		0.7		1.4		0.7
和歌山県		0.7		1.5		0.7
愛媛県		0.8		1.5		0.7
福岡県		1.7		2.5		0.7
栃木県		0.3		1.0		0.7
宮崎県		0.9		1.5		0.7
京都府		0.6		1.2		0.7
奈良県		0.8		1.4		0.6
広島県		0.6		1.2		0.6
岡山県		0.7		1.3		0.6
岩手県		0.5		1.1		0.6
鳥取県		0.6		1.2		0.6
熊本県		0.7		1.3		0.6
福島県		0.4		0.9		0.5
静岡県		0.2		0.7		0.5
茨城県		0.3		0.8		0.5
宮城県		0.3		0.8		0.5
新潟県		0.3		0.8		0.5
三重県		0.5		1.0		0.5
山梨県		0.2		0.6		0.4
香川県		0.7		1.2		0.4
山口県		0.8		1.2		0.4
群馬県		0.3		0.7		0.4
愛知県		0.2		0.6		0.4
島根県		0.5		0.8		0.4
岐阜県		0.2		0.5		0.3
静岡県		0.4		0.8		0.3
滋賀県		0.3		0.6		0.3
石川県		0.6		0.9		0.3
長野県		0.2		0.5		0.3
山形県		0.3		0.6		0.3
福井県		0.2		0.4		0.2
富山県		0.2		0.3		0.1

資料：福祉行政報告例

注1) 都道府県データは、指定都市分を除く。

2) さいたま市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市、岡山市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。

平成7年度から平成23年度にかけての都道府県・指定都市別保護率の伸び率

※伸び率(23' / 7')の大きい順。

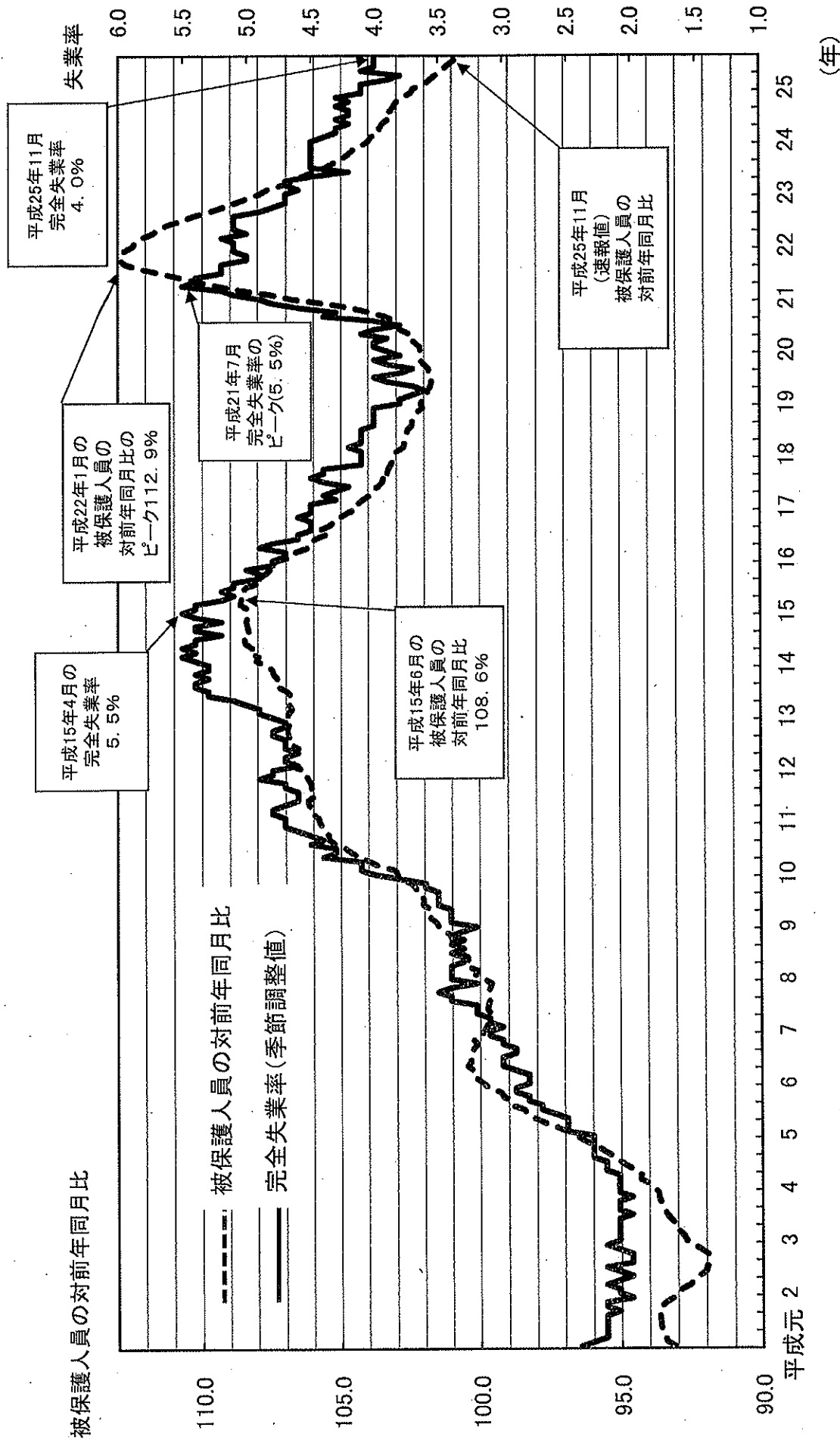
	平成7年度	平成23年度	伸び率(23' / 7')
全 国	0.7	1.6	131.4
埼玉県	0.3	1.2	291.1
千葉県	0.5	1.8	288.0
神奈川県	0.4	1.2	256.1
千葉県	0.3	1.1	252.1
広島市	0.7	2.3	242.9
静岡県	0.2	0.7	241.6
栃木県	0.3	1.0	225.7
大阪府	1.8	5.7	215.0
名古屋市	0.7	2.0	209.0
仙台市	0.5	1.6	204.6
山梨県	0.2	0.6	191.6
愛知県	0.2	0.6	184.6
岐阜県	0.2	0.5	177.2
大阪府	0.9	2.3	170.5
茨城県	0.3	0.8	168.1
横浜市	0.7	1.8	164.6
兵庫県	0.5	1.4	157.4
東京都	0.8	2.1	156.7
新潟県	0.3	0.8	155.1
群馬県	0.3	0.7	154.6
宮城県	0.3	0.8	148.8
川崎市	0.9	2.2	145.1
福島県	0.4	0.9	131.1
石川県	0.3	0.6	123.0
長野県	0.2	0.5	121.6
岩手県	0.5	1.1	116.7
都 府	0.6	1.2	111.0
札幌市	1.7	3.6	110.8
福井県	0.2	0.4	107.4
神戸市	1.5	3.1	107.0
秋田県	0.7	1.4	105.7
三重県	0.5	1.0	102.5
広島県	0.6	1.2	102.0
和歌山県	0.7	1.5	99.2
青森県	1.1	2.2	97.8
鳥取県	0.6	1.2	94.8
長崎県	1.1	2.1	94.5
愛媛県	0.8	1.5	90.8
岡山県	0.7	1.3	88.3
北海道	1.5	2.7	86.4
奈良県	0.8	1.4	82.6
滋賀県	0.4	0.8	81.3
島根県	0.5	0.8	81.1
福岡市	1.5	2.7	81.0
大分県	0.9	1.7	80.1
高知県	1.5	2.7	79.2
鹿児島県	1.0	1.9	79.0
山形県	0.3	0.6	77.2
宮崎県	0.9	1.5	76.5
熊本県	0.7	1.3	74.1
沖縄県	1.3	2.2	71.0
徳島県	1.1	1.9	68.2
富山県	0.2	0.3	59.4
北九州市	1.5	2.4	58.7
佐賀県	0.6	0.9	56.8
香川県	0.7	1.2	56.0
山口県	0.8	1.2	51.7
京 都	2.1	3.1	48.9
福 岡	1.7	2.5	40.4

資料：福祉行政報告例

注1)都道府県データは、指定都市分を除く。

2)さいたま市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市、岡山市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。

被保護人員の対前年同月比と完全失業率の月次推移



資料:被保護者調査〔平成24年4月以降は速報値(平成23年度以前は福祉行政報告例)〕、労働力調査(総務省)

世帯類型別被保護世帯数の年次推移

年度	世帯類型別被保護世帯数						世帯類型別指数(平成7年度=100)						世帯類型別構成割合					
	総世帯数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	高齢者世帯	その他の世帯	総世帯数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	高齢者世帯	その他の世帯	総世帯数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	その他の世帯	
平成7年度	600,980	254,292	52,373	252,888	41,827	41,827	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	42.0	8.7	42.0	6.9	
8	612,180	264,826	51,671	254,449	41,434	41,434	101.9	104.1	98.7	100.7	99.5	100.0	100.0	43.2	8.4	41.6	6.8	
9	630,577	277,409	52,206	258,558	42,404	42,404	104.9	109.1	99.7	102.3	101.9	100.0	100.0	44.0	8.3	41.0	6.7	
10	662,094	294,880	54,503	267,582	45,329	45,329	110.2	115.9	104.1	105.9	108.9	100.0	100.0	44.5	8.2	40.4	6.8	
11	703,072	315,933	58,435	270,778	50,184	50,184	117.0	124.2	111.6	28.0	82.2	120.6	100.0	44.9	8.3	10.1	29.5	
12	750,181	341,196	63,126	276,484	55,240	55,240	124.8	134.2	120.5	30.3	84.7	132.7	100.0	45.5	8.4	10.2	28.5	
13	803,993	370,049	68,460	281,519	61,930	61,930	133.8	145.5	130.7	32.3	87.9	148.8	100.0	46.0	8.5	10.1	27.6	
14	869,637	402,835	75,097	281,963	72,403	72,403	144.7	158.4	143.4	34.6	91.8	173.9	100.0	46.3	8.6	10.0	26.7	
15	939,733	435,804	82,216	281,489	84,941	84,941	156.4	171.4	157.0	37.7	95.6	204.1	100.0	46.4	8.7	10.1	25.7	
16	997,149	465,680	87,478	281,418	94,148	94,148	165.9	183.1	167.0	40.5	97.9	226.2	100.0	46.7	8.8	10.3	24.8	
17	1,039,570	451,962	90,531	272,547	107,259	107,259	173.0	177.7	172.9	46.4	107.9	257.7	100.0	43.5	8.7	11.3	26.2	
18	1,073,650	473,838	92,609	272,170	109,847	109,847	178.6	186.3	176.8	49.5	107.7	263.9	100.0	44.1	8.6	11.7	25.3	
19	1,102,945	497,665	92,910	269,080	111,282	111,282	183.5	195.7	177.4	52.2	106.5	267.3	100.0	45.1	8.4	12.0	24.4	
20	1,145,913	523,840	93,408	269,362	121,570	121,570	190.7	206.0	178.4	54.5	106.6	292.0	100.0	45.7	8.2	12.0	23.5	
21	1,270,588	563,061	99,592	289,166	171,978	171,978	211.4	221.4	190.2	58.1	114.4	413.1	100.0	44.3	7.8	11.6	22.8	
22	1,405,281	603,540	108,784	308,150	227,407	227,407	233.8	237.3	207.7	62.3	121.9	546.3	100.0	42.9	7.7	11.2	21.9	
23	1,492,396	636,469	113,323	319,488	253,740	253,740	248.3	250.3	216.4	67.1	126.4	609.6	100.0	42.6	7.6	11.4	21.4	
平成25年11月 (速報値)	1,587,129	720,616	112,302	282,490	288,019	288,019	264.1	283.4	214.4	72.7	111.8	691.9	100.0	45.4	7.1	11.6	17.8	

注1) 保護停止中の世帯を除く。

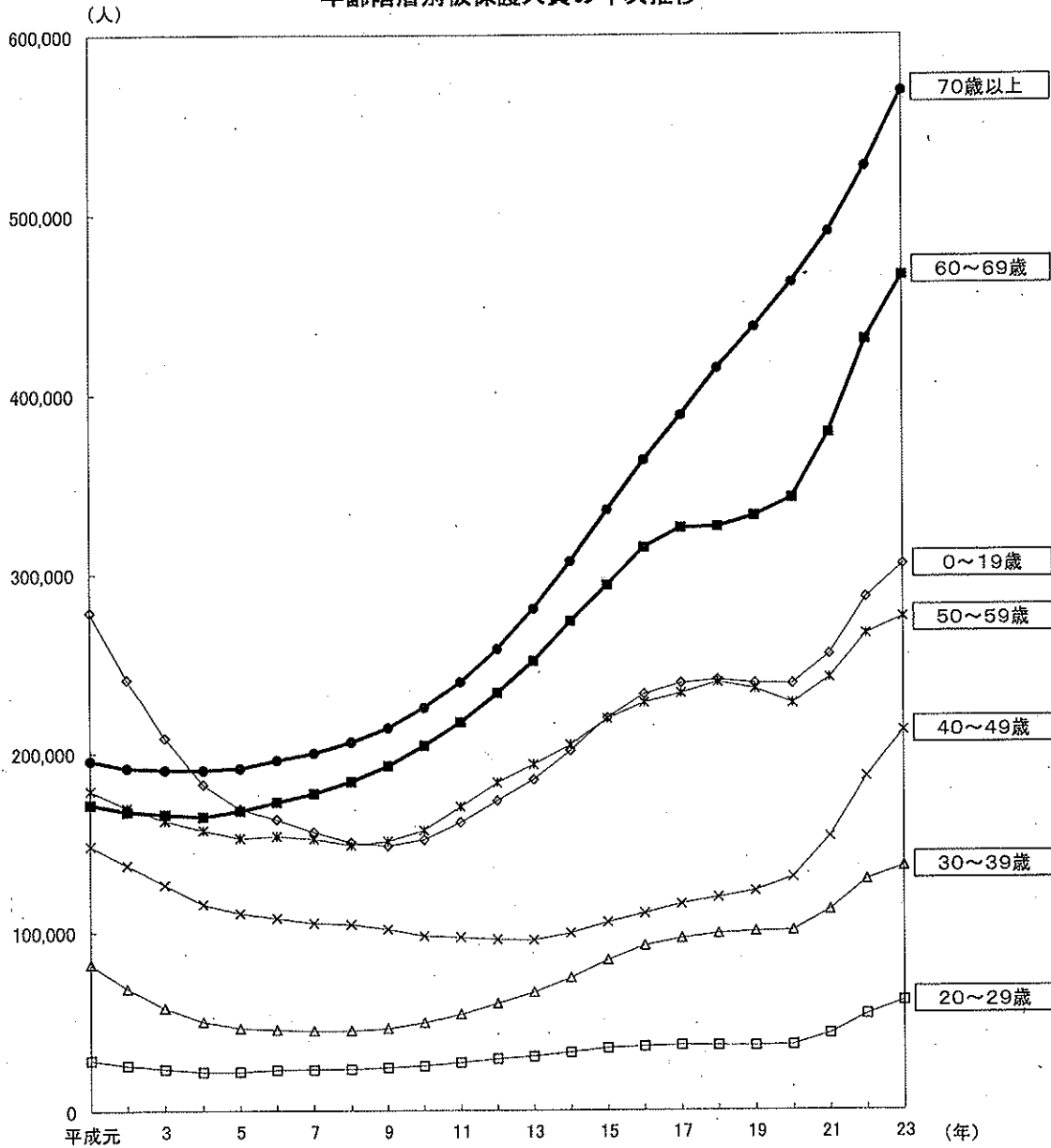
2) 平成17年4月より世帯類型の定義を一部変更

「高齢者世帯」：男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

「母子世帯」：死別、離別、生死不明及び未婚により、現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯

資料：被保護者調査[平成25年11月分は速報値(平成23年度以前は福祉行政報告例)]

年齢階層別被保護人員の年次推移



	0~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	計
平成元年	278,569	28,398	82,053	148,034	179,030	171,274	195,767	1,083,125
2年	240,981	25,327	68,335	137,277	169,360	167,286	191,527	1,000,093
3年	208,204	23,369	57,268	126,140	161,980	165,536	190,474	932,971
4年	182,269	21,644	49,743	115,215	156,591	164,362	190,319	880,143
5年	168,649	21,700	46,129	110,187	152,299	167,515	191,301	857,780
6年	162,606	22,771	45,189	107,485	153,336	172,391	195,785	859,563
7年	155,681	22,916	44,549	104,769	151,706	177,100	199,654	856,375
8年	149,768	23,202	44,653	103,955	148,244	183,908	205,801	859,531
9年	147,954	24,001	45,846	101,374	150,386	192,356	213,735	875,652
10年	151,323	24,936	49,107	97,449	156,507	203,833	225,063	908,218
11年	161,083	26,861	53,834	96,756	169,792	216,920	239,333	964,579
12年	173,170	28,922	59,808	95,657	183,166	233,208	257,839	1,031,770
13年	184,847	30,336	65,997	95,274	193,259	251,062	280,398	1,101,173
14年	200,960	32,505	74,321	99,207	204,256	273,213	306,689	1,191,151
15年	219,265	34,888	84,072	105,139	218,846	293,555	335,447	1,291,212
16年	232,470	35,848	92,139	110,077	227,726	314,502	363,164	1,375,926
17年	238,573	36,396	96,122	115,378	232,937	325,563	388,258	1,433,227
18年	240,573	36,289	98,843	119,054	239,172	326,175	414,631	1,474,737
19年	238,728	36,125	99,962	122,605	235,409	332,255	437,576	1,502,660
20年	238,308	36,646	100,431	130,228	227,426	342,318	462,536	1,537,893
21年	254,767	43,064	112,174	153,005	241,623	378,662	490,356	1,673,651
22年	286,456	53,557	128,834	186,307	266,145	430,494	526,932	1,878,725
23年	304,879	61,113	136,095	212,031	275,475	465,950	568,546	2,024,089
構成割合(%)	15.1%	3.0%	6.7%	10.5%	13.6%	23.0%	28.1%	100.0%

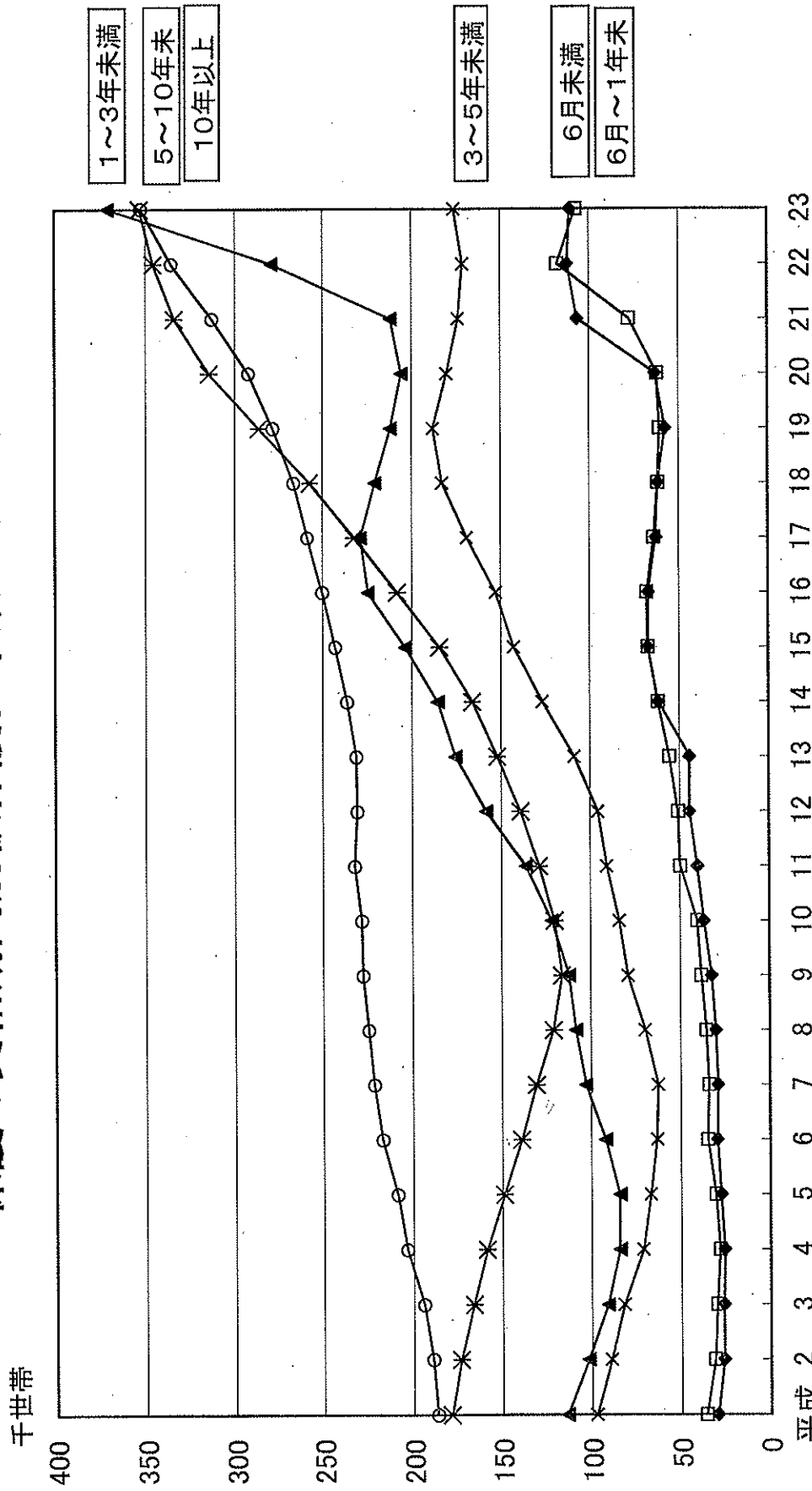
資料：被保護者全国一斉調査（基礎）各年7月1日現在（平成23年は7月31日現在）

被保護世帯と一般世帯の世帯人員別世帯数の年次推移

年	世帯	世帯人員							平均世帯人員
		1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	人	
35	575,063	202,089	84,149	74,986	74,183	61,332	78,324	3.00	
40	608,630	237,078	115,896	84,957	73,123	50,038	50,538	2.60	
45	629,155	314,561	131,010	74,624	54,588	30,854	23,518	2.11	
50	680,647	379,936	141,176	69,715	47,475	24,298	18,047	1.91	
55	721,673	401,701	146,670	80,501	52,078	23,764	16,959	1.91	
60	764,628	438,500	154,425	87,695	50,438	20,490	13,080	1.83	
61	744,129	435,486	149,636	82,683	46,263	18,578	11,483	1.80	
62	702,982	416,276	141,901	76,236	41,866	16,540	10,163	1.77	
63	670,826	409,029	133,572	68,595	36,671	14,273	8,686	1.73	
64	645,585	405,336	126,889	61,526	32,169	12,221	7,444	1.68	
2	614,626	397,793	118,693	54,487	27,171	10,288	6,194	1.63	
3	591,698	394,928	112,103	47,530	23,206	8,691	5,240	1.58	
4	574,379	394,178	106,090	42,097	20,076	7,461	4,477	1.53	
5	570,580	399,105	102,829	39,057	18,803	6,764	4,022	1.50	
6	579,619	410,767	102,617	37,989	18,010	6,434	3,812	1.48	
7	585,682	420,779	101,471	36,633	17,083	6,189	3,527	1.46	
8	595,631	433,378	101,207	35,340	16,368	5,950	2,857	1.44	
9	612,765	449,670	102,732	35,282	16,076	5,745	2,021	1.43	
10	638,664	470,691	106,476	35,947	16,402	5,908	3,240	1.42	
11	678,326	499,876	113,160	38,125	17,502	6,247	3,416	1.42	
12	724,561	532,875	121,754	40,828	18,741	6,709	3,654	1.42	
13	774,650	570,232	130,203	43,561	19,824	6,965	3,855	1.42	
14	837,099	615,217	141,355	47,332	21,604	7,484	4,127	1.42	
15	906,184	664,683	153,870	51,805	23,302	8,045	4,478	1.42	
16	967,437	710,145	164,325	55,231	24,398	8,475	4,663	1.42	
17	1,012,855	746,593	171,228	57,015	24,681	8,650	4,682	1.42	
18	1,049,733	778,539	175,549	57,974	24,623	8,517	4,531	1.40	
19	1,078,668	805,869	178,372	57,706	23,976	8,317	4,428	1.39	
20	1,113,283	838,647	180,668	57,708	23,651	8,246	4,363	1.39	
21	1,125,214	919,191	194,665	62,072	25,413	8,989	4,884	1.38	
22	1,136,149	1,029,052	217,082	69,979	28,912	10,393	5,731	1.38	
23	1,149,290	1,112,382	234,096	74,886	30,763	10,974	6,189	1.38	
年	%	%	%	%	%	%	%	%	
35	100.0	35.1	14.6	13.0	12.9	10.7	13.6	.	
40	100.0	39.0	19.0	14.0	12.0	8.2	7.8	.	
45	100.0	50.0	20.8	11.9	8.7	4.9	3.7	.	
50	100.0	55.8	20.7	10.2	7.0	3.6	2.7	.	
55	100.0	55.7	20.3	11.2	7.2	3.3	2.3	.	
60	100.0	62.8	19.7	11.5	6.6	2.7	1.7	.	
2	100.0	64.7	19.3	8.9	5.0	1.9	1.2	.	
3	100.0	66.7	18.9	8.0	3.9	1.5	0.9	.	
4	100.0	68.6	18.5	7.3	3.5	1.3	0.8	.	
5	100.0	69.9	18.0	6.8	3.3	1.2	0.7	.	
6	100.0	70.9	17.7	6.3	3.1	1.1	0.6	.	
7	100.0	71.8	17.3	6.3	2.9	1.1	0.5	.	
8	100.0	72.8	17.0	5.9	2.7	1.0	0.5	.	
9	100.0	73.4	16.8	5.8	2.6	0.9	0.5	.	
10	100.0	73.7	16.7	5.6	2.6	0.9	0.5	.	
11	100.0	73.7	16.7	5.6	2.6	0.9	0.5	.	
12	100.0	73.5	16.8	5.6	2.6	0.9	0.5	.	
13	100.0	73.6	16.8	5.6	2.6	0.9	0.5	.	
14	100.0	73.5	16.9	5.7	2.6	0.9	0.5	.	
15	100.0	73.3	17.0	5.7	2.6	0.9	0.5	.	
16	100.0	73.4	17.0	5.7	2.5	0.9	0.5	.	
17	100.0	73.7	16.9	5.6	2.4	0.9	0.5	.	
18	100.0	74.2	16.7	5.5	2.3	0.8	0.4	.	
19	100.0	74.7	16.5	5.3	2.2	0.8	0.4	.	
20	100.0	75.3	16.2	5.2	2.1	0.7	0.4	.	
21	100.0	75.6	16.0	5.1	2.1	0.7	0.4	.	
22	100.0	75.6	15.9	5.1	2.1	0.8	0.4	.	
23	100.0	75.7	15.9	5.1	2.1	0.7	0.4	.	
年	千世帯	千世帯	千世帯	千世帯	千世帯	千世帯	千世帯	人	
35	22,476	3,894	2,309	2,991	3,667	3,492	6,122	4.13	
40	25,940	4,627	3,208	4,076	5,159	3,941	4,929	3.75	
45	29,887	5,542	4,318	5,180	7,004	3,947	3,897	3.45	
50	32,877	5,991	5,078	5,982	8,175	4,205	3,446	3.35	
55	35,338	6,402	5,983	6,274	9,132	4,280	3,268	3.28	
60	37,226	6,850	6,895	6,569	9,373	4,522	3,017	3.22	
2	39,417	7,866	8,117	7,139	9,018	4,288	2,989	3.10	
3	40,273	8,446	8,542	7,334	8,834	4,228	2,889	3.04	
4	40,506	8,597	8,610	7,415	8,787	4,172	2,816	2.99	
5	41,210	8,974	8,424	7,556	8,646	4,047	2,724	2.96	
6	41,826	9,320	8,424	7,556	8,765	4,037	2,724	2.96	
7	42,069	9,201	8,809	7,833	8,465	4,055	2,705	2.95	
8	40,770	9,213	9,600	7,576	7,994	3,777	2,611	2.91	
9	43,807	10,287	10,613	8,242	8,622	3,391	2,652	2.85	
10	44,669	11,156	10,964	8,183	8,438	3,322	2,605	2.79	
11	44,496	10,627	11,188	8,375	8,234	3,482	2,589	2.81	
12	44,923	10,585	11,542	8,640	8,469	3,254	2,432	2.79	
13	45,545	10,988	11,968	8,767	8,211	3,266	2,345	2.76	
14	45,664	11,017	12,106	8,782	8,068	3,327	2,363	2.75	
15	46,005	10,800	12,651	9,099	8,027	3,165	2,261	2.74	
16	45,800	10,673	12,428	8,953	8,345	3,074	2,327	2.76	
17	46,323	10,817	12,966	9,034	8,261	3,139	2,107	2.72	
18	47,043	11,580	13,260	9,265	7,499	3,250	2,189	2.68	
19	47,531	12,043	13,311	9,288	7,740	3,124	2,024	2.65	
20	48,023	11,983	13,764	9,903	7,549	3,038	1,787	2.63	
21	47,957	11,928	13,920	9,673	7,582	3,015	1,838	2.63	
22	48,013	11,955	13,986	9,653	7,598	3,104	1,716	2.62	
23	48,638	12,386	14,237	10,016	7,476	2,907	1,616	2.59	
24	46,684	11,787	13,959	9,292	7,422	2,680	1,544	2.58	
年	%	%	%	%	%	%	%	%	
35	100.0	17.3	10.3	13.3	16.3	15.5	27.2	.	
40	100.0	17.8	12.4	15.7	19.9	15.2	19.0	.	
45	100.0	18.5	14.4	17.3	23.4	13.2	13.0	.	
50	100.0	18.2	15.4	18.2	24.9	12.8	10.5	.	
55	100.0	18.1	16.9	17.8	25.8	12.1	9.2	.	
60	100.0	18.4	18.5	17.6	25.2	12.1	8.1	.	
2	100.0	20.0	20.6	18.1	22.9	10.9	7.6	.	
3	100.0	21.0	21.2	18.2	21.9	10.5	7.2	.	
4	100.0	21.2	21.3	18.3	21.7	10.3	7.2	.	
5	100.0	21.8	22.0	18.4	21.0	9.8	7.0	.	
6	100.0	22.3	22.5	18.1	21.0	9.7	6.5	.	
7	100.0	21.9	23.3	18.6	20.1	9.6	6.4	.	
8	100.0	22.6	23.5	18.6	19.6	9.3	6.4	.	
9	100.0	23.5	24.2	18.8	19.7	9.4	6.1	.	
10	100.0	25.0	24.5	18.3	18.9	9.4	5.8	.	
11	100.0	23.9	25.1	18.8	18.5	9.4	5.8	.	
12	100.0	23.6	25.7	19.2	18.9	9.4	5.4	.	
13	100.0	24.1	26.3	19.2	18.0	9.4	5.1	.	
14	100.0	24.1	26.5	19.2	17.7	9.4	5.2	.	
15	100.0	23.5	27.5	19.8	17.4	9.4	4.9	.	
16	100.0	23.3	27.1	19.5	18.2	9.4	5.1	.	
17	100.0	23.4	28.0	19.5	17.8	9.4	4.5	.	
18	100.0	24.6	28.2	19.7	15.9	9.4	4.7	.	
19	100.0	25.3	28.0	19.5	16.3	9.4	4.3	.	
20	100.0	25.0	28.7	20.6	15.7	9.4	3.7	.	
21	100.0	24.9	29.0	20.2	15.8	9.4	3.8	.	
22	100.0	24.9	29.1	20.1	15.8	9.4	3.6	.	
23	100.0	25.5	29.3	20.6	15.4	9.4	3.3	.	
24	100.0	25.2	29.9	19.9	15.9	9.4	3.3	.	

(注) 1 被保護者全国一斉調査(基礎) 各年7月1日現在(平成23年は7月31日現在)、国民生活基礎調査(60年以前は厚生行政基礎調査)
 2 平成7年の一般世帯の実数は兵庫県を除いたものである。

保護の受給期間別被保護世帯数の年次推移



世帯の労働力類型別被保護世帯数の年次推移

平成元年度 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 平成25年11月 (速報値)	実数										構成割合		
	総数 世帯	稼働世帯					非稼働世帯					稼働世帯 %	非稼働世帯 %
		総数 世帯	世帯主が働いている世帯				総数 世帯	世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯					
			常用 世帯	日雇 世帯	内職 世帯	その他 世帯		働いていない者のいない世帯 世帯	働いている世帯 世帯	働いていない世帯 世帯			
653,414	129,258	55,456	14,595	11,077	17,583	30,547	524,156	100.0	19.8	80.2	100.0	19.8	80.2
622,235	116,970	51,065	13,144	10,226	15,765	26,769	505,266	100.0	18.8	81.2	100.0	18.8	81.2
599,482	105,667	46,383	11,921	9,453	14,202	23,708	493,816	100.0	17.6	82.4	100.0	17.6	82.4
584,821	95,971	42,540	10,879	8,559	12,948	21,045	488,851	100.0	16.4	83.6	100.0	16.4	83.6
585,086	89,381	39,876	10,087	7,914	11,778	19,726	495,706	100.0	15.3	84.7	100.0	15.3	84.7
594,439	85,307	38,868	9,216	7,525	10,848	18,851	509,132	100.0	14.4	85.6	100.0	14.4	85.6
600,980	81,604	37,546	8,788	7,076	10,294	17,899	519,376	100.0	13.6	86.4	100.0	13.6	86.4
612,180	79,466	37,215	8,547	6,714	10,039	16,951	532,714	100.0	13.0	87.0	100.0	13.0	87.0
630,577	79,711	38,058	8,529	6,599	9,802	16,724	550,865	100.0	12.6	87.4	100.0	12.6	87.4
662,094	80,745	39,027	8,596	6,403	9,812	16,907	581,348	100.0	12.2	87.8	100.0	12.2	87.8
703,072	84,076	41,592	8,713	6,341	9,863	17,568	618,996	100.0	12.0	88.0	100.0	12.0	88.0
750,181	89,660	45,552	9,318	6,360	9,921	18,509	660,522	100.0	12.0	88.0	100.0	12.0	88.0
803,993	95,295	49,397	9,910	6,339	10,079	19,569	708,698	100.0	11.9	88.1	100.0	11.9	88.1
869,637	103,711	54,504	11,057	6,364	10,820	20,965	765,926	100.0	11.9	88.1	100.0	11.9	88.1
939,733	113,967	60,651	12,443	6,456	11,532	22,885	825,766	100.0	12.1	87.9	100.0	12.1	87.9
997,149	123,531	66,559	14,028	6,480	12,074	24,390	873,618	100.0	12.4	87.6	100.0	12.4	87.6
1,039,570	130,544	71,493	15,302	6,526	12,184	25,039	909,026	100.0	12.6	87.4	100.0	12.6	87.4
1,073,650	136,000	76,315	15,725	6,617	12,029	25,313	937,650	100.0	12.7	87.3	100.0	12.7	87.3
1,102,945	141,682	80,644	16,233	6,781	12,080	25,944	961,262	100.0	12.8	87.2	100.0	12.8	87.2
1,145,913	148,463	85,029	16,932	6,913	12,420	27,169	997,450	100.0	13.0	87.0	100.0	13.0	87.0
1,270,588	164,283	93,578	19,538	7,116	13,674	30,377	1,106,305	100.0	12.9	87.1	100.0	12.9	87.1
1,405,281	186,748	106,684	22,996	7,553	15,194	34,321	1,218,533	100.0	13.3	86.7	100.0	13.3	86.7
1,492,396	203,916	118,498	24,037	7,720	17,025	36,636	1,288,480	100.0	13.7	86.3	100.0	13.7	86.3
1,587,129	245,243	147,747	28,757	8,760	19,296	40,683	1,341,886	100.0	15.5	84.5	100.0	15.5	84.5

資料：被保護者調査〔平成25年11月は速報値（平成23年以前は福祉行政報告例）〕

（注）保護停止中の世帯を除く。

世帯類型・稼働状況別被保護世帯数の年次推移

	総数				高齢者世帯				母子世帯				傷病者・障害者世帯				その他の世帯					
	稼働		非稼働		稼働		非稼働		稼働		非稼働		稼働		非稼働		稼働		非稼働			
	世帯	%	世帯	%	世帯	%	世帯	%	世帯	%	世帯	%	世帯	%	世帯	%	世帯	%	世帯	%		
平成7年度	600,980	81,603	519,376	254,292	11,372	242,921	52,373	28,776	23,597	252,688	22,039	230,648	41,627	19,417	22,210	19,417	41,627	22,039	230,648	41,627	19,417	22,210
8	612,180	79,466	532,714	264,626	11,362	253,264	51,671	28,015	23,656	254,449	21,456	232,993	41,434	18,633	22,801	18,633	41,434	21,456	232,993	41,434	18,633	22,801
9	630,577	79,712	550,865	277,409	11,727	265,682	52,206	28,016	24,189	258,558	21,439	237,119	42,404	18,529	23,875	18,529	42,404	21,439	237,119	42,404	18,529	23,875
10	662,094	80,745	581,348	294,680	12,130	282,550	54,503	28,114	26,390	267,582	21,854	245,728	45,329	18,648	26,680	18,648	45,329	21,854	245,728	45,329	18,648	26,680
11	703,072	84,076	618,996	315,933	12,803	303,130	58,435	29,311	29,125	278,520	22,270	256,250	50,184	19,693	30,492	19,693	50,184	22,270	256,250	50,184	19,693	30,492
12	750,181	89,660	660,522	341,196	13,432	327,763	63,126	31,243	31,883	290,820	23,577	267,043	55,240	21,407	33,832	21,407	55,240	23,577	267,043	55,240	21,407	33,832
13	803,993	95,295	708,698	370,049	14,185	355,864	68,460	33,332	35,129	303,554	24,696	278,858	61,930	23,082	38,847	23,082	61,930	24,696	278,858	61,930	23,082	38,847
14	869,637	103,711	765,926	402,835	15,429	387,406	75,097	36,226	38,872	319,302	26,231	293,070	72,403	25,825	46,578	25,825	72,403	26,231	293,070	72,403	25,825	46,578
15	939,733	113,967	825,766	435,804	16,943	418,861	82,216	39,602	42,613	336,772	27,443	309,329	84,941	29,979	54,962	29,979	84,941	27,443	309,329	84,941	29,979	54,962
16	997,149	123,530	873,618	465,680	18,115	447,565	87,478	42,342	45,136	349,844	29,058	320,785	94,148	34,015	60,132	34,015	94,148	29,058	320,785	94,148	34,015	60,132
17	1,039,570	130,544	909,026	451,962	15,042	436,921	90,531	43,997	46,534	389,818	31,470	358,348	107,259	40,035	67,223	40,035	107,259	31,470	358,348	107,259	40,035	67,223
18	1,073,650	136,000	937,650	473,838	15,458	458,380	92,609	44,772	47,836	397,357	32,649	364,708	109,847	43,121	66,726	43,121	109,847	32,649	364,708	109,847	43,121	66,726
19	1,102,945	141,682	961,262	497,665	16,712	480,953	92,910	44,833	48,078	401,087	34,177	366,910	111,282	45,961	65,321	45,961	111,282	34,177	366,910	111,282	45,961	65,321
20	1,145,913	148,463	997,450	523,840	18,178	505,662	93,408	44,457	48,078	407,095	36,112	370,983	121,570	49,716	71,853	49,716	121,570	36,112	370,983	121,570	49,716	71,853
21	1,270,588	164,283	1,106,305	563,061	20,046	543,016	99,592	44,667	54,926	435,956	39,003	396,953	171,978	60,567	111,411	60,567	171,978	39,003	396,953	171,978	60,567	111,411
22	1,405,281	186,747	1,218,533	603,540	21,749	581,791	108,794	46,837	61,958	465,540	42,381	423,158	227,407	75,781	151,626	75,781	227,407	42,381	423,158	227,407	75,781	151,626
23	1,492,396	203,916	1,288,480	636,469	22,278	614,192	113,323	48,477	64,846	488,864	45,024	443,840	253,740	88,138	165,602	88,138	253,740	45,024	443,840	253,740	88,138	165,602
平成25年11月 (速報値)	1,587,129	245,243	1,341,886	720,616	28,334	692,282	112,302	53,821	58,481	466,192	55,482	410,710	288,019	107,606	180,413	107,606	288,019	55,482	410,710	288,019	107,606	180,413
平成7年度	100.0	13.6	86.4	100.0	4.5	95.5	100.0	54.9	45.1	100.0	8.7	91.3	100.0	46.6	53.4	46.6	100.0	8.7	91.3	100.0	46.6	53.4
8	100.0	13.0	87.0	100.0	4.3	95.7	100.0	54.2	45.8	100.0	8.4	91.6	100.0	45.0	55.0	45.0	100.0	8.4	91.6	100.0	45.0	55.0
9	100.0	12.6	87.4	100.0	4.2	95.8	100.0	53.7	46.3	100.0	8.3	91.7	100.0	43.7	56.3	43.7	100.0	8.3	91.7	100.0	43.7	56.3
10	100.0	12.2	87.8	100.0	4.1	95.9	100.0	51.6	48.4	100.0	8.2	91.8	100.0	41.1	58.9	41.1	100.0	8.2	91.8	100.0	41.1	58.9
11	100.0	12.0	88.0	100.0	4.1	95.9	100.0	50.2	49.8	100.0	8.0	92.0	100.0	39.2	60.8	39.2	100.0	8.0	92.0	100.0	39.2	60.8
12	100.0	11.9	88.1	100.0	3.9	96.1	100.0	49.5	50.5	100.0	8.1	91.9	100.0	38.8	61.2	38.8	100.0	8.1	91.9	100.0	38.8	61.2
13	100.0	11.9	88.1	100.0	3.8	96.2	100.0	48.7	51.3	100.0	8.1	91.9	100.0	37.3	62.7	37.3	100.0	8.1	91.9	100.0	37.3	62.7
14	100.0	11.9	88.1	100.0	3.8	96.2	100.0	48.2	51.8	100.0	8.2	91.8	100.0	35.7	64.3	35.7	100.0	8.2	91.8	100.0	35.7	64.3
15	100.0	12.1	87.9	100.0	3.9	96.1	100.0	48.2	51.8	100.0	8.1	91.9	100.0	35.3	64.7	35.3	100.0	8.1	91.9	100.0	35.3	64.7
16	100.0	12.4	87.6	100.0	3.9	96.1	100.0	48.4	51.6	100.0	8.3	91.7	100.0	36.1	63.9	36.1	100.0	8.3	91.7	100.0	36.1	63.9
17	100.0	12.6	87.4	100.0	3.3	96.7	100.0	48.6	51.4	100.0	8.1	91.9	100.0	37.3	62.7	37.3	100.0	8.1	91.9	100.0	37.3	62.7
18	100.0	12.7	87.3	100.0	3.3	96.7	100.0	48.3	51.7	100.0	8.2	91.8	100.0	39.3	60.7	39.3	100.0	8.2	91.8	100.0	39.3	60.7
19	100.0	12.8	87.2	100.0	3.4	96.6	100.0	48.3	51.7	100.0	8.5	91.5	100.0	41.3	58.7	41.3	100.0	8.5	91.5	100.0	41.3	58.7
20	100.0	13.0	87.0	100.0	3.5	96.5	100.0	47.6	52.4	100.0	8.9	91.1	100.0	40.9	59.1	40.9	100.0	8.9	91.1	100.0	40.9	59.1
21	100.0	12.9	87.1	100.0	3.6	96.4	100.0	44.8	55.2	100.0	8.9	91.1	100.0	35.2	64.8	35.2	100.0	8.9	91.1	100.0	35.2	64.8
22	100.0	13.3	86.7	100.0	3.6	96.4	100.0	43.1	56.9	100.0	9.1	90.9	100.0	33.3	66.7	33.3	100.0	9.1	90.9	100.0	33.3	66.7
23	100.0	13.7	86.3	100.0	3.5	96.5	100.0	42.8	57.2	100.0	9.2	90.8	100.0	34.7	65.3	34.7	100.0	9.2	90.8	100.0	34.7	65.3
平成25年11月 (速報値)	100.0	15.5	84.5	100.0	3.9	96.1	100.0	47.9	52.1	100.0	11.9	88.1	100.0	37.4	62.6	37.4	100.0	11.9	88.1	100.0	37.4	62.6

資料：被保護者調査（平成25年11月は速報値（平成23年度以前は福祉行政報告例））
注）保護停止中の世帯を除く。また、数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が総数と合わない場合がある。

都道府県・指定都市・中核市、稼働状況、世帯類型別被保護世帯の構成割合

平成23年度

国	稼働状況別構成割合		世帯類型別構成割合			
	稼働	非稼働	高齢	母子	傷病・障害	その他
全	13.7	86.3	42.6	7.6	32.8	17.0
北海道	13.0	87.0	44.9	9.8	36.7	8.6
青森県	8.5	91.5	50.7	4.2	36.6	8.6
岩手県	17.0	83.0	44.9	4.6	34.3	16.2
宮城県	11.8	88.2	44.3	6.1	32.7	16.9
秋田県	13.8	86.2	47.7	4.5	33.1	14.6
山形県	13.6	86.4	45.0	3.9	38.9	12.2
福島県	13.8	86.2	43.2	4.7	35.7	16.4
茨城県	9.1	90.9	44.9	5.0	35.9	14.2
栃木県	10.5	89.5	42.9	4.6	39.9	12.6
群馬県	8.2	91.8	45.5	3.8	37.7	13.1
埼玉県	14.0	86.0	40.0	7.9	34.8	17.3
千葉県	12.6	87.4	43.5	6.8	37.9	11.8
東京都	14.9	85.1	43.3	6.2	33.5	17.1
神奈川県	14.7	85.3	41.7	8.2	31.4	18.6
新潟県	12.7	87.3	39.0	4.2	36.8	20.0
富山県	7.6	92.4	51.7	2.0	31.7	14.6
石川県	8.7	91.3	53.4	2.7	34.3	9.5
福井県	12.1	87.9	45.5	3.6	33.1	17.9
山梨県	9.7	90.3	47.4	3.8	32.3	16.4
長野県	13.8	86.2	40.8	4.7	40.7	13.7
岐阜県	12.3	87.7	47.2	4.0	34.9	13.9
静岡県	11.3	88.7	47.9	4.9	32.4	14.7
愛知県	13.0	87.0	40.5	6.2	33.6	19.7
三重県	11.0	89.0	44.1	6.5	34.8	14.6
滋賀県	15.4	84.6	38.4	10.6	38.7	12.3
京都府	17.9	82.1	40.3	12.4	36.5	10.7
大阪府	16.3	83.7	42.5	12.1	33.3	12.1
兵庫県	12.8	87.2	42.7	8.1	37.4	11.8
奈良県	10.7	89.3	49.8	8.7	33.2	9.3
和歌山県	9.2	90.8	54.2	4.1	33.9	7.7
鳥取県	16.4	83.6	38.5	6.1	40.8	14.5
徳島県	19.8	80.2	40.3	5.9	30.5	23.2
岡山県	15.5	84.5	41.7	4.5	39.3	14.5
広島県	14.6	85.4	42.2	6.8	33.9	17.1
山口県	13.5	86.5	45.9	5.7	36.2	12.2
愛媛県	12.6	87.4	42.9	5.9	38.3	13.0
高知県	13.4	86.6	39.5	6.0	42.5	11.9
福岡県	8.8	91.2	44.9	3.5	38.0	13.6
佐賀県	11.9	88.1	51.3	3.9	39.5	14.4
熊本県	11.2	88.8	43.1	8.1	28.9	19.9
鹿児島県	9.9	90.1	45.7	3.7	38.8	11.7
沖縄県	13.9	86.1	43.8	6.0	34.9	15.3
札幌市	9.7	90.3	48.1	3.5	29.7	18.7
仙台市	12.5	87.5	51.6	3.4	28.3	16.7
さいたま市	10.1	89.9	47.7	4.5	28.8	19.0
つくば市	12.0	88.0	47.9	5.3	33.8	13.0
上野市	9.9	90.1	44.3	6.4	35.3	14.1
宇都宮市	17.3	82.7	36.9	11.8	29.4	21.9
水戸市	15.0	85.0	34.4	9.4	30.4	25.8
前橋市	14.7	85.3	36.0	7.7	26.8	29.5
宇都宮市	11.0	89.0	42.4	5.6	19.3	32.7
宇都宮市	18.5	81.5	43.4	8.1	29.4	19.1
川崎市	16.9	83.1	42.1	9.0	28.2	20.8
横浜市長	16.1	83.9	34.3	11.7	35.2	18.8
横浜市長	13.5	86.5	36.7	7.6	40.2	15.5
横浜市長	13.1	86.9	45.3	6.3	31.5	16.9
横浜市長	12.7	87.3	29.2	6.4	29.4	35.1
名古屋市	12.1	87.9	40.8	5.6	28.3	24.3
名古屋市	18.3	81.7	41.7	12.1	27.7	18.5
名古屋市	11.9	88.1	45.6	7.0	27.7	19.7
名古屋市	14.3	85.7	44.0	10.5	37.0	8.5
名古屋市	17.5	82.5	42.3	9.9	28.4	19.4
岡崎市	15.7	84.3	36.7	9.3	31.9	22.1
岡崎市	16.5	83.5	34.2	10.4	33.3	22.1
岡崎市	10.4	89.6	50.1	4.8	25.0	20.1
岡崎市	12.6	87.4	38.8	7.2	32.2	21.8
旭川市	16.6	83.4	42.9	12.4	35.1	9.7
函館市	13.6	86.4	42.6	11.3	37.5	8.7
青森市	11.9	88.1	44.6	5.3	30.3	19.9
盛岡市	17.2	82.8	34.0	7.9	30.3	27.8
盛岡市	13.6	86.4	44.3	5.8	37.5	12.4
山形市	11.7	88.3	37.8	5.6	33.3	23.3
いわき市	8.2	91.8	41.2	6.5	44.7	7.6
宇都宮市	10.0	90.0	34.4	7.3	35.5	22.9
前橋市	13.1	86.9	41.8	5.6	34.2	18.4
前橋市	10.3	89.7	46.5	6.0	33.9	13.6
川崎市	15.1	84.9	36.6	8.5	31.2	23.7
船橋市	13.4	86.6	39.3	6.8	34.8	19.1
柏市	13.9	86.1	41.2	8.0	40.5	10.3
横須賀市	9.6	90.4	48.1	6.7	34.2	11.0
横須賀市	7.0	93.0	50.9	1.5	37.9	9.7
金沢市	7.4	92.6	46.6	3.8	39.1	10.5
長崎市長	15.9	84.1	38.7	5.1	36.2	19.9
長崎市長	8.5	91.5	49.0	4.5	32.1	14.5
豊後市長	12.2	87.8	37.9	5.7	27.8	28.5
豊後市長	14.6	85.4	25.8	11.8	36.1	26.3
岡崎市	12.4	87.6	33.7	6.7	31.8	27.7
岡崎市	16.5	83.5	38.1	9.6	40.0	12.3
高松市長	13.8	86.2	37.9	11.9	43.7	6.6
東海市長	16.6	83.4	38.6	13.8	34.3	13.3
東海市長	12.9	87.1	44.0	6.8	28.4	20.9
西宮市長	10.3	89.7	37.3	10.5	37.2	15.0
西宮市長	10.6	89.4	44.0	8.4	39.7	7.9
奈良市長	13.6	86.4	36.8	13.2	32.8	17.2
和歌山市	9.7	90.3	53.1	5.2	29.3	12.5
和歌山市	9.9	90.1	39.9	8.8	30.4	20.9
福山市	15.7	84.3	37.6	10.5	32.4	19.5
福山市	12.3	87.7	49.8	6.1	28.9	15.3
高松市長	11.7	88.3	37.6	9.4	31.7	21.3
高松市長	9.4	90.6	40.6	6.0	40.4	13.0
高松市長	13.8	86.2	42.9	7.5	30.9	18.6
久米市長	9.3	90.7	39.7	6.2	37.6	16.5
長崎市長	13.1	86.9	31.1	8.7	37.4	22.7
熊本市長	11.7	88.3	42.7	6.6	39.3	11.3
大宮市長	12.1	87.9	42.9	6.1	39.1	11.9
大宮市長	10.9	89.1	41.1	6.8	33.7	18.6
鹿児島市長	14.5	85.5	37.9	7.8	31.0	23.3

資料：福祉行政報告書

注1) 都道府県データは指定都市、中核市分を除いたものである。
注2) 保護停止中の世帯を除く。

保護の種類別扶助人員の年次推移

	生活扶助人員		住宅扶助人員		教育扶助人員		医療扶助人員		介護扶助人員	
	人数	指数 (平成元年度 =100)	人数	指数 (平成元年度 =100)	人数	指数 (平成元年度 =100)	人数	指数 (平成元年度 =100)	人数	指数 (平成元年度 =100)
平成元年度	969,319	100.0	789,295	100.0	158,323	100.0	752,956	100.0
2	889,607	91.8	730,134	92.5	135,793	85.8	711,268	94.5
3	826,462	85.3	681,412	86.3	117,140	74.0	680,735	90.4
4	780,517	80.5	646,486	81.9	103,800	65.6	662,155	87.9
5	765,290	79.0	639,112	81.0	96,505	61.0	658,517	87.5
6	765,629	79.0	644,648	81.7	92,424	58.4	670,603	89.1
7	760,162	78.4	639,129	81.0	88,176	55.7	679,826	90.3
8	766,232	79.0	648,591	82.2	84,973	53.7	695,075	92.3
9	783,840	80.9	668,756	84.7	84,006	53.1	715,662	95.0
10	821,931	84.8	707,094	89.6	86,254	54.5	753,366	100.1
11	877,080	90.5	763,315	96.7	91,042	57.5	803,855	106.8
12	943,025	97.3	824,129	104.4	96,944	61.2	864,231	114.8	66,832	100.0
13	1,014,524	104.7	891,223	112.9	104,590	66.1	928,527	123.3	84,463	126.4
14	1,105,499	114.0	975,486	123.6	114,213	72.1	1,002,886	133.2	105,964	158.6
15	1,201,836	124.0	1,069,135	135.5	124,270	78.5	1,082,648	143.8	127,164	190.3
16	1,273,502	131.4	1,143,310	144.9	132,019	83.4	1,154,521	153.3	147,239	220.3
17	1,320,413	136.2	1,194,020	151.3	135,734	85.7	1,207,814	160.4	164,093	245.5
18	1,354,242	139.7	1,233,105	156.2	137,129	86.6	1,226,233	162.9	172,214	257.7
19	1,379,945	142.4	1,262,158	159.9	135,503	85.6	1,248,145	165.8	184,258	275.7
20	1,422,217	146.7	1,304,858	165.3	134,734	85.1	1,281,838	170.2	195,576	292.6
21	1,586,013	163.6	1,459,768	184.9	144,339	91.2	1,406,456	186.8	209,735	313.8
22	1,767,315	182.3	1,634,773	207.1	155,450	98.2	1,553,662	206.3	228,235	341.5
23	1,871,659	193.1	1,741,888	220.7	159,372	100.7	1,657,093	220.1	248,100	371.2
平成25年11月 (速報値)	1,956,775	201.9	1,843,790	233.6	154,092	97.3	1,751,782	232.7	293,571	439.3

資料：被保護者調査〔平成25年11月は速報値（平成23年度以前は福祉行政報告例）〕

生活保護受給者の自殺者数

	生活保護受給者		(参考)全国	
	自殺者数(人)	自殺率 (生活保護受給者10万対)	自殺者数(人)	自殺率 (人口10万対)
平成21年	1,045	62.4	32,845	25.8
平成22年	1,047	55.7	31,690	24.9
平成23年	1,187	58.6	30,651	24.0
平成24年	1,227	58.5	27,858	21.8

(注) 自殺率は、人口(又は生活保護受給者)10万人あたりの自殺者数を示す。
 資料: 平成24年中における自殺の概要資料(警察庁)、被保護者全国一斉調査(基礎)(平成24年は暫定集計)

医療扶助及び介護扶助の状況

(1) 生活保護法による医療扶助人員、医療扶助費の年次推移

	被 保 護 実 人 員 A 人	医療扶助人員				医療扶助率		医療扶助費 のうち医療 扶助費の占 める割合 %	
		総 数 B 人	精 神 (再掲)	入 院		入 院 外 人	精 神 (再掲)		
				精 神 (再掲)	入 院 人				
平成7年度	882,229	679,826	126,555	123,924	64,399	555,903	62,156	8,819	59.4
平成8年度	887,450	695,075	131,592	124,794	64,117	570,281	67,475	8,773	58.0
平成9年度	905,589	715,662	135,681	126,530	64,212	589,132	71,469	9,230	57.5
平成10年度	946,993	753,366	141,798	130,358	64,743	623,008	77,055	9,659	57.0
平成11年度	1,004,472	803,855	148,286	134,043	65,122	669,812	83,164	10,416	57.0
平成12年度	1,072,241	864,231	155,852	132,751	64,913	731,480	90,939	10,711	55.2
平成13年度	1,148,088	928,527	163,149	134,956	64,900	793,572	98,249	11,229	54.1
平成14年度	1,242,723	1,002,886	172,619	135,197	64,608	867,689	108,011	11,622	52.4
平成15年度	1,344,327	1,082,648	183,139	132,578	63,708	950,070	119,431	12,361	51.8
平成16年度	1,423,388	1,154,521	195,400	132,285	63,193	1,022,236	132,207	13,029	51.9
平成17年度	1,475,838	1,207,814	204,600	131,104	62,479	1,076,710	142,121	13,470	51.2
平成18年度	1,513,892	1,226,233	97,650	130,487	59,239	1,095,746	38,411	13,500	50.6
平成19年度	1,543,321	1,248,145	95,028	125,900	57,687	1,122,245	37,341	13,074	49.9
平成20年度	1,592,620	1,281,838	95,433	123,279	56,513	1,158,558	38,920	13,393	49.6
平成21年度	1,763,572	1,406,456	98,651	125,820	56,090	1,280,636	42,561	14,515	48.3
平成22年度	1,952,063	1,553,662	102,973	129,805	55,841	1,423,857	47,132	15,701	47.2
平成23年度	2,067,244	1,657,093	107,539	129,362	55,154	1,527,731	52,385	16,432	46.9

出典：福祉行政報告例、生活保護費等国庫負担金事業実績報告

(2) 都道府県・指定都市・中核市別医療扶助人員(入院・入院外)

自治体名	被保護実人員	医療扶助人員		
		総数	入院	入院外
全 国	2,164,857	1,751,782	123,767	1,628,015
北 海 道	70,905	61,355	5,047	56,308
青 森 県	21,487	18,817	1,365	17,452
岩 手 県	9,205	7,814	748	7,066
宮 城 県	9,935	8,061	645	7,416
秋 田 県	10,038	8,086	502	7,584
山 形 県	7,291	6,127	466	5,661
福 島 県	9,613	7,640	640	7,000
茨 城 県	26,171	20,290	2,038	18,252
栃 木 県	12,673	10,199	924	9,275
群 馬 県	7,488	6,314	450	5,864
埼 玉 県	70,970	53,839	3,615	50,224
千 葉 県	48,061	39,411	2,825	36,586
東 京 都	293,657	234,005	15,210	218,795
神 奈 川 県	34,081	26,662	1,628	25,034
新 潟 県	9,151	6,892	546	6,346
富 山 県	1,781	1,395	193	1,202
石 川 県	3,302	2,648	262	2,386
福 井 県	3,995	3,003	260	2,743
山 梨 県	6,520	4,338	367	3,971
長 野 県	8,447	6,733	576	6,157
岐 阜 県	5,526	4,407	443	3,964
静 岡 県	13,725	10,436	866	9,570
愛 知 県	23,468	18,095	1,456	16,639
三 重 県	17,794	13,928	1,084	12,844
滋 賀 県	7,320	6,170	406	5,764
京 都 府	14,980	12,248	730	11,518
大 阪 府	88,471	73,019	4,165	68,854
兵 庫 県	23,432	19,355	1,444	17,911
奈 良 県	12,675	10,733	770	9,963
和 歌 山 県	6,154	5,367	417	4,950
鳥 取 県	7,520	5,966	351	5,615
島 根 県	6,163	4,564	373	4,191
岡 山 県	5,634	4,646	479	4,167
広 島 県	12,991	11,123	1,087	10,036
山 口 県	12,343	10,466	1,194	9,272
徳 島 県	14,704	13,083	1,267	11,816
香 川 県	4,860	4,162	376	3,786
愛 媛 県	9,661	8,356	868	7,488
高 知 県	8,082	6,917	714	6,203
福 岡 県	58,495	50,554	4,007	46,547
佐 賀 県	8,041	6,899	746	6,153
長 崎 県	17,269	14,033	1,375	12,658
熊 本 県	9,588	7,671	861	6,810
大 分 県	11,629	10,111	1,179	8,932
宮 崎 県	9,544	7,820	800	7,020
鹿 児 島 県	17,076	14,913	2,160	12,753
沖 縄 県	22,599	17,586	1,565	16,021
指定都市(別掲)				
札 幌 市	74,152	64,438	3,793	60,645
仙 台 市	17,498	14,657	475	14,182
さいたま市	19,875	17,544	613	16,931
千 葉 市	19,292	14,100	656	13,444
横 浜 市	70,567	64,364	7,607	56,757
川 崎 市	32,878	25,396	1,267	24,129
相 模 原 市	13,555	12,186	513	11,673

自治体名	被保護実人員	医療扶助人員		
		総数	入院	入院外
新潟市	11,605	9,089	561	8,528
静岡市	8,782	6,602	352	6,250
浜松市	7,427	4,927	193	4,734
名古屋市	49,467	34,750	2,217	32,533
京都市	47,568	34,704	2,412	32,292
大阪市	150,959	116,963	6,185	110,778
堺市	25,995	21,236	1,491	19,745
神戸市	49,048	39,939	1,762	38,177
岡山市	13,649	11,171	388	10,783
広島市	28,142	19,423	731	18,692
北九州市	24,248	21,565	2,126	19,439
福岡市	43,657	35,839	2,074	33,765
熊本市	16,772	13,021	1,062	11,959
中核市（別掲）				
旭川市	13,686	11,640	523	11,117
函館市	12,995	11,370	679	10,691
青森市	8,862	7,514	487	7,027
盛岡市	5,173	4,700	298	4,402
秋田市	5,372	4,533	364	4,169
郡山市	3,095	2,837	325	2,512
いわき市	4,196	3,725	461	3,264
宇都宮市	8,674	6,898	514	6,384
前橋市	3,790	2,893	211	2,682
高崎市	3,202	2,934	163	2,771
川越市	4,441	2,633	207	2,426
船橋市	8,823	6,514	368	6,146
柏市	4,017	2,631	208	2,423
横須賀市	5,401	4,314	190	4,124
富山市	1,771	1,433	155	1,278
金沢市	4,209	3,340	387	2,953
長野市	3,046	1,959	179	1,780
岐阜市	6,577	5,960	1,368	4,592
豊橋市	2,493	1,813	211	1,602
豊田市	2,421	1,119	124	995
岡崎市	2,162	1,462	102	1,360
大津市	4,202	3,465	205	3,260
高槻市	6,113	5,807	234	5,573
東大阪市	21,132	15,297	620	14,677
豊中市	10,334	8,018	494	7,524
姫路市	8,965	7,841	323	7,518
西宮市	8,274	6,600	429	6,171
尼崎市	18,083	15,891	816	15,075
奈良市	8,011	5,517	233	5,284
和歌山市	8,893	7,192	410	6,782
倉敷市	7,131	5,453	364	5,089
福山市	7,737	6,041	244	5,797
下関市	4,684	3,746	307	3,439
高松市	6,629	5,536	372	5,164
松山市	12,799	10,679	492	10,187
高知市	13,142	10,815	666	10,149
久留米市	6,224	5,414	361	5,053
長崎市	13,923	10,299	726	9,573
大分市	8,862	7,212	626	6,586
宮崎市	8,353	7,077	414	6,663
鹿児島市	15,699	15,022	1,192	13,830
那覇市	11,610	8,467	747	7,720

資料：被保護者調査（平成25年11月分速報値）

(3) 長期入院患者の実態把握の状況

(平成24年度)

区 分	① た患者数 （入院百八十日を超え る患者の総数）	② 調整を行ったもの のうち主治医等と意見 を交換した患者数	③ された 結果医療扶助によ り入院の必要がないと 判断された患者数	④ ③のうち措置状況							⑤ 患者数 のうち未措置の 患者数	② ／ ①の 割合 (%)	③ ／ ②の 割合 (%)	⑤ ／ ③の 割合 (%)
				小 計	退院又は移替等		他法への移替		そ の 他					
					地域への移替	居宅保護	施設入所	（感染症予防法 も結核に係る もの）		福祉保 健 精神保健				
北海道	2,412	1,161	110	75	31	21	0	2	21	35	48.1	9.5	31.8	
青森県	436	378	35	25	5	8	0	0	12	10	86.7	9.3	28.6	
岩手県	310	236	33	19	5	8	0	0	6	14	76.1	14.0	42.4	
宮城県	242	192	14	6	1	0	0	0	5	8	79.3	7.3	57.1	
秋田県	324	220	15	13	5	6	0	0	2	2	67.9	6.8	13.3	
山形県	197	70	19	8	3	4	0	0	1	11	35.5	27.1	57.9	
福島県	327	241	48	25	4	12	0	0	9	23	73.7	19.9	47.9	
茨城県	1,089	996	126	60	21	25	0	0	14	66	91.5	12.7	52.4	
栃木県	565	214	8	7	2	4	0	0	1	1	37.9	3.7	12.5	
群馬県	339	207	1	1	0	1	0	0	0	0	61.1	0.5	0.0	
埼玉県	1,643	931	136	90	11	13	0	0	66	46	56.7	14.6	33.8	
千葉県	1,622	1,483	131	84	23	33	0	0	28	47	91.4	8.8	35.9	
東京都	7,217	3,142	779	565	170	252	2	6	135	214	43.5	24.8	27.5	
神奈川県	819	774	143	94	21	60	0	0	13	49	94.5	18.5	34.3	
新潟県	221	139	14	14	6	4	0	0	4	0	62.9	10.1	0.0	
富山県	118	97	25	9	4	3	0	0	2	16	82.2	25.8	64.0	
石川県	192	58	15	11	2	6	0	0	3	4	30.2	25.9	26.7	
福井県	185	148	11	7	1	3	0	0	3	4	80.0	7.4	36.4	
山梨県	195	81	3	3	0	3	0	0	0	0	41.5	3.7	0.0	
長野県	174	108	5	2	0	1	0	0	1	3	62.1	4.6	60.0	
岐阜県	216	124	16	13	1	9	0	2	1	3	57.4	12.9	18.8	
静岡県	467	354	9	8	1	6	0	0	1	1	75.8	2.5	11.1	
愛知県	623	322	35	30	6	18	0	1	5	5	51.7	10.9	14.3	
三重県	676	676	30	28	13	14	0	0	1	2	100.0	4.4	6.7	
滋賀県	160	133	4	0	0	0	0	0	0	4	83.1	3.0	100.0	
京都府	325	216	7	4	0	2	0	0	2	3	66.5	3.2	42.9	
大阪府	1,979	900	169	156	79	21	0	6	50	13	45.5	18.8	7.7	
兵庫県	902	693	158	119	32	37	0	0	50	39	76.8	22.8	24.7	
奈良県	369	199	10	7	3	4	0	0	0	3	53.9	5.0	30.0	
和歌山県	175	146	8	3	2	0	0	0	1	5	83.4	5.5	62.5	
鳥取県	177	129	39	16	4	6	0	0	6	23	72.9	30.2	59.0	
島根県	205	112	27	10	5	4	0	0	1	17	54.6	24.1	63.0	
岡山県	258	177	12	11	0	3	0	0	8	1	68.6	6.8	8.3	
広島県	478	442	20	19	7	6	0	0	6	1	92.5	4.5	5.0	
山口県	635	337	37	18	0	11	0	0	7	19	53.1	11.0	51.4	
徳島県	775	458	27	14	3	6	0	0	5	13	59.1	5.9	48.1	
香川県	225	188	18	13	3	8	0	0	2	5	83.6	9.6	27.8	
愛媛県	400	171	43	10	4	3	0	1	2	33	42.8	25.1	76.7	
高知県	388	175	43	11	1	1	0	0	9	32	45.1	24.6	74.4	
福岡県	4,793	3,649	341	219	114	47	0	0	58	122	76.1	9.3	35.8	
佐賀県	480	392	67	64	7	16	0	0	41	3	81.7	17.1	4.5	
長崎県	982	431	55	21	4	14	0	0	3	34	43.9	12.8	61.8	
熊本県	523	400	81	53	21	22	0	0	10	28	76.5	20.3	34.6	
大分県	744	203	23	18	6	10	0	0	2	5	27.3	11.3	21.7	
宮崎県	570	320	67	38	12	14	0	0	12	29	56.1	20.9	43.3	
鹿児島県	1,130	1,030	80	44	9	28	0	0	7	36	91.2	7.8	45.0	
沖縄県	1,137	682	213	96	23	23	0	0	50	117	60.0	31.2	54.9	

(3) 長期入院患者の実態把握の状況

(平成24年度)

区 分	① た患者数 (入院百八十日を超え 書類検討総数)	② 調整を行ったもの のうち主治医等と意見	③ された者 の結果医療扶助によ	④ ③のうち措置状況							⑤ 患者数 のうち未措置の	②/ ①の割合 (%)	③/ ②の割合 (%)	⑤/ ③の割合 (%)
				退院又は移替え等										
				小 計	地域への移替		他法への移替		そ の 他					
	居宅保 護	施設入 所	他法への移替 (感染症予防法 に 結核に係る もの)		福祉保 健									
札幌市	1,573	53	1	1	0	1	0	0	0	0	3.4	1.9	0.0	
仙台市	207	117	3	2	0	1	0	0	1	1	56.5	2.6	33.3	
さいたま市	413	277	60	53	22	20	0	0	11	7	67.1	21.7	11.7	
千葉市	261	82	17	13	1	11	0	0	1	4	31.4	20.7	23.5	
横浜市	1,000	869	260	207	65	85	0	3	54	53	86.9	29.9	20.4	
川崎市	702	541	118	57	13	16	0	0	28	61	77.1	21.8	51.7	
相模原市	258	254	39	27	15	11	0	0	1	12	98.4	15.4	30.8	
新潟市	327	139	1	1	1	0	0	0	0	0	42.5	0.7	0.0	
静岡市	225	6	3	3	1	1	0	0	1	0	2.7	50.0	0.0	
浜松市	163	48	20	20	2	7	0	0	11	0	29.4	41.7	0.0	
名古屋市	1,544	1,050	249	215	99	75	0	1	40	34	68.0	23.7	13.7	
京都市	1,099	673	127	92	63	29	0	0	0	35	61.2	18.9	27.6	
大阪市	2,720	2,720	162	70	16	19	0	0	35	92	100.0	6.0	56.8	
堺市	607	172	32	29	19	8	0	1	1	3	28.3	18.6	9.4	
神戸市	1,082	840	225	146	74	59	0	0	13	79	77.6	26.8	35.1	
岡山市	301	250	18	13	8	5	0	0	0	5	83.1	7.2	27.8	
広島市	588	496	112	109	30	20	0	0	59	3	84.4	22.6	2.7	
北九州市	1,179	1,004	180	132	54	52	0	0	26	48	85.2	17.9	26.7	
福岡市	1,407	1,198	101	77	50	25	0	0	2	24	85.1	8.4	23.8	
熊本市	611	456	13	5	3	1	0	1	0	8	74.6	2.9	61.5	
旭川市	240	51	31	19	4	12	0	0	3	12	21.3	60.8	38.7	
函館市	257	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	—	—	
青森市	135	51	2	2	1	1	0	0	0	0	37.8	3.9	0.0	
盛岡市	145	17	0	0	0	0	0	0	0	0	11.7	0.0	—	
秋田市	187	19	0	0	0	0	0	0	0	0	10.2	0.0	—	
郡山市	115	26	0	0	0	0	0	0	0	0	22.6	0.0	—	
いわき市	218	87	1	0	0	0	0	0	0	1	39.9	1.1	100.0	
宇都宮市	312	85	14	14	5	8	0	1	0	0	27.2	16.5	0.0	
高崎市	92	92	22	22	8	6	0	0	8	0	100.0	23.9	0.0	
前橋市	108	89	6	6	1	3	0	0	2	0	82.4	6.7	0.0	
川越市	104	27	8	2	0	0	0	0	2	6	26.0	29.6	75.0	
船橋市	235	49	0	0	0	0	0	0	0	0	20.9	0.0	—	
柏市	123	120	3	1	0	1	0	0	0	2	97.6	2.5	66.7	
横須賀市	128	128	16	16	10	5	0	0	1	0	100.0	12.5	0.0	
富山市	84	84	7	5	5	0	0	0	0	2	100.0	8.3	28.6	
金沢市	172	172	70	34	0	5	0	0	29	36	100.0	40.7	51.4	
長野市	104	104	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	—	
岐阜市	122	18	10	9	3	6	0	0	0	1	14.8	55.6	10.0	
豊橋市	144	144	11	11	7	4	0	0	0	0	100.0	7.6	0.0	
豊田市	90	90	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	—	
岡崎市	75	75	23	21	4	1	0	0	16	2	100.0	30.7	8.7	
大津市	94	94	28	28	6	7	0	0	15	0	100.0	29.8	0.0	
高槻市	110	88	3	3	1	2	0	0	0	0	80.0	3.4	0.0	
豊中市	177	40	0	0	0	0	0	0	0	0	22.6	0.0	—	
東大阪市	261	72	33	21	9	9	0	0	3	12	27.6	45.8	36.4	
姫路市	220	12	3	1	0	1	0	0	0	2	5.5	25.0	66.7	
西宮市	207	74	55	6	0	2	0	0	4	49	35.7	74.3	89.1	
尼崎市	425	289	73	45	11	22	0	0	12	28	68.0	25.3	38.4	
奈良市	141	36	23	22	7	2	0	0	13	1	25.5	63.9	4.3	
和歌山市	258	101	27	3	1	1	0	1	0	24	39.1	26.7	88.9	
倉敷市	139	27	0	0	0	0	0	0	0	0	19.4	0.0	—	
福山市	125	30	5	3	3	0	0	0	0	2	24.0	16.7	40.0	
下関市	209	181	29	23	10	8	0	0	5	6	86.6	16.0	20.7	
高松市	179	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	—	—	
松山市	71	71	2	2	1	1	0	0	0	0	100.0	2.8	0.0	
高知市	484	160	44	29	11	13	0	0	5	15	33.1	27.5	34.1	
久留米市	157	32	17	7	3	1	0	0	3	10	20.4	53.1	58.8	
長崎市	596	92	13	13	5	3	0	0	5	0	15.4	14.1	0.0	
大分市	774	131	9	5	1	4	0	0	0	4	16.9	6.9	44.4	
宮崎市	199	0	2	2	0	1	0	0	1	0	0.0	—	0.0	
鹿児島市	679	624	58	36	13	20	0	2	1	22	91.9	9.3	37.9	
合計	63,381	38,862	5,699	3,844	1,341	1,395	2	28	1,078	1,855	61.3	14.7	32.5	

資料：保護課調

(4) 保険外併用療養費（長期入院選定療養）に係る例外的給付の状況について（平成24年度）

区 分	当該年度給付件数									当該年度 継続 D=A+B-C	退院率 E=C/(A+B)	当該年度 給付総額 (円)	1件あたり 給付金額
	前年度 継続 A	新規開始 B	退院 C (①+②+③ +④+⑤)	① 在宅	② 介護保険 施設	③ 社会福祉 施設等	④ 扶養義務者 引き取り	⑤ その他					
	北海道	0	10	6	4	0	0	0	2				
青森県	1	5	4	2	1	0	0	1	2	66.7%	613,880	102,313	
岩手県	1	2	3	2	0	1	0	0	0	100.0%	246,670	82,223	
宮城県	0	1	1	0	1	0	0	0	0	100.0%	140,624	140,624	
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
福島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
茨城県	2	1	1	0	1	0	0	0	2	33.3%	1,065,640	355,213	
栃木県	0	2	1	1	0	0	0	0	1	50.0%	293,040	146,520	
群馬県	0	1	1	0	0	0	0	1	0	100.0%	9,940	9,940	
埼玉県	1	13	12	1	2	2	0	7	2	85.7%	2,026,070	144,719	
千葉県	4	8	9	4	3	0	0	2	3	75.0%	2,485,640	207,137	
東京都	77	193	254	25	9	8	3	209	16	94.1%	18,193,360	67,383	
神奈川県	2	2	4	1	1	0	2	0	0	100.0%	213,670	53,418	
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
福井県	0	2	2	0	0	0	0	2	0	100.0%	335,970	167,985	
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
長野県	1	2	2	1	0	1	0	0	1	66.7%	371,110	123,703	
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
静岡県	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	522,325	522,325	
愛知県	0	5	3	2	0	1	0	0	2	60.0%	686,350	137,270	
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
滋賀県	0	1	1	1	0	0	0	0	0	100.0%	105,000	105,000	
京都府	0	3	3	2	1	0	0	0	0	100.0%	124,850	41,617	
大阪府	3	21	17	6	1	0	0	10	7	70.8%	2,415,500	100,646	
兵庫県	1	7	6	4	0	0	0	2	2	75.0%	443,940	55,493	
奈良県	0	5	5	2	0	1	0	2	0	100.0%	265,810	53,162	
和歌山県	1	3	3	1	1	1	0	0	1	75.0%	630,850	157,713	
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
島根県	0	2	1	1	0	0	0	0	1	50.0%	337,293	168,647	
岡山県	3	3	5	1	0	1	0	3	1	83.3%	1,733,510	288,918	
広島県	0	2	1	0	0	1	0	0	1	50.0%	196,097	98,049	
山口県	0	2	2	2	0	0	0	0	0	100.0%	131,400	65,700	
徳島県	3	1	3	0	0	0	0	3	1	75.0%	383,580	95,895	
香川県	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	191,400	191,400	
愛媛県	5	1	1	0	0	1	0	0	5	16.7%	4,001,110	666,852	
高知県	1	0	1	0	0	0	0	1	0	100.0%	118,150	118,150	
福岡県	1	8	8	3	2	1	0	2	1	88.9%	1,176,899	130,767	
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
熊本県	1	1	1	1	0	0	0	0	1	50.0%	637,530	318,765	
大分県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
宮崎県	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	132,310	132,310	
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	

(4) 保険外併用療養費(長期入院選定療養)に係る例外的給付の状況について(平成24年度)

区 分	当該年度給付件数									当該年度 継続	退院率 E=C/(A+B)	当該年度 給付総額 (円)	1件あたり 給付金額
	前年度 継続	新規開始	退院 C (①+②+③+ ④+⑤)	① 在宅	② 介護保険 施設	③ 社会福祉 施設等	④ 扶養義務者 引き取り	⑤ その他	D=A+B-C				
	A	B											
札幌市	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	100.0%	9,900	9,900
仙台市	2	1	3	0	1	1	0	1	0	0	100.0%	621,340	207,113
さいたま市	1	3	2	0	0	0	0	2	2	2	50.0%	119,140	29,785
千葉市	3	1	3	1	1	0	0	1	1	1	75.0%	1,426,400	356,600
横浜市	0	4	0	0	0	0	0	0	4	4	0.0%	421,880	105,470
川崎市	2	5	3	1	0	1	0	1	4	4	42.9%	695,410	99,344
相模原市	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	100.0%	70,000	70,000
新潟市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
静岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
浜松市	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0.0%	292,180	146,090
名古屋市	14	33	21	6	7	2	0	6	26	26	44.7%	5,487,050	116,746
京都市	6	4	8	3	2	0	0	3	2	2	80.0%	1,298,984	129,898
大阪市	87	223	188	44	0	24	0	120	122	122	60.6%	38,339,530	123,676
堺市	4	10	5	4	0	0	0	1	9	9	35.7%	1,959,690	139,978
神戸市	4	0	1	1	0	0	0	0	3	3	25.0%	987,850	246,963
岡山市	1	2	1	0	1	0	0	0	2	2	33.3%	479,150	159,717
広島市	1	2	1	0	0	0	0	1	2	2	33.3%	1,225,980	408,660
北九州市	0	2	2	1	1	0	0	0	0	0	100.0%	26,220	13,110
福岡市	1	2	3	3	0	0	0	0	0	0	100.0%	89,170	29,723
熊本市	11	0	4	2	0	0	0	2	7	7	36.4%	2,207,910	200,719
旭川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
函館市	2	1	3	2	0	0	0	1	0	0	100.0%	264,770	88,257
青森市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
秋田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
郡山市	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	100.0%	45,310	45,310
いわき市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
宇都宮市	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	100.0%	52,540	52,540
高崎市	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	100.0%	54,990	54,990
前橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
川越市	1	2	3	1	2	0	0	0	0	0	100.0%	219,930	73,310
船橋市	5	0	2	2	0	0	0	0	3	3	40.0%	311,880	62,376
柏市	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.0%	187,068	187,068
横須賀市	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	100.0%	25,850	25,850
富山市	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	100.0%	361,760	361,760
金沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
長野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
岐阜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
豊橋市	2	2	3	2	1	0	0	0	1	1	75.0%	751,100	187,775
豊田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
岡崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
大津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
高槻市	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	100.0%	69,300	69,300
豊中市	0	3	2	0	0	1	0	1	1	1	66.7%	34,270	11,423
東大阪市	3	3	1	0	0	0	0	1	5	5	16.7%	547,000	91,167
姫路市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
西宮市	0	2	2	0	0	0	0	2	0	0	100.0%	55,040	27,520
尼崎市	0	3	3	0	0	0	0	3	0	0	100.0%	19,850	6,617
奈良市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
和歌山市	8	3	4	3	1	0	0	0	7	7	36.4%	3,206,730	291,521
倉敷市	3	1	2	0	2	0	0	0	2	2	50.0%	631,268	157,817
福山市	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1	50.0%	670,200	335,100
下関市	8	8	8	2	0	0	0	6	8	8	50.0%	2,666,687	166,668
高松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
松山市	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.0%	328,680	328,680
高知市	0	2	2	1	0	0	0	1	0	0	100.0%	236,409	118,205
久留米市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
長崎市	1	1	2	0	0	0	0	2	0	0	100.0%	22,240	11,120
大分市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
宮崎市	0	2	0	0	0	0	0	0	2	2	0.0%	316,300	158,150
鹿児島市	1	3	4	1	1	0	0	2	0	0	100.0%	644,030	161,008
合計	287	644	656	151	44	49	5	407	275	70.5%	108,470,970	116,510	

(5) 頻回受診者に対する適正受診指導結果について (平成24年度)

	受診状況把握対象者数		指導対象外				指導対象							
	A+B	うち筋骨格系・結合組織	人数		人数		人数		1人当たり平均効果月数		1人当たり平均効果日数		1人当たり効果日数 / 月	
			A	うち筋骨格系・結合組織	B	うち筋骨格系・結合組織	C	うち筋骨格系・結合組織	D	c	E	e	E/D	
北海道	284	76	246	61	38	15	24	9	4.8	115.0	61.6	1479.2	12.9	
青森県	23	12	16	9	7	3	3	1	5.3	16.0	52.3	156.9	9.8	
岩手県	22	12	8	4	14	8	7	3	4.7	33.0	46.7	326.8	9.9	
宮城県	36	27	29	23	7	4	5	3	6.4	32.0	98.2	491.0	15.3	
秋田県	9	5	1	0	8	5	0	0	-	0.0	-	0.0	-	
山形県	8	3	6	2	2	1	1	1	3.0	3.0	45.0	45.0	15.0	
福島県	15	5	12	3	3	2	3	2	4.0	12.0	30.0	90.0	7.5	
茨城県	91	41	65	28	26	13	10	5	4.5	45.0	70.5	705.0	15.7	
栃木県	31	16	21	11	10	5	5	3	7.2	36.0	65.8	329.0	9.1	
群馬県	29	18	22	13	7	5	2	2	5.5	11.0	99.7	199.4	18.1	
埼玉県	391	232	287	163	104	69	57	38	5.9	336.0	67.9	3868.6	11.5	
千葉県	240	201	202	171	38	30	25	20	5.7	142.0	79.9	1997.0	14.1	
東京都	2,359	1,530	1,676	1,073	683	457	350	236	4.6	1613.0	51.6	18050.2	11.2	
神奈川県	97	60	49	24	48	36	31	0	5.2	162.0	63.1	1955.8	12.1	
新潟県	5	3	2	2	3	1	3	1	4.8	14.5	47.3	142.0	9.8	
富山県	4	2	2	0	2	2	1	1	3.0	3.0	48.0	48.0	16.0	
石川県	10	5	6	2	4	3	4	3	6.8	27.0	101.5	406.0	15.0	
福井県	15	8	3	0	12	8	7	7	6.1	43.0	57.0	399.0	9.3	
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-	
長野県	5	3	2	0	3	3	0	0	-	0.0	-	0.0	-	
岐阜県	8	1	5	0	3	1	2	1	3.5	7.0	58.7	117.4	16.8	
静岡県	35	16	23	10	12	6	8	3	5.5	44.0	79.5	636.0	14.5	
愛知県	138	63	96	42	42	21	25	14	6.2	155.0	79.2	1980.5	12.8	
三重県	187	58	138	25	49	33	34	25	5.4	183.0	57.0	1938.0	10.6	
滋賀県	323	4	319	3	4	1	3	1	3.7	11.0	39.7	119.2	10.8	
京都府	130	74	92	64	38	10	10	1	4.5	45.0	43.1	430.6	9.6	
大阪府	834	436	578	275	256	161	111	70	5.0	553.0	71.5	7938.3	14.4	
兵庫県	207	122	113	74	94	48	41	26	5.7	235.0	58.0	2380.0	10.1	
奈良県	111	42	94	32	17	10	9	5	2.1	19.0	19.1	171.5	9.0	
和歌山県	80	38	66	31	14	7	9	6	3.7	33.0	23.2	209.0	6.3	
鳥取県	19	11	13	7	6	4	3	2	3.0	9.0	35.7	107.0	11.9	
島根県	25	5	22	5	3	0	2	0	4.0	8.0	32.0	64.0	8.0	
岡山県	8	0	6	0	2	0	2	0	3.0	6.0	34.4	68.7	11.5	
広島県	220	83	122	36	98	47	42	15	3.0	125.0	37.8	1587.6	12.7	
山口県	134	84	107	63	27	21	11	8	1.7	19.0	17.2	189.5	10.0	
徳島県	96	39	61	28	35	11	10	6	5.3	53.0	54.9	548.8	10.4	
香川県	63	42	58	40	5	2	4	1	6.5	26.0	52.5	210.0	8.1	
愛媛県	81	43	27	10	54	33	20	12	6.2	124.0	54.2	1083.7	8.7	
高知県	52	18	14	6	38	12	23	6	5.3	123.0	53.0	1218.0	9.9	
福岡県	846	449	568	316	278	133	156	80	5.7	886.0	64.4	10051.0	11.3	
佐賀県	104	46	46	23	58	23	23	14	4.6	106.0	50.0	1150.3	10.9	
長崎県	132	78	66	35	66	43	33	23	5.5	181.0	62.6	2065.0	11.4	
熊本県	27	10	9	5	18	5	11	3	5.3	58.0	74.1	815.0	14.1	
大分県	79	19	69	9	10	10	7	7	6.3	44.0	74.8	523.5	11.9	
宮崎県	78	43	62	32	16	11	12	9	5.6	67.0	57.1	685.3	10.2	
鹿児島県	90	26	79	22	11	4	6	1	5.7	34.0	79.9	479.3	14.1	
沖縄県	27	24	16	13	11	11	3	3	5.0	15.0	60.9	182.8	12.2	

(5) 頻回受診者に対する適正受診指導結果について (平成24年度)

	受診状況把握対象者数		指導対象外				指導対象						
	A+B	うち筋骨格系・結合組織	A	うち筋骨格系・結合組織	B	うち筋骨格系・結合組織	うち改善された者						
							C	D	c	E	e	E/D	
札幌市	274	195	266	191	8	4	6	3	2.6	15.5	27.1	162.8	10.5
仙台市	95	66	72	45	23	21	18	15	0.6	10.8	5.2	93.4	8.6
さいたま市	253	115	253	115	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
千葉市	105	80	104	79	1	1	0	0	-	0.0	-	0.0	-
横浜市	685	542	591	468	94	74	49	43	5.1	251.0	39.3	1923.9	7.7
川崎市	229	124	148	73	81	51	44	26	5.1	225.0	53.9	2370.8	10.5
相模原市	81	20	67	8	14	12	5	4	5.8	29.0	50.4	251.9	8.7
新潟市	43	32	19	11	24	21	11	11	5.9	65.0	64.9	713.9	11.0
静岡市	38	22	1	0	37	22	18	12	5.9	106.0	50.3	905.2	8.5
浜松市	75	60	53	38	22	22	18	18	7.1	128.0	79.0	1421.8	11.1
名古屋市	413	169	349	136	64	33	29	16	5.6	161.0	58.8	1705.1	10.6
京都市	257	139	209	124	48	15	7	3	3.6	25.0	52.8	369.3	14.8
大阪市	3,333	1,337	2,821	1,200	512	137	109	41	4.9	536.0	55.1	6003.3	11.2
堺市	255	139	212	124	43	15	24	6	6.2	148.0	64.3	1544.0	10.4
神戸市	559	344	520	315	39	29	21	16	0.5	10.8	4.7	99.0	9.2
岡山市	139	57	133	54	6	3	4	2	3.8	15.0	44.3	177.0	11.8
広島市	240	79	214	68	26	11	13	5	4.9	64.0	76.5	995.0	15.5
北九州市	198	167	141	117	57	50	30	28	8.3	250.0	102.0	3059.5	12.2
福岡市	981	510	852	438	129	72	56	25	5.1	283.0	61.6	3447.6	12.2
熊本市	174	87	52	25	122	62	68	38	5.6	379.0	69.9	4755.0	12.5
旭川市	39	22	15	6	24	16	19	14	5.6	107.0	67.3	1277.9	11.9
函館市	69	40	55	28	14	12	8	7	6.6	53.0	72.3	578.0	10.9
青森市	65	35	48	29	17	6	11	5	5.7	63.0	50.0	549.6	8.7
盛岡市	20	17	17	14	3	3	3	3	5.7	17.0	79.7	239.0	14.1
秋田市	19	9	12	4	7	5	4	2	6.3	25.0	47.3	189.2	7.6
郡山市	10	6	7	3	3	3	3	3	2.3	7.0	26.0	78.0	11.1
いわき市	36	29	24	18	12	11	10	10	9.1	91.2	57.7	577.3	6.3
宇都宮市	42	31	28	20	14	11	8	8	5.5	44.0	59.6	477.0	10.8
高崎市	19	14	19	14	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
前橋市	7	5	5	4	2	1	0	0	-	0.0	-	0.0	-
川越市	20	17	20	17	0	0	0	0	-	-	-	-	-
船橋市	21	9	11	2	10	7	6	5	5.7	34.0	77.4	464.3	13.7
柏市	22	20	22	20	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
横須賀市	15	14	0	0	15	14	15	14	7.0	105.0	56.4	846.1	8.1
富山市	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
金沢市	26	18	26	18	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
長野市	9	9	9	9	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
岐阜市	78	34	71	29	7	5	7	5	0.9	6.0	8.1	57.0	9.5
豊橋市	7	3	3	1	4	2	3	2	4.7	14.0	68.2	204.6	14.6
豊田市	19	12	2	2	17	10	3	3	4.3	13.0	51.7	155.1	11.9
岡崎市	14	13	11	10	3	3	2	2	2.5	5.0	23.9	47.7	9.5
大津市	29	18	1	0	28	18	16	11	5.4	87.0	51.5	823.6	9.5
高槻市	63	25	17	7	46	18	27	18	4.9	132.3	44.2	1193.4	9.0
豊中市	63	45	63	45	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
東大阪市	620	189	615	189	5	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
姫路市	37	23	19	8	18	15	13	11	6.0	78.0	80.9	1051.2	13.5
西宮市	43	32	27	21	16	11	12	7	6.3	76.0	81.4	977.2	12.9
尼崎市	219	193	183	157	36	36	1	1	7.0	7.0	91.0	91.0	13.0
奈良市	57	50	57	50	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
和歌山市	116	29	86	23	30	6	14	3	5.9	82.0	62.1	868.8	10.6
倉敷市	41	8	28	6	13	2	6	0	2.7	16.0	29.4	176.5	11.0
福山市	57	23	15	5	42	18	2	1	6.0	12.0	83.0	166.0	13.8
下関市	55	34	31	17	24	17	8	6	4.8	38.0	33.4	267.0	7.0
高松市	63	35	57	32	6	3	3	2	3.7	11.0	47.1	141.2	12.8
松山市	103	25	101	24	2	1	1	1	3.0	3.0	45.9	45.9	15.3
高知市	121	64	62	23	59	41	37	28	5.8	215.0	62.2	2303.0	10.7
久留米市	40	34	27	23	13	11	8	7	4.5	36.0	46.4	371.2	10.3
長崎市	204	156	198	156	6	0	2	0	7.0	14.0	59.5	119.0	8.5
大分市	65	48	56	43	9	5	5	3	5.4	27.0	76.2	381.0	14.1
宮崎市	12	9	5	4	7	5	4	4	7.3	29.0	84.0	336.0	11.6
鹿児島市	169	15	169	15	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
合計	18,969	9,829	14,823	7,520	4,146	2,309	1,949	1,175	5.1	9,962.1	57.8	112,690.2	11.3

資料：保健課調

(6) 各都道府県・市別レセプト点検の実施状況

(平成24年度分 4月支払分～3月支払分)

都道府県市名	レセプト 総数	内容点検(単月) 対象総数	内容点検(縦覧) 対象総数	点検実施状況					
				点検実施枚数			点検実施率(%)		
				資格点検 (※1) D	内容点検(※2)		資格点検 G=D/A	内容点検	
					単月 E	縦覧 F		単月 H=E/B	縦覧 I=F/C
A	B	C	D	E	F	G=D/A	H=E/B	I=F/C	
北海道	1,451,663	1,372,316	1,350,837	1,451,663	1,372,316	1,350,837	100.00	100.00	100.00
青森県	454,197	433,017	421,665	454,197	433,017	421,665	100.00	100.00	100.00
岩手県	168,417	158,278	161,832	168,417	158,278	161,832	100.00	100.00	100.00
宮城県	244,432	242,097	237,707	244,432	242,097	237,707	100.00	100.00	100.00
秋田県	192,704	185,785	167,251	192,704	185,785	167,251	100.00	100.00	100.00
山形県	108,662	106,393	93,023	108,662	106,393	93,023	100.00	100.00	100.00
福島県	170,493	157,523	157,523	170,493	157,523	157,523	100.00	100.00	100.00
茨城県	456,192	410,633	398,176	456,192	410,633	398,176	100.00	100.00	100.00
栃木県	204,265	198,394	198,265	204,265	198,394	198,265	100.00	100.00	100.00
群馬県	127,271	117,724	117,135	127,271	117,724	117,135	100.00	100.00	100.00
埼玉県	1,232,356	1,160,903	1,160,903	1,232,356	1,160,793	1,160,793	100.00	99.99	99.99
千葉県	840,331	803,868	787,824	839,926	803,868	787,824	99.95	100.00	100.00
東京都	6,172,033	5,960,262	5,965,031	6,172,033	5,960,262	5,965,031	100.00	100.00	100.00
神奈川県	635,549	601,699	582,037	635,549	601,699	582,037	100.00	100.00	100.00
新潟県	133,933	127,865	124,067	133,933	127,865	119,745	100.00	100.00	96.52
富山県	54,056	52,112	52,074	54,056	52,112	52,074	100.00	100.00	100.00
石川県	57,485	54,028	54,028	57,485	54,028	54,028	100.00	100.00	100.00
福井県	61,389	57,491	57,491	61,389	57,491	57,491	100.00	100.00	100.00
山梨県	121,355	118,833	97,926	121,355	118,833	97,926	100.00	100.00	100.00
長野県	125,959	105,590	103,679	125,959	105,590	103,679	100.00	100.00	100.00
岐阜県	90,636	88,793	85,553	90,636	88,793	85,553	100.00	100.00	100.00
静岡県	246,553	236,796	231,596	246,553	236,796	231,596	100.00	100.00	100.00
愛知県	350,504	345,078	296,405	350,504	345,078	296,405	100.00	100.00	100.00
三重県	331,577	319,849	319,991	331,577	319,849	319,991	100.00	100.00	100.00
滋賀県	133,206	128,062	128,062	133,206	128,062	128,062	100.00	100.00	100.00
京都府	251,082	244,874	245,335	251,082	244,874	245,335	100.00	100.00	100.00
大阪府	1,766,423	1,664,642	1,651,513	1,766,423	1,664,642	1,651,513	100.00	100.00	100.00
兵庫県	465,781	443,742	440,398	465,781	443,742	440,398	100.00	100.00	100.00
奈良県	262,634	249,601	250,208	261,744	248,711	249,318	99.66	99.64	99.64
和歌山県	130,460	126,689	126,689	130,460	126,689	126,689	100.00	100.00	100.00
鳥取県	131,980	124,132	123,595	131,980	124,132	123,595	100.00	100.00	100.00
島根県	106,726	97,028	93,529	106,726	97,028	93,529	100.00	100.00	100.00
岡山県	101,598	99,173	96,008	101,598	99,173	96,008	100.00	100.00	100.00
広島県	256,327	240,648	235,632	256,327	240,648	235,632	100.00	100.00	100.00
山口県	265,663	254,153	254,153	265,663	253,869	253,869	100.00	99.89	99.89
徳島県	298,062	283,002	283,002	298,062	283,002	283,002	100.00	100.00	100.00
香川県	99,297	92,334	92,334	99,297	92,334	92,334	100.00	100.00	100.00
愛媛県	121,172	115,972	106,883	121,172	115,972	94,274	100.00	100.00	88.20
高知県	166,491	166,491	166,491	166,491	166,491	166,491	100.00	100.00	100.00
福岡県	1,328,161	1,249,968	1,230,807	1,328,161	1,249,968	1,230,807	100.00	100.00	100.00
佐賀県	189,332	185,493	183,536	189,332	185,493	183,536	100.00	100.00	100.00
長崎県	351,579	334,924	334,924	351,579	334,924	334,924	100.00	100.00	100.00
熊本県	185,700	173,417	173,417	185,700	173,417	173,417	100.00	100.00	100.00
大分県	237,032	229,955	197,872	237,032	229,955	197,872	100.00	100.00	100.00
宮崎県	197,493	186,644	185,627	197,493	186,644	185,627	100.00	100.00	100.00
鹿児島県	327,227	313,169	313,835	327,227	313,169	313,835	100.00	100.00	100.00
沖縄県	620,086	585,941	566,678	620,086	585,941	566,678	100.00	100.00	100.00

都道府県市名	レセプト 総数	内容点検(単月) 対象総数	内容点検(縦覧) 対象総数	点検実施状況					
				点検実施枚数			点検実施率(%)		
				資格点検 (※1)	内容点検(※2)		資格点検	内容点検	
					単月	縦覧		単月	縦覧
A	B	C	D	E	F	G=D/A	H=E/B	I=F/C	
札幌市	1,565,439	1,481,470	37,844	1,565,439	1,481,470	37,844	100.00	100.00	100.00
仙台市	355,444	338,529	338,529	355,444	338,529	338,529	100.00	100.00	100.00
さいたま市	348,365	327,185	327,185	348,365	327,185	327,185	100.00	100.00	100.00
千葉市	338,703	314,782	314,782	338,703	314,782	314,782	100.00	100.00	100.00
横浜市	1,525,972	1,423,559	1,423,559	1,525,972	1,423,559	1,423,559	100.00	100.00	100.00
川崎市	653,270	617,056	617,056	653,270	617,056	617,056	100.00	100.00	100.00
相模原市	227,366	219,715	219,715	227,366	219,715	219,715	100.00	100.00	100.00
新潟市	221,695	206,813	206,813	221,695	206,813	206,813	100.00	100.00	100.00
静岡市	157,236	149,192	149,192	157,236	149,192	149,192	100.00	100.00	100.00
浜松市	120,688	117,623	117,623	120,688	117,623	117,623	100.00	100.00	100.00
名古屋	904,184	896,631	896,631	904,184	896,631	896,631	100.00	100.00	100.00
京都市	896,558	854,871	854,871	896,558	854,871	854,871	100.00	100.00	100.00
大阪市	3,499,659	3,499,659	3,499,659	3,499,659	3,499,659	3,499,659	100.00	100.00	100.00
堺市	580,066	540,725	540,725	580,066	540,725	540,725	100.00	100.00	100.00
神戸市	1,176,303	1,121,190	1,121,190	1,176,303	1,121,190	1,121,190	100.00	100.00	100.00
岡山市	267,696	252,429	252,429	267,696	252,429	252,429	100.00	100.00	100.00
広島市	579,766	548,594	548,594	579,766	548,594	548,594	100.00	100.00	100.00
北九州市	619,240	593,645	593,645	619,240	593,645	593,645	100.00	100.00	100.00
福岡市	1,028,547	969,086	969,086	1,028,547	969,086	969,086	100.00	100.00	100.00
熊本市	331,811	311,411	36,850	331,811	311,411	36,850	100.00	100.00	100.00
旭川市	304,670	293,267	293,267	304,670	293,267	293,267	100.00	100.00	100.00
函館市	303,742	285,184	285,184	303,742	285,184	285,184	100.00	100.00	100.00
青森市	207,953	197,907	197,907	207,953	197,907	197,907	100.00	100.00	100.00
盛岡市	105,936	98,865	17,711	105,936	98,865	17,711	100.00	100.00	100.00
秋田市	116,455	109,248	109,248	116,455	109,248	109,248	100.00	100.00	100.00
郡山市	52,911	49,067	49,067	52,911	49,067	49,067	100.00	100.00	100.00
いわき市	98,675	98,675	98,675	98,675	98,675	98,675	100.00	100.00	100.00
宇都宮市	139,924	134,606	134,606	139,924	134,606	111,389	100.00	100.00	82.75
高崎市	54,965	53,638	49,594	54,965	53,638	49,594	100.00	100.00	100.00
前橋市	70,278	64,016	64,016	70,278	64,016	64,016	100.00	100.00	100.00
川越市	77,844	76,070	27,960	77,844	76,070	27,960	100.00	100.00	100.00
船橋市	166,969	158,250	158,250	166,969	158,250	158,250	100.00	100.00	100.00
柏市	68,531	64,630	64,630	68,531	64,630	64,630	100.00	100.00	100.00
横須賀市	117,811	111,433	50,101	117,811	111,433	50,101	100.00	100.00	100.00
富山市	31,002	29,442	29,442	31,002	29,442	29,442	100.00	100.00	100.00
金沢市	72,963	68,973	68,973	72,963	68,973	68,973	100.00	100.00	100.00
長野市	49,302	46,953	46,953	49,302	46,953	46,953	100.00	100.00	100.00
岐阜市	141,966	137,417	137,417	141,966	137,417	137,417	100.00	100.00	100.00
豊橋市	40,090	38,427	38,427	40,090	38,427	38,427	100.00	100.00	100.00
豊田市	41,766	39,242	39,242	41,766	39,242	39,242	100.00	100.00	100.00
岡崎市	38,613	37,694	37,694	38,613	37,694	37,694	100.00	100.00	100.00
大津市	74,024	69,835	30,000	74,024	69,835	30,000	100.00	100.00	100.00
高槻市	121,051	113,112	113,112	121,051	113,112	113,112	100.00	100.00	100.00
豊中市	222,874	208,414	208,414	222,874	208,414	208,414	100.00	100.00	100.00
東大阪市	442,889	417,086	417,086	442,889	417,086	417,086	100.00	100.00	100.00
姫路市	176,478	169,302	169,302	176,478	169,302	169,302	100.00	100.00	100.00
西宮市	179,907	175,414	175,414	179,907	175,414	175,414	100.00	100.00	100.00
尼崎市	414,938	395,809	395,809	414,938	395,809	395,809	100.00	100.00	100.00
奈良市	157,422	148,398	148,398	157,422	148,398	148,398	100.00	100.00	100.00
和歌山市	190,583	184,657	184,657	190,583	184,657	184,657	100.00	100.00	100.00
倉敷市	133,567	124,987	124,987	133,567	124,987	124,987	100.00	100.00	100.00
福山市	155,455	143,826	143,826	155,455	143,826	143,826	100.00	100.00	100.00
下関市	108,256	103,759	103,759	108,256	103,759	103,759	100.00	100.00	100.00
高松市	145,128	139,359	116,571	145,128	139,359	116,571	100.00	100.00	100.00
松山市	250,028	243,438	99,018	250,028	243,438	99,018	100.00	100.00	100.00
高知市	278,312	260,245	260,245	278,312	260,245	260,245	100.00	100.00	100.00
久留米市	136,405	127,358	127,358	136,405	127,358	127,358	100.00	100.00	100.00
長崎市	293,492	279,038	279,038	293,492	279,038	279,038	100.00	100.00	100.00
大分市	192,566	183,357	183,357	192,566	183,357	183,357	100.00	100.00	100.00
宮崎市	203,531	190,896	190,896	203,531	190,896	190,896	100.00	100.00	100.00
鹿児島市	321,835	302,766	220,386	321,835	302,766	220,386	100.00	100.00	100.00
合計	43,924,639	41,963,606	39,458,522	43,923,344	41,962,322	39,417,090	100.00	100.00	99.89

資料：平成24年度セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る国庫補助協議について

※1 「資格点検」とは、医療券の有効性等の医療扶助受給資格の有無に係る点検をいう。

※2 「内容点検」とは、診療報酬、調剤報酬の算定方法等の診療内容に係る点検をいう。

(7) 各都道府県・市別レセプト点検(過誤調整)の状況(平成24年度)

(単位:円)

都道府県名	原審査 (算定額) (※1)	過誤調整額			過誤調整率(%)			
		A	B=C+D	資格	内容	B/A	資格	内容
				C	D		C/A	D/A
北海道	58,617,465,743	372,173,481	174,006,073	198,167,408	0.63	0.30	0.34	
青森県	14,914,698,049	88,515,239	59,912,482	28,602,757	0.59	0.40	0.19	
岩手県	6,578,835,063	74,308,563	57,859,561	16,449,002	1.13	0.88	0.25	
宮城県	13,183,855,366	94,594,770	76,848,269	17,746,501	0.72	0.58	0.13	
秋田県	6,992,009,946	42,075,387	31,336,972	10,738,415	0.60	0.45	0.15	
山形県	4,466,993,411	39,688,070	25,251,742	14,436,328	0.89	0.57	0.32	
福島県	7,514,568,295	73,473,425	34,010,290	39,463,135	0.98	0.45	0.53	
茨城県	20,501,712,895	297,752,871	175,532,970	122,219,901	1.45	0.86	0.60	
栃木県	9,742,512,240	131,167,182	78,420,413	52,746,769	1.35	0.80	0.54	
群馬県	4,305,481,241	93,351,416	48,567,181	44,784,235	2.17	1.13	1.04	
埼玉県	47,697,616,365	549,362,721	319,320,317	230,042,404	1.15	0.67	0.48	
千葉県	41,567,764,091	290,919,957	173,330,167	117,589,790	0.70	0.42	0.28	
東京都	228,328,804,551	1,192,774,859	685,533,188	507,241,671	0.52	0.30	0.22	
神奈川県	23,520,790,468	223,461,616	140,374,092	83,087,524	0.95	0.60	0.35	
新潟県	4,894,505,387	60,308,108	32,588,580	27,719,528	1.23	0.67	0.57	
富山県	2,686,287,415	11,221,666	7,108,052	4,113,614	0.42	0.26	0.15	
石川県	3,056,909,478	18,176,117	13,369,861	4,806,256	0.59	0.44	0.16	
福井県	3,487,896,230	62,924,280	57,169,158	5,755,122	1.80	1.64	0.17	
山梨県	5,172,423,947	44,222,352	21,339,939	22,882,413	0.85	0.41	0.44	
長野県	4,203,537,730	111,625,676	79,598,656	32,027,020	2.66	1.89	0.76	
岐阜県	4,248,990,262	36,452,843	22,358,538	14,094,305	0.86	0.53	0.33	
静岡県	10,601,752,412	104,797,520	60,371,862	44,425,658	0.99	0.57	0.42	
愛知県	36,026,210,101	143,868,529	88,115,008	55,753,521	0.40	0.24	0.15	
三重県	14,036,019,936	104,464,815	66,729,905	37,734,910	0.74	0.48	0.27	
滋賀県	5,080,322,419	46,725,671	36,629,128	10,096,543	0.92	0.72	0.20	
京都府	8,664,088,657	57,549,829	25,025,995	32,523,834	0.66	0.29	0.38	
大阪府	89,469,809,745	666,156,377	382,225,722	283,930,655	0.74	0.43	0.32	
兵庫県	18,646,723,589	87,054,369	50,288,098	36,766,271	0.47	0.27	0.20	
奈良県	9,225,556,743	173,955,791	151,138,866	22,816,925	1.89	1.64	0.25	
和歌山県	5,549,093,866	45,727,361	29,900,521	15,826,840	0.82	0.54	0.29	
鳥取県	4,686,277,942	27,814,629	16,235,929	11,578,700	0.59	0.35	0.25	
島根県	4,792,280,685	77,132,167	42,813,131	34,319,036	1.61	0.89	0.72	
岡山県	4,637,141,574	40,725,237	14,180,565	26,544,672	0.88	0.31	0.57	
広島県	10,511,613,391	180,546,236	99,591,644	80,954,592	1.72	0.95	0.77	
山口県	10,960,203,388	90,228,548	61,101,185	29,127,363	0.82	0.56	0.27	
徳島県	13,265,923,463	143,862,232	127,450,181	16,412,051	1.08	0.96	0.12	
香川県	3,934,897,712	22,628,257	12,068,867	10,559,390	0.58	0.31	0.27	
愛媛県	5,590,923,692	67,504,820	38,352,766	29,152,054	1.21	0.69	0.52	
高知県	8,307,546,193	125,748,304	68,126,728	57,621,576	1.51	0.82	0.69	
福岡県	52,138,150,888	284,075,325	185,604,960	98,470,365	0.54	0.36	0.19	
佐賀県	8,048,837,784	153,762,999	109,715,865	44,047,134	1.91	1.36	0.55	
長崎県	14,518,200,736	175,373,338	155,640,588	19,732,750	1.21	1.07	0.14	
熊本県	8,122,872,003	174,027,852	110,418,185	63,609,667	2.14	1.36	0.78	
大分県	12,293,195,498	151,813,036	104,018,164	47,794,872	1.23	0.85	0.39	
宮崎県	8,508,728,692	128,322,913	58,624,805	69,698,108	1.51	0.69	0.82	
鹿児島県	16,705,885,971	239,585,063	214,128,139	25,456,924	1.43	1.28	0.15	
沖縄県	27,588,555,476	524,335,160	399,368,720	124,966,440	1.90	1.45	0.45	

都道府県名	原審査 (算定額) (※1)	過誤調整額			過誤調整率 (%)			
		A	B=C+D	C	D	(※2)	資格	内容
						B/A	C/A	D/A
札幌市	59,364,245,926	247,398,029	187,917,764	59,480,265	0.42	0.32	0.10	
仙台市	10,325,575,687	65,658,074	55,129,822	10,528,252	0.64	0.53	0.10	
さいたま市	11,800,334,309	139,166,086	37,047,668	102,118,418	1.18	0.31	0.87	
千葉市	11,357,189,848	101,283,980	91,114,726	10,169,254	0.89	0.80	0.09	
横浜市	47,822,016,034	547,387,379	422,808,845	124,578,534	1.14	0.88	0.26	
川崎市	22,798,598,095	209,067,981	113,258,143	95,809,838	0.92	0.50	0.42	
相模原市	8,013,856,365	58,561,487	42,082,612	16,478,875	0.73	0.53	0.21	
新潟市	6,995,607,666	72,160,747	57,330,996	14,829,751	1.03	0.82	0.21	
静岡市	5,779,648,306	38,009,414	30,323,154	7,686,260	0.66	0.52	0.13	
浜松市	4,339,350,034	43,337,708	32,459,684	10,878,024	1.00	0.75	0.25	
名古屋市	36,846,145,053	278,020,019	171,695,947	106,324,072	0.75	0.47	0.29	
京都市	33,665,070,101	104,794,426	60,671,628	44,122,798	0.31	0.18	0.13	
大阪市	132,396,853,973	2,920,576,055	2,408,890,834	511,685,221	2.21	1.82	0.39	
堺市	21,850,013,997	158,123,107	70,891,258	87,231,849	0.72	0.32	0.40	
神戸市	36,419,675,402	531,435,667	420,042,059	111,393,608	1.46	1.15	0.31	
岡山市	10,128,600,242	102,664,880	98,047,590	4,617,290	1.01	0.97	0.05	
広島市	18,536,551,777	76,928,254	27,929,276	48,998,978	0.42	0.15	0.26	
北九州市	25,105,135,952	54,757,208	21,558,426	33,198,782	0.22	0.09	0.13	
福岡市	38,948,284,602	242,452,166	194,082,745	48,369,421	0.62	0.50	0.12	
熊本市	13,215,426,152	142,721,727	114,327,064	28,394,663	1.08	0.87	0.21	
旭川市	9,969,773,521	76,000,432	23,576,434	52,423,998	0.76	0.24	0.53	
函館市	10,164,334,066	65,154,829	41,507,477	23,647,352	0.64	0.41	0.23	
青森市	6,147,888,176	52,776,418	43,242,010	9,534,408	0.86	0.70	0.16	
盛岡市	3,500,363,922	53,976,799	39,014,144	14,962,655	1.54	1.11	0.43	
秋田市	4,488,333,303	33,034,546	26,946,421	6,088,125	0.74	0.60	0.14	
郡山市	2,230,207,612	41,658,178	27,336,242	14,321,936	1.87	1.23	0.64	
いわき市	3,593,138,438	14,195,406	5,681,682	8,513,724	0.40	0.16	0.24	
宇都宮市	5,869,374,105	15,714,158	6,998,109	8,716,049	0.27	0.12	0.15	
高崎市	2,226,466,569	41,823,618	31,659,034	10,164,584	1.88	1.42	0.46	
前橋市	2,838,699,708	36,403,915	25,398,174	11,005,741	1.28	0.89	0.39	
川越市	2,955,690,898	27,919,725	15,757,449	12,162,276	0.94	0.63	0.41	
船橋市	6,315,535,023	41,726,758	37,048,193	4,678,565	0.66	0.59	0.07	
柏市	2,983,118,199	37,780,979	29,445,924	8,335,055	1.27	0.99	0.28	
横須賀市	4,058,956,822	15,598,961	8,027,478	7,571,483	0.38	0.20	0.19	
富山市	1,507,282,738	11,629,584	9,601,248	2,028,336	0.77	0.64	0.13	
金沢市	3,901,864,669	18,143,582	13,428,352	4,715,230	0.46	0.34	0.12	
長野市	2,070,034,955	36,861,564	11,086,889	25,774,675	1.78	0.54	1.25	
岐阜市	5,330,483,716	28,148,993	12,134,032	16,014,961	0.53	0.23	0.30	
豊橋市	2,206,374,416	42,843,201	34,537,942	8,305,259	1.94	1.57	0.38	
豊田市	1,817,600,386	13,800,263	13,606,133	194,130	0.76	0.75	0.01	
岡崎市	1,508,340,246	25,660,095	17,897,817	7,762,278	1.70	1.19	0.51	
大津市	2,783,763,248	53,294,226	45,129,592	8,164,634	1.91	1.62	0.29	
高槻市	4,433,788,768	98,078,855	82,196,751	15,882,104	2.21	1.85	0.36	
豊中市	8,018,868,473	32,199,461	15,281,552	16,917,909	0.40	0.19	0.21	
東大阪市	15,701,206,864	172,239,589	39,659,898	132,579,691	1.10	0.25	0.84	
姫路市	6,418,727,202	28,698,299	20,264,893	8,433,406	0.45	0.32	0.13	
西宮市	5,652,947,512	22,268,438	10,763,570	11,504,868	0.39	0.19	0.20	
尼崎市	14,089,238,364	339,134,779	284,961,886	54,172,893	2.41	2.02	0.38	
奈良市	5,381,303,497	65,516,370	40,467,742	25,048,628	1.22	0.75	0.47	
和歌山市	7,898,728,296	45,628,710	39,571,820	6,056,890	0.58	0.50	0.08	
倉敷市	5,522,952,912	61,781,381	36,994,624	24,786,757	1.12	0.67	0.45	
福山市	5,516,144,603	140,233,894	94,099,536	46,134,358	2.54	1.71	0.84	
下関市	4,591,617,513	75,727,519	57,786,125	17,941,394	1.65	1.26	0.39	
高松市	5,603,322,622	60,355,212	56,361,942	3,993,270	1.08	1.01	0.07	
松山市	9,853,322,049	44,452,498	17,676,750	26,775,748	0.45	0.18	0.27	
高知市	10,675,828,676	64,756,397	33,580,658	31,175,739	0.61	0.31	0.29	
久留米市	5,439,090,605	21,365,791	3,375,730	17,990,061	0.39	0.06	0.33	
長崎市	10,116,988,467	58,652,881	43,563,196	15,089,685	0.58	0.43	0.15	
大分市	8,053,551,398	64,817,047	50,037,298	14,779,749	0.80	0.62	0.18	
宮崎市	6,337,798,378	49,955,061	26,659,951	23,295,110	0.79	0.42	0.37	
鹿児島市	13,327,983,648	180,730,775	172,657,046	8,073,729	1.36	1.30	0.06	
合計	1,724,383,684,833	16,491,580,558	11,324,334,013	5,167,246,545	0.96	0.66	0.30	

資料：平成24年度セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る国庫補助協賛について

※1 支払基金審査（原審査）結果の金額（診療報酬等請求内訳書に記載される算定額）

※2 再審査の結果、容認と返戻により原審査から減点（額）の調整を行ったものの割合（併用の相手先（社保等）や指定医療機関からの取り下げ等によるものを除いている）

(8) 介護扶助受給者の状況

(単位：人、億円)

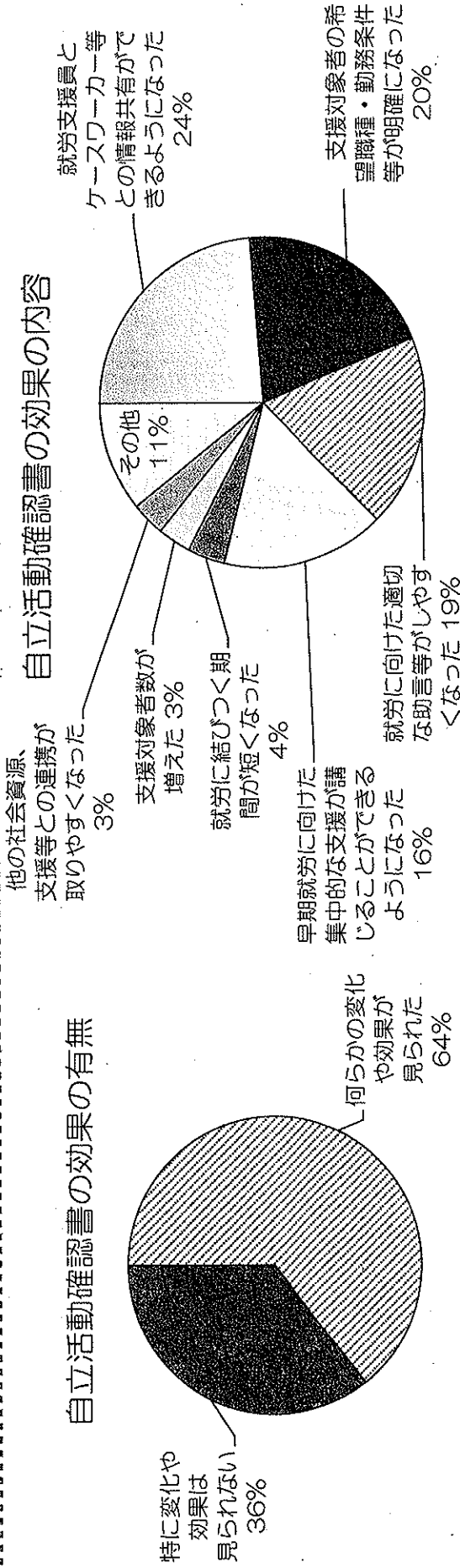
	介護扶助 受給者総数	施設介護サービス受給者数					居宅介護 サービス 受給者数	介護 予防人員	介護 扶助費
		施設入所者 総数	施設介護サービス受給者数						
			介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	地域密着型 介護老人 福祉施設			
平成12年度	66,832	13,809	3,174	5,269	5,366	・	53,023	・	143
平成13年度	84,463	18,003	5,683	6,655	5,665	・	66,460	・	222
平成14年度	105,964	22,680	8,043	8,010	6,627	・	83,285	・	291
平成15年度	127,164	26,640	10,216	9,226	7,198	・	100,524	・	358
平成16年度	147,239	29,213	12,158	9,967	7,088	・	118,027	・	419
平成17年度	164,093	31,875	13,981	10,936	6,958	・	132,218	・	470
平成18年度	172,214	34,437	15,498	12,462	6,477	・	127,964	9,812	502
平成19年度	184,258	36,597	16,884	13,350	6,238	125	109,064	38,597	539
平成20年度	195,576	37,644	18,002	13,944	5,607	91	110,951	46,981	562
平成21年度	209,735	39,048	19,201	14,553	5,188	106	120,468	50,220	610
平成22年度	228,235	40,238	20,097	15,172	4,848	121	134,089	53,909	659
平成23年度	248,100	40,770	20,645	15,491	4,482	151	149,559	57,772	707

資料：福祉行政報告例、生活保護費等国庫負担金事業実績報告

※各年度の1か月平均人員のため、四捨五入の関係で各施設の足し上げと施設入所者総数が合わない年度がある。

自立活動確認書の効果について（平成25年10月時点調査）

- 自立活動確認書については、約6割から何らかの変化や効果が見られたとの回答があった。
- その効果としては、CW等との情報共有や、支援対象者の支援方針等が明確になる等の回答があった。



就労支援員とケースワーカー等との情報共有ができるようになった	64
支援対象者の希望職種・勤務条件等が明確になった	54
就労に向けた適切な助言等がしやすくなった	51
早期就労に向けた集中的な支援が講じることができるようになった	44
就労に結びつく期間が短くなった	10
支援対象者数が増えた	9
他の社会資源、支援等との連携が取りやすくなった	9
その他	29
特に変化や効果は見られない	79

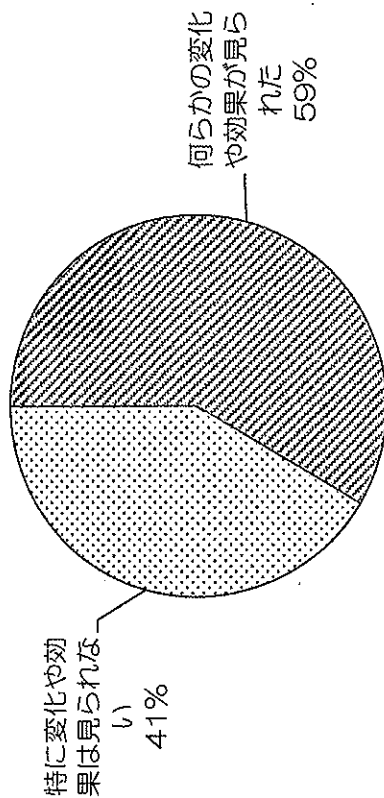
※ その他の意見には、確認書の作成によって支援対象者により緊張感が生まれた、期間を定めた就労支援を講じることができるようになった等の意見の他、対象者が少なく効果を実感できていないとの回答があった。

※ 当てはまる項目を3つ以内で複数回答。

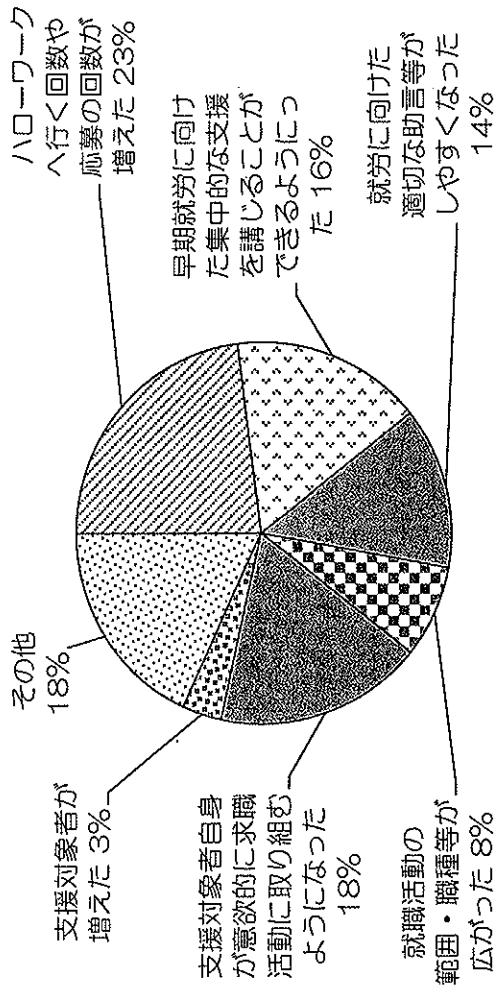
就労活動促進費の効果について（平成25年10月時点調査）

- 就労活動促進費について、約6割から何らかの変化や効果が見られたとの回答があった。
- その効果としては、ハローワークへ行く回数や応募の回数が増えたり、対象者自身が意欲的に求職活動に取り組むなどの効果があったとの回答があった。

就労活動促進費の有無



就労活動促進費の効果の内容



ハローワークへ行く回数や応募の回数が増えた	47
支援対象者自身が意欲的に求職活動に取り組むようになった	36
早期就労に向けた集中的な支援を講じることができようになった	33
就労に向けた適切な助言等がしやすくなった	28
就職活動の範囲・職種等が広がった	16
支援対象者が増えた	7
その他	37
特に変化や効果は見られない	92

※ その他の意見には、促進費によって良い効果が見られたという意見とともに、5000円では交通費すら賄えない、支給要件が高く途中で辞退する者が出てしまった等の意見も同時に回答があった。
 ※ 当てはまる項目を3つ以内で複数回答。

生活保護受給者に対する就労支援の状況(平成24年度実績)

○ 生活保護受給者に対しては、就労能力や就労意欲に応じて就労支援を実施しており、就労・増収に一定数繋がる等の成果が見られる。

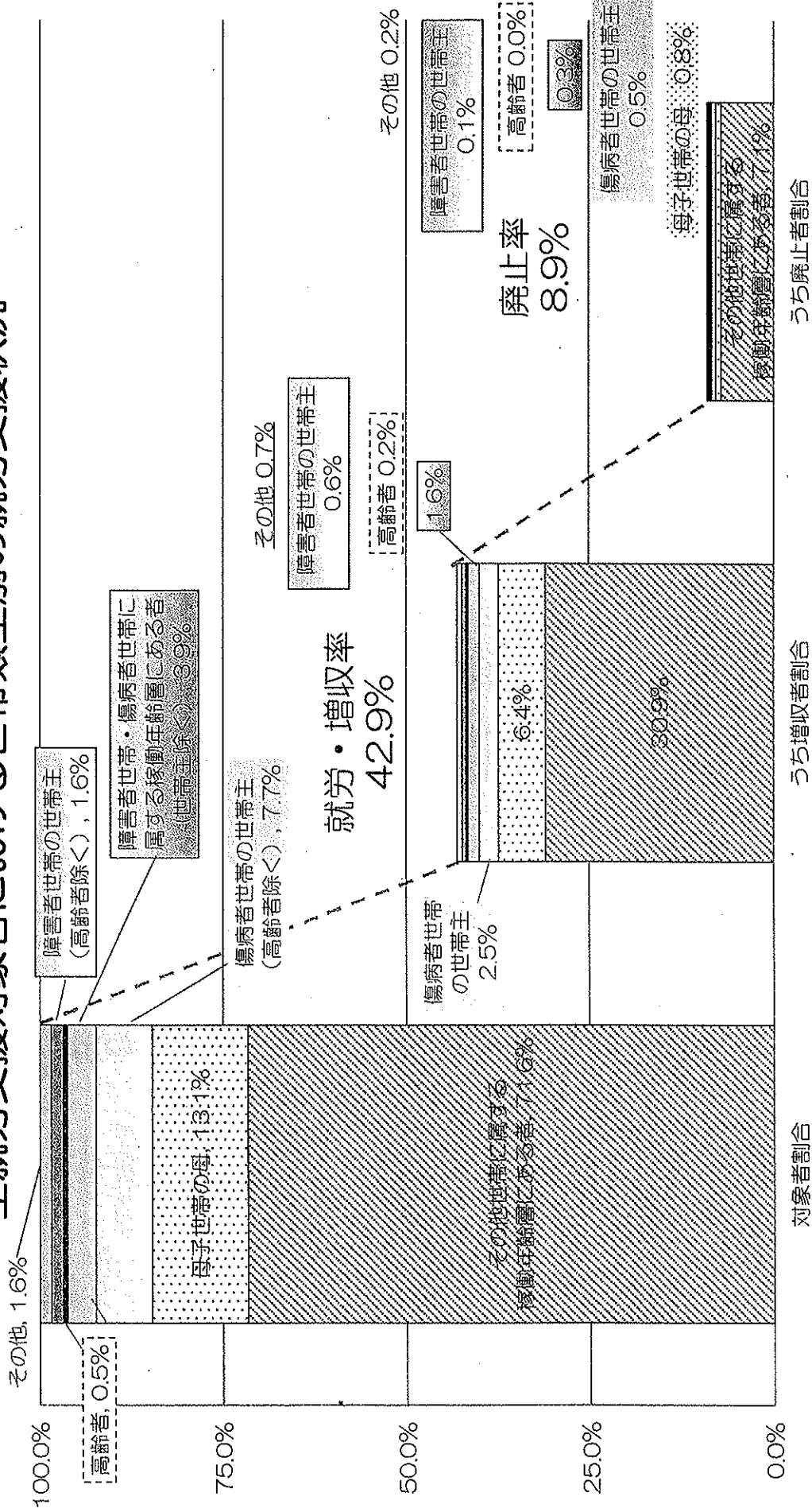
	対象者数	就労・増収者数
①ハローワークの就職支援ナビゲーターによる福祉事務所とのチーム支援 (就職支援ナビゲーター(ハローワーク)700人(H23')→1,000人(H24'))	36,407人 (前年比:47.0%増 (11,636人増))	21,610人 (前年比:61.2%増 (8,206人増)) (就労・増収率:59.4%)
②福祉事務所における就労支援員を活用した就労支援 (就労支援員(福祉事務所)1,887人(H24.4)→1,979人(H25.3))	93,531人 (前年比:15.9%増 (12,853人増))	41,580人 (前年比:34.1%増 (10,574人増)) (就労・増収率:44.5%)
③福祉事務所における②以外の就労支援	15,517人 (前年比:24.6%減 (5,070人減))	4,546人 (前年比:14.4%減 (762人減)) (就労・増収率:29.3%)

※1 ①は「福祉から就労」支援事業
 ※2 ①は職業安定局調べ。③は社会・援護局調べ。
 ※3 ①は全ハローワーク管内で実施している。
 ※4 ②には、ハローワークへの同行訪問・紹介就職を含む。
 ※5 ②には、就労意欲喚起等支援事業を含む。

就労支援の状況（世帯類型別）

- 就労支援の対象者の6割はその他世帯に属する稼働年齢層にある者
- 就労支援の対象者のうち、就労・増収者の割合は42.9%
- 就労支援の対象者のうち、廃止者の割合は8.9%

全就労支援対象者における世帯類型別の就労支援状況



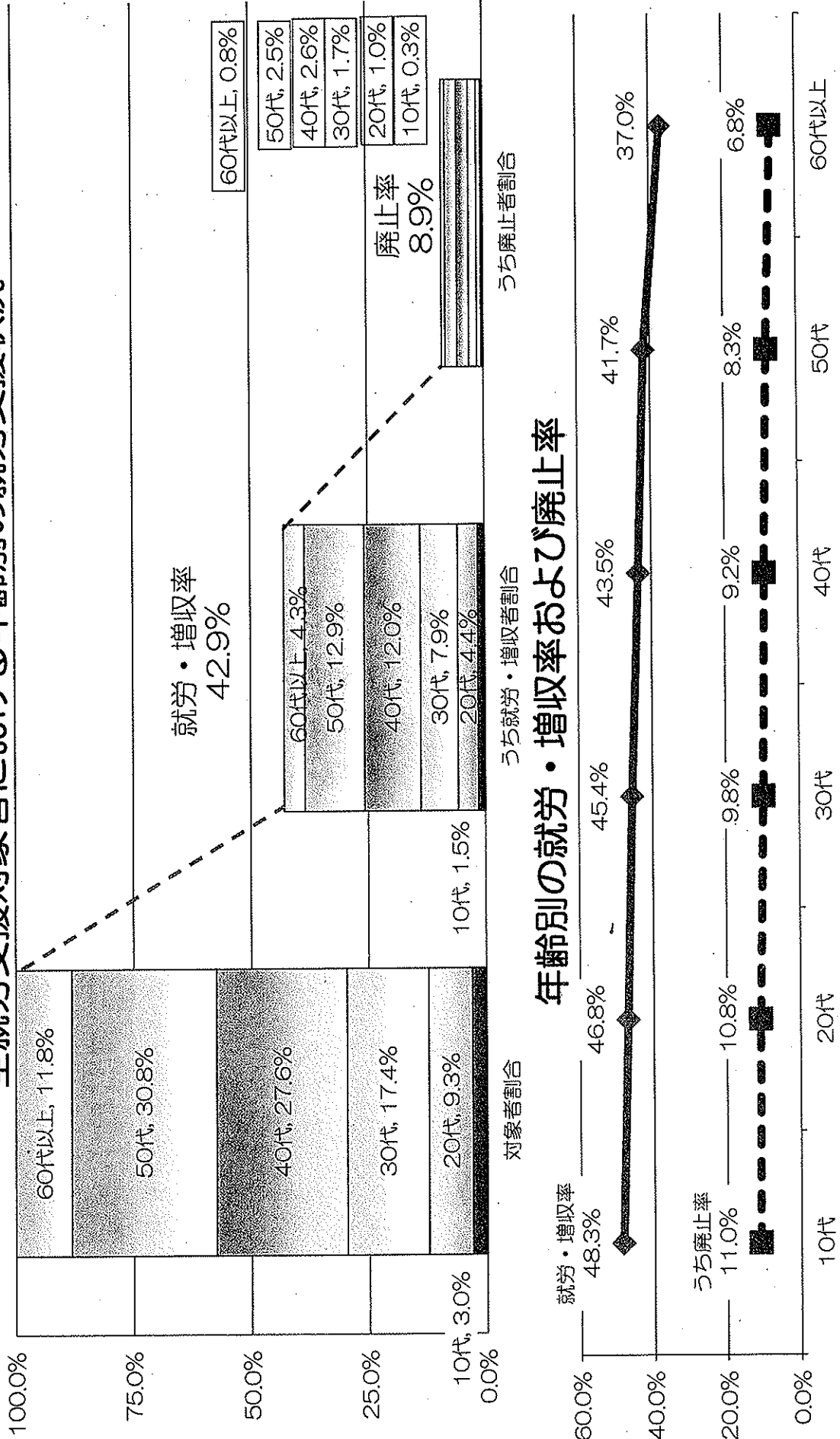
※ 全対象者数を母数として各世帯類型ごとの割合を計上

（速報値）

就労支援の状況（年齢別）

- 年齢別の就労支援の対象者の7割以上が40代以上。50代以上でも4割を越えている
- 若年齢であるほうが就労・増収率ならびに廃止率が高い傾向にある

全就労支援対象者における年齢別の就労支援状況

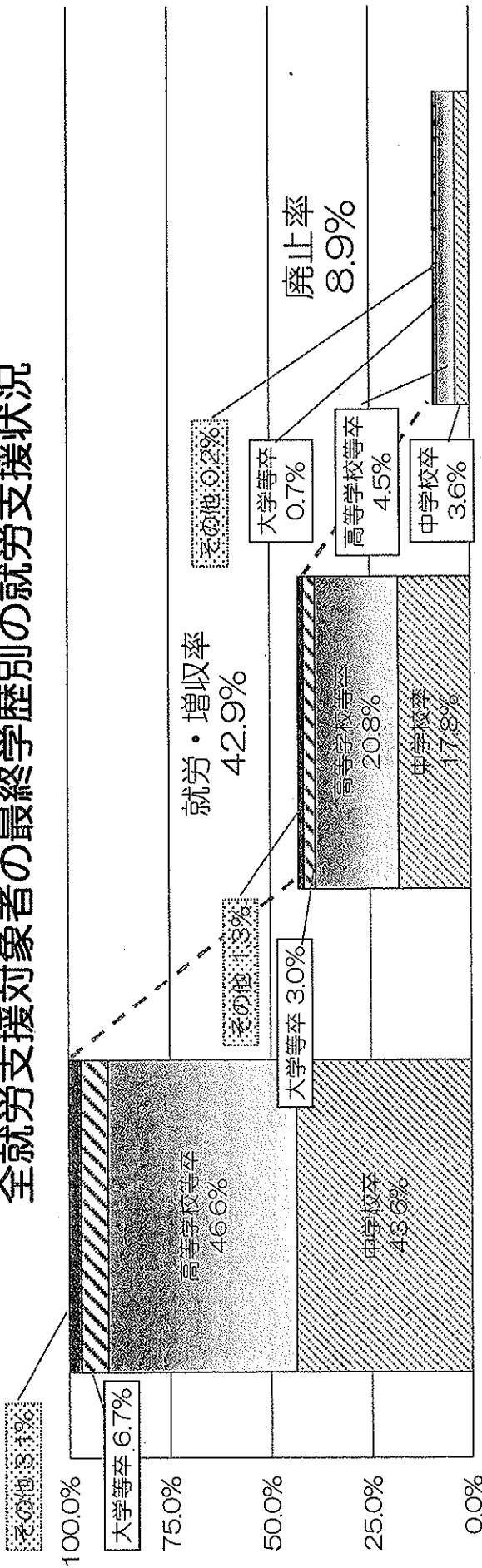


※ 各年代ごとの支援対象者を母数として、就労・増収者、廃止者の割合を計上

就労支援の状況（最終学歴別）

- 就労支援の対象者の最終学歴は、約9割が高等学校以下。うち、最終学歴が中学校卒の者は43.6%
- 就労・増収率および廃止率は、最終学歴が高いほど高くなる傾向にある

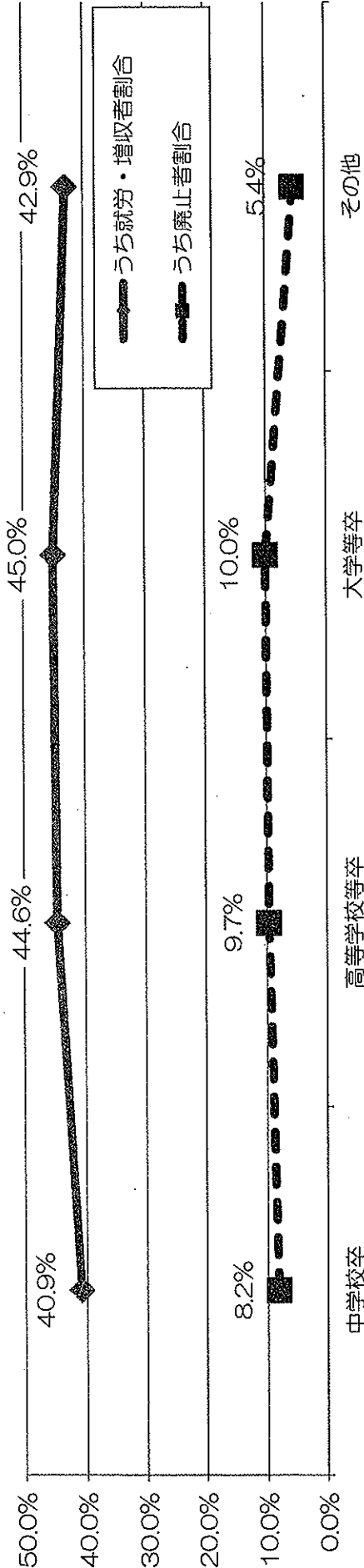
全就労支援対象者の最終学歴別の就労支援状況



うち廃止者割合

うち就労・増収者割合

最終学歴別の就労・増収率および廃止率

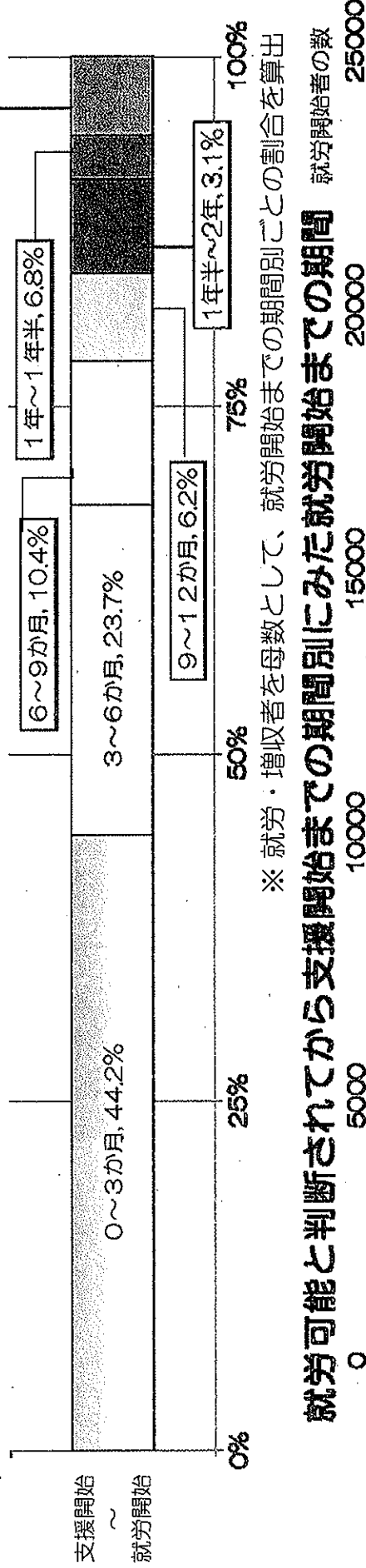


※ 各最終学歴ごとの支援対象者を母数として、就労・増収者、廃止者の割合を計上

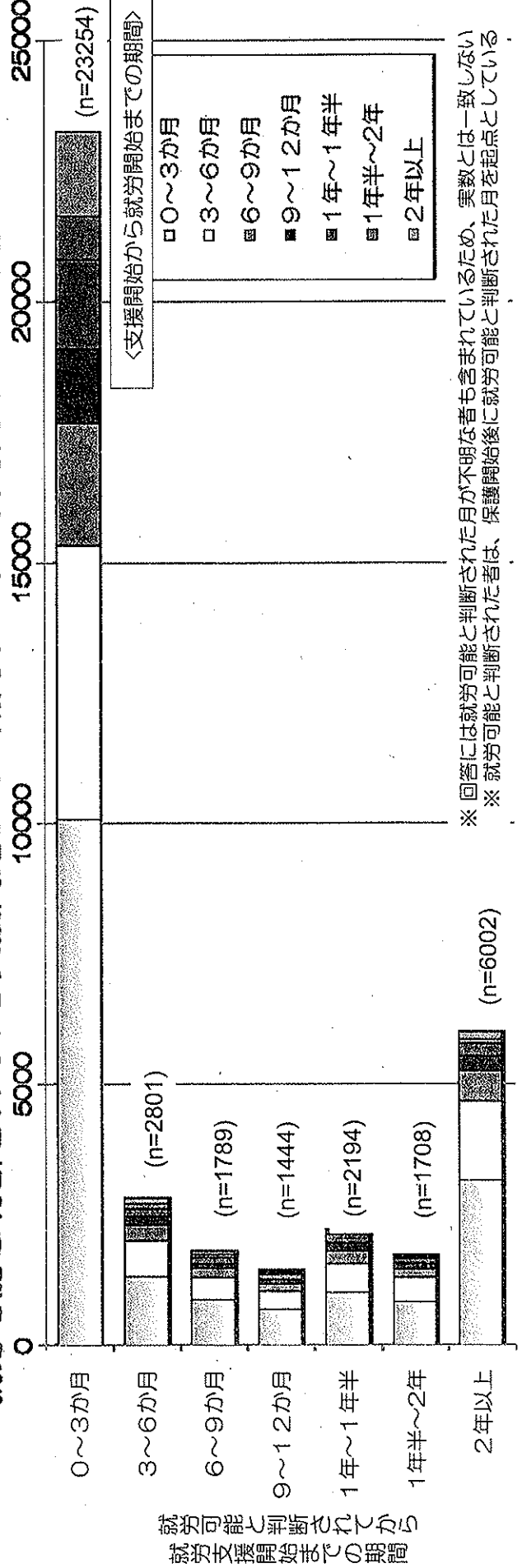
就労支援開始から就労開始までの期間

- 就労・増収者の約7割は、就労支援開始から6カ月以内に、就労開始となっている
- 就労・増収者の割合は、就労支援が開始されてからの期間が短いほど高く、長期化するほど低くなる傾向

就労支援開始から就労開始までの期間



就労可能と判断されてから支援開始までの期間別に見た就労開始までの期間



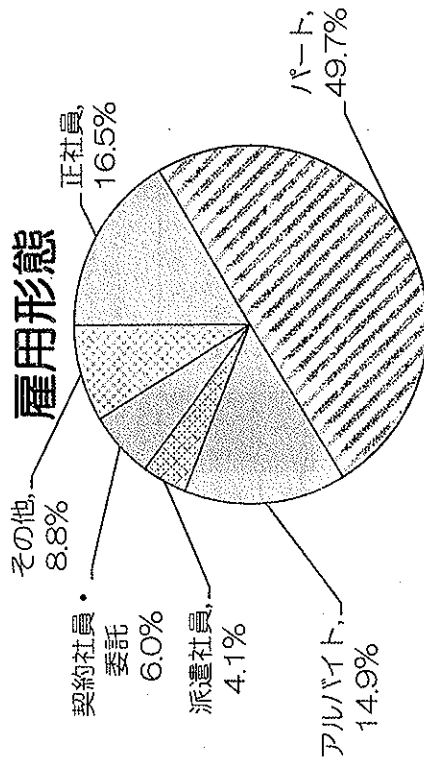
※ 回答には就労可能と判断された月が不明な者も含まれているため、実数とは一致しない
 ※ 就労可能と判断された者は、保護開始後に就労可能と判断された月を起点としている

就労支援の実績（雇用形態と就労・増収、廃止の関係）

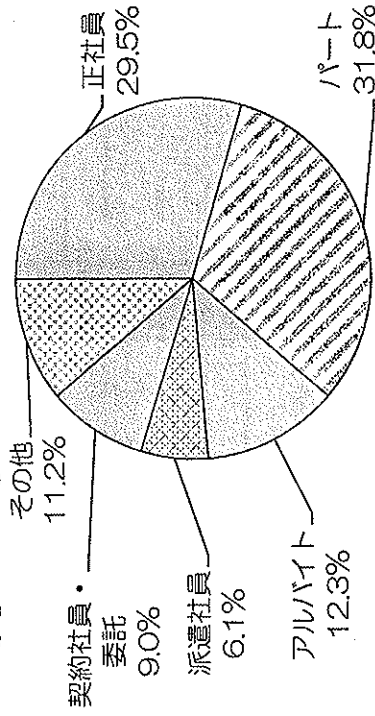
（速報値）

- 就労・増収者の雇用形態は、正社員が16.5%、その他非正規雇用の者は83.5%
- 就労・増収者のうちの廃止者については、正社員の割合が29.5%、その他非正規雇用の者の割合が70.5%
- 正社員とその他非正規雇用の者の収入について、平均削減額の差は17.1千円/月、廃止者の平均削減額は16.9千円/月と、正社員雇用となった者の方が削減額は多い傾向にある

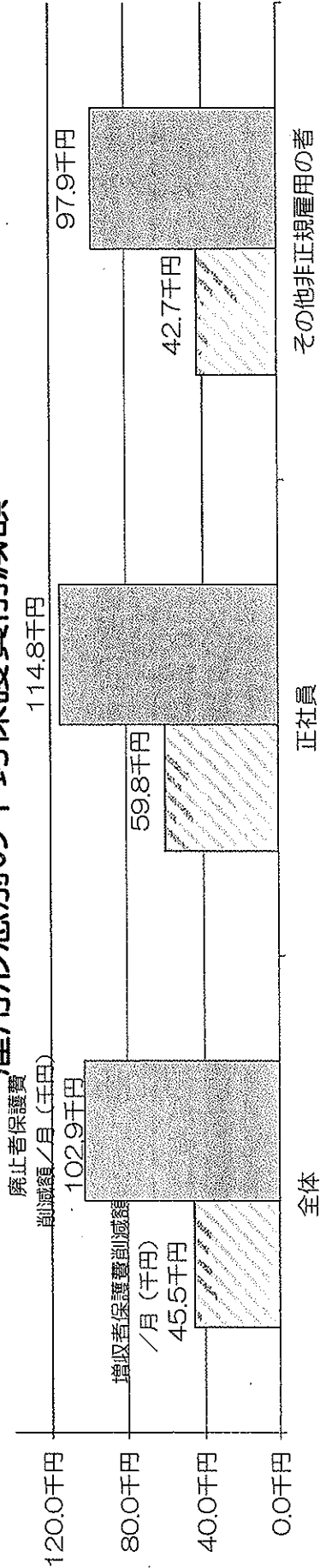
就労・増収となった者の雇用形態



就労・増収者のうち廃止となった者の雇用形態



雇用形態別の平均保護費削減額



※1 廃止者保護費削減額および増収者保護費削減額は、就労収入から基礎控除・必要経費を控除した後の収入認定額による保護費の削減額。平均保護費削減額は、24年度内の保護変更後の保護費削減額の合計を年度内残月で除した金額。実際の勤労収入額とは一致しない。

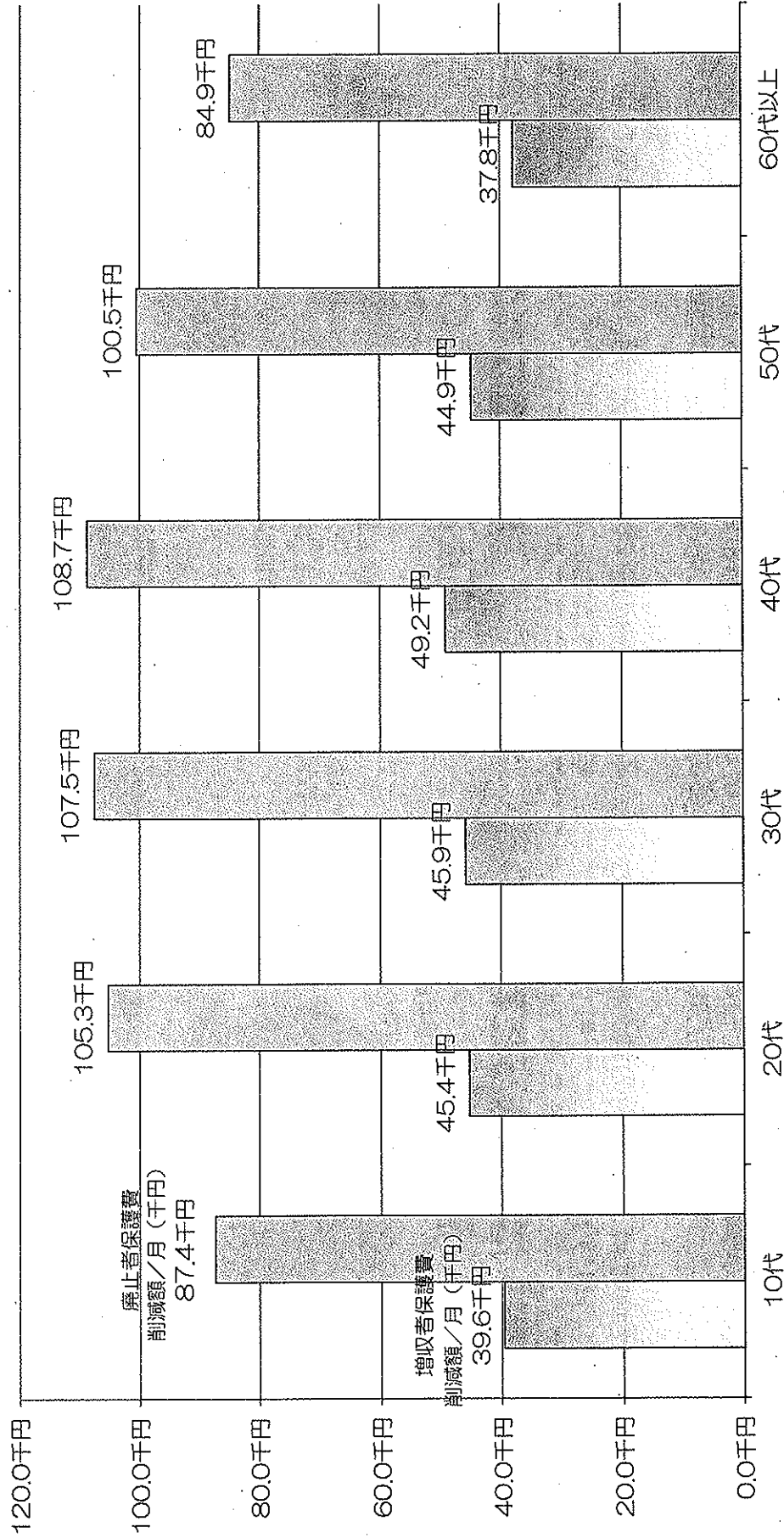
※2 その他非正規雇用の者には、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員・委託、その他を含む

就労支援の実績（年齢と収入の関係）

（速報値）

- 就労・増収者一人当たりの平均保護費削減額は45.5千円/月。廃止者の平均保護費削減額は102.9千円/月
- 一人当たりの平均保護費削減額がもっとも高いのは、40代
- 40代をピークに徐々に徐々に削減額は上がるが、50代以降は減少していく傾向

年齢別の就労による平均保護費削減額



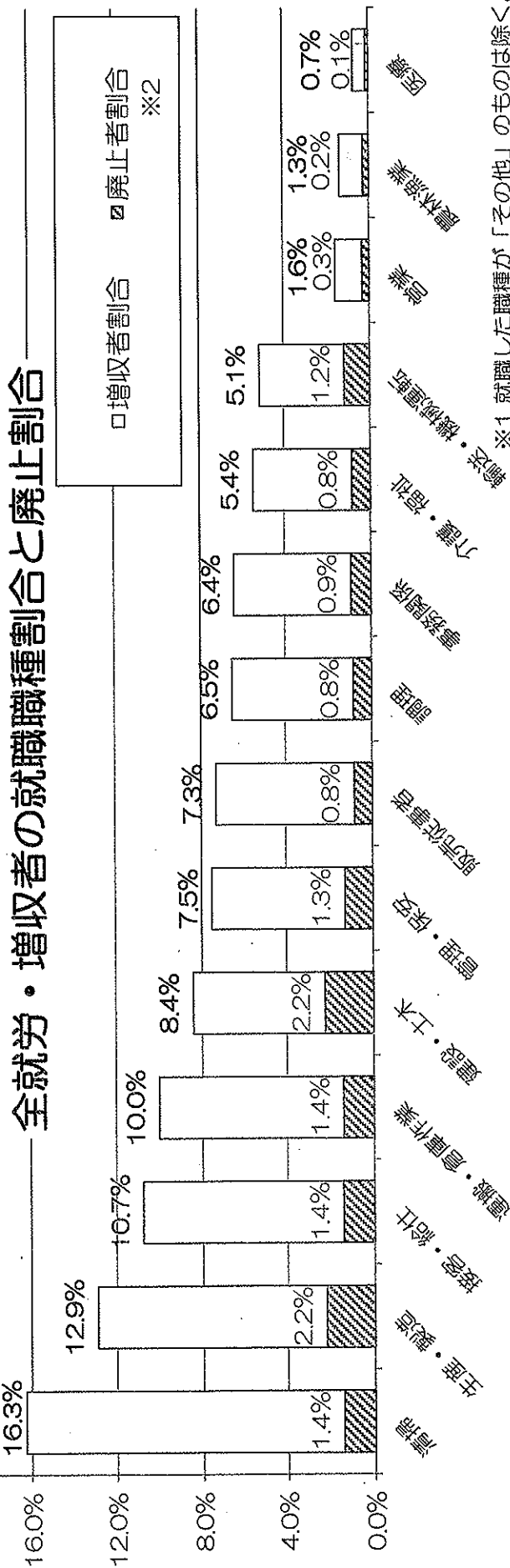
※廃止者保護費削減額および増収者保護費削減額は、就労収入から基礎控除・必要経費を控除した後の収入認定額による保護費の削減額。平均保護費削減額は、24年度内の保護変更後の保護費減額の合計を年度内残月で除した金額。実際の勤労収入額とは一致しない。

就労支援の実績（職種と就労・増収、廃止の関係）

（速報値）

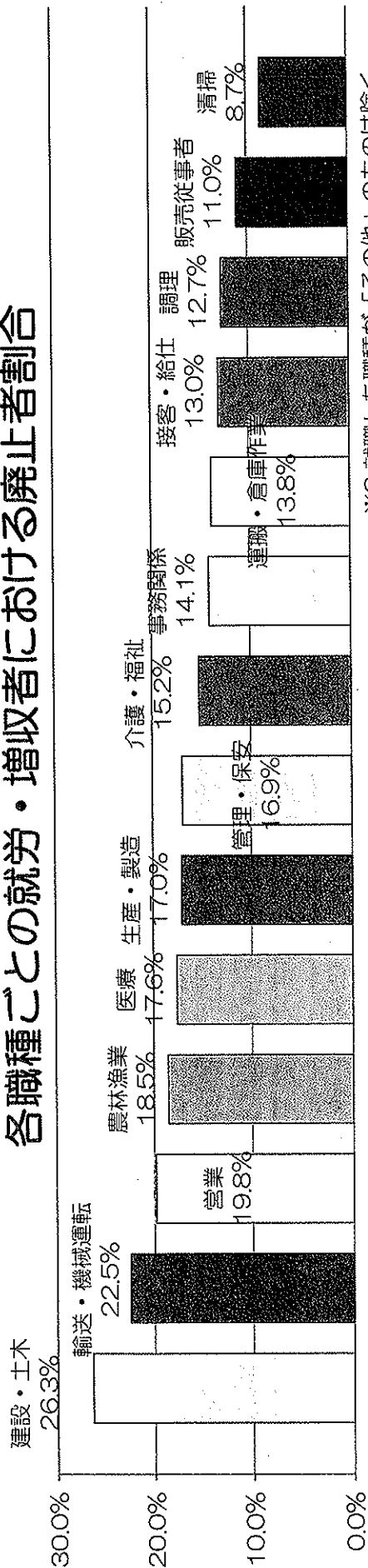
- 24年度に就労・増収した就職先は清掃、生産・製造、接客・給仕の順（※1）
- 各職種ごとの就労・増収した者のうち、保護廃止となった職種は建設・土木、輸送機械運転、営業の順
- 清掃は就労・増収者割合ではもっとも高いが、廃止率はもっとも低い（※3）

全就労・増収者の就職職種割合と廃止割合



※1 就職した職種が「その他」のものを除く。
 ※2 廃止者割合は、職種ごとに廃止者を総増収者で除して計上。

各職種ごとの就労・増収者における廃止者割合



※3 就職した職種が「その他」のものを除く。

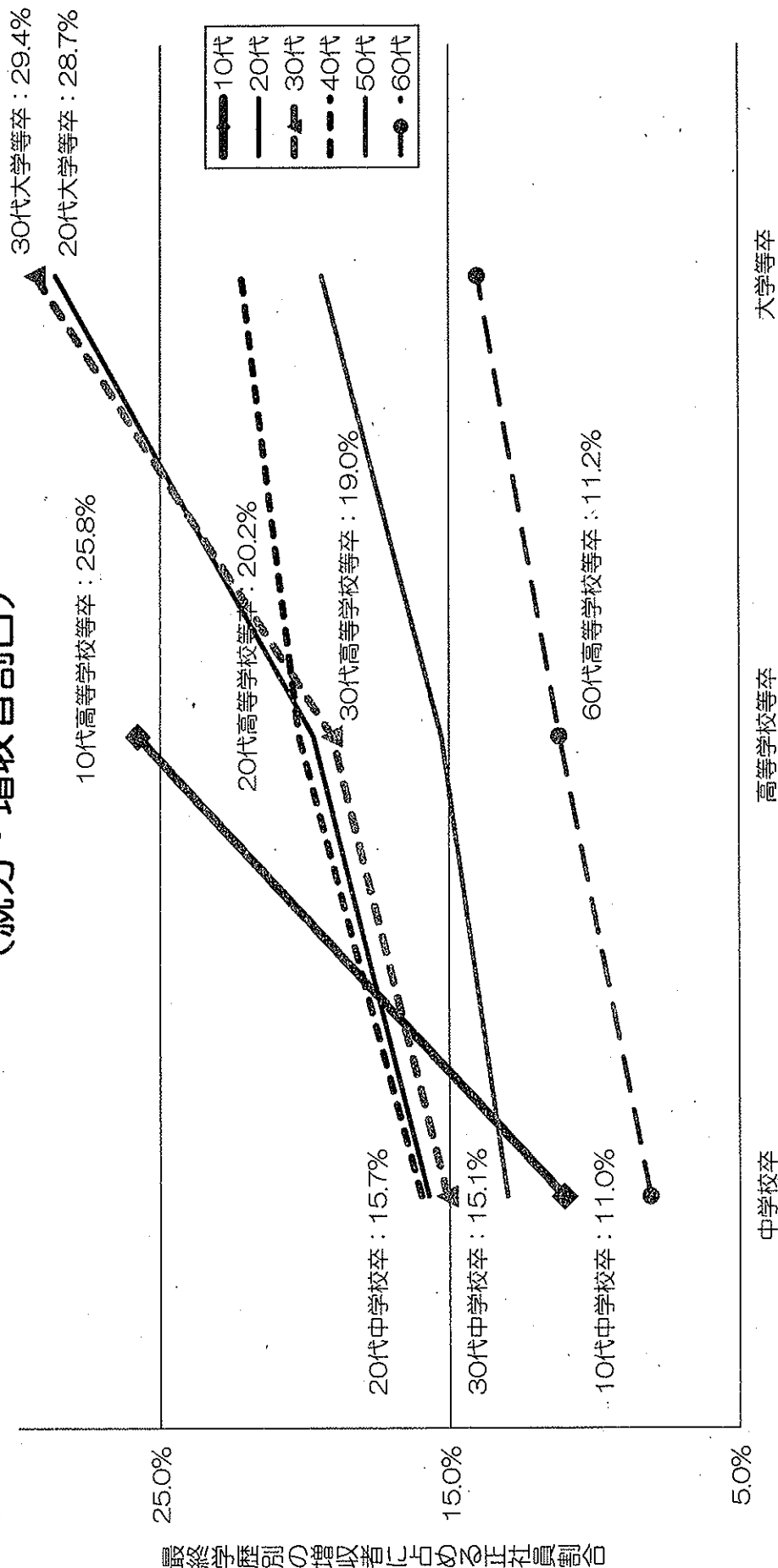
年齢と学歴の関係（正社員雇用の割合）

（速報値）

- 若年齢で学歴が高いほど、正社員雇用となる傾向が高い
- 10代で最終学歴が中学校卒の場合、正社員雇用となる割合は60代に次いで低い
- 一方で、10代で最終学歴が高等学校卒となると、10代の正社員雇用の割合は26%となる

正社員雇用における最終学歴と年代別の関係

（就労・増収者割合）



※ 就労・増収者のうち、各最終学歴と年代ごとで正社員雇用となった者の割合で算出
 ※ 最終学歴が「その他」の者は除く

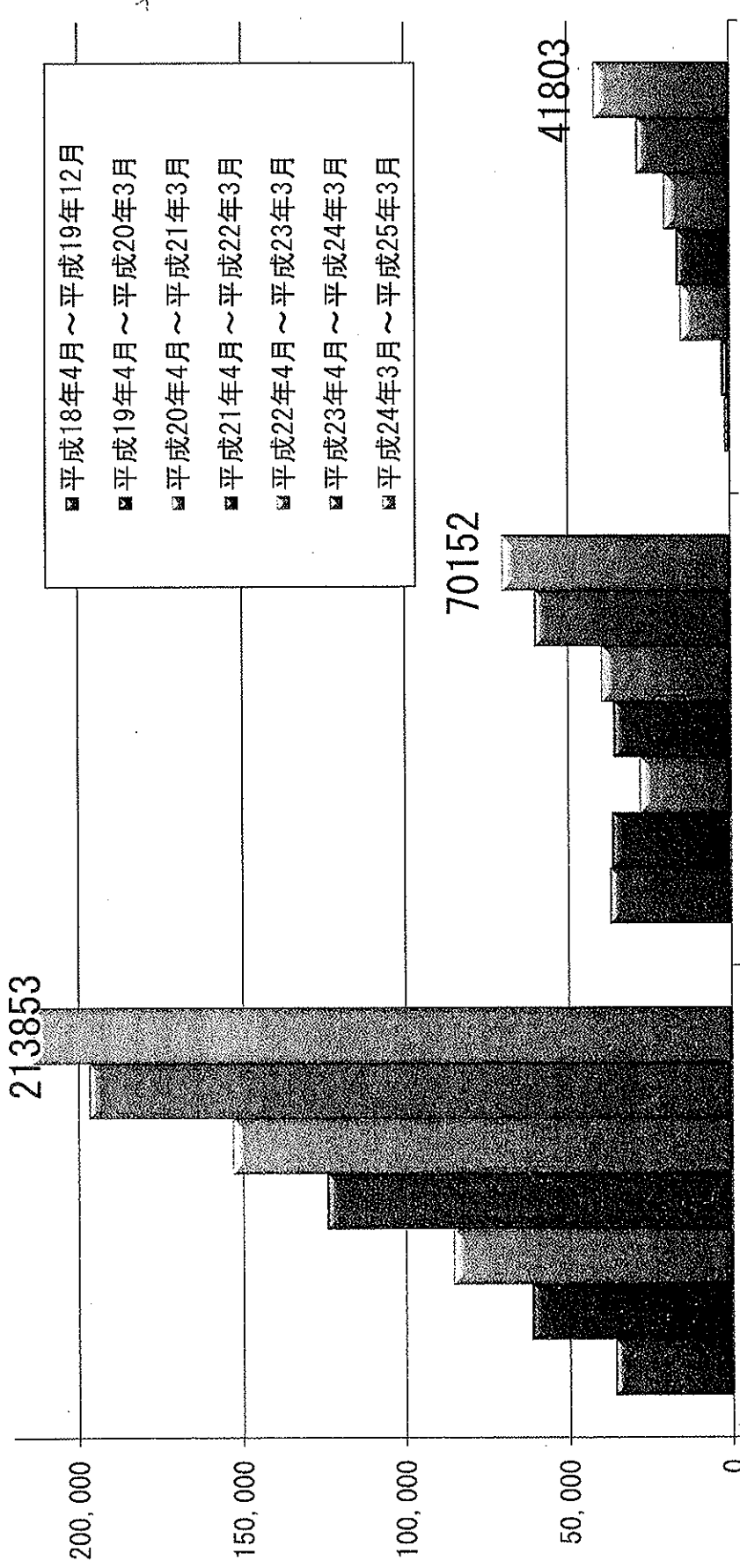
（速報値）

年齢と学歴の関係（職種）

学歴	1	2	3	4	5
中学校卒					
10代	接客・給仕	販売従事者	生産・製造	建設・土木	調理
20代	接客・給仕	生産・製造	販売従事者	清掃	建設・土木
30代	生産・製造	接客・給仕	清掃	運搬・倉庫作業	建設・土木
40代	清掃	生産・製造	運搬・倉庫作業	建設・土木	接客・給仕
50代	清掃	建設・土木	生産・製造	運搬・倉庫作業	管理・保安
60代	清掃	建設・土木	管理・保安	運搬・倉庫作業	生産・製造
高等学校卒					
10代	接客・給仕	販売従事者	生産・製造	事務関係	運搬・倉庫作業
20代	接客・給仕	生産・製造	販売従事者	事務関係	運搬・倉庫作業
30代	生産・製造	接客・給仕	事務関係	販売従事者	運搬・倉庫作業
40代	生産・製造	清掃	運搬・倉庫作業	接客・給仕	事務関係
50代	清掃	管理・保安	生産・製造	運搬・倉庫作業	接客・給仕
60代	清掃	管理・保安	運搬・倉庫作業	接客・給仕	調理
大学等卒					
10代	-	-	-	-	-
20代	事務関係	接客・給仕	販売従事者	運搬・倉庫作業	介護・福祉
30代	事務関係	接客・給仕	生産・製造	運搬・倉庫作業	清掃
40代	事務関係	生産・製造	清掃	接客・給仕	販売従事者
50代	管理・保安	清掃	事務関係	運搬・倉庫作業	販売従事者
60代	管理・保安	清掃	接客・給仕	運搬・倉庫作業	事務関係

※ 就職した職種が「その他」の者は除く。

自立支援プログラムの実施状況



	経済自立			日常生活自立			社会生活自立	
	平成18年4月～ 平成19年12月	平成19年4月～ 平成20年3月	平成20年4月～ 平成21年3月	平成21年4月～ 平成22年3月	平成22年4月～ 平成23年3月	平成23年4月～ 平成24年3月	平成24年4月～ 平成25年3月	
経済自立	36,342	61,728	85,583	124,210	153,415	196,959	213,853	
日常生活自立	37,430	36,814	28,114	36,246	39,874	60,349	70,152	
社会生活自立	1,619	2,690	15,441	16,597	20,324	28,758	41,803	
合計	75,391	101,232	129,138	177,053	213,613	286,066	325,808	

※平成20年度より、ホームレスに関するプログラムを日常生活自立を日常生活自立から社会生活自立に組み替えるなど、集計上の変更を行っている。

自立支援プログラムの策定状況・実施状況個別リスト (24年度実績)

(総括表)

プログラムの内容	プログラム策定状況	プログラム実施状況	
	25年3月末	参加者数	達成者数※2
(経済的自立に関する個別支援プログラム)	—	36,407	21,610
「福祉から就労」支援事業実績（生活保護受給者分）※1	134	4,485	1,682
ハローワークの一体的実施事業等により就労支援を行うもの	739	83,135	35,148
就労支援専門員等の専門職員を活用して就労支援を行うもの	29	1,996	1,185
協力事業所において職場適応訓練を実施するもの	63	10,603	4,169
就職セミナーの開催など、就労意欲を高めることに特化した支援を行うもの	405	25,110	7,803
S・V・CWのみで就労支援を行うもの	46	1,005	436
就労の体験を行うもの	49	398	137
資格取得に関して支援を行うもの	89	84,248	17,230
年金裁定や年金受給権の再確認など、年金受給に関する支援を行うもの	88	2,873	995
その他の経済的自立に関する個別支援プログラム	1,642	213,853	68,785
小計（「福祉から就労」支援事業分を除く。）			

※1 職業安定局調べ

※2 達成者数は、自治体が定めたプログラムの目標を達成した者の人数

(日常生活自立に関する個別支援プログラム)	プログラム数		参加者数		達成者数	
入院患者（精神障害者）の退院支援を行うもの	284	2,377	631			
入院患者（精神障害者以外）の退院支援を行うもの	100	2,393	674			
看護師や保健師の派遣など、傷病者の在宅療養を支援するもの	65	1,901	588			
ヘルパー派遣や介護・障害認定の再確認など、適切な介護サービス・障害福祉サービスの提供を支援するもの	120	1,107	875			
健康管理など、在宅高齢者の日常生活を支援するもの	229	13,750	7,993			
健康管理など、在宅障害者の日常生活を支援するもの	172	17,487	4,018			
母子世帯の日常生活を支援するもの	106	735	297			
多重債務者の債務整理、金銭管理等の支援を行うもの	678	3,038	1,228			
金銭管理の支援を行うもの	74	682	565			
アルコール依存症、ギャンブル依存等の日常生活を支援するもの	48	72	39			
外国人・帰国者等の日常生活を支援するもの	16	473	306			
総合的に支援するもの	88	21,030	19,193			
その他の日常生活自立に関する個別支援プログラム	98	5,107	2,960			
小計	2,078	70,152	39,367			
(日常生活自立に関する個別支援プログラム)	プログラム数		参加者数		達成者数	
ボランティア活動（福祉、環境等に関する地域貢献活動、公園清掃など）に参加させるもの	84	1,222	753			
引きこもりの者や不登校児に対して支援を行うもの	126	3,072	1,019			
元ホームレスに対して支援を行うもの	67	10,782	8,192			
中学生の高等学校等への進学、高校生の在学の継続など、児童・生徒等に対して支援を行うもの	242	13,493	9,176			
その他の日常生活自立に関する個別支援プログラム	54	13,234	2,620			
小計	573	41,803	21,760			
合計（「福祉から就労」支援事業分を除く。）	4,293	325,808	129,912			

生活保護受給世帯の高等学校等進学状況

高等学校等進学率 ^{※3}	保護受給世帯 ^{※1}	高校進学率(全国) ^{※2}
平成22年3月	87.5%	98.0%
平成23年3月	89.5%	98.2%
平成24年3月	89.6%	98.3%
平成25年3月	89.9%	98.4%

※1 厚生労働省社会・援護局保護課調べ

平成23年分には、東日本大震災の被害が甚大であった岩手県、宮城県及び福島県を除く。

※2 学校基本調査(文部科学省)

※3 高等学校等には、高等学校(定時制・通信制を含む)、中等教育学校後期課程、高等専門学校、特別支援学校高等部を含む。専修学校、各種学校を含まない。

《参考》

最低生活費の算定

平成26年4月

◎ 最低生活費の計算の流れ (※ 以下の数値の単位は円/月額です)

次の①から⑥までのうち、該当のあるものを合計して最低生活費を算出します。

①生活扶助 (第1類 第2類)

- ・食費や水道光熱費などの日常生活費全般を賄うものです。世帯構成員の年齢、世帯人数、居住地域によって金額は異なります。(具体的な基準額は別紙1、世帯類型ごとの金額は別紙2を参照)
- ・11月～3月は冬季加算が別途加算されます。
- ・入院している者や施設に入所している者については、別途基準額が定められています。



②加算

- ・特別の需要のある者について一定額が加算されます。主なものは次のとおりです。

ア. 障害者加算

- ・一定の障害を有する者について加算されます。

	1級地	2級地	3級地
障害等級 1、2級	26,750	24,880	23,010
障害等級 3級	17,820	16,590	15,340

イ. 母子加算

- ・ひとり親世帯について加算されます。

	1級地	2級地	3級地
児童 1人	23,170	21,560	19,940
児童 2人	25,000	23,270	21,540
3人目以降 1人につき加算する額	940	870	800

ウ. 児童養育加算

- ・中学生以下の児童について加算されます。

3歳未満	15,000
3歳以上小学生以下の第1・2子	10,000
3歳以上小学生以下の第3子以降	15,000
中学生	10,000



③住宅扶助

- ・借家借間に居住している方の支払家賃を賄うものです。
- ・基準額の範囲内で実費が支給されます。家賃額が次の額を超えるときは、地域ごとに定める別の基準額が適用されます。

	1級地	2級地	3級地
支払家賃	13,000	13,000	8,000



④教育扶助 (高等学校等就学助)

- ・小学校、中学校、高等学校に必要な教育費を賄うものです。
- ・このほか、教材代、給食費、交通費などの実費が支給されます。

	小学校	中学校	高等学校
基準額	2,210	4,290	5,450
学習支援費	2,630	4,450	5,150



⑤医療扶助 (介護扶助)

- ・医療機関で診療にかかった際の医療費や、介護サービスを利用した際の費用を賄うものです。実費が支給されます。



⑥その他 (出産 葬祭扶助など)

- ・その他、出産や葬祭などの需要が生じた場合に一定額が支給されます。



最低生活費

(具体的な計算例は別紙3を参照)

《別紙①：生活扶助（第1類・第2類）の基準額》

生活扶助のうち、「第1類」とは食費や被服費といった個人的経費を賄うものとして年齢別に設定されています。また、「第2類」とは水道光熱費など世帯共通経費を賄うものとして世帯人数別に設定されています。

生活扶助の基準額については、3年間かけて段階的に見直しを行っているところであり、見直し2年目の平成26年度については、基準額①・逓減率①と基準額②・逓減率②を用いて、次のような計算式で第1類・第2類の合算額を計算します。

[第1類・第2類の合算額の計算式]

$$= A \times 1/3 + B \times 2/3$$

- A：各世帯員の第1類の基準額①の合算額×逓減率①＋第2類の基準額①
- B：各世帯員の第1類の基準額②の合算額×逓減率②＋第2類の基準額②

※ ただし、Bの額がAに0.9を乗じた額より少ない場合は、上記式の「B」を「A×0.9」に置き換える。

[第1類・第2類の基準額]

	基準額①(逓減率①)						基準額②(逓減率②)						
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	
第1類	0-2歳	21,510	20,540	19,570	18,600	17,640	16,670	26,660	25,520	24,100	23,540	22,490	21,550
	3-5歳	27,110	25,890	24,680	23,450	22,240	21,010	29,970	28,690	27,090	26,470	25,290	24,220
	6-11歳	35,060	33,480	31,900	30,320	28,750	27,170	34,390	32,920	31,090	30,360	29,010	27,790
	12-19歳	43,300	41,360	39,400	37,460	35,510	33,560	39,170	37,500	35,410	34,580	33,040	31,650
	20-40歳	41,440	39,580	37,710	35,840	33,980	32,120	38,430	36,790	34,740	33,930	32,420	31,060
	41-59歳	39,290	37,520	35,750	33,990	32,220	30,450	39,360	37,670	35,570	34,740	33,210	31,810
	60-69歳	37,150	35,480	33,800	32,140	30,460	28,790	38,990	37,320	35,230	34,420	32,890	31,510
70歳以上	33,280	32,020	30,280	29,120	27,290	26,250	33,830	32,380	30,580	29,870	28,540	27,340	
逓減率	1人世帯	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	2人世帯	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850
	3人世帯	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350
	4人世帯	0.950	0.950	0.950	0.950	0.950	0.950	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675
	5人世帯	0.900	0.900	0.900	0.900	0.900	0.900	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140
第2類	1人世帯	44,690	42,680	40,670	38,660	36,640	34,640	40,800	39,050	36,880	36,030	34,420	32,970
	2人世帯	49,460	47,240	45,010	42,790	40,560	38,330	50,180	48,030	45,360	44,310	42,340	40,550
	3人世帯	54,840	52,370	49,900	47,440	44,970	42,500	59,170	56,630	53,480	52,230	49,920	47,810
	4人世帯	56,760	54,210	51,660	49,090	46,540	43,990	61,620	58,970	55,690	54,390	51,970	49,780
	5人世帯	57,210	54,660	52,070	49,510	46,910	44,360	65,690	62,880	59,370	57,990	55,420	53,090

《別紙②：世帯類型ごとの第1類・第2類合算額の一覧》

※ 表の数値は、第1類・第2類の基準額のみ合算額であり、冬季加算や児童養育加算、母子加算等は含まれていない。

(単位：円/月額)

世帯構成	平成26年度					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
[0-2歳の1人世帯・Ⅵ区]	67,040	64,120	60,740	58,800	56,040	53,450
[3-5歳の1人世帯・Ⅵ区]	71,120	68,020	64,430	62,370	59,440	56,680
[6-11歳の1人世帯・Ⅵ区]	76,710	73,370	69,510	67,260	64,090	61,110
[12-19歳の1人世帯・Ⅵ区]	82,650	79,050	74,890	72,450	69,030	65,820
[20-40歳の1人世帯・Ⅵ区]	81,530	77,980	73,880	71,480	68,100	64,940
[41-59歳の1人世帯・Ⅵ区]	81,440	77,880	73,780	71,400	68,040	64,890
[60-69歳の1人世帯・Ⅵ区]	80,480	76,970	72,900	70,570	67,240	64,130
[70歳以上の1人世帯・Ⅵ区]	75,750	72,520	68,630	66,530	63,290	60,510
[0-2歳、0-2歳の2人世帯・Ⅵ区]	95,740	91,580	86,730	83,980	80,050	76,360
[0-2歳、3-5歳の2人世帯・Ⅵ区]	99,560	95,230	90,200	87,330	83,230	79,380
[0-2歳、6-11歳の2人世帯・Ⅵ区]	104,820	100,260	94,970	91,920	87,600	83,540
[0-2歳、12-19歳の2人世帯・Ⅵ区]	110,390	105,590	100,010	96,780	92,230	87,950
[0-2歳、20-40歳の2人世帯・Ⅵ区]	109,330	104,570	99,060	95,860	91,350	87,120
[0-2歳、41-59歳の2人世帯・Ⅵ区]	109,160	104,410	98,890	95,720	91,230	87,000
[0-2歳、60-69歳の2人世帯・Ⅵ区]	108,230	103,520	98,040	94,920	90,460	86,270
[0-2歳、70歳以上の2人世帯・Ⅵ区]	103,900	99,450	94,130	91,230	86,840	82,970
[3-5歳、3-5歳の2人世帯・Ⅵ区]	103,380	98,880	93,670	90,680	86,420	82,400
[3-5歳、6-11歳の2人世帯・Ⅵ区]	108,640	103,910	98,430	95,260	90,780	86,560
[3-5歳、12-19歳の2人世帯・Ⅵ区]	114,210	109,240	103,480	100,130	95,420	90,970
[3-5歳、20-40歳の2人世帯・Ⅵ区]	113,150	108,230	102,520	99,210	94,540	90,140
[3-5歳、41-59歳の2人世帯・Ⅵ区]	112,980	108,060	102,360	99,070	94,420	90,030
[3-5歳、60-69歳の2人世帯・Ⅵ区]	112,050	107,170	101,510	98,260	93,640	89,290
[3-5歳、70歳以上の2人世帯・Ⅵ区]	107,720	103,110	97,590	94,570	90,020	85,990
[6-11歳、6-11歳の2人世帯・Ⅵ区]	113,900	108,940	103,200	99,850	95,150	90,720
[6-11歳、12-19歳の2人世帯・Ⅵ区]	119,460	114,270	108,560	104,720	99,780	95,130
[6-11歳、20-40歳の2人世帯・Ⅵ区]	118,410	113,250	107,290	103,790	98,900	94,300
[6-11歳、41-59歳の2人世帯・Ⅵ区]	118,240	113,090	107,130	103,650	98,780	94,180
[6-11歳、60-69歳の2人世帯・Ⅵ区]	117,310	112,200	106,280	102,850	98,010	93,450
[6-11歳、70歳以上の2人世帯・Ⅵ区]	112,970	108,130	102,360	99,160	94,390	90,150
[12-19歳、12-19歳の2人世帯・Ⅵ区]	126,990	121,300	115,560	109,870	104,410	99,530
[12-19歳、20-40歳の2人世帯・Ⅵ区]	125,260	119,640	113,980	108,660	103,540	98,710
[12-19歳、41-59歳の2人世帯・Ⅵ区]	123,810	118,410	112,180	108,520	103,410	98,590
[12-19歳、60-69歳の2人世帯・Ⅵ区]	122,880	117,530	111,320	107,720	102,640	97,860
[12-19歳、70歳以上の2人世帯・Ⅵ区]	118,540	113,460	107,410	104,030	99,020	94,550
[20-40歳、20-40歳の2人世帯・Ⅵ区]	123,520	117,980	112,410	107,740	102,660	97,880
[20-40歳、41-59歳の2人世帯・Ⅵ区]	122,750	117,400	111,220	107,600	102,540	97,760
[20-40歳、60-69歳の2人世帯・Ⅵ区]	121,820	116,520	110,370	106,790	101,760	97,030
[20-40歳、70歳以上の2人世帯・Ⅵ区]	117,480	112,450	106,450	103,100	98,140	93,730
[41-59歳、41-59歳の2人世帯・Ⅵ区]	122,580	117,230	111,050	107,460	102,420	97,650
[41-59歳、60-69歳の2人世帯・Ⅵ区]	121,650	116,350	110,200	106,660	101,640	96,920
[41-59歳、70歳以上の2人世帯・Ⅵ区]	117,320	112,280	106,290	102,960	98,020	93,610
[60-69歳、60-69歳の2人世帯・Ⅵ区]	120,720	115,460	109,350	105,850	100,870	96,190
[60-69歳、70歳以上の2人世帯・Ⅵ区]	116,380	111,390	105,440	102,160	97,240	92,880
[70歳以上、70歳以上の2人世帯・Ⅵ区]	112,050	107,330	101,520	98,470	93,620	89,580
[0-2歳、0-2歳、0-2歳の3人世帯・Ⅵ区]	123,760	118,370	112,110	108,550	103,470	98,700
[0-2歳、0-2歳、3-5歳の3人世帯・Ⅵ区]	127,470	121,920	115,480	111,800	106,560	101,640
[0-2歳、0-2歳、6-11歳の3人世帯・Ⅵ区]	132,580	126,810	120,110	116,250	110,810	105,680
[0-2歳、0-2歳、12-19歳の3人世帯・Ⅵ区]	137,990	131,980	125,010	120,980	115,300	109,950
[0-2歳、0-2歳、20-40歳の3人世帯・Ⅵ区]	136,960	130,990	124,080	120,080	114,450	109,150
[0-2歳、0-2歳、41-59歳の3人世帯・Ⅵ区]	136,760	130,800	123,890	119,910	114,300	109,010
[0-2歳、0-2歳、60-69歳の3人世帯・Ⅵ区]	135,840	129,920	123,050	119,120	113,530	108,290
[0-2歳、0-2歳、70歳以上の3人世帯・Ⅵ区]	131,680	126,020	119,280	115,580	110,060	105,120
[0-2歳、3-5歳、3-5歳の3人世帯・Ⅵ区]	131,180	125,470	118,840	115,040	109,660	104,570
[0-2歳、3-5歳、6-11歳の3人世帯・Ⅵ区]	136,290	130,350	123,480	119,500	113,900	108,610
[0-2歳、3-5歳、12-19歳の3人世帯・Ⅵ区]	141,700	135,530	128,380	124,230	118,390	112,890
[0-2歳、3-5歳、20-40歳の3人世帯・Ⅵ区]	140,670	134,540	127,450	123,330	117,540	112,080
[0-2歳、3-5歳、41-59歳の3人世帯・Ⅵ区]	140,470	134,340	127,250	123,160	117,390	111,940
[0-2歳、3-5歳、60-69歳の3人世帯・Ⅵ区]	139,550	133,470	126,410	122,370	116,630	111,220
[0-2歳、3-5歳、70歳以上の3人世帯・Ⅵ区]	135,390	129,570	122,650	118,830	113,150	108,050
[0-2歳、6-11歳、6-11歳の3人世帯・Ⅵ区]	141,400	135,240	128,110	123,960	118,140	112,650
[0-2歳、6-11歳、12-19歳の3人世帯・Ⅵ区]	146,810	140,410	133,010	128,680	122,630	116,930
[0-2歳、6-11歳、20-40歳の3人世帯・Ⅵ区]	145,780	139,430	132,080	127,780	121,780	116,120
[0-2歳、6-11歳、41-59歳の3人世帯・Ⅵ区]	145,580	139,230	131,890	127,620	121,630	115,980
[0-2歳、6-11歳、60-69歳の3人世帯・Ⅵ区]	144,660	138,350	131,050	126,820	120,870	115,260
[0-2歳、6-11歳、70歳以上の3人世帯・Ⅵ区]	140,500	134,450	127,290	123,280	117,390	112,090

世帯構成	平成26年度					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
[0-2歳、12-19歳、12-19歳の3人世帯・VI区]	152,220	145,590	138,390	133,410	127,130	121,210
[0-2歳、12-19歳、20-40歳の3人世帯・VI区]	151,190	144,600	136,980	132,510	126,280	120,400
[0-2歳、12-19歳、41-59歳の3人世帯・VI区]	150,990	144,400	136,790	132,350	126,130	120,260
[0-2歳、12-19歳、60-69歳の3人世帯・VI区]	150,070	143,530	135,950	131,550	125,360	119,540
[0-2歳、12-19歳、70歳以上の3人世帯・VI区]	145,900	139,630	132,190	128,010	121,890	116,370
[0-2歳、20-40歳、20-40歳の3人世帯・VI区]	150,150	143,610	136,050	131,610	125,420	119,590
[0-2歳、20-40歳、41-59歳の3人世帯・VI区]	149,950	143,420	135,860	131,440	125,270	119,450
[0-2歳、20-40歳、60-69歳の3人世帯・VI区]	149,040	142,540	135,020	130,650	124,510	118,730
[0-2歳、20-40歳、70歳以上の3人世帯・VI区]	144,870	138,640	131,250	127,110	121,030	115,560
[0-2歳、41-59歳、41-59歳の3人世帯・VI区]	149,760	143,220	135,660	131,280	125,130	119,310
[0-2歳、41-59歳、60-69歳の3人世帯・VI区]	148,840	142,340	134,830	130,480	124,360	118,590
[0-2歳、41-59歳、70歳以上の3人世帯・VI区]	144,670	138,440	131,060	126,940	120,880	115,420
[0-2歳、60-69歳、60-69歳の3人世帯・VI区]	147,920	141,470	133,990	129,690	123,600	117,870
[0-2歳、60-69歳、70歳以上の3人世帯・VI区]	143,750	137,570	130,220	126,150	120,120	114,700
[0-2歳、70歳以上、70歳以上の3人世帯・VI区]	139,590	133,660	126,460	122,610	116,640	111,540
[3-5歳、3-5歳、3-5歳の3人世帯・VI区]	134,890	129,020	122,210	118,290	112,750	107,500
[3-5歳、3-5歳、6-11歳の3人世帯・VI区]	140,000	133,900	126,840	122,750	116,990	111,540
[3-5歳、3-5歳、12-19歳の3人世帯・VI区]	145,410	139,080	131,750	127,480	121,490	115,820
[3-5歳、3-5歳、20-40歳の3人世帯・VI区]	144,380	138,090	130,810	126,570	120,630	115,010
[3-5歳、3-5歳、41-59歳の3人世帯・VI区]	144,180	137,890	130,620	126,410	120,480	114,870
[3-5歳、3-5歳、60-69歳の3人世帯・VI区]	143,260	137,020	129,780	125,610	119,720	114,150
[3-5歳、3-5歳、70歳以上の3人世帯・VI区]	139,100	133,110	126,020	122,070	116,240	110,980
[3-5歳、6-11歳、6-11歳の3人世帯・VI区]	145,110	138,790	131,480	127,200	121,230	115,580
[3-5歳、6-11歳、12-19歳の3人世帯・VI区]	150,520	143,960	136,380	131,930	125,730	119,860
[3-5歳、6-11歳、20-40歳の3人世帯・VI区]	149,490	142,970	135,450	131,030	124,870	119,050
[3-5歳、6-11歳、41-59歳の3人世帯・VI区]	149,290	142,780	135,250	130,860	124,720	118,910
[3-5歳、6-11歳、60-69歳の3人世帯・VI区]	148,370	141,900	134,420	130,070	123,960	118,190
[3-5歳、6-11歳、70歳以上の3人世帯・VI区]	144,210	138,000	130,650	126,530	120,480	115,030
[3-5歳、12-19歳、12-19歳の3人世帯・VI区]	157,320	150,250	143,160	136,660	130,220	124,140
[3-5歳、12-19歳、20-40歳の3人世帯・VI区]	155,580	148,590	141,580	135,760	129,370	123,330
[3-5歳、12-19歳、41-59歳の3人世帯・VI区]	154,700	147,950	140,160	135,590	129,220	123,190
[3-5歳、12-19歳、60-69歳の3人世帯・VI区]	153,780	147,080	139,320	134,800	128,460	122,470
[3-5歳、12-19歳、70歳以上の3人世帯・VI区]	149,610	143,170	135,560	131,260	124,980	119,300
[3-5歳、20-40歳、20-40歳の3人世帯・VI区]	153,860	147,160	140,000	134,860	128,510	122,520
[3-5歳、20-40歳、41-59歳の3人世帯・VI区]	153,660	146,960	139,220	134,690	128,370	122,380
[3-5歳、20-40歳、60-69歳の3人世帯・VI区]	152,740	146,090	138,380	133,900	127,600	121,660
[3-5歳、20-40歳、70歳以上の3人世帯・VI区]	148,580	142,190	134,620	130,360	124,120	118,500
[3-5歳、41-59歳、41-59歳の3人世帯・VI区]	153,460	146,770	139,030	134,530	128,220	122,240
[3-5歳、41-59歳、60-69歳の3人世帯・VI区]	152,550	145,890	138,190	133,730	127,450	121,520
[3-5歳、41-59歳、70歳以上の3人世帯・VI区]	148,380	141,990	134,430	130,190	123,980	118,360
[3-5歳、60-69歳、60-69歳の3人世帯・VI区]	151,630	145,020	137,350	132,940	126,690	120,800
[3-5歳、60-69歳、70歳以上の3人世帯・VI区]	147,460	141,110	133,590	129,400	123,210	117,640
[3-5歳、70歳以上、70歳以上の3人世帯・VI区]	143,300	137,210	129,830	125,860	119,730	114,470
[6-11歳、6-11歳、6-11歳の3人世帯・VI区]	150,220	143,670	136,110	131,660	125,470	119,620
[6-11歳、6-11歳、12-19歳の3人世帯・VI区]	157,050	149,980	142,900	136,390	129,970	123,900
[6-11歳、6-11歳、20-40歳の3人世帯・VI区]	155,310	148,320	141,320	135,490	129,110	123,090
[6-11歳、6-11歳、41-59歳の3人世帯・VI区]	154,400	147,660	139,890	135,320	128,970	122,950
[6-11歳、6-11歳、60-69歳の3人世帯・VI区]	153,480	146,790	139,050	134,530	128,200	122,230
[6-11歳、6-11歳、70歳以上の3人世帯・VI区]	149,320	142,880	135,290	130,990	124,720	119,070
[6-11歳、12-19歳、12-19歳の3人世帯・VI区]	164,740	157,340	149,900	142,510	135,090	128,180
[6-11歳、12-19歳、20-40歳の3人世帯・VI区]	163,000	155,670	148,320	140,990	133,670	127,370
[6-11歳、12-19歳、41-59歳の3人世帯・VI区]	160,990	153,750	146,490	140,050	133,460	127,230
[6-11歳、12-19歳、60-69歳の3人世帯・VI区]	159,000	151,960	144,670	139,250	132,700	126,510
[6-11歳、12-19歳、70歳以上の3人世帯・VI区]	155,390	148,620	141,390	135,710	129,220	123,340
[6-11歳、20-40歳、20-40歳の3人世帯・VI区]	161,270	154,010	146,740	139,480	132,750	126,560
[6-11歳、20-40歳、41-59歳の3人世帯・VI区]	159,260	152,090	144,910	139,150	132,610	126,420
[6-11歳、20-40歳、60-69歳の3人世帯・VI区]	157,850	150,970	143,090	138,350	131,840	125,700
[6-11歳、20-40歳、70歳以上の3人世帯・VI区]	153,690	147,070	139,810	134,810	128,360	122,540
[6-11歳、41-59歳、41-59歳の3人世帯・VI区]	158,580	151,650	143,670	138,980	132,460	126,290
[6-11歳、41-59歳、60-69歳の3人世帯・VI区]	157,660	150,780	142,830	138,190	131,700	125,570
[6-11歳、41-59歳、70歳以上の3人世帯・VI区]	153,490	146,870	139,060	134,650	128,220	122,400
[6-11歳、60-69歳、60-69歳の3人世帯・VI区]	156,740	149,900	141,990	137,390	130,930	124,840
[6-11歳、60-69歳、70歳以上の3人世帯・VI区]	152,570	146,000	138,230	133,850	127,450	121,680
[6-11歳、70歳以上、70歳以上の3人世帯・VI区]	148,410	142,100	134,460	130,310	123,970	118,510
[12-19歳、12-19歳、12-19歳の3人世帯・VI区]	172,430	164,690	156,900	149,170	141,400	133,640

世帯構成	平成26年度					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
[12-19歳、12-19歳、20-40歳の3人世帯・Ⅵ区]	170,690	163,030	155,320	147,660	139,980	132,290
[12-19歳、12-19歳、41-59歳の3人世帯・Ⅵ区]	168,690	161,110	153,490	145,930	138,330	131,510
[12-19歳、12-19歳、60-69歳の3人世帯・Ⅵ区]	166,690	159,200	151,670	144,200	137,190	130,790
[12-19歳、12-19歳、70歳以上の3人世帯・Ⅵ区]	163,080	155,970	148,390	141,390	133,730	127,620
[12-19歳、20-40歳、20-40歳の3人世帯・Ⅵ区]	168,960	161,370	153,740	146,150	138,550	130,950
[12-19歳、20-40歳、41-59歳の3人世帯・Ⅵ区]	166,950	159,450	151,910	144,420	137,100	130,700
[12-19歳、20-40歳、60-69歳の3人世帯・Ⅵ区]	164,950	157,540	150,090	143,080	136,340	129,980
[12-19歳、20-40歳、70歳以上の3人世帯・Ⅵ区]	161,340	154,310	146,810	139,870	132,860	126,820
[12-19歳、41-59歳、41-59歳の3人世帯・Ⅵ区]	164,940	157,520	150,080	143,710	136,960	130,560
[12-19歳、41-59歳、60-69歳の3人世帯・Ⅵ区]	163,060	155,950	148,260	142,920	136,190	129,840
[12-19歳、41-59歳、70歳以上の3人世帯・Ⅵ区]	159,330	152,390	144,980	139,380	132,710	126,680
[12-19歳、60-69歳、60-69歳の3人世帯・Ⅵ区]	162,140	155,080	146,890	142,120	135,430	129,120
[12-19歳、60-69歳、70歳以上の3人世帯・Ⅵ区]	157,980	151,180	143,160	138,580	131,950	125,960
[12-19歳、70歳以上、70歳以上の3人世帯・Ⅵ区]	153,820	147,270	139,870	135,040	128,470	122,790
[20-40歳、20-40歳、20-40歳の3人世帯・Ⅵ区]	167,220	159,710	152,170	144,630	137,120	130,030
[20-40歳、20-40歳、41-59歳の3人世帯・Ⅵ区]	165,210	157,780	150,340	142,970	136,250	129,900
[20-40歳、20-40歳、60-69歳の3人世帯・Ⅵ区]	163,220	155,880	148,520	142,180	135,480	129,170
[20-40歳、20-40歳、70歳以上の3人世帯・Ⅵ区]	159,600	152,650	145,230	138,640	132,010	126,010
[20-40歳、41-59歳、41-59歳の3人世帯・Ⅵ区]	163,210	155,860	148,510	142,810	136,100	129,760
[20-40歳、41-59歳、60-69歳の3人世帯・Ⅵ区]	162,030	154,960	146,790	142,010	135,340	129,040
[20-40歳、41-59歳、70歳以上の3人世帯・Ⅵ区]	157,870	151,060	143,400	138,470	131,860	125,870
[20-40歳、60-69歳、60-69歳の3人世帯・Ⅵ区]	161,110	154,090	145,960	141,220	134,570	128,320
[20-40歳、60-69歳、70歳以上の3人世帯・Ⅵ区]	156,950	150,190	142,190	137,680	131,090	125,150
[20-40歳、70歳以上、70歳以上の3人世帯・Ⅵ区]	152,790	146,280	138,430	134,140	127,620	121,980
[41-59歳、41-59歳、41-59歳の3人世帯・Ⅵ区]	162,750	155,640	147,440	142,640	135,950	129,620
[41-59歳、41-59歳、60-69歳の3人世帯・Ⅵ区]	161,830	154,770	146,600	141,850	135,190	128,900
[41-59歳、41-59歳、70歳以上の3人世帯・Ⅵ区]	157,670	150,860	142,840	138,310	131,710	125,730
[41-59歳、60-69歳、60-69歳の3人世帯・Ⅵ区]	160,910	153,890	145,760	141,050	134,430	128,180
[41-59歳、60-69歳、70歳以上の3人世帯・Ⅵ区]	156,750	149,990	142,000	137,510	130,950	125,010
[41-59歳、70歳以上、70歳以上の3人世帯・Ⅵ区]	152,590	146,090	138,240	133,970	127,470	121,840
[60-69歳、60-69歳、60-69歳の3人世帯・Ⅵ区]	159,990	153,020	144,920	140,260	133,660	127,460
[60-69歳、60-69歳、70歳以上の3人世帯・Ⅵ区]	155,830	149,120	141,160	136,720	130,180	124,290
[60-69歳、70歳以上、70歳以上の3人世帯・Ⅵ区]	151,670	145,210	137,400	133,180	126,700	121,120
[70歳以上、70歳以上、70歳以上の3人世帯・Ⅵ区]	147,510	141,310	133,640	129,640	123,230	117,950
[0-2歳、0-2歳、0-2歳、0-2歳の4人世帯]	141,810	135,640	128,460	124,370	118,540	113,080
[0-2歳、0-2歳、0-2歳、3-5歳の4人世帯]	145,280	138,950	131,610	127,400	121,430	115,820
[0-2歳、0-2歳、0-2歳、6-11歳の4人世帯]	150,060	143,520	135,950	131,570	125,390	119,590
[0-2歳、0-2歳、0-2歳、12-19歳の4人世帯]	155,120	148,360	140,530	135,990	129,590	123,590
[0-2歳、0-2歳、0-2歳、20-40歳の4人世帯]	154,150	147,430	139,650	135,140	128,790	122,830
[0-2歳、0-2歳、0-2歳、41-59歳の4人世帯]	153,940	147,230	139,460	134,970	128,640	122,690
[0-2歳、0-2歳、0-2歳、60-69歳の4人世帯]	153,080	146,400	138,670	134,220	127,920	122,010
[0-2歳、0-2歳、0-2歳、70歳以上の4人世帯]	149,210	142,780	135,170	130,940	124,690	119,070
[0-2歳、0-2歳、3-5歳、3-5歳の4人世帯]	148,750	142,270	134,760	130,440	124,320	118,560
[0-2歳、0-2歳、3-5歳、6-11歳の4人世帯]	153,530	146,840	139,090	134,600	128,280	122,330
[0-2歳、0-2歳、3-5歳、12-19歳の4人世帯]	158,580	151,670	143,680	139,020	132,480	126,330
[0-2歳、0-2歳、3-5歳、20-40歳の4人世帯]	157,610	150,750	142,800	138,180	131,680	125,570
[0-2歳、0-2歳、3-5歳、41-59歳の4人世帯]	157,410	150,550	142,600	138,010	131,530	125,430
[0-2歳、0-2歳、3-5歳、60-69歳の4人世帯]	156,540	149,720	141,810	137,260	130,810	124,750
[0-2歳、0-2歳、3-5歳、70歳以上の4人世帯]	152,680	146,100	138,320	133,970	127,580	121,810
[0-2歳、0-2歳、6-11歳、6-11歳の4人世帯]	158,310	151,400	143,430	138,770	132,250	126,110
[0-2歳、0-2歳、6-11歳、12-19歳の4人世帯]	163,360	156,240	148,010	143,190	136,450	130,110
[0-2歳、0-2歳、6-11歳、20-40歳の4人世帯]	162,390	155,320	147,130	142,340	135,650	129,350
[0-2歳、0-2歳、6-11歳、41-59歳の4人世帯]	162,190	155,110	146,940	142,170	135,490	129,210
[0-2歳、0-2歳、6-11歳、60-69歳の4人世帯]	161,320	154,290	146,150	141,420	134,770	128,530
[0-2歳、0-2歳、6-11歳、70歳以上の4人世帯]	157,460	150,660	142,650	138,140	131,540	125,590
[0-2歳、0-2歳、12-19歳、12-19歳の4人世帯]	168,420	161,080	152,790	147,610	140,650	134,110
[0-2歳、0-2歳、12-19歳、20-40歳の4人世帯]	167,450	160,150	151,720	146,760	139,850	133,350
[0-2歳、0-2歳、12-19歳、41-59歳の4人世帯]	167,240	159,950	151,520	146,590	139,700	133,200
[0-2歳、0-2歳、12-19歳、60-69歳の4人世帯]	166,380	159,130	150,730	145,840	138,980	132,530
[0-2歳、0-2歳、12-19歳、70歳以上の4人世帯]	162,510	155,500	147,240	142,560	135,750	129,590
[0-2歳、0-2歳、20-40歳、20-40歳の4人世帯]	166,480	159,230	150,840	145,920	139,050	132,590
[0-2歳、0-2歳、20-40歳、41-59歳の4人世帯]	166,280	159,030	150,640	145,750	138,890	132,450
[0-2歳、0-2歳、20-40歳、60-69歳の4人世帯]	165,410	158,200	149,850	145,000	138,170	131,770
[0-2歳、0-2歳、20-40歳、70歳以上の4人世帯]	161,540	154,580	146,360	141,710	134,940	128,830
[0-2歳、0-2歳、41-59歳、41-59歳の4人世帯]	166,070	158,820	150,450	145,570	138,740	132,300

世帯構成	平成26年度					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
[0-2歳、0-2歳、41-59歳、60-69歳、の4人世帯]	165,200	158,000	149,660	144,820	138,020	131,620
[0-2歳、0-2歳、41-59歳、70歳以上、の4人世帯]	161,340	154,370	146,160	141,540	134,790	128,680
[0-2歳、0-2歳、60-69歳、60-69歳、の4人世帯]	164,340	157,170	148,870	144,080	137,300	130,940
[0-2歳、0-2歳、60-69歳、70歳以上、の4人世帯]	160,470	153,550	145,370	140,790	134,070	128,010
[0-2歳、0-2歳、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	156,610	149,930	141,880	137,510	130,840	125,070
[0-2歳、3-5歳、3-5歳、の4人世帯]	152,210	145,580	137,910	133,470	127,210	121,300
[0-2歳、3-5歳、3-5歳、6-11歳、の4人世帯]	156,990	150,150	142,240	137,640	131,170	125,070
[0-2歳、3-5歳、3-5歳、12-19歳、の4人世帯]	162,050	154,990	146,830	142,060	135,370	129,070
[0-2歳、3-5歳、3-5歳、20-40歳、の4人世帯]	161,080	154,060	145,950	141,210	134,570	128,310
[0-2歳、3-5歳、3-5歳、41-59歳、の4人世帯]	160,880	153,860	145,750	141,040	134,420	128,170
[0-2歳、3-5歳、3-5歳、60-69歳、の4人世帯]	160,010	153,040	144,960	140,290	133,700	127,490
[0-2歳、3-5歳、3-5歳、70歳以上、の4人世帯]	156,140	149,410	141,470	137,010	130,470	124,550
[0-2歳、3-5歳、6-11歳、6-11歳、の4人世帯]	161,770	154,720	146,570	141,800	135,140	128,850
[0-2歳、3-5歳、6-11歳、12-19歳、の4人世帯]	166,830	159,560	151,160	146,220	139,340	132,850
[0-2歳、3-5歳、6-11歳、20-40歳、の4人世帯]	165,860	158,630	150,280	145,380	138,540	132,090
[0-2歳、3-5歳、6-11歳、41-59歳、の4人世帯]	165,660	158,430	150,090	145,210	138,380	131,950
[0-2歳、3-5歳、6-11歳、60-69歳、の4人世帯]	164,790	157,600	149,290	144,460	137,660	131,270
[0-2歳、3-5歳、6-11歳、70歳以上、の4人世帯]	160,920	153,980	145,800	141,170	134,430	128,330
[0-2歳、3-5歳、12-19歳、12-19歳、の4人世帯]	172,880	165,110	157,320	150,640	143,540	136,850
[0-2歳、3-5歳、12-19歳、20-40歳、の4人世帯]	171,230	163,530	155,830	149,800	142,740	136,090
[0-2歳、3-5歳、12-19歳、41-59歳、の4人世帯]	170,710	163,270	154,670	149,630	142,590	135,950
[0-2歳、3-5歳、12-19歳、60-69歳、の4人世帯]	169,840	162,440	153,880	148,880	141,860	135,270
[0-2歳、3-5歳、12-19歳、70歳以上、の4人世帯]	165,980	158,820	150,390	145,590	138,640	132,330
[0-2歳、3-5歳、20-40歳、20-40歳、の4人世帯]	169,950	162,540	154,330	148,950	141,940	135,330
[0-2歳、3-5歳、20-40歳、41-59歳、の4人世帯]	169,740	162,340	153,790	148,780	141,780	135,190
[0-2歳、3-5歳、20-40歳、60-69歳、の4人世帯]	168,880	161,520	153,000	148,030	141,060	134,510
[0-2歳、3-5歳、20-40歳、70歳以上、の4人世帯]	165,010	157,890	149,510	144,750	137,830	131,570
[0-2歳、3-5歳、41-59歳、41-59歳、の4人世帯]	169,540	162,140	153,600	148,610	141,630	135,040
[0-2歳、3-5歳、41-59歳、60-69歳、の4人世帯]	168,670	161,310	152,810	147,860	140,910	134,360
[0-2歳、3-5歳、41-59歳、70歳以上、の4人世帯]	164,810	157,690	149,310	144,580	137,680	131,430
[0-2歳、3-5歳、60-69歳、60-69歳、の4人世帯]	167,800	160,490	152,010	147,110	140,190	133,680
[0-2歳、3-5歳、60-69歳、70歳以上、の4人世帯]	163,940	156,870	148,520	143,830	136,960	130,750
[0-2歳、3-5歳、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	160,070	153,240	145,030	140,540	133,730	127,810
[0-2歳、6-11歳、6-11歳、6-11歳、の4人世帯]	166,550	159,290	150,910	145,970	139,100	132,630
[0-2歳、6-11歳、6-11歳、12-19歳、の4人世帯]	172,620	164,860	157,080	150,390	143,300	136,630
[0-2歳、6-11歳、6-11歳、20-40歳、の4人世帯]	170,970	163,280	155,580	149,540	142,500	135,870
[0-2歳、6-11歳、6-11歳、41-59歳、の4人世帯]	170,430	163,000	154,420	149,370	142,350	135,720
[0-2歳、6-11歳、6-11歳、60-69歳、の4人世帯]	169,570	162,170	153,630	148,620	141,630	135,040
[0-2歳、6-11歳、6-11歳、70歳以上、の4人世帯]	165,700	158,550	150,130	145,340	138,400	132,110
[0-2歳、6-11歳、12-19歳、12-19歳、の4人世帯]	179,920	171,840	163,730	155,630	147,540	140,630
[0-2歳、6-11歳、12-19歳、20-40歳、の4人世帯]	178,270	170,260	162,230	154,190	146,700	139,870
[0-2歳、6-11歳、12-19歳、41-59歳、の4人世帯]	176,370	168,440	160,490	153,790	146,550	139,720
[0-2歳、6-11歳、12-19歳、60-69歳、の4人世帯]	174,620	167,010	158,760	153,040	145,830	139,040
[0-2歳、6-11歳、12-19歳、70歳以上、の4人世帯]	171,040	163,560	155,640	149,760	142,600	136,110
[0-2歳、6-11歳、20-40歳、20-40歳、の4人世帯]	176,630	168,690	160,730	153,120	145,900	139,110
[0-2歳、6-11歳、20-40歳、41-59歳、の4人世帯]	174,720	166,910	158,990	152,950	145,750	138,960
[0-2歳、6-11歳、20-40歳、60-69歳、の4人世帯]	173,660	166,080	157,330	152,200	145,030	138,290
[0-2歳、6-11歳、20-40歳、70歳以上、の4人世帯]	169,790	162,460	154,140	148,910	141,800	135,350
[0-2歳、6-11歳、41-59歳、41-59歳、の4人世帯]	174,320	166,710	157,930	152,780	145,600	138,820
[0-2歳、6-11歳、41-59歳、60-69歳、の4人世帯]	173,450	165,880	157,140	152,030	144,870	138,140
[0-2歳、6-11歳、41-59歳、70歳以上、の4人世帯]	169,580	162,260	153,640	148,740	141,650	135,200
[0-2歳、6-11歳、60-69歳、60-69歳、の4人世帯]	172,580	165,060	156,350	151,280	144,150	137,460
[0-2歳、6-11歳、60-69歳、70歳以上、の4人世帯]	168,720	161,430	152,850	147,990	140,920	134,520
[0-2歳、6-11歳、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	164,850	157,810	149,360	144,710	137,690	131,590
[0-2歳、12-19歳、12-19歳、12-19歳、の4人世帯]	187,230	178,830	170,380	161,960	153,540	145,110
[0-2歳、12-19歳、12-19歳、20-40歳、の4人世帯]	185,580	177,250	168,880	160,520	152,180	143,870
[0-2歳、12-19歳、12-19歳、41-59歳、の4人世帯]	183,670	175,420	167,140	158,880	150,750	143,720
[0-2歳、12-19歳、12-19歳、60-69歳、の4人世帯]	181,780	173,620	165,410	157,460	150,030	143,040
[0-2歳、12-19歳、12-19歳、70歳以上、の4人世帯]	178,350	170,550	162,290	154,560	146,800	140,100
[0-2歳、12-19歳、20-40歳、20-40歳、の4人世帯]	183,930	175,670	167,380	159,080	150,830	143,110
[0-2歳、12-19歳、20-40歳、41-59歳、の4人世帯]	182,030	173,850	165,640	157,440	149,950	142,960
[0-2歳、12-19歳、20-40歳、60-69歳、の4人世帯]	180,130	172,040	163,910	156,620	149,230	142,280
[0-2歳、12-19歳、20-40歳、70歳以上、の4人世帯]	176,700	168,970	160,790	153,330	146,000	139,350
[0-2歳、12-19歳、41-59歳、41-59歳、の4人世帯]	180,120	172,020	163,900	157,200	149,800	142,820
[0-2歳、12-19歳、41-59歳、60-69歳、の4人世帯]	178,510	170,720	162,170	156,450	149,080	142,140

世帯構成	平成26年度					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
[0-2歳、12-19歳、41-59歳、70歳以上、の4人世帯]	174,790	167,140	159,050	153,160	145,850	139,200
[0-2歳、12-19歳、60-69歳、60-69歳、の4人世帯]	177,640	169,900	160,930	155,700	148,360	141,460
[0-2歳、12-19歳、60-69歳、70歳以上、の4人世帯]	173,770	166,270	157,440	152,410	145,130	138,520
[0-2歳、12-19歳、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	169,910	162,650	154,200	149,130	141,900	135,580
[0-2歳、20-40歳、20-40歳、20-40歳、の4人世帯]	182,280	174,090	165,880	157,650	149,470	142,350
[0-2歳、20-40歳、20-40歳、41-59歳、の4人世帯]	180,380	172,270	164,140	156,520	149,150	142,210
[0-2歳、20-40歳、20-40歳、60-69歳、の4人世帯]	178,480	170,460	162,410	155,770	148,430	141,530
[0-2歳、20-40歳、20-40歳、70歳以上、の4人世帯]	175,050	167,390	159,290	152,490	145,200	138,590
[0-2歳、20-40歳、41-59歳、41-59歳、の4人世帯]	178,470	170,620	162,400	156,350	149,000	142,060
[0-2歳、20-40歳、41-59歳、60-69歳、の4人世帯]	177,540	169,790	160,850	155,600	148,280	141,380
[0-2歳、20-40歳、41-59歳、70歳以上、の4人世帯]	173,670	166,170	157,550	152,320	145,050	138,440
[0-2歳、20-40歳、60-69歳、60-69歳、の4人世帯]	176,670	168,970	160,050	154,850	147,550	140,700
[0-2歳、20-40歳、60-69歳、70歳以上、の4人世帯]	172,800	165,350	156,560	151,570	144,330	137,760
[0-2歳、20-40歳、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	168,940	161,720	153,070	148,280	141,100	134,830
[0-2歳、41-59歳、41-59歳、41-59歳、の4人世帯]	178,200	170,420	161,440	156,180	148,840	141,920
[0-2歳、41-59歳、41-59歳、60-69歳、の4人世帯]	177,330	169,590	160,650	155,430	148,120	141,240
[0-2歳、41-59歳、41-59歳、70歳以上、の4人世帯]	173,470	165,970	157,160	152,140	144,890	138,300
[0-2歳、41-59歳、60-69歳、60-69歳、の4人世帯]	176,470	168,770	159,860	154,680	147,400	140,560
[0-2歳、41-59歳、60-69歳、70歳以上、の4人世帯]	172,600	165,140	156,360	151,390	144,170	137,620
[0-2歳、41-59歳、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	168,730	161,520	152,870	148,110	140,940	134,680
[0-2歳、60-69歳、60-69歳、60-69歳、の4人世帯]	175,600	167,940	159,070	153,930	146,680	139,880
[0-2歳、60-69歳、60-69歳、70歳以上、の4人世帯]	171,730	164,320	155,570	150,650	143,450	136,940
[0-2歳、60-69歳、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	167,870	160,700	152,080	147,360	140,220	134,000
[0-2歳、70歳以上、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	164,000	157,070	148,590	144,080	136,990	131,060
[3-5歳、3-5歳、3-5歳、3-5歳、の4人世帯]	155,680	148,900	141,060	136,510	130,090	124,040
[3-5歳、3-5歳、3-5歳、6-11歳、の4人世帯]	160,460	153,470	145,390	140,670	134,060	127,810
[3-5歳、3-5歳、3-5歳、12-19歳、の4人世帯]	165,520	158,310	149,970	145,090	138,260	131,810
[3-5歳、3-5歳、3-5歳、20-40歳、の4人世帯]	164,550	157,380	149,100	144,250	137,460	131,050
[3-5歳、3-5歳、3-5歳、41-59歳、の4人世帯]	164,340	157,180	148,900	144,080	137,310	130,910
[3-5歳、3-5歳、3-5歳、60-69歳、の4人世帯]	163,480	156,350	148,110	143,330	136,590	130,230
[3-5歳、3-5歳、3-5歳、70歳以上、の4人世帯]	159,610	152,730	144,620	140,040	133,360	127,290
[3-5歳、3-5歳、6-11歳、6-11歳、の4人世帯]	165,240	158,040	149,720	144,840	138,020	131,590
[3-5歳、3-5歳、6-11歳、12-19歳、の4人世帯]	170,530	162,870	155,210	149,260	142,230	135,590
[3-5歳、3-5歳、6-11歳、20-40歳、の4人世帯]	169,330	161,950	153,710	148,410	141,430	134,830
[3-5歳、3-5歳、6-11歳、41-59歳、の4人世帯]	169,120	161,750	153,230	148,240	141,270	134,690
[3-5歳、3-5歳、6-11歳、60-69歳、の4人世帯]	168,260	160,920	152,440	147,490	140,550	134,010
[3-5歳、3-5歳、6-11歳、70歳以上、の4人世帯]	164,390	157,300	148,950	144,210	137,320	131,070
[3-5歳、3-5歳、12-19歳、12-19歳、の4人世帯]	177,840	169,860	161,860	153,840	146,430	139,590
[3-5歳、3-5歳、12-19歳、20-40歳、の4人世帯]	176,190	168,280	160,360	152,830	145,630	138,830
[3-5歳、3-5歳、12-19歳、41-59歳、の4人世帯]	174,280	166,580	158,620	152,660	145,480	138,690
[3-5歳、3-5歳、12-19歳、60-69歳、の4人世帯]	173,310	165,760	157,030	151,910	144,750	138,010
[3-5歳、3-5歳、12-19歳、70歳以上、の4人世帯]	169,440	162,140	153,770	148,630	141,520	135,070
[3-5歳、3-5歳、20-40歳、20-40歳、の4人世帯]	174,540	166,700	158,860	151,990	144,830	138,070
[3-5歳、3-5歳、20-40歳、41-59歳、の4人世帯]	173,210	165,660	157,120	151,820	144,670	137,930
[3-5歳、3-5歳、20-40歳、60-69歳、の4人世帯]	172,340	164,830	156,150	151,070	143,950	137,250
[3-5歳、3-5歳、20-40歳、70歳以上、の4人世帯]	168,480	161,210	152,660	147,780	140,720	134,310
[3-5歳、3-5歳、41-59歳、41-59歳、の4人世帯]	173,010	165,460	156,750	151,640	144,520	137,780
[3-5歳、3-5歳、41-59歳、60-69歳、の4人世帯]	172,140	164,630	155,950	150,890	143,800	137,100
[3-5歳、3-5歳、41-59歳、70歳以上、の4人世帯]	168,270	161,010	152,460	147,610	140,570	134,170
[3-5歳、3-5歳、60-69歳、60-69歳、の4人世帯]	171,270	163,810	155,160	150,150	143,080	136,420
[3-5歳、3-5歳、60-69歳、70歳以上、の4人世帯]	167,410	160,180	151,670	146,860	139,850	133,490
[3-5歳、3-5歳、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	163,540	156,560	148,170	143,580	136,620	130,550
[3-5歳、6-11歳、6-11歳、6-11歳、の4人世帯]	170,280	162,610	154,960	149,000	141,990	135,370
[3-5歳、6-11歳、6-11歳、12-19歳、の4人世帯]	177,580	169,600	161,610	153,600	146,190	139,370
[3-5歳、6-11歳、6-11歳、20-40歳、の4人世帯]	175,930	168,020	160,110	152,580	145,390	138,610
[3-5歳、6-11歳、6-11歳、41-59歳、の4人世帯]	174,030	166,310	158,370	152,410	145,240	138,460
[3-5歳、6-11歳、6-11歳、60-69歳、の4人世帯]	173,030	165,490	156,780	151,660	144,520	137,790
[3-5歳、6-11歳、6-11歳、70歳以上、の4人世帯]	169,170	161,870	153,520	148,370	141,290	134,850
[3-5歳、6-11歳、12-19歳、12-19歳、の4人世帯]	184,890	176,590	168,260	159,930	151,620	143,370
[3-5歳、6-11歳、12-19歳、20-40歳、の4人世帯]	183,240	175,010	166,760	158,490	150,270	142,610
[3-5歳、6-11歳、12-19歳、41-59歳、の4人世帯]	181,330	173,180	165,020	156,850	149,440	142,460
[3-5歳、6-11歳、12-19歳、60-69歳、の4人世帯]	179,440	171,370	163,290	156,080	148,720	141,780
[3-5歳、6-11歳、12-19歳、70歳以上、の4人世帯]	176,010	168,310	160,170	152,790	145,490	138,850
[3-5歳、6-11歳、20-40歳、20-40歳、の4人世帯]	181,590	173,430	165,260	157,050	148,910	141,850
[3-5歳、6-11歳、20-40歳、41-59歳、の4人世帯]	179,680	171,600	163,520	155,980	148,640	141,710

世帯構成	平成26年度					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
[3-5歳、6-11歳、20-40歳、60-69歳、の4人世帯]	177,790	169,790	161,790	155,230	147,920	141,030
[3-5歳、6-11歳、20-40歳、70歳以上、の4人世帯]	174,360	166,730	158,670	151,950	144,690	138,090
[3-5歳、6-11歳、41-59歳、41-59歳、の4人世帯]	177,780	170,020	161,780	155,810	148,490	141,560
[3-5歳、6-11歳、41-59歳、60-69歳、の4人世帯]	176,920	169,200	160,290	155,060	147,760	140,880
[3-5歳、6-11歳、41-59歳、70歳以上、の4人世帯]	173,050	165,570	156,930	151,780	144,530	137,940
[3-5歳、6-11歳、60-69歳、60-69歳、の4人世帯]	176,050	168,370	159,500	154,310	147,040	140,200
[3-5歳、6-11歳、60-69歳、70歳以上、の4人世帯]	172,180	164,750	156,000	151,030	143,810	137,260
[3-5歳、6-11歳、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	168,320	161,130	152,510	147,740	140,580	134,330
[3-5歳、12-19歳、12-19歳、12-19歳、の4人世帯]	192,200	183,570	174,910	166,260	157,620	148,960
[3-5歳、12-19歳、12-19歳、20-40歳、の4人世帯]	190,550	182,000	173,410	164,820	156,260	147,680
[3-5歳、12-19歳、12-19歳、41-59歳、の4人世帯]	188,640	180,170	171,670	163,180	154,700	146,460
[3-5歳、12-19歳、12-19歳、60-69歳、の4人世帯]	186,740	178,360	169,940	161,540	153,140	145,780
[3-5歳、12-19歳、12-19歳、70歳以上、の4人世帯]	183,310	175,290	166,820	158,860	150,330	142,840
[3-5歳、12-19歳、20-40歳、20-40歳、の4人世帯]	188,900	180,420	171,910	163,380	154,900	146,410
[3-5歳、12-19歳、20-40歳、41-59歳、の4人世帯]	186,990	178,590	170,170	161,740	153,340	145,700
[3-5歳、12-19歳、20-40歳、60-69歳、の4人世帯]	185,090	176,780	168,440	160,100	152,120	145,020
[3-5歳、12-19歳、20-40歳、70歳以上、の4人世帯]	181,660	173,710	165,320	157,430	148,970	142,090
[3-5歳、12-19歳、41-59歳、41-59歳、の4人世帯]	185,800	176,760	168,430	160,230	152,690	145,560
[3-5歳、12-19歳、41-59歳、60-69歳、の4人世帯]	183,190	174,960	166,710	159,480	151,970	144,880
[3-5歳、12-19歳、41-59歳、70歳以上、の4人世帯]	179,760	171,890	163,580	156,200	148,740	141,940
[3-5歳、12-19歳、60-69歳、60-69歳、の4人世帯]	181,290	173,210	164,980	158,730	151,250	144,200
[3-5歳、12-19歳、60-69歳、70歳以上、の4人世帯]	177,860	170,080	161,860	155,450	148,020	141,260
[3-5歳、12-19歳、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	174,430	167,010	158,730	152,160	144,790	138,320
[3-5歳、20-40歳、20-40歳、20-40歳、の4人世帯]	187,250	178,840	170,410	161,950	153,550	145,130
[3-5歳、20-40歳、20-40歳、41-59歳、の4人世帯]	185,340	177,010	168,670	160,310	152,040	144,950
[3-5歳、20-40歳、20-40歳、60-69歳、の4人世帯]	183,440	175,200	166,940	158,810	151,320	144,270
[3-5歳、20-40歳、20-40歳、70歳以上、の4人世帯]	180,010	172,140	163,820	155,990	148,090	141,330
[3-5歳、20-40歳、41-59歳、41-59歳、の4人世帯]	183,440	175,190	166,940	159,380	151,890	144,800
[3-5歳、20-40歳、41-59歳、60-69歳、の4人世帯]	181,540	173,380	165,210	158,640	151,170	144,120
[3-5歳、20-40歳、41-59歳、70歳以上、の4人世帯]	178,110	170,310	162,090	155,350	147,940	141,180
[3-5歳、20-40歳、60-69歳、60-69歳、の4人世帯]	180,140	172,280	163,480	157,890	150,440	143,440
[3-5歳、20-40歳、60-69歳、70歳以上、の4人世帯]	176,270	168,660	160,360	154,600	147,210	140,500
[3-5歳、20-40歳、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	172,780	165,430	157,240	151,320	143,980	137,570
[3-5歳、41-59歳、41-59歳、41-59歳、の4人世帯]	181,670	173,730	165,200	159,210	151,730	144,660
[3-5歳、41-59歳、41-59歳、60-69歳、の4人世帯]	180,800	172,910	163,800	158,460	151,010	143,980
[3-5歳、41-59歳、41-59歳、70歳以上、の4人世帯]	176,930	169,280	160,350	155,180	147,780	141,040
[3-5歳、41-59歳、60-69歳、60-69歳、の4人世帯]	179,930	172,080	163,010	157,710	150,290	143,300
[3-5歳、41-59歳、60-69歳、70歳以上、の4人世帯]	176,070	168,460	159,510	154,430	147,060	140,360
[3-5歳、41-59歳、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	172,200	164,840	156,020	151,150	143,830	137,420
[3-5歳、60-69歳、60-69歳、60-69歳、の4人世帯]	179,070	171,260	162,220	156,960	149,570	142,620
[3-5歳、60-69歳、60-69歳、70歳以上、の4人世帯]	175,200	167,630	158,720	153,680	146,340	139,680
[3-5歳、60-69歳、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	171,330	164,010	155,230	150,400	143,110	136,740
[3-5歳、70歳以上、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	167,470	160,390	151,730	147,110	139,880	133,800
[6-11歳、6-11歳、6-11歳、6-11歳、の4人世帯]	177,330	169,340	161,360	153,360	145,950	139,150
[6-11歳、6-11歳、6-11歳、12-19歳、の4人世帯]	184,630	176,330	168,010	159,690	151,400	143,140
[6-11歳、6-11歳、6-11歳、20-40歳、の4人世帯]	182,980	174,750	166,510	158,250	150,050	142,390
[6-11歳、6-11歳、6-11歳、41-59歳、の4人世帯]	181,080	172,920	164,770	156,610	149,200	142,240
[6-11歳、6-11歳、6-11歳、60-69歳、の4人世帯]	179,180	171,120	163,040	155,820	148,480	141,560
[6-11歳、6-11歳、6-11歳、70歳以上、の4人世帯]	175,750	168,050	159,920	152,540	145,250	138,620
[6-11歳、6-11歳、12-19歳、12-19歳、の4人世帯]	191,940	183,320	174,660	166,020	157,400	148,760
[6-11歳、6-11歳、12-19歳、20-40歳、の4人世帯]	190,290	181,740	173,160	164,580	156,040	147,480
[6-11歳、6-11歳、12-19歳、41-59歳、の4人世帯]	188,380	179,910	171,420	162,940	154,480	146,240
[6-11歳、6-11歳、12-19歳、60-69歳、の4人世帯]	186,490	178,100	169,690	161,300	152,920	145,560
[6-11歳、6-11歳、12-19歳、70歳以上、の4人世帯]	183,050	175,030	166,570	158,620	150,110	142,620
[6-11歳、6-11歳、20-40歳、20-40歳、の4人世帯]	188,640	180,160	171,660	163,150	154,680	146,200
[6-11歳、6-11歳、20-40歳、41-59歳、の4人世帯]	186,730	178,330	169,920	161,500	153,120	145,480
[6-11歳、6-11歳、20-40歳、60-69歳、の4人世帯]	184,840	176,520	168,190	159,860	151,880	144,800
[6-11歳、6-11歳、20-40歳、70歳以上、の4人世帯]	181,400	173,460	165,070	157,190	148,750	141,870
[6-11歳、6-11歳、41-59歳、41-59歳、の4人世帯]	184,830	176,510	168,190	159,980	152,450	145,340
[6-11歳、6-11歳、41-59歳、60-69歳、の4人世帯]	182,930	174,700	166,460	159,230	151,730	144,660
[6-11歳、6-11歳、41-59歳、70歳以上、の4人世帯]	179,500	171,630	163,340	155,940	148,500	141,720
[6-11歳、6-11歳、60-69歳、60-69歳、の4人世帯]	181,030	172,940	164,730	158,480	151,010	143,980
[6-11歳、6-11歳、60-69歳、70歳以上、の4人世帯]	177,600	169,820	161,610	155,190	147,780	141,040
[6-11歳、6-11歳、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	174,170	166,750	158,490	151,910	144,550	138,100
[6-11歳、12-19歳、12-19歳、12-19歳、の4人世帯]	199,240	190,300	181,310	172,350	163,390	154,420

世帯構成	平成26年度					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
[6-11歳、12-19歳、12-19歳、20-40歳、の4人世帯]	197,600	188,720	179,810	170,910	162,030	153,140
[6-11歳、12-19歳、12-19歳、41-59歳、の4人世帯]	195,690	186,900	178,070	169,270	160,470	151,660
[6-11歳、12-19歳、12-19歳、60-69歳、の4人世帯]	193,790	185,090	176,340	167,630	158,910	150,190
[6-11歳、12-19歳、12-19歳、70歳以上、の4人世帯]	190,360	182,020	173,220	164,950	156,100	147,940
[6-11歳、12-19歳、20-40歳、20-40歳、の4人世帯]	195,950	187,150	178,310	169,480	160,680	151,870
[6-11歳、12-19歳、20-40歳、41-59歳、の4人世帯]	194,040	185,320	176,570	167,840	159,120	150,390
[6-11歳、12-19歳、20-40歳、60-69歳、の4人世帯]	192,140	183,510	174,840	166,200	157,560	148,920
[6-11歳、12-19歳、20-40歳、70歳以上、の4人世帯]	188,710	180,440	171,720	163,520	154,740	146,660
[6-11歳、12-19歳、41-59歳、41-59歳、の4人世帯]	192,130	183,490	174,840	166,200	157,560	149,340
[6-11歳、12-19歳、41-59歳、60-69歳、の4人世帯]	190,240	181,680	173,110	164,550	155,990	148,660
[6-11歳、12-19歳、41-59歳、70歳以上、の4人世帯]	186,800	178,620	169,990	161,880	153,180	145,720
[6-11歳、12-19歳、60-69歳、60-69歳、の4人世帯]	188,340	179,880	171,380	162,910	155,210	147,980
[6-11歳、12-19歳、60-69歳、70歳以上、の4人世帯]	184,910	176,810	168,260	160,240	151,980	145,040
[6-11歳、12-19歳、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	181,480	173,740	165,140	157,560	148,810	142,100
[6-11歳、20-40歳、20-40歳、20-40歳、の4人世帯]	194,300	185,570	176,810	168,040	159,320	150,590
[6-11歳、20-40歳、20-40歳、41-59歳、の4人世帯]	192,390	183,740	175,080	166,400	157,760	149,110
[6-11歳、20-40歳、20-40歳、60-69歳、の4人世帯]	190,490	181,930	173,350	164,760	156,200	148,040
[6-11歳、20-40歳、20-40歳、70歳以上、の4人世帯]	187,060	178,870	170,230	162,080	153,390	145,390
[6-11歳、20-40歳、41-59歳、41-59歳、の4人世帯]	190,480	181,920	173,340	164,760	156,200	148,580
[6-11歳、20-40歳、41-59歳、60-69歳、の4人世帯]	188,590	180,110	171,610	163,120	155,130	147,900
[6-11歳、20-40歳、41-59歳、70歳以上、の4人世帯]	185,160	177,040	168,490	160,440	151,900	144,960
[6-11歳、20-40歳、60-69歳、60-69歳、の4人世帯]	186,690	178,300	169,880	162,050	154,410	147,220
[6-11歳、20-40歳、60-69歳、70歳以上、の4人世帯]	183,260	175,230	166,760	158,800	151,180	144,280
[6-11歳、20-40歳、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	179,830	172,160	163,640	156,120	147,950	141,340
[6-11歳、41-59歳、41-59歳、41-59歳、の4人世帯]	188,580	180,090	171,600	163,380	155,700	148,430
[6-11歳、41-59歳、41-59歳、60-69歳、の4人世帯]	186,680	178,280	169,870	162,630	154,980	147,750
[6-11歳、41-59歳、41-59歳、70歳以上、の4人世帯]	183,250	175,210	166,750	159,350	151,750	144,820
[6-11歳、41-59歳、60-69歳、60-69歳、の4人世帯]	184,780	176,650	168,140	161,880	154,260	147,070
[6-11歳、41-59歳、60-69歳、70歳以上、の4人世帯]	181,350	173,400	165,020	158,600	151,030	144,140
[6-11歳、41-59歳、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	177,920	170,340	161,900	155,310	147,800	141,200
[6-11歳、60-69歳、60-69歳、60-69歳、の4人世帯]	183,840	175,830	166,550	161,130	153,530	146,400
[6-11歳、60-69歳、60-69歳、70歳以上、の4人世帯]	179,980	172,200	163,290	157,850	150,310	143,460
[6-11歳、60-69歳、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	176,110	168,580	160,170	154,560	147,080	140,520
[6-11歳、70歳以上、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	172,590	165,460	157,050	151,280	143,850	137,580
[12-19歳、12-19歳、12-19歳、12-19歳、の4人世帯]	206,550	197,290	187,960	178,680	169,380	160,090
[12-19歳、12-19歳、12-19歳、20-40歳、の4人世帯]	204,900	195,710	186,460	177,240	168,030	158,810
[12-19歳、12-19歳、12-19歳、41-59歳、の4人世帯]	203,000	193,890	184,720	175,600	166,470	157,330
[12-19歳、12-19歳、12-19歳、60-69歳、の4人世帯]	201,100	192,080	182,990	173,960	164,910	155,860
[12-19歳、12-19歳、12-19歳、70歳以上、の4人世帯]	197,670	189,010	179,870	171,280	162,100	153,610
[12-19歳、12-19歳、20-40歳、20-40歳、の4人世帯]	203,250	194,130	184,960	175,810	166,670	157,530
[12-19歳、12-19歳、20-40歳、41-59歳、の4人世帯]	201,350	192,310	183,220	174,170	165,110	156,050
[12-19歳、12-19歳、20-40歳、60-69歳、の4人世帯]	199,450	190,500	181,490	172,530	163,550	154,580
[12-19歳、12-19歳、20-40歳、70歳以上、の4人世帯]	196,020	187,430	178,370	169,850	160,740	152,330
[12-19歳、12-19歳、41-59歳、41-59歳、の4人世帯]	199,440	190,480	181,490	172,530	163,550	154,570
[12-19歳、12-19歳、41-59歳、60-69歳、の4人世帯]	197,540	188,670	179,760	170,890	161,990	153,100
[12-19歳、12-19歳、41-59歳、70歳以上、の4人世帯]	194,110	185,600	176,640	168,210	159,180	150,850
[12-19歳、12-19歳、60-69歳、60-69歳、の4人世帯]	195,640	186,860	178,030	169,250	160,430	151,980
[12-19歳、12-19歳、60-69歳、70歳以上、の4人世帯]	192,210	183,800	174,910	166,570	157,620	149,380
[12-19歳、12-19歳、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	188,780	180,730	171,790	163,890	154,810	147,120
[12-19歳、20-40歳、20-40歳、20-40歳、の4人世帯]	201,600	192,560	183,460	174,370	165,310	156,260
[12-19歳、20-40歳、20-40歳、41-59歳、の4人世帯]	199,700	190,730	181,730	172,730	163,750	154,780
[12-19歳、20-40歳、20-40歳、60-69歳、の4人世帯]	197,800	188,920	180,000	171,090	162,190	153,300
[12-19歳、20-40歳、20-40歳、70歳以上、の4人世帯]	194,370	185,850	176,880	168,410	159,380	151,050
[12-19歳、20-40歳、41-59歳、41-59歳、の4人世帯]	197,790	188,900	179,990	171,090	162,190	153,300
[12-19歳、20-40歳、41-59歳、60-69歳、の4人世帯]	195,890	187,090	178,260	169,450	160,630	151,900
[12-19歳、20-40歳、41-59歳、70歳以上、の4人世帯]	192,460	184,030	175,140	166,770	157,820	149,570
[12-19歳、20-40歳、60-69歳、60-69歳、の4人世帯]	194,000	185,280	176,530	167,810	159,070	151,220
[12-19歳、20-40歳、60-69歳、70歳以上、の4人世帯]	190,560	182,220	173,410	165,130	156,260	148,280
[12-19歳、20-40歳、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	187,130	179,150	170,290	162,450	153,450	145,850
[12-19歳、41-59歳、41-59歳、41-59歳、の4人世帯]	195,880	187,080	178,250	169,450	160,630	152,430
[12-19歳、41-59歳、41-59歳、60-69歳、の4人世帯]	193,990	185,270	176,520	167,810	159,180	151,750
[12-19歳、41-59歳、41-59歳、70歳以上、の4人世帯]	190,560	182,200	173,400	165,130	156,260	148,810
[12-19歳、41-59歳、60-69歳、60-69歳、の4人世帯]	192,090	183,460	174,790	166,300	158,460	151,070
[12-19歳、41-59歳、60-69歳、70歳以上、の4人世帯]	188,660	180,390	171,670	163,490	155,230	148,140
[12-19歳、41-59歳、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	185,230	177,320	168,550	160,810	152,000	145,200

世帯構成	平成26年度					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
[12-19歳、60-69歳、60-69歳、60-69歳、の4人世帯]	190,190	181,650	173,060	165,550	157,740	150,390
[12-19歳、60-69歳、60-69歳、70歳以上、の4人世帯]	186,760	178,580	169,940	162,270	154,510	147,460
[12-19歳、60-69歳、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	183,330	175,510	166,820	159,170	151,280	144,520
[12-19歳、70歳以上、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	179,900	172,450	163,700	156,500	148,050	141,580
[20-40歳、20-40歳、20-40歳、20-40歳、の4人世帯]	199,950	190,980	181,960	172,930	163,960	154,980
[20-40歳、20-40歳、20-40歳、41-59歳、の4人世帯]	198,050	189,150	180,230	171,290	162,400	153,500
[20-40歳、20-40歳、20-40歳、60-69歳、の4人世帯]	196,150	187,340	178,500	169,650	160,840	152,030
[20-40歳、20-40歳、20-40歳、70歳以上、の4人世帯]	192,720	184,270	175,380	166,980	158,030	149,780
[20-40歳、20-40歳、41-59歳、41-59歳、の4人世帯]	196,140	187,320	178,490	169,650	160,840	152,020
[20-40歳、20-40歳、41-59歳、60-69歳、の4人世帯]	194,240	185,520	176,760	168,010	159,280	151,140
[20-40歳、20-40歳、41-59歳、70歳以上、の4人世帯]	190,810	182,450	173,640	165,340	156,460	148,290
[20-40歳、20-40歳、60-69歳、60-69歳、の4人世帯]	192,350	183,710	175,030	166,370	157,810	150,460
[20-40歳、20-40歳、60-69歳、70歳以上、の4人世帯]	188,910	180,640	171,910	163,690	154,900	147,520
[20-40歳、20-40歳、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	185,480	177,570	168,790	161,020	152,090	144,580
[20-40歳、41-59歳、41-59歳、41-59歳、の4人世帯]	194,230	185,500	176,750	168,010	159,280	151,670
[20-40歳、41-59歳、41-59歳、60-69歳、の4人世帯]	192,340	183,690	175,020	166,370	158,380	150,990
[20-40歳、41-59歳、41-59歳、70歳以上、の4人世帯]	188,910	180,620	171,900	163,690	155,150	148,060
[20-40歳、41-59歳、60-69歳、60-69歳、の4人世帯]	190,440	181,880	173,290	165,450	157,660	150,320
[20-40歳、41-59歳、60-69歳、70歳以上、の4人世帯]	187,010	178,810	170,170	162,170	154,430	147,380
[20-40歳、41-59歳、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	183,580	175,740	167,050	159,380	151,200	144,440
[20-40歳、60-69歳、60-69歳、60-69歳、の4人世帯]	188,540	180,070	171,560	164,710	156,940	149,640
[20-40歳、60-69歳、60-69歳、70歳以上、の4人世帯]	185,110	177,000	168,440	161,420	153,710	146,700
[20-40歳、60-69歳、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	181,680	173,940	165,320	158,140	150,480	143,760
[20-40歳、70歳以上、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	178,250	170,870	162,200	155,060	147,250	140,820
[41-59歳、41-59歳、41-59歳、41-59歳、の4人世帯]	192,330	183,670	175,010	166,780	158,950	151,530
[41-59歳、41-59歳、41-59歳、60-69歳、の4人世帯]	190,430	181,860	173,280	166,030	158,220	150,850
[41-59歳、41-59歳、41-59歳、70歳以上、の4人世帯]	187,000	178,790	170,160	162,750	155,000	147,910
[41-59歳、41-59歳、60-69歳、60-69歳、の4人世帯]	188,590	180,360	171,560	165,280	157,500	150,170
[41-59歳、41-59歳、60-69歳、70歳以上、の4人世帯]	185,100	176,990	168,430	162,000	154,270	147,230
[41-59歳、41-59歳、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	181,670	173,920	165,310	158,710	151,040	144,290
[41-59歳、60-69歳、60-69歳、60-69歳、の4人世帯]	187,730	179,540	170,060	164,530	156,780	149,490
[41-59歳、60-69歳、60-69歳、70歳以上、の4人世帯]	183,860	175,910	166,710	161,250	153,550	146,550
[41-59歳、60-69歳、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	180,000	172,290	163,580	157,970	150,320	143,620
[41-59歳、70歳以上、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	176,340	169,040	160,460	154,680	147,090	140,680
[60-69歳、60-69歳、60-69歳、60-69歳、の4人世帯]	186,860	178,710	169,270	163,780	156,060	148,810
[60-69歳、60-69歳、60-69歳、70歳以上、の4人世帯]	182,990	175,090	165,770	160,500	152,830	145,870
[60-69歳、60-69歳、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	179,130	171,460	162,280	157,220	149,600	142,940
[60-69歳、70歳以上、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	175,260	167,840	158,790	153,930	146,370	140,000
[70歳以上、70歳以上、70歳以上、70歳以上、の4人世帯]	171,400	164,220	155,610	150,650	143,140	137,060

《別紙③：具体的な最低生活費の計算例》

世帯構成：45歳、30歳（障害等級3級）、15歳（高校生）、10歳（小学生）の4人家族
 地域：1級地-1（東京23区）
 居住：民間賃貸住宅（家賃40,000円）

① 第1類・第2類の合算額を計算

$$\frac{[(39,290+41,440+43,300+35,060) \times 0.9500 + 56,760]}{\text{【基準額①の第1類 (45歳+30歳+15歳+10歳)】} \quad \text{【通減率① (4人世帯)】} \quad \text{【基準額①の第2類 (4人世帯)】}} = 207,895.5 \dots A$$

$$= 187,105.9 \dots C (A \times 0.9)$$

$$\frac{[(39,360+38,430+39,170+34,390) \times 0.7675 + 61,620]}{\text{【基準額②の第1類 (45歳+30歳+15歳+10歳)】} \quad \text{【通減率② (4人世帯)】} \quad \text{【基準額②の第2類 (4人世帯)】}} = 177,781.12 \dots B$$

⇒ 通常は「 $A \times 1/3 + B \times 2/3$ 」で計算する。しかし、このケースでは $C > B$ となっているため、改定幅△10%上限により、「 $A \times 1/3 + C \times 2/3$ 」で計算する。

$$= 207,895.5 \times 1/3 + 187,105.9 \times 2/3 = 194,035.8 \div \underline{194,040 \text{ 円}}$$

（まず1円未満を切り捨て、さらに10円未満の端数がある場合は10円に切り上げる）

【H26.4基準額表(抜粋)：1級地-1】

		基準額①	基準額②
第1類	0-2歳	21,510	26,660
	3-5歳	27,110	29,970
	6-11歳	35,060	34,390
	12-19歳	43,300	39,170
	20-40歳	41,440	38,430
	41-59歳	39,290	39,360
	60-69歳	37,150	38,990
	70歳以上	33,280	33,830
通減率	1人世帯	1,000	1,0000
	2人世帯	1,000	0.8850
	3人世帯	1,000	0.8350
	4人世帯	0.950	0.7675
第2類	1人世帯	44,690	40,800
	2人世帯	49,460	50,180
	3人世帯	54,840	59,170
	4人世帯	56,760	61,620

② 加算を計算

$$17,820 \text{ (障害者加算)} + 10,000 \text{ (児童養育加算)} = \underline{27,820 \text{ 円}}$$

③ 他扶助を計算

$$40,000 \text{ (住宅扶助)}$$

$$+ 5,450 \text{ (高等学校等就学費・基本額)} + 5,150 \text{ (高等学校等就学費・学習支援費)}$$

$$+ 2,210 \text{ (教育扶助・基準額)} + 2,630 \text{ (教育扶助・学習支援費)}$$

$$= \underline{55,440 \text{ 円}}$$

④ 最低生活費を計算

$$194,040 + 27,820 + 55,440 = \underline{277,300 \text{ 円} + \alpha \text{ (医療扶助など)}}$$

※ 入院患者、施設入所者、出稼ぎ者が世帯にいる場合は、当該者と居宅にいる世帯員とは別に最低生活費を算出する。 よって、「① 第1類・第2類の合計額」の計算では、これらの者は世帯人数には含めないこと。

《参考：冬季加算額（11～3月のみ）》

(単位：円/月額)

		1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
I区	1人世帯	24,260	23,160	22,080	20,980	19,890	18,800
	2人世帯	31,410	30,000	28,580	27,170	25,750	24,350
	3人世帯	37,490	35,800	34,110	32,430	30,740	29,050
	4人世帯	42,510	40,600	38,680	36,770	34,860	32,940
	5人世帯	44,140	42,230	40,170	38,250	36,190	34,280
II区	1人世帯	17,340	16,570	15,780	15,000	14,230	13,440
	2人世帯	22,460	21,460	20,440	19,440	18,420	17,410
	3人世帯	26,810	25,600	24,400	23,190	21,990	20,780
	4人世帯	30,400	29,040	27,660	26,300	24,940	23,560
	5人世帯	31,570	30,210	28,720	27,360	25,890	24,520
III区	1人世帯	11,520	11,000	10,480	9,960	9,440	8,930
	2人世帯	14,910	14,250	13,570	12,900	12,230	11,560
	3人世帯	17,790	17,000	16,190	15,390	14,590	13,790
	4人世帯	20,170	19,270	18,360	17,450	16,550	15,630
	5人世帯	20,950	20,040	19,070	18,160	17,180	16,270
IV区	1人世帯	8,790	8,390	8,000	7,600	7,200	6,810
	2人世帯	11,380	10,870	10,350	9,840	9,320	8,820
	3人世帯	13,580	12,970	12,350	11,750	11,140	10,520
	4人世帯	15,400	14,700	14,020	13,320	12,630	11,930
	5人世帯	15,990	15,290	14,550	13,860	13,110	12,410
V区	1人世帯	6,130	5,850	5,580	5,300	5,020	4,750
	2人世帯	7,940	7,580	7,220	6,860	6,520	6,160
	3人世帯	9,470	9,050	8,620	8,200	7,770	7,340
	4人世帯	10,740	10,250	9,770	9,280	8,810	8,320
	5人世帯	11,150	10,660	10,140	9,650	9,150	8,660
VI区	1人世帯	3,080	2,940	2,800	2,660	2,520	2,380
	2人世帯	3,980	3,810	3,630	3,450	3,270	3,090
	3人世帯	4,750	4,540	4,320	4,110	3,900	3,690
	4人世帯	5,390	5,150	4,900	4,660	4,420	4,170
	5人世帯	5,590	5,350	5,080	4,840	4,580	4,330

I区：北海道、青森県、秋田県

II区：岩手県、山形県、新潟県

III区：宮城県、福島県、富山県、長野県

IV区：石川県、福井県

V区：栃木県、群馬県、山梨県、岐阜県、鳥取県、島根県

VI区：その他の都府県

平成25年8月施行の生活扶助基準改定に伴う審査請求の提起件数

平成25年8月1日施行の生活扶助基準の改定に伴う被保護者からの審査請求の提起件数は、平成26年1月末現在で全国で12,869件となっている。

	自治体	件数
	全 国	12,869
1	北海道	1,485
2	青森県	384
3	岩手県	25
4	宮城県	96
5	秋田県	394
6	山形県	35
7	福島県	106
8	茨城県	93
9	栃木県	3
10	群馬県	57
11	埼玉県	422
12	千葉県	248
13	東京都	830
14	神奈川県	256
15	新潟県	321

	自治体	件数
16	富山県	4
17	石川県	82
18	福井県	19
19	山梨県	17
20	長野県	71
21	岐阜県	42
22	静岡県	168
23	愛知県	346
24	三重県	68
25	滋賀県	34
26	京都府	594
27	大阪府	1,794
28	兵庫県	393
29	奈良県	56
30	和歌山県	20
31	鳥取県	67

	自治体	件数
32	島根県	3
33	岡山県	636
34	広島県	533
35	山口県	165
36	徳島県	80
37	香川県	30
38	愛媛県	286
39	高知県	68
40	福岡県	1,400
41	佐賀県	45
42	長崎県	51
43	熊本県	227
44	大分県	166
45	宮崎県	49
46	鹿児島県	572
47	沖縄県	28

審査請求・再審査請求の根拠規定について

○保護の決定及び実施並びに就労自立給付金の支給に関する処分の場合

→ 生活保護法第64条、第66条、地方自治法第255条の2の適用あり

処 分 庁	審 査 庁	再 審 査 庁
都道府県知事	厚生労働大臣 (行政不服審査法第5条第1項第2号、同条第2項、地方自治法第255条の2第1号)	なし
都道府県設置福祉事務所長	都道府県知事 (行政不服審査法第5条第1項第1号、同条第2項)	厚生労働大臣 (行政不服審査法第8条第1項第2号、同条第2項、地方自治法第255条の2第1号)
市町村長 (町村長は、福祉事務所設置町村長に限る。)	都道府県知事 (行政不服審査法第5条第1項第2号、同条第2項、地方自治法第255条の2第2号)	厚生労働大臣 (行政不服審査法第8条第1項第1号、同条第2項、生活保護法第66条第1項)
市町村設置福祉事務所長	都道府県知事 (行政不服審査法第5条第1項第1号、同条第2項、生活保護法第64条)	厚生労働大臣 (行政不服審査法第8条第1項第1号、同条第2項、生活保護法第66条第1項)

○法定受託事務であって、保護の決定及び実施並びに就労自立給付金の支給に関する事務以外の事務に関する処分の場合 (78条処分など)

→ 地方自治法第255条の2の適用あり

処 分 庁	審 査 庁	再 審 査 庁
都道府県知事	厚生労働大臣 (行政不服審査法第5条第1項第2号、同条第2項、地方自治法第255条の2第1号)	なし
都道府県設置福祉事務所長	都道府県知事 (行政不服審査法第5条第1項第1号、同条第2項)	厚生労働大臣 (行政不服審査法第8条第1項第2号、同条第2項、地方自治法第255条の2第1号)
市町村長	都道府県知事 (行政不服審査法第5条第1項第2号、同条第2項、地方自治法第255条の2第2号)	なし
市町村設置福祉事務所長	市町村長 (行政不服審査法第5条第1項第1号、同条第2項)	都道府県知事 (行政不服審査法第8条第1項第2号、同条第2項、地方自治法第255条の2第2号)

各 都道府県 指定都市 民生主管部（局）長 殿

厚生省社会・援護局保護課長

生活保護法に基づく保護の決定、実施に係る
事務に関する訴訟の取扱いについて（通知）

生活保護法に基づく保護の決定、実施等に係る事務に関する訴訟（行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）第 3 条に規定する抗告訴訟に限る。以下「生活保護法関係の訴訟」という。）について、行政庁（地方公共団体の機関を含む。以下同じ。）は、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和 2 2 年法律第 1 9 4 号）第 6 条により、法務大臣の指揮を受けるところであります。先に係属中の訴訟について調査をお願いしたところによりますと、行政庁と法務局との連絡が必ずしも十分に行われていないところが見受けられるところであり、このことについて、法務省から当省に対して、所轄の法務局との連絡を十分とるよう行政庁を指導されたい旨の要請がありました。また、生活保護の決定、実施等に係る事務は国の機関委任事務であることから、当省としても生活保護法関係の訴訟については関心を有しているところです。

つきましては、別紙記載の事件につき、下記要領により、所轄の法務局又は地方法務局と連絡をとるとともに、当省にも連絡されるようお願いいたします。

また、今後生活保護法関係の訴訟が提起された場合についても、下記要領により、法務局長又は地方法務局長及び当省に報告するよう御留意願います。

さらに、貴管下関係部局に対しても、この旨周知方配感願います。

なお、別添 1 のとおり法務省から法務局及び地方法務局あてに通知されていることを申し添えます。

記

- 1 生活保護法関係の訴訟が現に係属中の場合、又は新たに提起された場合においては、速やかに、所轄の法務局長又は地方法務局長に別添 2 の様式に訴状を添えてその旨を報告するとともに、訴訟の進め方について相談して下さい。
- 2 所轄の法務局又は地方法務局は別添 3 のとおりです（東京都、大阪府、愛知県、広島県、福岡県、宮城県、北海道（函館、旭川及び釧路の 3 地方法務局の所轄区域を除く。）及び香川県にあっては、法務局、それ以外の府県にあっては、地方法務局となります。）。
- 3 1 に基づき法務局長又は地方法務局長に報告した後、速やかに当省に 1 と同内容のものを報告して下さい。

(別添1)

写

法務省訟二第321号

平成7年3月29日

東京・大阪・名古屋

法務局訟務部長 殿

(上記以外の法務局については参考通知)

法務省訟務局行政訟務第二課長

生活保護法に基づく保護の決定、実施等に係る事務に関する訴訟
の取扱いについて(通知)

生活保護法に基づく保護の決定、実施等に係る事務に関する訴訟(行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条に規定する抗告訴訟に限る。以下「生活保護法関係訴訟」という。)について、行政庁(地方公共団体の機関を含む。以下同じ。)は、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和22年法律第194号)第6条により法務大臣の指揮を受けることとなるところ、係属中の訴訟について、行政庁から所轄の法務局又は地方法務局への連絡が必ずしも十分行われていないものが見受けられたことから、厚生省(担当は社会・援護局保護課)に対し、連絡が行われていない行政庁については所轄の法務局又は地方法務局へ適宜報告等をするよう申し入れてきたところ、この度、同省から各都道府県・指定都市の民生主管部(局)長あて別紙のとおり依頼する旨連絡がありました。

ついては、上記依頼文書の別紙記載の事件につき、今後、被告となっている行政庁から所轄の法務局又は地方法務局に対し、係属中の訴訟についての報告と訴訟の進め方についての相談があると思われまので、貴下職員に周知方御配意願います。

(別添2)

1. 事件名

2 事件番号

3 係属裁判所

4 提起年月日

5 原告
(代理人)

6 被告
(代理人)

7 争訟となった処分

8 処分庁

9 請求の趣旨

10 訴訟提起に至るまでの経緯

平成 26 年度生活保護関係会議及び生活保護関係研修会の実施予定について

月	厚生労働省実施分	その他 〔 ◇国立保健医療科学院分 □ 全社協中央福祉学院分 〕
4		□ 社会福祉主事資格認定通信課程 (4月1日より1年間)
5	○ 生活保護新任査察指導員・新任指導職員基礎研修会 (5月14日～16日：自立推進・指導監査室) ○ 生活保護施行事務監査に係る生活保護指導職員会議 (5月22日～23日：自立推進・指導監査室)	
6	○ 生活保護ケースワーカー研修会 (18日～20日：保護課)	
7		◇ 福祉事務所長研修(2日～4日)
8		
9	○ 全国生活保護査察指導員研修会 (中旬：自立推進・指導監査室)	
10	○ 生活保護担当指導職員ブロック会議 ・北海道・東北・関東信越ブロック：秋田県 ・東海・北陸近畿ブロック：静岡県 ・中国四国・九州ブロック：鳥取県 (保護課)	
11	○ 生活保護就労支援員全国研修会 (保護課)	◇ 生活保護自立支援研修担当育成研修
12		
1		
2		
3	○ 生活保護関係全国係長会議	

※ 上記の他、予算の成立時期や法改正の審議状況を踏まえて、臨時的に連絡会議等を開催することがありえる。

※ 国立保健医療科学院分の研修は、日程等の変更もあり得るため、国立保健医療科学院のホームページにて随時、最新情報のご確認をお願いします。

